

平成30年（ネ）第1445号、同年（ネ）第2537号 損害賠償請求
控訴事件、同附帯控訴事件

令和6年12月18日 大阪高等裁判所第12民事部判決

主 文

5 1 一審原告らと一審被告東電との間について

(1) 一審原告2-2、3-2、6-1、7-1・5、8-1、10-1・2、
12-1、14-1、16-1、18、19-1、20-1、21-1、2
2-1、23-1、24-1、25-1、26-2、27-1、29-1、
30-1、31-1・2、32-1・2、33-2、34-2、35-1、
10 43-3、44-2、48-1、52-2、57-2及び58-2の各控訴
並びに一審原告1（当審における請求の拡張を含む。）及び25-2の各附帯
控訴に基づき、原判決中、これらの一審原告らと一審被告東電との間に関す
る部分を次のとおり変更する。

ア 一審被告東電は、別紙認容額等一覧表の「原告番号」欄記載の一審原告
15 らのうち上記各一審原告に対し、同表の「認容額」欄記載の各金員及びこ
れに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金
員を支払え。

イ 上記各一審原告の一審被告東電に対する主位的請求及びその余の予備的
請求（一審原告1及び32-1・2を除く。）をいずれも棄却する。

20 (2) 一審被告東電の控訴に基づき、原判決中、一審原告7-4、9-1、15
-1・2、26-1・3～5、35-2、37-1・2、39、45-1、
46-1～5、50、51-1、52-1、56-1・2及び58-1・3
と一審被告東電との間に関する部分を次のとおり変更する。

ア 一審被告東電は、別紙認容額等一覧表の「原告番号」欄記載の一審原告
25 らのうち上記各一審原告に対し、同表の「認容額」欄記載の各金員及びこ
れに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金

員を支払え。

イ 上記各一審原告の一審被告東電に対する主位的請求及びその余の予備的請求をいずれも棄却する。

5 (3) 一審原告ら（上記(1)記載の一審原告らを除く。）の一審被告東電に対する各控訴及び附帯控訴並びに一審被告東電の一審原告ら（上記(2)記載の一審原告らを除く。）に対する控訴をいずれも棄却する。

2 一審原告らと一審被告国との間について

(1) 一審被告国の控訴に基づき、原判決中、一審被告国の敗訴部分をいずれも取り消す。

10 (2) 上記部分につき、一審原告らの一審被告国に対する請求（当審における拡張請求を含む。）をいずれも棄却する。

(3) 一審原告らの一審被告国に対する各控訴及び各附帯控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用の負担は次のとおりとする。

15 (1) 第1項記載の各一審原告と一審被告東電との間に生じた費用は、第1、2審を通じ、それぞれ別紙認容額等一覧表の「訴訟費用の一審被告東電の負担割合」欄記載の各割合を一審被告東電の負担とし、その余を同表の対応する「原告番号」欄記載の各一審原告の負担とする。

20 (2) 一審原告2-3・4、6-3、7-2・3・6、8-3、9-2～4、10-3、13-1～3、14-2～4、15-3・4、16-2、19-3・4、20-2～6、21-3・4、22-3、23-4・5、24-2～4、25-3～5、27-3・4、29-2、30-3、31-3、32-3～5、33-3、35-3～5、43-4、44-3、47、48-3、51-3、55、57-3～6及び58-4と一審被告東電との間に生じた控訴費用は、これらの一審原告の負担とする。

25 (3) 一審原告2-1、3-1、4-1・2、5、6-2、8-2、19-2、

20-7・8、21-2、22-2、23-2承継人、23-3、27-2、
28、30-2、33-1、34-1・3・4、36-1・2、38、40、
42、43-1・2、44-1、45-2・3、48-2・4～6、49、
51-2、52-3・4、54-1・2及び57-1と一審被告東電との間
5 に生じた控訴費用及び附帯控訴費用は、各自の負担とする。

(4) (2)記載の各一審原告と一審被告国との間に生じた控訴費用は、これらの
一審原告の負担とする。

(5) (4)記載の一審原告ら以外の各一審原告と一審被告国との間に生じた訴訟
費用は、第1、2審を通じ、これらの一審原告の負担とする。

10 4 この判決は、第1項(1)ア及び(2)アに限り、仮に執行することができる。た
だし、一審被告東電が、別紙認容額等一覧表の「担保額」欄記載の各金員を供
託するときは、同表の対応する「原告番号」欄記載の各一審原告との関係で、
その執行を免れることができる。

15 5 なお、原判決中、一審原告11-1・2・4、12-2及び17-1の請求
に関する部分並びに一審原告53の一審被告東電に対する請求に関する部分は、
訴えの取下げにより失効している。

事 実 及 び 理 由

第1章 控訴及び附帯控訴の趣旨

1 一審原告ら

20 (1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告らは、別紙認容額等一覧表の「原告番号」欄記載の各一審原告に
対し、連帯して同表の対応する「原告らの請求額」欄記載の各金員及びこれ
に対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を
支払え（ただし、一審原告1、8-1、10-2、25-2、35-1は、
25 当審において、その請求を拡張した。一審原告53は、一審被告東電に対す
る請求に係る訴えを取り下げた。一審原告23-1は、死亡し、一審原告2

3－3が訴訟承継した。）。

2 一審被告東電

(1) 原判決中、一審被告東電敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。

5 3 一審被告国

(1) 原判決中、一審被告国敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。

第2章 事案の概要

第1節 事案の要旨

10 一審原告らは、平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）に伴う津波の影響により、一審被告東電が設置運営する福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」又は「本件原発」という。）の電源が消失し、炉心の冷却が不可能になったことなどから放射性物質が放出されるに至った事故（以下「本件事故」という。）に関

15 し、放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染されたと主張する者（本件事故後に出生した者を含む。）又はその承継人である。本件は、一審原告らが、一審被告東電に対し、本件事故により避難を余儀なくされ、損害を被ったとして、主位的に民法709条に基づき、予備的に原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。平成26年法律第134号による改正前のもの。以下同じ。）3条1項に基づき損害賠償を求めるとともに、一審被告国に対

20 し、経済産業大臣が津波による本件原発の事故を防ぐために電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求める事案である。

25 原審が、一審原告らのうち原判決別紙認容額等一覧表の「認容額」欄に金額の記載のある各一審原告について、同欄記載の金員及びこれに対する遅延損害

金を、一審被告東電については原賠法に基づき、一審被告国については国賠法に基づき、連帯して支払うべき旨命じ、それらの各一審原告のその余の請求及びその余の各一審原告の請求全部をいずれも棄却したところ、一審被告東電及び一審被告国は、請求認容部分を不服としてそれぞれ控訴し、他方、一審原告らの一部も、請求棄却部分を不服としてそれぞれ控訴ないし附帯控訴をした(なお、一審原告 1 及び 2 5 - 2 は附帯控訴した上それぞれ請求を拡張し、一審原告 8 - 1、1 0 - 2 及び 3 5 - 1 はそれぞれ請求を拡張した。また、一審原告 2 3 - 2 は平成 3 0 年 2 月 7 日死亡し、子である一審原告 2 3 - 3 が同人を相続し、訴訟手続を承継した。一審原告 4 2 についても令和 3 年 5 月 1 5 日死亡し、子が同人を相続し、訴訟手続を承継した(以下、一審原告 4 2 については、承継の前後を通じて単に「一審原告 4 2」という。))。

以下、略語は、原則として、原判決別紙略語・用語一覧表の記載によるが、理解のために再掲する場合がある。

第 2 節 前提事実

前提事実は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第 2 章 事案の概要等」の第 2 節（原判決 7 頁 2 0 行目～2 2 頁 2 6 行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 1 1 頁 1 0 行目の「とされる。」を「とされ、その最大すべり量は 5 0 m 以上であったとされる。」に改める。

(2) 同 1 1 頁 1 5 行目の「本件津波により」を「本件津波は、本件原発の敷地の海に面した東側及び南側（南東側）の全方向からその敷地内に浸入し」に改める。

第 3 節 主たる争点

第 1 経済産業大臣による電気事業法 4 0 条に基づく技術基準適合命令により是正する規制権限の範囲について

第 2 一審被告らの本件津波の予見可能性の有無について

第3 一審被告らの本件事故の結果回避可能性の有無について

第4 一審被告東電の故意又は重過失（慰謝料増額事由）の有無について

第5 一審原告らの避難の相当性について

第6 一審原告らの損害について

5 第7 弁済の抗弁について

第4節 主たる争点に関する当事者の主張

主たる争点に関する原審における当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2章 事案の概要等」の第4節（原判決23頁7行目～8行目及び別冊当事者の主張）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決別冊109頁11行目の「済む」を「住む」に、同14行目の「低線量率被ばく」を「低線量被ばく」に、同128頁10行目の「放射線影響」を「放射線影響」にそれぞれ改め、同132頁18行目の「本準備書面の」を削り、同132頁20行目の「記載している」を「主張している」に、同147頁7行目の「審理すべき」を「判断すべき」に、同184頁10行目の「こととなった。」と抽象的に」を「こととなった。」と抽象的に」にそれぞれ改める。なお、前記「第3節 争点」の第1は原判決別冊当事者の主張の第3に、前記「第3節 争点」の第2は原判決別冊当事者の主張の第1に、前記「第3節 争点」の第3は原判決別冊当事者の主張の第2及び第3に、前記「第3節 争点」の第4は原判決別冊当事者の主張の第2に、前記「第3節 争点」の第5は原判決別冊当事者の主張の第4に、前記「第3節 争点」の第6及び第7は原判決別冊当事者の主張の第5に、それぞれ記載されている。）。これに加えて、当審における当事者の主張は、本判決別紙控訴審における当事者の主張に記載のとおりである。

第3章 当裁判所の判断

25 第1節 経済産業大臣による電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により是正する規制権限の範囲について

1 炉規法は、原子炉の設置、変更の許可に関する定め（２３条～２６条の２）
に加え、設計及び工事の方法の認可に関する定め（２７条）等の各規定を設け、
これらの規制が段階的に行われることを予定し、原子炉の設置、変更の許可の
5 段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象とされ、後続の
設計及び工事の方法の認可の段階で規制の対象となる当該原子炉の具体的な詳
細設計及び工事の方法については規制の対象とならないものと解される。そし
て、電気事業法３９条及び省令６２号で定める技術基準は、上記のような段階
的規制の下においては、工事計画認可の段階における基準とされており（４７
10 条３項１号）、同法３９条及び省令６２号で定める技術基準に適合していない
と認めるときに発せられるべき４０条による技術基準適合命令も、本来的には、
詳細設計についての技術基準に適合していないと認めるときに発せられるべき
ものであると解される。

2 しかし、電気事業法３９条は、その文言上、基本設計や詳細設計を区別する
ことなく、経済産業省令で定める技術基準に適合するよう維持することを求め
15 るものであり、詳細設計に関する事項についてのみ技術基準に適合することを
求めるものと解されるべきではない。実質的に考えても、経済産業大臣が、発
電用原子炉の設置許可申請がされた時点においては、炉規法２４条１項４号所
定の基準に適合すると判断して設置許可をしたところ、その後の周辺環境の変
化や判断の根拠となった知見の発展等により、当該発電用原子炉が、当初の基
20 本設計では上記基準に適合しないと判断されるに至り、当初の設置許可が維持
されたままであることが不相当であるに至ることは当然に想定し得る。このよ
うな場合においても、経済産業大臣が、技術基準適合命令を発する権限を有せ
ず、行政指導にとどめるか、設置許可の取消しを選択するしかないと解するの
は不合理である。

25 3 そうであれば、経済産業大臣は、発電用原子炉の基本設計に関する事項につ
いて、設置許可後の周辺環境の変化や判断の根拠となった知見の発展等により、

技術基準に適合しなくなったと判断される場合においても、電気事業法 40 条の技術基準適合命令を発することができるかと解するのが相当である。

4 なお、本件事故後に改正された炉規法（平成 24 年法律第 47 号による改正後）43 条の 3 の 2 3 は、上記の電気事業法 40 条とは異なり、原子力規制委員会が必要な措置を命ずることができる場合として、「発電用原子炉施設が第 43 条の 3 の 1 4 の技術上の基準に適合していないと認めるとき」のほか「発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第 43 条の 3 の 6 第 1 項 4 号の基準に適合していないと認めるとき」を挙げ、基本設計が基準に適合しない場合にも必要な措置を命ずることができることを明らかにしているが、上記 2 及び 3 で説示したとおり、従前の電気事業法 40 条の規定によっても、基本設計に関する事項についても技術基準適合命令を発することが可能であると解され、同改正も、技術基準適合命令を基本設計に関する事項に関しても発することができることを確認的に明らかにしたものにすぎないと解するのが相当である。

第 2 節 一審被告東電の不法行為責任の存否について

15 一審原告らは、一審被告東電に対し、主位的に民法 709 条に基づく損害賠償を求める。しかし、原賠法の規定のうち、原子力損害の賠償責任に関して定める第 2 章の規定は、原子力損害についての原子力事業者の無過失責任（3 条）、責任の集中（4 条）、求償権等の制限（5 条）を定めており、これらは民法の不法行為に関する規定の特則であって、原賠法の規定が適用される範囲においては、民法の規定はその適用が排除されるものと解するのが相当である。したがって、本件事故による原子力損害の賠償に関しては、一審被告東電は、原賠法 3 条 1 項によってのみ損害賠償責任を負うものと解するのが相当であり、一審原告らの一審被告東電に対する民法 709 条に基づく損害賠償請求は理由がない。

25 次に、無過失責任である原賠法 3 条に基づく損害賠償請求については、一審被告東電による本件事故の予見可能性は問題とならないが、一審原告らは、原

賠償に基づく一審被告東電の責任について、責任加重事由としての故意又は重過失の存在を主張するから、以下では、一審被告国の過失（本件津波の予見可能性及び本件事故の結果回避可能性）を検討し、併せて一審被告東電の故意又は重過失についても検討する。

5 第3節 一審被告らの津波の予見可能性の有無について

第1 経済産業大臣による権限不行使の国賠法上の違法性の判断基準

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、
10 その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（最高裁平成13年（受）第1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁、最高裁平成13年（オ）第1194号、第1196号、同年（受）第1172号、第1174号同16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁、
15 最高裁平成26年（受）第771号同年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799頁、最高裁平成30年（受）第1447号、第1448号、第1449号、第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決・民集75巻5号1359頁参照）。そして、国又は公共団体が、上記公務員が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うと
20 いうためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない。

以下、経済産業大臣が一審被告東電に対する電気事業法40条の技術基準適合命令を行使しなかったことについて、一審被告国による本件津波到来の予見可能性及びその津波による本件事故発生の回避可能性の観点から順次検討する。

25 第2 認定事実

1 後記2のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第3章 当裁

判所の判断」の「第1節 争点①（予見可能性の有無）について」の第1（原判決23頁11行目～61頁21行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 補正

- 5 (1) 原判決48頁23行目の「長期評価に従い、」から26行目の「行ったところ、」までを次のとおり改める。

「長期評価に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデル（波源モデル）を設定した上で、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施して津波の試算を行うパラメータスタディが行われ、その結果、本件原発における」

10

- (2) 原判決49頁7行目の「試算された」の次に、「。もっとも、敷地の東側前面（取水ポンプ位置）では、最も高い2号機でO. P. + 9. 244mであって、敷地の高さ（O. P. + 10m）を越えていなかった」を加える。

- 15 (3) 原判決50頁3行目の「理解」を「意見」に改める。

- (4) 原判決51頁24行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「(7) 本件事故後の試算

一審被告東電は、本件事故後である平成28年7月頃、平成20年試算の結果により得られた最大津波に対して、本件原発の敷地への浸水を防ぐための対策を実施していた場合に、本件原発1号機ないし4号機の敷地（O. P. + 10m盤）への浸水を防ぐことができたか否かを確認した。そして、平成20年試算津波に対する対策としては、本件原発南側（南東側）敷地にO. P. + 22m及びO. P. + 17. 5mの天端高さの防潮堤、1号機北側にO. P. + 12. 5mの天端高さの防潮堤及び本件原発北側敷地にO. P. + 14mの天端高さの防潮堤を設置することが考えられるが、そのような防潮堤の設置によっても、本件津波が

20

25

本件原発のO. P + 1 0 m盤及びO. P. + 1 3 m盤（本件原発5号機及び6号機の敷地高さ）に浸入することを防ぐことはできなかったことを確認した。（乙B26）

(8) なお、本件事故までの間、我が国における発電所の津波対策としては、安全上重要な全ての機器が設計想定津波の水位よりも高い場所に設置されることなどによって、それらの機器が津波で浸水することを防ぐという考え方（ドライサイトコンセプト）が主流であり、設計想定津波が敷地内に浸入することが想定される場合には、防潮堤、防波堤等を設置することにより津波の敷地内への浸入を防止することが実効的かつ合理的であると考えられていた。そして、原子力安全委員会は、本件事故後である平成24年3月に公表した「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について（想定を超える津波に対する原子炉施設の安全確保の基本的考え方）」においても、「これまでの国内の原子力発電所の設計においては、基本的に、原子炉建屋等の主要施設の敷地高さを原子炉設置（変更）許可申請書等に記載された津波高さ以上とすることによって、施設の安全機能への影響を未然に防止するという考え方がとられてきた。」とし、原子力規制委員会が、本件事故後である平成28年6月に策定した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」においても、「津波を敷地に遡上又は流入させないドライサイトを基本としつつ、設計を超える事象（津波が防潮堤を越え敷地に流入する事象等）に対しても一定の耐性を付与するよう配慮すること」を求めている。（乙B22、丙B85・20～21頁、丙A59・315頁）」

(5) 原判決57頁21行目の「機（JNES）構解析評価部」を「機構（JNES）解析評価部」に改める。

第3 一審被告らの津波の予見可能性の有無について

1 一審被告らの予見可能性の対象となる津波

(1) 本件原発の1号機ないし4号機の主要建屋等が設置されているのは、O. P. + 10 m盤であり、電源設備については、その多くが地下等の敷地高よりも低い位置に設置されていたと認められ、何らかの津波対策を行わなければ、本件原発の敷地高であるO. P. + 10 mを越える津波が到来した場合には、その敷地内にある非常用電源供給設備が被水し、その機能を喪失して、
5 本件事故と同様の事故が生じるおそれがあったといえる。そうであれば、一審被告東電においては、O. P. + 10 mを越える津波への対応が不可欠となるのであるから、一審被告らの予見可能性の対象となる津波は、本件原発の存在する地点においてO. P. + 10 mを越える津波であるというべきである。
10

(2) 一審被告国は、予見可能性の対象となる津波は、O. P. + 10 mの高さを越える津波ではなく、本件津波と同程度の津波の到来であると主張する。しかし、上記のとおり、本件原発敷地に、1号機ないし4号機の主要建屋等が設置されている地盤面であるO. P. + 10 mを越える津波が到来すれば、
15 電源設備が被水してその機能を喪失し、本件事故と同様の事態を生じる具体的な危険性があったというべきであるから、一審被告らの予見可能性の対象となる津波としては、電源設備の機能を喪失させる可能性があるO. P. + 10 mを越える津波の到来であるというべきである。そして、予見可能性の対象となるO. P. + 10 mを越える高さの津波への対策を行っていたにもかかわらず、これを越える津波が到来したことにより電源設備の機能を喪失し、
20 原子力被害を生じた場合には、その予見可能性や現実の予見を前提に、合理的な結果回避措置をとることにより、具体的な結果を回避し得たのかを別途検討することになるというべきである。

2 一審被告らが予見し得る津波

(1) 津波評価技術により予見し得る津波

一審被告東電は、平成14年2月に土木学会から津波評価技術が公表され

ると、津波評価技術に従ってシミュレーションを実施して、同年３月には、本件原発の設計津波最高水位は、 $O. P. + 5.4 \sim 5.7$ mであるとの結論を得ており（甲Ｂ７、乙Ｂ１５）、その検討内容が特に不合理であったと評価すべき事情もないから、上記時点における一審被告東電による本件原発に
5 到来する可能性がある津波の予見は、上記の程度であったといえる。しかも、津波評価技術によって計算される設計想定津波は、平均的には既往津波の痕跡高の２倍となっており（甲Ｂ３・２－２０９頁）、そうであれば、本件原発に上記の算定を大きく上回る $O. P. + 10$ mを越える津波の到来を予見することも困難であったといえる。

10 (2) 長期評価により予見し得る津波

もともと、平成１４年７月には、地震調査研究推進本部（地震調査委員会長期評価部会）から、長期評価が公表され、これにより、一審被告らも、日本海溝沿いの領域のうち、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りまでを一体の領域としてとらえ、三陸地方で生じた慶長三陸地震（１６１１年）、房総半島沖
15 で生じた延宝房総沖地震（１６７７年）及び三陸地方で生じた明治三陸地震（１８９６年）を、上記の一体の領域で生じたものと取り扱うことなどにより、津波評価技術により想定される津波よりも大規模な津波が到来する可能性があるとされていることを認識し得たといえる。そして、一審被告東電は、地震調査委員会長期評価部会海溝型分科会を構成する委員に対して、長期評
20 価を発表した理由を尋ねるなどしており、一審被告東電の本件原発への津波対策に重大な影響を及ぼし得るものであることを認識していたと認められることや、平成１４年当時から東電設計に委託して平成２０年試算を実施するまでの間に、津波のシミュレーションに関する知見において特に大きな進展があったような事情も見当たらないことに照らせば、一審被告らは、長期評
25 価が公表された平成１４年の年末頃までには、長期評価の方法によって想定される津波が、 $O. P. + 10$ mを越え、平成２０年試算津波と同等の $O.$

P. + 1 5. 7 m程度の津波となることを予見し得たといえる。

これに対して、一審被告らは、「長期評価の見解」は、科学的根拠が乏しく、専門家の間でも原子力規制に取り入れられるべき科学的知見としては認識されていなかったと主張する。そして、地震調査研究推進本部の長期評価部会
5 における議論からは、慶長三陸地震、延宝房総沖地震及び明治三陸地震を一体の領域で生じたものとして取り扱うこととしたのは、全国のいずれの地域においても大規模な地震が生じる可能性を指摘し、国民の防災意識の高揚を図るという防災行政上の目的もあったことがわかる上、長期評価を発表した地震調査研究推進本部自身も、平成15年に公表した「プレートの沈
10 み込みに伴う大地震に関する長期評価の信頼度について」において、三陸沖南部海溝寄りのプレート間地震について、「発生領域の評価の信頼度」及び「発生確率の評価の信頼度」をいずれも「C」（やや低い）と評価付けし（乙B7）、また、長期評価の目的が「全国を概観した地震動予測地図」の作成にあったところ、平成17年に地震調査委員会がとりまとめた同予測地図のうち、決定論的手法により作成した「震源断層を特定した地震動予測地図」に
15 も、長期評価はその基礎として用いられず（丙B211の1）、さらに、中央防災会議に設置された専門家14名からなる「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成18年1月に作成した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」（乙B8）においても長期評価
20 は採用されておらず、その見解は、地震学者、津波学者らの中でも、必ずしも一般的なものではなかったといえる。

しかし、原子力発電所は、多量の放射性物質を取り扱っており、その制御も容易でなく、一旦事故が生じ、放射性物質が外部に放出されるようなことになれば、周囲に甚大かつ取り返しのつかない被害を長期間にわたって及ぼし続けるという性質を有しており、万が一にもそのような事故を生じさせないよう極めて高い安全性が要求される。そうであれば、その安全性を確保す
25

るため、あらゆる知見を考慮に入れなければならないとまではいえないとしても、一定の客観性、合理性があると考えられる科学的見解に接した場合は、これを取り入れるか否か慎重に検討しなければならないというべきである。そして、長期評価は、それまでに確立されていた地震地体構造論の見解とは異なる見解から策定されたものであり、また、科学的な裏付けが十分に明示されているものではないものの、政府の特別機関として設置された地震調査研究推進本部（地震防災対策特別措置法7条）の地震調査委員会において、地震、津波工学の専門家らによって構成された長期評価部会により策定されたものであって、独自の見解として安易に排斥し得るようなものではない上（そうであるからこそ、一審被告東電においても長期評価への対応を継続している。）、既に公表されていた津波評価技術は、既往津波に基づき津波を予測する決定論的手法であって、それ自体によっては、大きな既往津波が確認されていない福島県沖海溝沿い領域を波源とする津波を評価することはできないが、同領域を波源とする津波が発生する可能性を否定すべき積極的な根拠もなかったのであるから、「長期評価の見解」が未だ見解の一致をみるべき科学的知見ではなかったとしても、安全側に立ってその取扱いについては慎重に検討すべきであったといえる。

3 まとめ

以上によれば、一審被告らにおいても、地震調査研究推進本部が公表した「長期評価の見解」を慎重かつ安全側に立って検討することにより、長期評価が公表された後である平成14年末頃には、平成20年試算におけるのと同程度のO. P. + 15 m程度の高さの津波が、本件原発に到来する可能性があったことを予見することができたというべきであり、また、予見すべきであったといえる。

4 貞観津波による予見

一審原告らは、一審被告東電が、869年に生じた貞観地震による津波を基

礎として津波評価技術により算定すると、本件原発に到来する津波がO. P. + 8. 6 ~ 9. 2 mとの試算を得ており、不確実性(パラメータスタディ)を考慮すると、その津波が本件原発の敷地高であるO. P. + 1 0 mを越えるものとなることを予見できた旨主張する。

5 そして、東京大学地震研究所のB教授らは、平成20年頃、貞観津波の津波堆積物調査の結果による「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」と題する論文(甲B22)を公表し、一審被告東電も、同年9月頃には、これに基づいて津波評価技術により貞観津波を評価した結果、本件原発1号機ないし4号機(O. P. + 1 0 m)における津波水位はO. P. + 8. 7 m、5号機及び6号機(O. P. + 13 m)における津波水位はO. P. + 9. 1 ~ 9. 2 mとなり、パラメータスタディのため2~3割程度津波水位が大きくなる可能性はあり、敷地南側からの津波の遡上がO. P. + 1 1 m程度となることも想定していたと認められる(甲A2・398頁、甲B11、139)。

15 しかし、津波評価技術のパラメータスタディによる最大水位上昇量は、既往最大津波の痕跡高に対し平均で約2倍の大きさとなっており、詳細パラメータスタディによる最大水位上昇量は、既往最大津波の痕跡高を超過するとの結果が得られていたのであるから(甲B2・1-7頁、甲B3・2-209頁)、貞観津波から想定される津波が、本件原発の地盤の高さを大きく越えると認識すべきであるとまではいえない。また、そもそも、土木学会津波評価部会においては、貞観津波については断層モデルとしての成熟度が低いため、津波評価技術の次回の改訂(平成24年10月を予定)で取り込むのは時期尚早であり、継続して知見を収集するという方針であったと認められる(甲B11、140)。

20 そうであれば、一審被告東電において、貞観津波に関する知見を津波評価技術に当てはめたことによって、津波による本件原発の浸水を予見できたとしても、その浸水は、最大でも敷地南側においてO. P. + 1 1 m(浸水深1 m)程度

(甲 B 1 3 9) であって、これが平成 2 0 年試算津波の規模を超えるようなものであるとか、本件原発により甚大な影響を及ぼすほどのものであったともいえない。したがって、貞観津波に関する知見が、平成 2 0 年試算津波を前提とする一審被告らの予見可能性（及び後述の結果回避可能性）に影響を及ぼすものとはいえない。

第 4 節 一審被告らの本件事故の回避可能性の有無について

第 1 判断

1 前記のとおり、国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使が著しく合理性を欠くと認められるときは、国賠法上違法となるものと解されるが、国又は公共団体が、その規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない。

そして、前記事実関係等によれば、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合には、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであったから、経済産業大臣が、長期評価を前提に、電気事業法 4 0 条に基づく技術基準適合命令を発して津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付けた場合には、一審被告東電において、長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件原発に到来しても、主要建屋の地盤面である O. P. + 1 0 m 盤への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。そして、平成 2 0 年試算は、長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理

的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し(パラメータスタディ)、本件原発の敷地の海に面した東側及び南側(南東側)の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったといえる。

そうすると、経済産業大臣が上記事実を踏まえて電気事業法40条の技術基準適合命令を発していた場合には、一審被告東電において平成20年試算津波と同じ規模の津波による本件原発の敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはいわがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はいわがわれぬ。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が電気事業法40条の技術基準適合命令を発していた場合に、平成20年試算津波と同じ規模の津波による敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならないということとはできない。

2 もっとも、長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード(M_t) 8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、 M_t 9.1であり、長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、平成20年試算津波による本件原発の主要建屋付近の浸水深は、約2.6m(O.P.+10m盤にある4号機原子炉建屋中央付近)

又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約 5.5 m に及んでいる。そして、平成 20 年試算では、津波の高さは、本件敷地の南側（南東側）前面においては、敷地の高さ（O. P. + 10 m）を越える O. P. + 約 15.5 m とされていたものの、東側前面（取水ポンプ位置）においては O. P. + 約 9.2 m とされており（甲 B 7 2 の 2）、本件原発の敷地の高さを越えることはなく、平成 20 年試算津波と同じ規模の津波が本件原発に到来しても、本件原発の敷地に東側から海水が浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、敷地の南側（南東側）のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入している。

これらの事情に照らすと、平成 20 年試算津波と同じ規模の津波による本件原発の敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、敷地の南側（南東側）からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件原発の敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。

3 以上によれば、仮に、経済産業大臣が、長期評価を前提に、電気事業法 40 条に基づく技術基準適合命令を発して、津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件原発の敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件原発の各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

そうすると、経済産業大臣が技術基準適合命令を発していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできず、一審被告国が、経済産業大臣が電気事業法 40 条に基づく規制権限を行使して

津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付けなかったことを理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできない。

第2 結果回避可能性に関する一審原告らの主張に対する判断

5 1 洪水勉強会における一審被告らの対応

一審原告らは、平成18年1月以降に開催された洪水勉強会において、想定外の津波に対するアクシデントマネジメント(以下「AM」という。)対策の実施も検討されていたにもかかわらず、一審被告東電は、敷地が浸水した場合の対策を講じる必要性を無視し、一審被告国も、本件原発の津波に対する脆弱性を認識しながら、想定外水位を仮定した洪水対策を実施しないことを認める結果となった旨主張する。

そして、平成18年1月頃に立ち上げられた洪水勉強会においては、平成22年頃に想定外津波に対するAM対策の実施を予定して(甲B226、227)、津波等の外部洪水に関して津波PSA、津波洪水AM等の検討が進められることとされ、平成18年6月頃には、一審被告東電に関しては、本件原発5号機を代表プラントとして、O. P. +13mの敷地高さ+1m(O. P. +14m)の津波による影響が検討されたが、現実には、本件事故までの間にはAM対策の実施には至らなかったものと認められる(甲B229)。

しかし、上記のようなO. P. +14mの津波の想定は、単に本件原発5号機の敷地高さ(O. P. +13m)を1m越える津波が到来したという想定をしたにすぎず、O. P. +14mの津波が到来する現実的な危険性を想定したものではない。また、前記のとおり、平成20年試算による津波の予測には合理性があるというべきところ、洪水勉強会において想定されたO. P. +14mの津波を基礎としてAM対策を実施したとしても、これが、最大でO. P. +約15.7mと想定された平成20年試算津波を更に上回る津波の到来に対処することができるものとなっていたというべき根拠もない。したがって、一

審被告東電において津波に対するAM対策を実施していたとしても、これが、
一審被告東電において、平成20年試算津波に対する対策より安全側に立った
防潮堤、防波堤の設置その他の対策になったとまではいえず、経済産業大臣に
おいて、電気事業法40条の技術基準適合命令を発すべきであったということ
5 にもならない。そして、前述のとおり、仮に、本件事故時までに、平成20年
試算津波を想定して防潮堤や防波堤が設置されていた場合に津波が敷地東側か
ら本件原発の敷地に流入したことによる1号機ないし4号機の主要建屋の浸水
深と、本件津波による現実の浸水深とはほとんど変化がなかったものと考えら
れるから(乙B26)、溢水勉強会において津波PSA等が検討されていたこと
10 も、一審被告らの責任を肯定すべき事情であるとはいえない。

2 O. P. + 20mの鉛直壁設置の必要性

一審原告らは、平成20年試算津波を前提としても、O. P. + 20mの高
さの防潮堤を設けるべきであった旨主張する。そして、東電設計は、平成20
年試算(甲B72の2)に際して「資料1 鉛直壁を設置した場合の検討」(甲B
15 102、丙B150の2)を作成しており、同書面によれば、本件原発の敷地O.
P. + 10m及びO. P. + 13mに鉛直壁(O. P. + 20m)を仮定して、
津波が到来した場合の本件原発の敷地への浸水状況の試算を行ったものと認め
られる。

しかし、このような鉛直壁の設定は、主要建屋敷地のどの地点においても越
20 流しないと考えられる高さの鉛直壁を設定することによって、防潮壁による津
波の跳ね上がりの高さやその挙動の変化を仮想的に確認するためのものにすぎ
ないのであって、実際に本件原発の敷地に、津波対策としてO. P. + 20m
の防潮堤を設置すべきであるという意味ではないと解される(丙B150の1)。
O. P. + 20mもの防潮堤(又は鉛直壁)を設ける必要がないことは、平成
25 20年試算津波が最大でもO. P. + 約15.7mとされていたことから明
らかである。

他に、平成20年試算津波を前提として、O. P. + 20mの防潮堤を設置すべきであったとする見解も見当たらず、一審原告らの主張はその前提を欠く。

3 水密化の必要性

(1) 一審原告らは、一審被告らが、I A E Aのセイフティガイドにより、冗長的対策として水密化が必要であることを認識しており、現に、中部電力の浜岡原発や日本原電の東海第二発電所においては水密化が実施され、一審被告東電も、福島第二原発においては建屋扉の水密化を実施していたのであるから、本件原発についても水密化が講じられるべきであった旨主張する。

(2) そして、本件事故当時のI A E Aの安全指針(2003年)においては、津波による洪水に関し、原発は、設計基準洪水のレベルより上に建設されなければならない、必要であればプラントを十分に高い位置に配置するか又は現場の地盤高を上げる建設手段(「ドライサイト」概念)により達成することができ、防潮堤、護岸及び隔壁のような恒久的な外部障壁が建設されるものとする、サイトの洪水に対する冗長的対策として、極端な水文学的現象に対するプラントの防御は、防水と、原子炉を停止し安全な停止状態で維持する能力を確保するために必要なすべての項目の適切な設計によって補強されるべきであることなどが定められていた(甲B212の1、丙A62の2)。

しかし、I A E Aの上記安全指針においても、堤防、防潮堤等によって、設計基準洪水や設計基準津波から原発設備を守ることとされ、冗長的対策として、防水等の適切な設計によって補強され、防御されるべきであることを抽象的に定めるにとどまり、設定基準津波を超える津波が、原発の地盤高を越えてその敷地内に浸入する場合があることを想定し、主要建屋や機器類の水密化等によって対処することを具体的に定めるものではない。そのようなI A E Aの方針は、本件事故後である2022年の改訂によっても基本的に変更はなく(甲B213、丙A63の2)、我が国において、平成25年に原

原子力規制委員会が定めた新規制基準(丙B 1 4 5)及び平成28年に原子力委員会が定めた「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(丙A 5 9・3 1 5、3 1 9頁)においても、設計を超える事象に対しても一定の耐性を付与するよう配慮し、多層的な津波対策を求めることとしつつも、津波を敷地に遡上又は流入させないドライサイトを基本とする方針は維持されている。

そうであれば、IAEAのセイフティガイドから、直ちに本件原発について津波による浸水を想定して水密化を実施すべきであったとまではいえない。

(3) なお、一審被告東電は、以下のとおり、原子力発電所施設に対する水密化を実施し又は水密化を検討していたものと認められるが、そのような水密化の実施や検討の事実も、一審被告東電に水密化を義務付け、経済産業大臣が技術基準適合命令を発すべきことを基礎づける事情であるとはいえない。

ア 一審被告東電は、平成3年10月頃、本件原発1号機の機器室入口扉の水密化を実施した。しかし、これは、配管からの海水漏洩により床面が浸水したという内部溢水を契機とするものであって(丙A 6 6)、津波等の外部溢水への対策として水密化が行われたものではない。

イ 一審被告東電は、平成14年頃、津波評価技術に基づく津波評価の結果、O. P. + 5. 2 m程度の津波の到来が想定されたことから、O. P. + 4 m盤上に設置されていた福島第二原発の海水熱交換器建屋扉の水密化を行ったと認められる(乙B 3の1・19頁)。

しかし、これについても、防潮堤等によっては阻止し得ない比較的軽微な浸水に対する局所的、限定的な対策であり、現に、上記熱交換器建屋は、本件津波により外壁や柱等の構造躯体に有意な損傷は確認されなかったものの、建具が破損し、建屋内に浸水したものと認められ(乙B 3の1・110頁、丙B 2 7 5・4－7 1～7 2頁)、その水密化は、本件津波に対して有効な対策であったとはいえず、そのような水密化が実施されていた事実

が、本件原発の建屋等の水密化を義務付ける根拠となる事情であるとはいえない。

ウ 一審被告東電は、平成20年3月、原子力安全・保安院の耐震バックチェック指示に対して「福島第一原子力発電所／福島第二原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価（中間報告）」を提出し、本件原発の耐震安全性が確認されたことを報告するとともに（甲B72の4の3）、津波高さについては解析、評価中であり、結果は最終報告で示すとしつつ、津波に対する評価の結果、施設への影響が無視できないとなった場合に考えられる津波対策として、「非常用海水ポンプ電動機が冠水し、故障することを想定した電動機予備品準備、水密化した電動機の開発、建屋の水密化等が考えられる。」としており（甲B72の5・28～29頁）、一審被告東電においても、水密化を津波対策の一手法であると考えていたことはうかがわれる。

しかし、これについても、長期評価に基づく想定津波による本件原発への影響が無視できないとなった場合の対策であり、平成20年試算津波への対策が、その当時、主たる津波対策であると考えられていた防潮堤等の設置による防護で足りるのであれば、一審被告東電において、これに加えて水密化を実施すべきことまで必要であると考えていたとはいえない。そして、平成20年試算津波への対策を、防潮堤等を設置して敷地への浸水を防止するとしたことが津波対策として不足していたともいえないから、一審被告東電において、それ以上の水密化の検討、実施が必要であったということもできないし、経済産業大臣らの規制機関において、一審被告東電に対して水密化を命じなければならなかったというべき根拠もない。

エ 一審被告東電は、平成21年2月頃、津波評価技術に基づき再評価した結果、O. P. + 5.4mから6.1mの津波の到来が想定されたことから、本件原発5号機及び6号機の非常用海水ポンプ用モータの一部につい

てシール処理による水密化を行ったと認められる(乙B3の1・19頁)。

また、平成22年8月27日に開催された一審被告東電での会議(福島地点津波対策ワーキング(第1回))において、長期評価に基づくO. P. + 10 m以上の津波に対しては、既存の非常用海水系電動機では機能を維持できないため、O. P. + 4 m盤に設置されている非常用ポンプについて建屋扉の水密化の検討が必要であることなどが報告されていたことが認められる(甲B138)。

しかし、上記において水密化が行われ、又は検討されていたのは、本件原発の関連設備のうち、海水ポンプの電動機及びその建屋に限った局所的、限定的な水密化であり、本件原発のタービン建屋等の主要建屋についての水密化が検討されていたものではなく、これをもって、当時の知見に照らし、本件津波による本件原発の全電源喪失を回避し得るような水密化が可能であったとか、水密化を実施しなければならなかったとはいえず、経済産業大臣らの規制機関において、一審被告東電に水密化を命ずるべきであったともいえない。

(4) また、他の電気事業者らも、以下のとおり、本件事故前に水密化等の対策を実施していたことが認められるが、これらについても、一審被告東電において、本件原発に対する水密化を実施すべきであったとか、経済産業大臣が技術基準適合命令を発するべきであったとする根拠になるものとはいえない。

ア 中部電力は、平成20年以前から、その設置する浜岡原発3号機及び4号機において、原子炉建屋等の出入口に腰部防水構造の防護扉を設置し、さらに、平成20年2月頃には、RCWSポンプモータの水密化案等を検討することとしていたことが認められる(甲B141)。

しかし、これらは、原子炉施設の安全性に問題がないことを前提に、「津波に対する安全余裕向上策」として掲げられているものであり(甲B141・1頁)、津波対策として必須のものとして設置し又は設置を検討してい

たものではない。

なお、浜岡原発の原子炉建屋の海側に面する大物搬入口に、強化扉及び水密扉の二重式構造の扉が設置されたのは、本件事故を踏まえ、緊急安全対策として実施されたものである（丙B293）。

5 したがって、中部電力により、浜岡原発に関して水密化が検討され又は水密化が実施されていたことをもって、一審被告東電が本件原発において水密化を行うべきであったとか、経済産業大臣が技術基準適合命令を発すべきであったと評価すべき根拠となる事情とはいえない。

イ 日本原電は、その設置する東海第二発電所について、平成20年3月頃、
10 長期評価や、茨城県が平成19年に行った津波評価に基づき、茨城県沖海溝沿いに明治三陸地震の波源モデルを設定した津波評価を行った結果、原子炉建屋等を含む敷地全体が浸水するおそれがあるという結果が出されたことから、海水ポンプ室の水密化確保のために屋根を設置すること、海水ポンプ室前面壁のかさ上げ等を検討し、平成20年12月頃、建屋の防水
15 扉、防潮シャッター及び防潮堰を設置する工事を行ったことが認められる（甲B131～136）。

 しかし、このうち、防水扉は、JIS規格の気密要求によるものにすぎず、水圧に対する性能を十分に有するものではなく（丙B291、292）、防潮堰も、建屋の開口部前に高さ1～15cm程度の鉄筋コンクリート造
20 のものを設置するにとどまる。そして、これらは、いずれも、安全裕度を高めるために日本原電が自主的に行った津波対策工事であるというべきであって、本件津波のような津波がその敷地高を越えて浸入することを前提とする水密化を実施したものとはとはいえず、これをもって、一審被告東電が、本件原発に関して水密化等の対策を講じなければならなかったと
25 か、経済産業大臣が技術基準適合命令を発すべきであったと評価すべき根拠となる事情とはいえない。

(5) さらに、原子力安全委員会は、平成15年3月頃、原子力安全基準・指針専門部会耐震指針検討分科会地震・地震動ワーキンググループでの議論において、「非常用海水ポンプを強固な建屋・壁等の内側に設置する構造とする」とする津波対策概要図を示し(甲B162図3)、原子力安全・保安院も、平成17年1月18日付けの原子力発電安全審査課作成の「原子力発電所の津波対策について」において、「建屋扉によって水の侵入を防ぐなどにより、安全上重要な機器への影響はないよう対応しております。」と記載するなど、原子力発電所の設備の水密化に言及している部分もあるが、これらも非常用海水ポンプ等を対象とした限定的な対策を記載するものにとどまり、これらの議論や記載をもって、一審被告東電が、本件原発において水密化を実施すべきであったとか、経済産業大臣が技術基準適合命令を発すべきであったと評価すべき根拠となる事情とはいえない。

(6) したがって、水密化等の対策は、本件事故当時、溢水対策として特異なものであったとはいえないが、いずれも局所的、限定的なものにすぎず、主要建屋等が設置されている敷地に津波が直接浸入することを想定して、主要建屋や機器全体について津波による浸水被害を阻止するための全面的な水密化が当時の技術的水準として一般的に採用されていたとは評価できない。現に、福島第二原発のO. P. +4mの敷地に設置してある海水熱交換器建屋に対しては、水密化の措置が講じられたものの、本件津波により、ドア等の地上開口部が破損し、同建屋内に本件津波を浸入させていたと認められ(乙B3の1・110頁、丙B275・4-71~72頁)、仮に、一審被告東電において、本件原発の主要建屋等に一審原告らが主張するような水密化を実施していたとしても、これによって、本件事故の発生を回避できたともいい難い。

そうであれば、規制機関もドライサイトコンセプトを維持できているか否かによって技術基準への適合の有無を判断することになり、水密化の有無がその判断に影響を及ぼすものとは考え難い。したがって、水密化が実施され

ていないことが、経済産業大臣が電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令を発すべきことを根拠づける事情であるとはいえない。

4 一審被告国による適時適切な調査義務について

一審原告らは、一審被告国が、一審被告東電から２回程度ヒアリングを行ったにとどまり、適時適切に調査義務を果たしていなかった旨主張する。

そして、経済産業大臣は、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、電気事業法４０条に基づく技術基準適合命令を発することができる。その権限を適切に行使するためには、当該事業用電気工作物が技術基準に適合するか否かを適切に調査する必要があるといえるから、これを怠り、その結果として技術基準適合命令の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、国賠法１条１項の適用上違法となり得るといえる。

しかし、一審被告東電においては、長期評価の見解の正当性に疑問を抱きつつも、専門家の意見を聴取したり、新耐震指針に基づく原子力安全・保安院によるチェックバック指示に応じて平成２０年試算を行うなどの津波対策の検討を進めており、一審被告国も、中間報告書(甲Ｂ７２の４の３)等によってその検討状況の報告を受けていたと認められ、そうであれば、一審被告国において、一審被告東電に対する調査が不十分であって、その結果、技術基準適合命令の不行使が著しく合理性を欠いていたとはいえない。

また、仮に、一審被告国の調査に不十分な点があったとしても、前記のとおり、少なくとも本件事故以前において、原子力発電所における津波対策が、想定される津波による敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはうかがわれないこと、想定される津波が平成２０年試算津波を上回るものであったと認めるに足る証拠もないこと、技術基準適合命令自体はある程度抽象的なものとならざるを得ず、技術基準に適合させる具体的

な作為の内容は電気事業者に委ねざるを得ないことなどに照らせば、調査の結果、本件原発に技術基準に適合しない部分が発見され、経済産業大臣が技術基準適合命令を発したとしても、これによって、一審被告東電が、平成20年試算津波に対応し得る防潮堤等の設置以外の対策を実施したとは考え難く、本件
5 事故を回避し得たとはいえない。

5 平成14年以降の一審被告国による対応の不適切性

前記のとおり、平成14年に津波評価技術及び長期評価が公表され、一審被告らも、同年末頃には、平成20年試算津波と同等のO. P. +15.7m程度の津波が本件原発に到来することを予見できたといえる。そうであれば、一
10 審被告東電において、平成20年試算津波と同程度の津波に対応することが可能な程度の防潮堤等を設置するなどの津波対策が完了するまでの間においても、一審被告東電において、本件原発に何らかの有効な津波対策を実施するか、それが不可能なのであれば、本件原発の運転を一時停止するなどして、万が一にも本件事故のような事故を生じさせないような対策を講ずべきであるとして、
15 経済産業大臣において、一審被告東電にこれを命ずることも考えられないではない。

しかし、前記のとおり、長期評価は、科学的な裏付けが十分に明示されているものではなく、地震学者、津波学者らの間でも必ずしも一般的ではなかった上、平成18年に発表された「日本における確率論的津波ハザード解析法の開発」(「マイアミ論文」(丙B193の2))では、ロジックツリー法を取り入れた確率論的津波ハザード解析が行われ、本件原発1号機の主要建屋があるO. P. +10m盤を越える高さの津波が到来する年超過確率は、 1×10^{-5} から
20 1×10^{-6} 、すなわち10万年ないし100万年に1回と評価され(丙B135・10頁)、これは、原子力安全委員会安全目標専門部会が平成18年に作成した「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について」(甲C71・5、13頁)
25 に記載された炉心損傷頻度(CDF)に関する性能目標指標値 10^{-4} /年程度

を下回るものであったと認められる（丙B149）。平成18年当時に確率論的安全評価の手法が確立していたとはいえ、上記のような解析は試論にすぎないが、少なくとも、本件津波の到来までの間に平成20年試算津波と同程度の津波が到来する確率が、上記解析よりも高かったと評価すべき根拠はない（なお、国会事故調報告書（甲A1）92頁に記載された「約330年に1回」は、津波評価技術に基づく想定津波O. P. + 5. 7mを越える頻度を指すものである（同参考資料1. 2. 5）。）。

そのような事情に照らせば、平成14年末頃には、長期評価に基づきO. P. + 10mを越える津波が本件原発に到来することを予見することが可能であったとしても、経済産業大臣において、一審被告東電に直ちに本件原発の運転を停止するなどの対策を求めなかったことが、権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとまではいえない。

第5節 一審被告東電の故意又は重過失（慰謝料増額事由）の有無について

第1 一審被告東電の対応

1 一審被告東電は、平成14年7月に公表された長期評価を確定論的に取り入れることに対しては、科学的根拠を欠くなどとして抵抗し（甲B96）、平成19年11月頃にも、地震調査研究推進本部の震源領域（長期評価を指すものと思われる。）は、「確率論で議論するということで説明してきているが、この扱いをどうするかが非常に悩ましい」とし（甲B97）、平成20年3月頃にも、「津波対応については平成14年頃に国からの検討要請があり、結論を引き延ばしてきた経緯がある」、「津波地震波源エリアを宮城県沖の北側と南側に分けて考えるべきことについては学者先生に対して技術的、科学的説明ができない」（甲B98）などとして、長期評価を津波対策に取り入れること（特に確定論的に取り入れること）については消極的な対応をしていたと認められる。

25 しかし、前記認定のとおり、長期評価は、国民の防災意識の高揚を図るという防災行政上の目的から策定されたものであることがうかがわれる上、その見

解は、地震研究者、津波研究者らの中でも、必ずしも一般的なものではなかった
たのであるから、一審被告東電がこれを取り入れようとしなかったことも不合
理であるとまではいえない。そうであれば、一審被告東電において、O. P. +
10 mを越えるような津波が本件原発に到来し、本件原発が全電源を喪失する
5 ような事故が発生することを知り又は容易に予見し得たということはできない。

2 また、一審被告東電は、平成18年の新耐震指針の策定及び耐震バックチェ
ックの指示を受けて、「長期評価の見解」を取り入れた平成20年試算を実施し
ており、その試算結果は、当時の技術水準に照らして合理性があったというこ
とができる。そして、前記のとおり、その試算結果である平成20年試算津波
10 への対策を実施していたとしても、平成20年試算に基づいて想定される最大
の津波が到来した場合に、本件原発の敷地に海水の浸入を防ぐことができるよ
うに設計された防潮堤等を設置することに加えて、水密化等の他の対策が講じ
なければならなかったとはいえず、そうであれば、平成20年試算津波を大き
く上回る本件津波による本件事故を回避し得たとはいえない。

15 第2 まとめ

以上によれば、一審被告東電には、本件津波を予見しておらず、かつ、予見
しなかったこと及び本件津波による本件事故を回避し得なかったことについて、
一審原告らが主張するような故意又は重過失があったとはいえない。

第6節 一審原告らの避難の相当性について（総論）

20 第1 認定事実

一審原告らの避難の相当性に関する認定事実は、次のとおり補正するほか、
原判決の「事実及び理由」の「第3章 当裁判所の判断」の「第4節 争点④
（避難の相当性）について」の第1（原判決115頁16行目～144頁25
行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 25 (1) 原判決117頁2行目の「根付け」を「値付け」に改める。
(2) 原判決117頁23行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「(6) 自主的避難等対象区域における空間放射線量は、おおむね原判決別紙
8「各市町村の環境放射能測定結果の推移－①」及び同「各市町村の環
境放射能測定結果の推移－②」に記載のとおりである。」

(3) 原判決119頁26行目の「2007年」の次に「及び本件事故後である
5 2020年」を、120頁1行目の「55」の次に「、375」を、それぞ
れ加える。

(4) 原判決122頁21行目の「実行線量」を「実効線量」に改める。

(5) 原判決124頁12行目の「福島県教育員会」を「福島県教育委員会」に
改める。

10 (6) 原判決125頁16行目の「東京電力株式会社」の次に「福島」を加える。

(7) 原判決144頁4行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「(3) 中間指針第2次追補（乙D共5、6）

審査会は、平成24年3月16日、「東京電力株式会社福島第一、第二
原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第
15 二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」を策
定、公表した。

これによれば、①自主的避難等に係る損害について、平成24年1月
以降に関して、少なくとも子ども及び妊婦については、個別の事例又は
類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を
20 勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その
危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的、一般的
な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償
の対象となること、②上記①により賠償の対象となる場合において、賠
償すべき損害及びその賠償額の算定方法は、原則として第一次追補の損
害項目で示したとおりとし、具体的な損害額については、同追補の趣旨
25 を踏まえ、かつ当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとされ

た。

(4) 中間指針第5次追補(乙D共496・31頁以下)

審査会は、令和4年12月20日、以下のとおり、「東京電力株式会社
福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関
5 する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直
しについて)」を策定し、公表した。

ア 対象者

(ア) 自主的避難等対象者

(イ) また、本件事故発生時に避難指示等対象区域内(計画的避難区域及
10 び特定避難勧奨地点を除く。)に住居があった者についても、中間指
針第3の「損害項目」の6の精神的損害の賠償対象とされていない
期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間(本件事
故発生当初の時期を除く。)は自主的避難等対象者の場合に準じて賠
償の対象とする。

15 (ウ) 上記以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象
と認められ得る。

イ 損害の項目

(ア) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範
囲で賠償すべき損害と認められる。

20 ① 放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の
住居から自主的避難を行った場合における以下のもの。

i 自主的避難によって生じた生活費の増加費用

ii 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度
阻害されたために生じた精神的苦痛

25 iii 避難及び帰宅に要した移動費用

② 放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区

域内に滞在を続けた場合における以下のもの。

i 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

5

ii 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

(イ) 上記(ア)①の i から iii までに係る損害額並びに②の i 及び ii に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。

10

(ウ) (イ)の具体的な損害額の算定に当たっては、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、①自主的避難等対象者のうち子ども及び妊婦については一人40万円、②その他の自主的避難等対象者については一人20万円を目安とする。なお、②について、本指針策定時において、(ア)に示す損害で既に賠償されたものがあれば、第一次追補で示した目安の8万円を含め、控除することができる。

15

(エ) 平成24年1月以降に関しては、以下のとおりとする。

① 少なくとも子ども及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

20

② ①によって賠償の対象となる場合において、損害項目は原則として前記(ア)のとおりとし、具体的な損害額については、本指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

25

(オ) (省略)

(5) 一審被告東電は、中間指針を受けて自主賠償基準を設けているところ、その基準により、中間指針第5次追補までを踏まえた裁判外での精神的損害等の賠償額の目安は、以下のとおりである。

5

ア 旧居住制限区域

一人1130万円

内訳：日常生活阻害慰謝料 850万円

過酷避難慰謝料 30万円

生活基盤変容慰謝料 250万円

10

イ 旧緊急時避難準備区域

一人230万円

内訳：日常生活阻害慰謝料 180万円

生活基盤変容慰謝料 50万円

ウ 自主避難等対象区域

15

① 子ども及び妊婦以外の者

一人20万円

内訳：自主的避難等に係る損害 20万円

② 子ども及び妊婦

一人72万円

20

内訳：自主的避難等に係る損害(平成23年12月まで)

40万円

同(平成24年1月から同年8月まで) 8万円

避難実行の追加的費用(平成23年12月まで)

20万円

25

同(平成24年1月から同年8月まで) 4万円

エ 福島県県南地域又は宮城県1町における自主的避難等に係る損害

(自主賠償)

① 子ども及び妊婦以外の者

一人10万円

② 子ども及び妊婦

一人28万円

内訳：精神的損害 24万円

追加的費用等 4万円」

第2 判断

1 原子力損害の意義

前記のとおり、一審被告東電は、原賠法3条に基づく責任を負うというべきところ、同条において損害賠償の対象とされるのは、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えた場合である。そして、原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいうこととされており（原賠法2条2項）、本件原発は、原子炉の運転中に本件事故を発生させており、一審被告東電は、一審原告らに生じた損害のうち、本件原発の運転等と相当因果関係のある原子力損害について賠償する責任を負う。

そして、放射線は、人の五感の作用によっても覚知し得ず、これを被ばくした者に対し、そのような認識がないまま、しかも長期的かつ重大な健康上の影響を与える可能性があるという性質を有しているから、現実健康上の影響を受けた場合に生じた損害はもちろんのこと、健康上の影響を受けるおそれが高い地域に居住していたため、放射線の被ばくを受けたとの恐怖心や不安を抱くに至ったり、行動の自由を制限されたことによる精神的損害や、放射線の影響を回避する目的で避難を実行したことにより平穏な生活を送るという法的利益が侵害されたことによる損害も原子力損害に含まれるというべきである。

一審原告らは、本件事故当時、それぞれ、本件原発に比較的近い場所に居住

しており、その多くは、本件事故による放射線の影響を回避するため避難を実行し、平穏な生活が害され、損害が生じた旨主張するものであるところ、その居住場所や空間放射線量等に照らし、本件事故による放射線のため健康に影響を受けるとの恐怖心や不安を抱いて避難をするに至り、平穏な生活という法的利益が害されたといい得る場合は、これらにより生じた損害は、本件事故と相当因果関係がある原子力損害に該当し、一審被告東電は一審原告らにその損害を賠償する責任を負うことになる。

2 避難の意義

(1) 一審原告らの移動により生じた損害が原子力損害であるといい得るためには、当該移動が、放射線の作用又は毒性的作用の影響を避けるためのものであることを要する。その判断は、一審原告らの主観のみによるべきものではなく、一審原告らの意図や移動の目的、移動した時期、滞在期間の長短、移動先の場所、滞在態様及び移動後の経過等の事情を考慮し、客観的かつ総合的に判断すべきである。

(2) たとえば、放射線による影響を受けることを回避するためといえとしても、生活の本拠を移転させずに元の居住地に戻ることを前提に、短期間に限って居住地を離れる保養は、生活の本拠を移転するものではなく、娯楽的要素を伴うこともあり、費用をかけて実行する必要性があるということではできず、本件事故と相当因果関係のある支出であるとはいえない。もっとも、本件事故当初の時期（おおむね平成23年4月22日頃まで）においては、本件事故による放射線の影響の範囲や程度も十分に周知されず、情報も錯綜していたため、少しでも本件原発から離れた場所に避難しようとする 것도合理的な判断であるということができ、それが結果として短期間の避難にとどまる場合であっても、避難の相当性を肯定するのが相当である場合が多いといえることができる。

(3) また、避難先を探すための下見については、帰宅を予定しているものであ

5 5
って、それ自体が避難というべきものではなく、避難をするための費用の性質を有するにとどまる。こうした費用については、避難生活に要する雑費ともいうことができ、一般的にはさほど多額になるものでもないことに照らせば、独立した費目として考慮する必要はなく、後述の避難雑費等に含まれるものとして考慮することで足りると考えられる。

10 (4) 居住地である避難元から避難先への避難自体は相当であったとしても、その避難先から更に他所へ移転する必要性については別途考慮が必要である。その目的が、生活を安定させるために必要であるなど、客観的合理性を有していれば、その移転も相当な避難の範囲内であるといえるが、単なる自己都合による移転であれば、その移転は、もはや避難のために必要なものであるとはいえず、避難の一環と評価することはできないから、本件事故との相当因果関係は認められないということになる。

3 避難の相当性の判断基準

15 (1) 一審原告らが避難により被った損害が、一審被告東電が賠償すべき原子力損害といえるためには、その避難が、原子炉等の運転と相当因果関係にあるものでなければならない。仮に、一審原告らによる避難が、本件原発の原子炉等の運転とは無関係であるとか、その避難が相当性を欠くという場合には、これによる損害を原子力損害ということはできない（不法行為に基づく損害賠償請求についても、その行為と損害の発生との間には、同様に相当因果関係が必要である。）。

(2) 指定区域ごとの居住者の避難の相当性

政府等により避難を命じられた者については、その避難の相当性が明らかであるのに対し、その余の区域からの避難は必ずしも避難の相当性が明らかであるとはいえないから、まず、指定区域ごとに避難の相当性を検討する。

25 ア 避難指示等対象区域の居住者

(ア) 文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年8

月 5 日、自主的な解決に資する一般的な指針として、中間指針を策定、公表した。中間指針においては、避難指示等対象区域（避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定退避勧奨地点及びこれらの区域を除く南相馬市全域）内の居住者が損害賠償の対象とされていた。これらの地域は、国や地方公共団体から、避難を指示され又は自主避難が促進されるなどした地域であり、当該地域からの避難には合理性、相当性が認められる。

(イ) なお、緊急時避難準備区域の指定は平成 23 年 9 月 30 日に、居住制限区域の指定（避難指示区域の見直しにより平成 24 年 4 月 1 日指定）は平成 29 年 4 月 1 日に、それぞれ解除されているが、少なくとも解除の日までは避難の相当性は否定されないし、これらの指定が解除されたからといって、その避難の期間中に形成された生活環境を放棄して直ちに帰還することができるものではなく、その後も一定期間の避難の継続も必要であったといえる。

イ 自主的避難等対象区域の居住者

(ア) 原子力損害賠償紛争審査会は、平成 23 年 12 月 6 日、中間指針追補を策定、公表し、本件事故と自主的避難等に係る損害との相当因果関係の有無は、個々の事案ごとに判断すべきものとしながら、①本件原発からの距離、②避難指示等対象区域との近接性、③政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、④自己の居住する市町村の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案し、福島県内の一部の地域を自主的避難等対象区域とした上で、自主的避難等対象区域においては、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱いたことに相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてやむを得ない面があるとした。

これらの事情によれば、自主的避難等対象区域からの避難についても、

基本的には社会通念上も相当であって、避難の相当性が認められるというべきである。

(イ) そして、中間指針追補においては、自主的避難等対象区域内に居住していた子ども及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月
5 末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日まで）の損害
10 として一人8万円を、それぞれ目安とすることとされていたところ、平成24年3月16日に策定された中間指針第2次追補では、少なくとも
子ども及び妊婦については、平成24年1月以降の避難に関しても、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることが示され、
さらに、令和4年12月20日に策定された中間指針第5次追補では、
中間指針追補において本件事故発生当初の時期を対象として、子ども及
び妊婦以外の者に対して8万円とされていた損害賠償の目安が、その対
象期間を平成23年12月31日までとし、その金額も一人20万円に
15 改められた。

(ウ) このような中間指針（各追補を含む。）の内容や、原子力災害対策本部
が、平成23年12月16日、本件原発について、原子炉は冷温停止状
態に達し、不測の事態が発生した場合も、敷地境界における被ばく線量
が十分低い状態を維持することができるようになったことから、「放射性
20 物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」という「ス
テップ2」の目標達成と完了を確認し、本件事故そのものは収束に至っ
たと判断していること、同月26日には、原子力災害対策本部が、避難
指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定して避難指示
区域等を再編する方針を示していたこと、その頃までには各地の空間放
25 射線量が相当程度低下していたこと、福島県から京都府への避難者数は、
平成24年1月4日までに918人であり、その後は緩やかに増加して

いるものの、その後1年間で146名が増加しているにすぎないことなどに鑑みると、避難の相当性が認められるのは、原則として、平成23年12月31日までに開始された避難とするのが相当であり、これを経過した後に開始された場合は、合理性がある避難と評価することは困難である。

(エ) もっとも、中間指針第2次追補においては、少なくとも子ども及び妊婦については、平成24年1月以降の避難に関しても合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることが示されており、その合理性の有無は個別に検討すべきであるし、妊婦又は子どもが早期に避難をしていながら、就業その他の事情により、妊婦又は子どもと同時に避難をすることができず、移動時期が平成24年1月以降になった当該妊婦の夫又は当該子どもの親については、その移動時期、移動が遅れた理由やその後の同居状況等の事情を考慮して、避難として評価することができるか否かを個別に検討すべきである。

(オ) また、自主的避難等対象区域からの避難者は、居住制限区域等と異なり、帰還が制限されていたものではなく、避難元の状況も刻一刻と変化しているのであるから、避難の開始は相当であったとしても、その後に避難の相当性が消滅することも考えられ、避難の継続が相当であるというべき期間は別途検討する必要がある。

ウ 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域外の居住者

(ア) 中間指針追補（第2次追補、第5次追補を含む。）においては、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域外の居住者に関しても、個別具体的事情に応じて、賠償の対象と認められ得るとされているところ、自主的避難等対象区域からの避難の場合に考慮された①本件原発からの距離、②避難指示等対象区域との近接性、③政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、④自己の居住する市町村の自主的避難の

状況に加えて、⑤避難を実行した時期、⑥居住地の自主的避難等対象区域との近接性、⑦当該世帯に、子どもや放射線の影響を特に懸念しなければならない事情を有する者の有無等種々の要素を考慮して、自主的避難等対象区域からの避難者と同等又はこれに準じる場合には、避難は社会通念上相当であるというべきである。

(イ) 避難を開始した者の避難継続の相当性については別途検討する必要があることは、自主的避難等対象区域からの避難者の場合と同様である。

4 国内法の定めについて

(1) 年間空間放射線量 1 mSv の基準及び土壌汚染について

ア 空間放射線量(公衆被ばく限度)について

(ア) 一審原告らは、旧居住制限区域、旧緊急時避難準備区域のみならず、自主的避難等対象区域やこれらの区域外の地域においても、「容認不可」とされている基準値である公衆被ばく限度年間 1 mSv (mSv/y) を超える地域においては、避難や避難継続の相当性があると主張する。

しかし、一審原告らが主張する公衆被ばく限度 $1 \text{ mSv}/\text{y}$ は、「線量告示」や「数量告示」において基準とされているものの、これらは、平時の管理基準として設けられているものにすぎず、それら自体が、健康への影響を与えるか否かの基準として定められたものではない。したがって、一審原告らの避難元において、空間放射線量が $1 \text{ mSv}/\text{y}$ を上回ることはあったとしても、そのことから、直ちに一審原告らに放射線の影響を与えるおそれがあるとはいえず、これをもって、一審原告らの法的利益の侵害の有無を判断することはできない。また、上記の基準値は、実効線量を問題とするものであるところ、一審原告らが主張するのは空間放射線量であり、実効線量は空間放射線量を下回るものであるから、この点からも一審原告らの主張は相当でない。

(イ) 一審原告らは、国内の法制度は、平成10年6月の放射線審議会の審

議を経て（甲D共33）、線量限度を 1 mSv/y とすべきとするICRP 1990年勧告が取り入れられたものであり、同勧告では、科学的な裏付けのあるLNTモデルが採用されていて、 1 mSv/y を超える放射線被ばくは許容されないこととされている旨主張する。

5 しかし、ICRPは、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が報告する科学的知見等を参考にしながら、放射線防護の基本的枠組と防護基準について、各国、地域及び各国際機関に対して勧告をしているところ、2007年の勧告において、「いわゆる直線しき
10 い値なし（LNT）モデルが、放射線被ばくのリスクを管理する最も良い実用的なアプローチであり、予防原則にふさわしい」（乙D共46・9頁）として、放射線防護という観点から、安全側に立ってLNTモデルを採用したにすぎない。そして、2007年の勧告においては、「LNT
15 モデルが実用的な放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく」ともしているのであって（乙D共46・17頁）、ICRP
20 も、LNTモデルを採用しつつ、 1 mSv/y 以下の放射線被ばくについて、健康に影響があるという生物学的、疫学的知見はなお実証されたものではないと考えているものといえる。

20 (ウ) なお、ICRPの2020年の勧告（甲D共375）では、放射線被ばくが、被ばくした集団のがん発生確率を増加させることを示す信頼できる科学的根拠があるとされている。しかし、上記勧告においては、低線量及び低線量率の放射線被ばくに伴う健康影響については大きな不確かさが残されているとしており、LNTモデルを全面的に実証されたものとして採用しているものではないといえる上、自然バックグラウンド
25 レベルに加えて 100 mSv の線量を受けた場合では、疫学調査の結果

に基づく、全世界の集団の典型的な致死性がんの生涯リスク 25 % が約 0.5 % 高まると推定されているというのであり、がん発生のリスクは、低線量被ばくのうち 100 mSv 程度の放射線量を念頭に置いているものといえる。

5 (エ) また、ICRP の 2007 年の勧告では、人の被ばく状況を、①計画的に管理できる平常時（計画被ばく状況）、②事故等の非常事態（緊急時被ばく状況）、③事故後の回復や復旧の時期等（現存被ばく状況）に分類し、防護の基準を定めているところ、1 mSv/y は①の平常時の一般公衆の線量拘束値であり、②の緊急時被ばく状況においては参考レベル
10 （経済的及び社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする最適化の原則（ALARA の原則）に基づいて措置を講じるための目安）として 20 ～ 100 mSv/y の範囲、③の現存被ばく状況においては参考レベルとして 1 ～ 20 mSv/y のうち低線量域とした上で長期目標は 1 mSv/y とすることとした上、「線量拘束値
15 とリスク拘束値も参考レベルも、“安全”と“危険”との境界を表しており、個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものではないことを理解しなければならない」としている。（乙D 共 31・10 頁、乙D 共 46・55、75 頁）

そして、ICRP は、本件事故を受けても、政府に対し、平成 23 年
20 3 月 21 日、緊急時及び現存被ばく状況の放射線に対する防護が十分に保障されるために、最適化と参考レベルをこれまでの勧告（2007 年勧告）から変更することなしに用いることを勧告することとし、緊急時に、国の機関が最も高い計画的な被ばく線量として 20 ～ 100 mSv の範囲で参考レベルを設定することをそのまま変更することなしに用いること、長期間の後には放射線レベルを 1 mSv/y へ低減するとして、
25 これまでの勧告から変更することなしに現時点での参考レベル 1 ～ 20

mSv/yの範囲で設定することを旨とするをそれぞれ勧告している
(乙D共47)。

5 なお、2020年の勧告では、原子力事故が継続している段階において、公衆の防護の最適化の手引きとなる参考レベルとして、公衆に関しては、①初期及び中期の全期間について100mSv又はそれを下回る線量を、②長期においては年間1～20mSvのバンドの下半分で、徐々にバンドの下端に向かって、あるいは可能であればそれ以下に被ばくを軽減することを目標とすることとされており、緊急時被ばく状況において、20～100mSvのバンドから参考レベルを選択することを勧告
10 していた2007年勧告よりも安全側に立ったレベルが勧告されているといえる。しかし、そうであるとしても、1mSvを超えるような放射線被ばくを不可とするような勧告内容とはいえない。

(オ) したがって、ICRPは、LNTモデルを、放射線防護の観点から安全側に立ってこれを採用することとしつつ、ALARAの原則に従って、
15 平常時の計画的被ばく状況については1mSv/yを勧告しているものにすぎず、空間放射線量が1mSv/yを超えることにより、健康への影響があるものとしていると解することはできないというべきである。

 そして、2007年の勧告では、緊急時被ばく状況においては20mSv/yが参考レベルの下限とされ、2020年の勧告でも、初期及び
20 中期において100mSv又はそれを下回る線量、長期において1～20mSvの下半分などとされているところ、20mSvの健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比較しても低い程度であるから、20mSv/yの空間放射線量を目安として、避難等対象区域を定めるなどすることも不合理とはいえず、しかも、IC
25 RPによる勧告や国内法における規制の数値は実効線量を指しているところ、実効線量は空間放射線量を下回る数値となるから、少なくとも、

1 mSv/y を超える空間放射線量が観測されたからといって、健康への影響を及ぼすおそれが高いものとして、避難の相当性を肯定することにはならない。

5 そうであれば、ICRP の勧告内容に照らしても、1 mSv/y を超える放射線被ばくをもって、直ちに避難の相当性が認められるとはいえず、避難指示等対象区域外からの避難に相当性を肯定するためには、避難元における空間放射線量だけではなく、本件原発からの距離等前記の諸事情を考慮して、放射線による被ばくに対する相当程度の恐怖や不安を抱いたことに相当の理由があり、自主的避難を行ったことについてやむを得ない事由があるといえるか否かの観点から検討することを要する。

10 (カ) なお、空間放射線量 1 mSv/y は、1 日のうち屋外に 8 時間、木造家屋（遮へい効果 0.4 倍）に 16 時間滞在するという生活様式を想定すると、0.23 μ Sv/h と換算するのが相当であるところ（乙 D 共 234）、一審原告らのうち、特に避難の相当性が問題となる自主的避難等対象区域等の区域以外の居住者の避難元における空間放射線量は、これに達しないか、達していても、一時的であったり、わずかに超える程度の場合も多く、一審原告らが主張するように 100 mSv 以下の低線量被ばくによって有意な健康影響が生じる可能性があるとしても、避難の相当性を一律に肯定することはできず、これらの者の避難の相当性については慎重に検討する必要があるといえる。

15 (キ) 一審原告らは、ICRP 2007 年勧告は、1990 年勧告と異なり国内法に取り入れられてはいない旨主張するが、2007 年勧告は、1990 年勧告に基づく放射線防護体系の問題点の是正や体系の単純化を目的として、1990 年勧告の内容との整合性についても配慮しつつ、最新の科学的知見を考慮して発行されたものであり（甲 D 共 53、55）、その趣旨は、本件事故による避難の相当性を検討するに当たっても参照

するのが相当であるといえる。

イ 土壤汚染について

一審原告らは、土壤汚染の放射線管理区域規制 4 万 B q / m² やクリアランスレベル 6 5 0 0 B q / m² を超える地域においては、避難の相当性があり、避難継続の必要性もあるところ、一審原告らの避難元においては、これらの基準を上回る土壤汚染が生じており、避難の相当性が肯定される旨主張する。

しかし、土壤汚染による放射線の値は、空間放射線量の測定により補足することができるから、少なくとも外部被ばくに関しては空間放射線量で考慮すれば足りる。また、放射線障害防止法に基づく管理区域は、平常時において、放射線業務に従事する者が受ける放射線被ばくの状況を管理するために設定される区域であって、その規制値を上回ることにより、直ちに人の健康に影響を及ぼすという趣旨のものではない。

炉規法に基づくクリアランスレベルについても、これを下回る場合には放射能レベルが極めて低く、人の健康に対する影響を無視できるレベルであり、放射性廃棄物として取り扱う必要がないというものであり（乙D共237）、その基準を超えた場合であっても、これにより直ちに人の健康に影響を及ぼすという趣旨のものではない。

一審原告らは、土壤が汚染されたことにより、土ぼこりや食物を通じて体内に摂取されることにより内部被ばくの原因になる旨主張するが、食物による摂取は、食物自体の検査を行うことにより回避できるし、土ぼこりによる摂取の可能性については、一審原告らも具体的な数値を挙げるものではなく、空間放射線量に加えて考慮すべきほどのものとまではいえない。また、子どもが遊びの中で汚染された土壤等を体内に取り込むおそれは皆無とはいえないとしても、健康に害が及ぶ程の量の放射性物質を取り込むとは考え難い。そして、福島県が平成23年6月27日から平成28年7

月31日までに行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査では、累計約30万人のうちほぼ全員が1mSv未満であって、健康に害が及ぶ数値ではなかったとされている。そうであれば、一審原告らの避難の相当性を検討するに当たって、土壤汚染の事実を重視することはできない。

5 一審原告らは、外部被ばくのみならず内部被ばくもあわせて1mSv/y以下とすべきである旨主張するが、そもそも、空間放射線量は、実効線量（人体の臓器や組織の線量から計算される量）を上回るものであって、内部被ばくの可能性を考慮しても、一審原告らに1mSv/yの実効線量を上回る被ばくが生じているとは認め難い。また、仮にこれを上回ることがあったとしても、ICRPの勧告による緊急時被ばく状況の参考レベル
10 の下限であり、本件事故に関する避難指示の基準とされ、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（WG）も十分に低いと評価した20mSv/yを超えるとは考えられない。

(2) 除染基準について

15 一審原告らは、除染基準20mSv/y又は1mSv/y等を上回る場所においては避難及び避難継続の相当性があり、一審原告らが居住する自主的避難等対象区域外の地域においても、除染特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されている場所がある旨主張する。しかし、汚染状況重点調査区域は、平均的な放射線量が0.23μSv/h（1mSv/y。乙D2
20 34）以上の地域を含む市町村が市町村単位で指定されるものである。そして、上記のような空間放射線量の数値が、直ちに住民らの健康に影響を及ぼすようなものであるとはいえない上、一審原告らが居住する市町村が同地域に指定されているとしても、それは同じ市町村内に平均的な放射線量が高い地域があることを示すにすぎず、一審原告らが同等又はこれを上回る空間放射線により被ばくするおそれが高いということもできない。また、前述のと
25 おり、そもそも1mSv/yを基準に、これを超える空間放射線量が観測さ

れていたことを理由として、避難の相当性が基礎づけられるものとはいえない。

(3) 食物出荷制限等について

ア 水道汚染について

5 本件事故後、福島県いわき市等複数の地域で、水道水から放射性ヨウ素が検出されていたと認められるが、放射性ヨウ素は半減期も短く、各自治体は健康に影響を及ぼす可能性は小さいとして、落ち着いた対応を求めている、妊婦や乳児が飲んでも影響はない旨報道されていたと認められる（乙D共254・23頁）。そうであれば、水道水から放射性ヨウ素が検出
10 されていたことも、避難の相当性を肯定する事情とはいえない。

イ 食品の出荷制限について

 本件事故後、福島県やその周辺地域においては、食品が放射性物質により汚染されているとして出荷制限がされていたと認められるが、これらの食品については早期の段階から出荷時に検査が行われており、高度に汚染
15 された食品は流通しておらず、たとえ本件事故直後に摂取していたとしても、その消費量から大量に放射性物質を摂取したとは考え難く、一審原告らが食品を摂取することにより被ばくする可能性が高いとはいえない。したがって、そのような出荷制限があることも、避難の相当性を肯定する事情とはいえない。

20 5 低線量被ばくに関する科学的知見

(1) 前記のようなICRPの勧告に加え、一審原告らは、低線量被ばくの危険性に関する文献等に基づく主張をするので、以下検討する。

(2) P（以下「P」という。）の見解

 一審原告らは、原審証人Pの見解を援用し、医学的知見や各種の疫学調査
25 の報告によれば、100mSv以下の低線量被ばくであっても、がん死や発がんリスクが増加することは実証されている旨主張し、被ばくによるがん死

及び発がんリスクに関する論文や疫学調査結果を指摘する。しかし、これらの論文や調査結果には、いずれも批判や異なる見解及び調査結果があり、 100 mSv 以下の低線量被ばくによって、がん死や発がんリスクの増加が実証されているとまでいうことはできない。

5 (3) L S S 研究

2017年に公表された原爆被爆者の死亡率に関する研究（L S S）第14報については、研究著者の1人であるS自身が、同論文の記載は 0.2 Gy （ 200 mGy ）以上でリスクが有意になるという意味である旨述べており、これによっても、 0.2 Gy 未満の低線量被ばくに関して、有意な研究結果であるということとはできない。

(4) B E I R－Ⅶ報告

2006年に米国アカデミー研究審議会「電離放射線の生物影響に関する委員会」によるB E I R－Ⅶ報告（甲D共353の1・2）では、L N Tモデルを採用し、被ばく線量が増えるにしたがって固形がんの発生が増えるとするが、他方で、低線量のリスクは確かに小さく、リスク評価は不確定であるともしており、仮定として 0.1 Sv （ 100 mSv ）であれば100人に一人が、 0.01 Sv （ 10 mSv ）であれば1000人に一人が、がんになると予想されるとするが、その根拠は明確でない。

(5) Uらの論文

2017年のUらの論文「原爆被爆者の寿命調査での固形がんの罹患」（甲D共376の2）では、グループとしての全固形がんについての放射線の線量反応関係は、線形で、しきい値を示すエビデンスがないことが観察されたと記載され、L N Tモデルの見解とも合致しているが、 20 mSv/y の被ばくによる健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足等によるリスクと比較しても低いものと考えられ、上記の線量反応関係が示す線形も、必ずしも仮説とされてきたL N Tモデルを証明するようなものとはいえない。また、上記論

文には、「線形 E R R モデルを使って統計的に有意な線量反応関係を示した最小の線量範囲は 0 - 1 0 0 m G y」と記載されているが、これは 1 0 0 m G y 以上でリスクが有意となるという趣旨であると考えられ、自主的避難等対象区域外に居住していた一審原告らの避難元における空間放射線量に照らせば、上記論文によっても、これらの一審原告の避難の相当性を基礎づけるものとはいえない。

(6) I N W O R K S 研究

2 0 2 3 年に公表された I N W O R K S 研究（フランス、英国、米国の労働者を対象とした低線量電離放射線被ばく後のがん死亡率コホート研究）（甲 D 共 3 7 7 の 2）においては、1 0 0 m S v 以下の低線量被ばくによっても健康影響が生じていることが報告されているが、同研究においては、「喫煙や職業上のアスベストばく露が関連性の大きな交絡因子にならないことを示す間接的なエビデンスが得られた」とされているものの、その内容は不明であって、低線量被ばくによる発がんの危険性を正確に表しているか疑問があり、にわかに採用することができない。

(7) V 勧告等

国連人権理事会特別報告者である V は、低線量被ばくの影響について L N T モデルに立ち、被ばく線量が可能な限りに低減されて 1 m S v / y 未満になった場合にのみ避難者は帰還を推奨されるべきであると勧告し、被災者が必要とする財政支援を提供するよう要請している。また、国連の有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者である W も、平成 3 0 年 1 0 月、本件事故に関し、許容される放射線被ばくのレベルが 1 m S v / y から 2 0 m S v / y に引き上げられ、子どもの権利に深刻な影響が生じているなどと指摘している。

しかし、これらの勧告や指摘等は、政府に向けられた勧告や指摘等にとどまり、これらをもって、一審被告東電に対する損害賠償請求における避難及

び避難継続の相当性が認められるものではない。この点を措くとしても、Vは、放射線の健康影響を専門とする者でもない上、国連人権理事会に対して特別報告者として、同人の見解を報告したにとどまり、科学的な裏付けがあるものではなく、にわかに採用できるものではない。

5 (8) X報告書

国連の避難民特別報告者であるXは、2023年、本件事故に関する避難民について、避難を続けることを望む避難者（特に自主的避難者）が帰還するようにとの経済的、社会的圧力を感じていること、国内避難民が自発的、安全かつ尊厳をもって帰還できるあるいは自発的に他の場所に定住できる条件を確保する第一義的な義務と責任を政府が負うこと、帰還に十分な条件が整う前に国内避難民への支援を終了することは国際法の基準に反すること、避難が自発的であるか強制的であるかに関係なく平等な条件で支援と損害賠償を受けるべきであることなどを勧告したと認められる（甲D共364の1）。しかし、上記は、特別報告者の意見にとどまり、その意見が法的拘束力を持つものでない上、名宛人は日本国政府であり、その内容も抽象的なものにとどまり、これをもって、一審原告らの一審被告東電に対する請求の可否を決すべきものではない。

15 (9) Yの意見書（甲D共264）、補充意見書（甲D共338）及び証言（甲D366の1・2）

20 大阪大学医学系研究科保健学専攻のY教授は、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）が本件事故による公衆被ばく線量を著しく過少に評価しているとし、より高い放射線被ばくをしていた可能性を指摘したほか、放射線感受性には個人差があり、しきい値も、放射線量がこれを下回れば健康に影響しないという意味ではない旨述べる。

25 しかし、UNSCEARによる公衆被ばく線量の評価について、特段不当な点は見受けられず、一審原告らが、より高い放射線被ばくをしていたとい

5

うべき合理的根拠も見当たらない。また、放射線感受性に個人差があるとしても、自主的避難等対象区域外に居住していた一審原告らの避難元における空間放射線量に照らせば、一審原告らに健康被害を及ぼすようなものであったとはいえない。したがって、Y教授の意見も、一審原告らの避難の相当性を基礎づけるものとはいえない。

10

さらに、Y教授は、地上1 mで計測するモニタリングポストの数値が子どもへの影響を過小評価している旨述べる。しかし、同一箇所における高さ50 cmと高さ1 mでの周辺線量当量率の関係は、平均的にみて、50 cmの数値が1 mの数値の1.01～1.05倍とされており（乙D共457・20頁）、子どもについて、特に高い放射線にさらされているということとはできない。

(10) 福島県県民健康調査

15

福島県が平成23年10月から実施した県民健康調査では、本件事故前の統計から推定された有病数に比べて多くの甲状腺がん患者が確認されているが、同様の検査を実施した他県においても多数の甲状腺がん患者が発見されていることや、年齢が高い者の発見率が高く、5歳以下からの発見はないこと、地域別による発見率に大きな差はないことといった事情が認められ（乙D共467）、同調査では、精度の高い超音波検査が広く実施されたことにより、自覚症状がなく、通常であれば受診することもないため、発見されなかった甲状腺がんが発見された可能性があり、本件事故による低線量被ばくによって甲状腺がん患者が増加したと断ずることはできない。

20

(11) その他の研究成果

25

一審原告らは、他にも、本件事故による低線量被ばくによる危険性に関する研究結果に基づく主張をするが、いずれも、自主的避難等対象区域外に居住していた一審原告らの避難元における空間放射線量に照らして、避難の相当性を基礎づけるようなものであるとはいえない。

また、一審原告らは、国際人権法に基づく「健康に対する権利」を主張するが、一審被告東電に対する損害賠償請求に関する避難の相当性の判断に影響を及ぼすようなものではない。

6 避難に関する情報の提供について

- 5 (1) 一審原告らは、本件事故直後の一審被告国や地方公共団体による対応は、指示内容が変遷するなどしており、その発信する情報の信用性を失わせ、住民らの不信感を生じさせるものであった旨主張する。

しかし、福島県やその周辺部においては、本件事故の直後、正確かつ十分な情報の収集ができず、本件事故による放射線の危険性を報じる新聞記事等
10 も見受けられたものの、早い段階から、避難指示の対象区域以外の区域における空間放射線量が健康に影響を及ぼすようなものではないことが、専門家の見解を含めて、新聞等により広く報道されていたと認められ（乙D共254）、一審被告国や地方公共団体における対応に、一審原告らの不安をあおったり、混乱を招き、避難の必要性があると判断させるような点があったとはいえない。
15

- (2) また、一審原告らは、政府が、放射線の人体への影響に関し、「直ちに人体に影響を及ぼすものではない」と説明したことが「人体への影響を心配する必要がない」という意味であるのか、「長期的には人体への影響がある」という意味であるのか明らかでなかった旨主張するが、その説明当時の状況や
20 説明の内容に照らし、住民らの不安をあおる後者のような意味での説明であると解する余地はない。

7 子どもの生育環境への影響について

- (1) 一審原告らは、学校の再開、除染の方針、校庭の利用基準を 20 mSv/y とした政府の方針に対して異論が噴出し、平成23年5月にはこれを修正
25 して当面 1 mSv/y 以下を目指し、同年8月には、児童生徒等が受ける線量について原則 1 mSv/y 以下とし、校庭や園庭の空間線量は $1\text{ }\mu\text{ Sv/h}$

を目安とするなど、より制限的な基準に改めていた旨主張する。

しかし、文部科学省は、学校の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方として、平成23年4月19日に、線量の暫定的な目安を $1 \sim 20 \text{ mSv/y}$ と定めたところ（甲D共79、乙D共50）、そのような数値は、ICRPの勧告にも沿うものであり、それ自体が不合理なものではなく、その後
5
の空間線量や除染作業の進展に伴い、同年5月には当面 1 mSv/y 以下を目指すこととし（甲D共85）、空間線量の低下がみられたことから、原則として 1 mSv/y （児童生徒等の行動パターンを考慮し $1 \mu \text{ Sv/h}$ ）以下とするなど、より制限的な基準を設定すること（甲D共80、乙D共51）
10
は、その実情に合った合理的な措置であるといえる。

(2) また、平成23年4月に内閣官房参与が、校庭利用基準を 20 mSv/y とすることに反対するなどして辞任したこと（甲D共304の1）に関して、放射線安全学の専門家として、安全性を確保できないとの見解を示している
15
ことを軽視することはできないものの、低線量被ばくについては様々な見解があるところであり、参与が辞任したことをもって、その基準が不当である
ということはできない。

(3) 以上によれば、学校の再開や、校庭等の空間線量に関する政府の対応が、一審原告らの避難の相当性を基礎づけるような事情であるとはいえない。

8 自主的避難者率について

一審原告らは、福島県の自主的避難者数が多く、平成23年9月には5万人
20
余りに増加していることを指摘する。

しかし、その比率は、時期により変動があり、また、転居届を提出しないで転出した者も一定程度はいたと考えられるものの、いわき市で約4.5%（これには地震や甚大な被害をもたらした津波により被害を受けた者の避難も含ま
25
れる。）、福島市で約1.1%、郡山市で約1.5%程度にとどまり、大半はその住居地にとどまっており、避難を実行した者の割合は低い。一審原告らの中

には、避難の可否をめぐって親族間で意見が対立し、関係が険悪になったという者もあり、その点からも、避難の必要性が高いと考えるのが当時の避難元の状況に照らして一般的であったともいえず、現にその余の住民らは、本件事故後も福島県内での生活を継続しており、本件事故に由来する放射線による健康被害が生じているとも認められない。これらの点からも、社会通念に照らし、自主的避難等対象区域や区域外の地域から避難を選択する必要性が高かったとはいえない。

9 復興状況について

上記のとおり、福島県内からの避難者は、圧倒的に少数であったと認められ、本件事故後も、早期の段階から、復興に向けて、学校の再開や住民らによる企業活動も再開されていると認められる。こうした事情は、一審原告らが避難元において生活を継続することが可能であったことを裏付けるものであり、避難の相当性、避難継続の相当性を減殺すべき事情であるといえる。

10 避難の相当性に関する時期的制限について

(1) 一審原告らは、平成24年4月の時点においても、避難の相当性はある旨主張する。

しかし、一審原告らが主張するような空間放射線量が 1 mSv/y を超える地域からの避難が相当であるとはいえないことは前述のとおりである。一審原告らは、汚染水の海洋への流出が続いており、海洋汚染が拡散していた旨主張するが、仮にそうであったとしても、海洋汚染が、直ちに一審原告らの健康に影響を及ぼすものではない。また、一審原告らは、除染を実施しない場合、福島県内において高濃度の空間放射線量が計測される地域がある見通しであったなどとも主張するが、一審原告らの避難元の周辺部においてさほど高濃度の空間放射線量が観測されているものでもない。

そして、平成23年12月16日には、本件事故の収束が宣言されていたことや、その頃までには一審原告らの避難元の空間放射線量が低減し、住民

5

らによる社会的活動も行われていたこと、福島県から京都府への避難者も、そのほとんどが同年中に避難をしていることなどに鑑みると、特段の事情がない限り、平成24年1月以降に新たに避難を開始する必要性は認め難く、その避難に相当性があるとはいえず、その後の避難は、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(2) 一審原告らは、先行して避難した親族等と同居し又は近傍に居住するための親族らによる後行の避難について、その期間を制限し、又は、その対象を妊婦の夫や子どもの親に限定するのは不合理である旨主張する。

10

ア しかし、前記のとおり、平成24年1月以降は、原則として、新たに避難を開始する必要性は乏しいといわざるを得ず、その後の避難は、本件事故による放射線の影響を回避するための本件事故と相当因果関係がある避難とは評価し難い。もっとも、妊婦や子どもは、一般的に放射線への感受性が高いと認識されており、これらの者を先行して避難させることには合理性があり、そのような先行した避難があった場合において、避難先で開始された妊婦又は子どもの生活を直ちに放棄して避難元に帰還することが困難であることも考えられるから、そうした場合に妊婦の夫又は子どもの親が、妊婦や子どもの生活にあわせ、同居するために、後行の避難を実行することも必ずしも不合理とはいえず、後行の避難時期、避難が遅れた理由やその後の同居状況等の事情を考慮して、避難の相当性を個別に検討するのが相当である。他方、後行の避難時期を無限定とすることは、本件事故による放射線の影響を回避するという避難の目的を考慮せず、本件事故と相当因果関係がある範囲を超えて損害を認定することになり相当でない。

15

20

25

イ また、本件事故前に避難元において親族らが同居していた場合には、避難先においても親族で同居を望む心情は理解できないではないが、同一世帯であったとはいえ、たとえば、親と成人した子、祖父母とその孫といった関係性は、妊婦とその夫や、子どもとその親といった関係性よりは希薄

であって独立性が高く、それぞれの事情に応じて、本件事故直後から避難の可否を検討することができたといえ、その世帯構成員の一部が先行して避難を実行していたことを理由に、平成24年1月以降に避難を実行したことについて合理性があるということとはできない。また、子どものいない夫婦の一方のみが先行して避難を実行していたような場合も、それぞれの考え方に応じた避難を実行したというべきであり、先行した夫婦の一方の先行した避難の実行により平成24年1月以降の他方配偶者の避難の実行について相当性を認めることはできない。

1 1 避難継続の相当性について

(1) 放射線の影響を避けるために避難を開始した者は、その避難先で、安全、安定した生活を希求することは当然であり、避難指示や緊急時避難準備区域の指定解除等の事情が生じたからといって、避難先で苦労の上築き上げた安定した生活を放棄し、避難元に帰還することは容易ではないといえる。そのため、避難指示や緊急時避難準備区域の指定解除により、直ちに避難継続の必要性が失われるとはいえない。これは、自主的避難等対象区域や区域外からの避難者についても同様であり、避難先において安定した生活を築くためには相当な苦難があったものと推認でき、避難の実行後、収束宣言がされ、避難元の復興が進んだからといって、直ちに避難元に帰還することは容易ではないといえる。

(2) 他方で、避難元への帰還が客観的にみて可能となり、その帰還の準備に要する相当期間が経過した後には、もはや避難先での避難を継続する必要性は乏しくなり、その後も避難先での生活を継続するのは、当該避難者の自由意思によるものになったというべきであるから、それ以降に生じた避難に関する費用の支出は、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(3) また、避難者が避難先において築き上げた生活が安定し、新たに不動産を取得するなどして避難先に定着し、避難元への帰還が考え難い状況に至った

のであれば、その状態も、もはや避難であるとはいい難く、その後に生じた費用の支出も、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。これらの事情は、避難者ごとに状況が異なるため、避難継続の相当性が認められるべき期間（一審原告らの支出と本件事故との相当因果関係を認めるべき期間）を一
5 律に定めることは相当でないが、避難後の生活の安定のためには相当程度の時間を要すること、帰還の判断も容易ではないことを考慮すると、おおむね避難の開始から2年間程度を目安とするのが相当である。

1 2 まとめ

以上を踏まえると、本件事故と一審原告らの避難との間では、以下の場合に
10 避難の相当性が認められるといえる（以下「避難基準」という。）。

① 本件事故当時、中間指針が定める避難指示等対象区域に居住していた者が避難した場合

② 本件事故当時、中間指針追補が定める自主的避難等対象区域に居住しており、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合

15 i 特段の事情がない限り、平成23年12月31日までに避難したと。

ii 本件事故時、同居していた妊婦又は子どもが、平成23年12月31日まで（特段の事情がある場合を除く。）に避難しており、その妊婦又は子どもと同居するため、その妊婦の配偶者又はその子どもの親が
20 避難した場合であって、移動時期や移動が遅れた理由、その後の同居状況等から避難と評価すべき場合であること。

③ 本件事故当時、自主的避難等対象区域外に居住していたが、個別具体的事情により、上記②の場合と同等の場合又はこれに準じる場合

第7節 一審原告らの個別の避難の相当性

1 一審原告1

25 (1) 一審原告1は、福島県双葉郡a8町（警戒区域、居住制限区域。平成29

年4月1日に指定解除。)に居住していたところ、平成23年3月12日から同月13日にかけて、京都市に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

- (2) 一審原告1の避難元について居住制限区域の指定が解除されたのは平成29年4月1日であり、少なくとも同日まで一審原告1は帰還することはできず、一審原告1が賠償を求める平成27年8月31日までの全期間について避難継続の相当性が認められる。

2 一審原告2

- (1) 一審原告2-1・3・4は、福島県郡山市(自主的避難等対象区域)に居住していたところ、平成23年3月14日から同月15日にかけて、大阪府に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

- (2) 一審原告2-2が平成25年4月に福島市から京都市に転居し、同年9月には、一審原告2-1・2が所有する福島市の自宅の売却契約を締結するに至っていること(甲D2の5の1~6)に照らせば、一審原告2は、遅くとも同年4月までには、福島市へ帰還せず、京都での定住を決意したものと認められる。そうすると、避難の相当性が認められるのも、一審原告2-1・3・4が避難してから2年後である平成25年2月28日までというべきである。

- (3) 一審原告2-2は、平成25年4月に、一審原告2-1・3・4と同居するために京都市に移動したと認められるが、そもそも、一審原告2-2は、避難の必要性に懐疑的であり、2-1に対し「帰ってこなければ離婚だ」と述べていたというのであり(甲D2の1の1)、避難の必要性を有していたとはいえない上、上記のとおり、平成23年12月頃までには、客観的には避難の必要性は消滅していたというべきであり、2-1・3・4との同居を目的としているとはいえ、その後1年以上を経過した平成25年4月の移動が、本件事故と相当因果関係がある避難であるとはいえない。

3 一審原告 3

(1) 一審原告 3－1・2 は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、平成 23 年 3 月 16 日、京都市に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

5 (2) また、避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

4 一審原告 4

(1) 一審原告 4－1・2 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、4－1 は平成 23 年 7 月 4 日、4－2 は同月 19 日、それぞれ京都
10 市に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

(2) また、避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

5 一審原告 5

(1) 一審原告 5 は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、平成 23 年 3 月 16 日、京都市に避難したものと認められる。したが
15 って、避難の相当性が認められる。

(2) また、避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

6 一審原告 6

20 (1) 一審原告 6－1・2 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、平成 23 年 3 月 19 日、埼玉県に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

(2) また、避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

25 7 一審原告 7

(1) 一審原告 7－1～6 は、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住

していたところ、平成23年3月17日、神奈川県に避難したものと認められ、避難の相当性が認められ、その後おおむね2年間についても、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

5 (2) 一審原告7-1～6は、平成23年3月26日、避難先である神奈川県からいわき市に帰還し、7-2～6は、同年6月8日、再度、いわき市から秋田県に避難し、7-2・3は、平成24年2月にいわき市に帰還した上、同年3月29日、7-1～3がいわき市から京都市に避難したと認められる。

10 そして、京都市に避難したのは、平成23年12月を超えた平成24年3月ではあるが、子どもである7-2・3は、ほぼ一貫して避難を継続しており、いわき市への帰還は一時的なものであるといえ、7-1～3の京都市への避難についても、継続的な避難の一環であるといえることができる。

8 一審原告8

15 (1) 一審原告8は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、平成23年10月17日、京都市に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

(2) その後おおむね2年間についても、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

9 一審原告9

20 (1) 一審原告9-1・3・4は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成23年3月12日から同月14日までの間、福島県会津若松市に避難し、同年8月3日、京都市に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

25 なお、一審原告9-1・3・4は、平成23年3月中に、再度、福島県会津若松市に避難したと主張するが、短期間の滞在にとどまり、これをもって避難であるということとはできない。

(2) また、避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があった

ものと考えるのが相当である。

- (3) なお、一審原告 9－2 は、福島県会津若松市（自主的避難等対象区域外）に居住していたが、平成 23 年 8 月 21 日に京都市に移動しているところ、9－2 の居住場所は本件原発から約 99 km も離れており、9－2 が避難した平成 23 年 8 月頃の避難元付近のモニタリングポストの空間放射線量は 0.10～0.14 $\mu\text{Sv/h}$ であって高いともいえない。土壌においては放射性物質濃度が高い値を示していた場所もあると認められるが、これにより、空間放射線量を離れて、直ちに一審原告 9－2 に内部被ばく等を生じて、健康に影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。以上によれば、一審原告 9－2 に、客観的にみて避難が必要であったとはいえず、避難の相当性があったとはいえない。

10 一審原告 10

- (1) 一審原告 10－1・3 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、平成 23 年 3 月 19 日、10－1 の実家である千葉県に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

- (2) また、一審原告 10－1・3 は、平成 23 年 4 月 3 日、避難先の千葉県からいったん福島市に帰還し、同月 11 日長野県に避難し、同年 11 月 11 日長野県から京都市に避難したと認められる。長野県への避難についても、その時期に照らして避難の相当性が認められ、京都への移転についても、その時期や、家賃負担を免れるという目的、移動費用も比較的少額であることに照らせば、その移転には合理性があり、避難の相当性が認められる。

- (3) 避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものと考えるのが相当である。

11 一審原告 12

- (1) 一審原告 12－1 は、長男及び二男と共に福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 14 日、

福島市から京都市に避難したものと認められる。そして、一審原告１２－１と二男は、平成２３年４月５日福島市に帰還したが、同年９月２５日、再度京都市に避難しているものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

- 5 (2) また、避難からおおむね２年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

12 一審原告１３

- (1) 一審原告１３－１～３は、茨城県つくば市に居住していたところ（自主的避難等対象区域外）、平成２３年５月２６日、京都に移動したものと認められる。

10

しかし、一審原告１３－１～３の居住場所は、本件原発から約１７２ｋｍも離れており、平成２３年５月２７日時点での空間放射線量も０．２０～０．２７μＳｖ／ｈであること、同一審原告らの周囲に、つくば市から自主的避難をした者はいなかったことなどを総合すると、一審原告１３－１～３の移動が、自主的避難等対象区域からの避難と同等であるとかこれに準じるとまではいえない。避難元近隣の土壌においては、放射性物質濃度が高い値を示していた場所もあると認められるが、これにより、空間放射線量を離れて、直ちに一審原告１３－１～３に内部被ばく等を生じて、健康に影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。

15

20

- (2) したがって、一審原告１３－１～３に避難の相当性は認められない。

13 一審原告１４

- (1) 一審原告１４－１・２・４は、福島県郡山市に居住していたところ（自主的避難等対象区域）、１４－１は平成２３年５月１２日、１４－２・４は同月１３日、郡山市から京都市に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

25

- (2) また、避難からおおむね２年間については、避難継続の相当性があったも

のと考えるのが相当である。

1 4 一審原告 1 5

- (1) 一審原告 1 5－1～4 は、福島県大沼郡 n1 町(自主的避難等対象区域外)に居住していたところ、1 5－1・2 は平成 2 4 年 2 月 2 4 日、1 5－3・4 は同年 4 月 5 日、京都市に移転したと認められる。

しかし、移転の時期は、平成 2 3 年 1 2 月以降である。また、一審原告 1 5 の居住地は、本件原発から約 1 0 5 k m も離れており、空間放射線量も、平成 2 3 年 3 月 2 0 日にはモニタリングポストにおいて 0. 5 3 μ S v / h を観測したものの、翌月には最大 0. 2 1 μ S v / h と減少し、その後も減少傾向にあって、移転の時期までには相当程度減少していたと考えられること(甲 D 1 5 の 9 の 1・2)も併せ考慮すると、一審原告 1 5－1～4 の移転は、自主的避難等対象区域からの避難と同等であるとかこれに準じるとまではいえない。一審原告 1 5－1～4 の避難元近隣の土壌の放射性物質濃度は相当程度高い値を示していた場所もあると認められるが、これにより、空間放射線量を離れて、直ちに 1 5－1～4 に内部被ばく等を生じて、健康に影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。

以上によれば、一審原告 1 5－1～4 の避難の相当性は認め難い。

- (2) なお、一審原告 1 5－2 は、京都市への移動前である平成 2 4 年 2 月頃から右耳の後ろが赤く腫れるなどの症状を訴えていたことが認められるが、その原因は詳らかでなく、これが本件事故と相当因果関係があるものとはいえないし、避難後である同年 4 月に、甲状腺障害の一種である橋本病であるとの診断を受けていることが認められるが、母である 1 5－1 は、1 5－2 の橋本病の悪化を懸念して避難をしたものではなく、1 5－2 も、平成 2 8 年 4 月に自ら望んで n1 町に帰還していることに照らすと、1 5－2 の体調不良や橋本病と京都市への移転との間に相当因果関係があるとはいえない。この点からも、一審原告 1 5－1・2 に、避難の相当性を認めることはできな

い。

1 5 一審原告 1 6

(1) 一審原告 1 6－1・2 は福島県二本松市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件地震のため帰宅することができず、福島市に一時滞在し、平成 2 3 年 3 月 1 9 日、新潟県に避難したと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

(2) また、避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

1 6 一審原告 1 8

(1) 一審原告 1 8 は、福島県南相馬市（緊急時避難準備区域。平成 2 3 年 9 月 3 0 日指定解除）に居住していたところ、平成 2 3 年 3 月 1 2 日、福島市に避難し、同年 4 月 2 日に京都市に避難したものと認められる。緊急時避難準備区域からの避難であって、避難の相当性が認められる。

(2) 緊急時避難準備区域の指定は、平成 2 3 年 9 月 3 0 日に解除されているが、避難に要する費用に関しては、その解除からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

1 7 一審原告 1 9

(1) 一審原告 1 9－1～4 は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、1 9－1・3・4 は、平成 2 3 年 4 月 2 0 日、京都市に避難したものと認められる。したがって、避難の相当性が認められる。

(2) これに対して、一審原告 1 9－2 は、飲食店事業を整理した上で、平成 2 7 年 4 月に京都に移転したと認められるが、平成 2 3 年 1 2 月を経過し、かつ、本件事故及び 1 9－1・3・4 の避難から約 4 年を経過していることを考慮すると、1 9－1・3・4 との同居という目的があったとしても、本件事故に起因する放射線の影響から避難するために移転したとはいえない。したがって、1 9－2 については、避難の相当性を欠く。

- (3) 一審原告 19-1・3・4 の避難については、避難からおおむね 2 年間に
ついては、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

18 一審原告 20

- (1) 一審原告 20-1・3～6 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住し
ていたところ、平成 23 年 3 月 24 日、埼玉県に避難し、同年 4 月 5 日に福
島市に帰還した後、平成 24 年 1 月 4 日、京都に移転したものと認められる。
(2) このうち、埼玉県への移動は、本件事故による放射線の影響から避難する
ための移動であったと認められ、避難の相当性が認められる。

これに対して、京都への移動は、平成 23 年 12 月を経過してからの移動
であり、一旦避難してから約 11 か月間福島市において生活をし、平成 24
年 1 月に至って改めて避難をする合理的理由も見当たらない。したがって、
京都への避難については、避難の相当性を欠くといわざるを得ない。

- (3) 一審原告 20-2 は、そもそも本件事故当時中国に単身赴任中であり、平
成 26 年 3 月に帰国したものと認められ、避難の事実が認められない。

19 一審原告 21

- (1) 一審原告 21-1～4 は、福島県二本松市（自主的避難等対象区域）に居
住していたが、21-1・3・4 は、本件事故当初の時期である平成 23 年
3 月 19 日、神奈川県に避難し、同年 4 月 2 日、福島県二本松市に帰還した
後、同年 5 月 20 日、京都市に避難したものと認められる。したがって、避
難の相当性が認められる。

- (2) 一審原告 21-2 は、平成 24 年 7 月 12 日、21-1・3・4 と同居す
るために京都市に移動したものと認められ、21-3・4 が避難時にそれぞ
れ 6 歳、3 歳と幼かったこと、移動が遅れたのはプロパンガス販売の職務に
従事していたことや自宅不動産を所有していたことからであると考えられる
ことからすれば、21-2 の移動についても、避難の相当性が認められる。

- (3) 避難からおおむね 2 年間にについては、避難継続の相当性があったものと

考えるのが相当である。

20 一審原告22

(1) 一審原告22-1・2は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成23年3月17日、茨城県に避難したが、同月21日福島県郡山市に帰還した後、22-1は、同年8月12日に出生した22-3とともに、平成24年2月3日、京都市に避難したものと認められる。このうち、茨城県への避難は、避難の相当性が認められ、京都市への避難も、平成24年2月であるものの、22-3が平成23年8月に出生し、直ちに移動することが困難であったことを考慮すると、避難の時期が遅れたことにも合理性があるといえる。したがって、京都市への避難についても避難の相当性が認められる。

(2) 避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があったものとする考えるのが相当である。

21 一審原告23

(1) 一審原告23-1～5は、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、23-1・2・5は、本件事故当初の時期である平成23年3月28日から同月29日にかけて、京都市に避難したものと認められ、避難の相当性が認められる。また、一審原告23-3は、23-1・2・4・5とともに、自家用車で京都に移動していると認められ、同月3日には公共交通機関を利用して福島県いわき市に帰還しており、23-1・2・4・5の避難を手伝ったにすぎないとも考えられるが、本件事故当初の時期に移動しており、避難としての意味がなかったともいえず、避難の相当性が認められる。

(2) これに対して、一審原告23-4は、そもそも、平成23年4月に進学のため京都市に転居することが予定されており、移動した時期も同年3月28日であったことに鑑みると、その移動は進学のためであるといえ、避難のた

めであったと評価することはできない。

(3) また、一審原告 23-2 は、平成 24 年 5 月 2 日には福島県いわき市に帰還しているが、本件事故当初の時期を経過して帰還を決意したものといえ、上記のような避難の相当性が否定されるものではない。

5 (4) 避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

2 2 一審原告 2 4

(1) 一審原告 24-1～3 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 22 日に新潟県に避難
10 し、同月 24 日帰還したが、同月 31 日、再度新潟県に避難し、同年 4 月 14 日に帰還し、さらに、一審原告 24-2～4 は、同年 6 月 3 日に 24-4 が出生した後である同年 7 月 14 日、京都に避難したことが認められ、これらはいずれも避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告 24-1 は、平成 24 年 10 月 6 日、24-2～4 と同居するために福島市から京都市に移動していると認められ、24-3・4 が、避難時
15 にそれぞれ 2 歳、0 歳と幼かったこと、避難が遅れたのは、避難元において不動産販売等の職務に従事していたことや、自宅不動産を取得したばかりであったためであると考えられることによれば、24-1 の移動についても、避難の相当性が認められる。

20 (3) 一審原告 24-2～4 の京都市への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

2 3 一審原告 2 5

(1) 一審原告 25-1～5 は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、25-2～5 は、本件事故当初の時期である平成 23 年 3
25 月 15 日、25-1 も同月 18 日、福島県会津若松市へ避難し、同月 25 日に全員が郡山市に帰還し、同年 7 月 26 日、25-2～5 が京都市に避難し

たことが認められ、これらはいずれも避難の相当性が認められる。

- (2) 一審原告 25-1 は、平成 25 年 3 月 29 日、25-2～5 と同居するために郡山市から京都市に移動していると認められ、25-3～5 が、避難時にそれぞれ 7 歳、3 歳、1 歳と幼かったこと、移動が遅れたのは、25-1 が公立学校の教員として稼働していたためであると考えられることによれば、25-1 の移動についても、避難の相当性が認められる。

- (3) 一審原告 25-2～5 の京都市への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

2.4 一審原告 26

- (1) 一審原告 26-1～5 は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 13 日、神奈川県に避難し、26-1 は同月 18 日、26-1～5 は同月 27 日に郡山市に帰還したが、26-2～5 は同年 6 月 2 日、京都市に避難したものと認められ、これらはいずれも避難の相当性が認められる。

- (2) 一審原告 26-1 は、平成 25 年 5 月、26-2～5 と同居するため、京都市に移動し、平成 26 年 8 月まで京都市に居住していたと認められ、26-3～5 が、避難時にそれぞれ 6 歳、3 歳、0 歳と幼かったこと、移動が遅れたのは、自宅不動産を所有し、また、勤務先から戻って来るよう強く言われからであったと考えられることによれば、26-1 の京都への移動についても避難の相当性が認められる。

- (3) 一審原告 26-2～5 の京都市への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

2.5 一審原告 27

- (1) 一審原告 27-1～4 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、27-2～4 は、平成 23 年 8 月 30 日、京都市に避難したものと認められ、避難の相当性が認められる。なお、一審原告 27 の 1～4 は、

同年５月から８月にかけて、群馬県や宮城県等にも避難していた旨主張するが、本件事故当初の時期を経過している上、その滞在期間は短く、避難元に戻る前提で移動したに留まっていたと認められ、これらをもって避難ということとはできない。

5 (2) また、一審原告２７－１は、平成２４年８月１９日、２７－２～４と同居するため、京都市に移動したと認められるところ、２６－３・４が避難時にそれぞれ１３歳と７歳という未成熟子であったこと、移動が遅れたのは、２
7－１が父の経営する洋服店に勤務し、容易に避難することができなかった
10 からであると考えられることによれば、２７－１の京都への移動についても
避難の相当性が認められる。

(3) 一審原告２７－２～４の京都市への避難からおおむね２年間については、
避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

26 一審原告２８

(1) 一審原告２８は、福島市(自主的避難等対象区域)に居住していたところ、
15 平成２３年３月１５日、京都府に避難したものと認められ、避難の相当性が
認められる。

(2) 一審原告２８の京都府への避難からおおむね２年間については、避難継
続の相当性があったものとするのが相当である。

27 一審原告２９

20 (1) 一審原告２９－１・２は、福島県いわき市(自主的避難等対象区域)に居
住していたところ、本件事故当初の時期である平成２３年３月１５日、東京
都に避難し、同年４月１日、いわき市に帰還し、同年７月２３日、京都市に
避難したものと認められ、避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告２８の京都市への避難からおおむね２年間については、避難継
25 続の相当性があったものとするのが相当である。

28 一審原告３０

(1) 一審原告 30-1～3 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 18 日、京都市に移動し、その後、30-1 は同月 19 日、30-2・3 は同月 28 日、それぞれ福島市に帰還したものの、30-2・3 は、同年 7 月 30 日、京都市に再度避難したと認められ、30-2・3 の避難は、避難の相当性が認められる。
また、30-1 が京都市に滞在したのは同年 3 月 18 日から同月 19 日までであるが、本件事故当初の時期であることに照らせば、避難の相当性は否定できず、これを認めることができる。

(2) 一審原告 30-2・3 の京都市への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

29 一審原告 31

(1) 一審原告 31-1～3 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、31-2・3 は、平成 23 年 8 月 5 日、京都市に避難したものと認められ、避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告 31-2・3 の京都市への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

30 一審原告 32

(1) 一審原告 32-1～5 は、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 14 日から同月 18 日までの間、滋賀県に避難したことが認められ、避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告 32-2 は、平成 23 年 4 月 30 日、滋賀県から千葉県に移動しているが、生活が困窮し、生活費を稼ぐための仕事の関係による移転であって、避難の相当性が認められる。

(3) また、一審原告 32-1・3～5 は、平成 23 年 10 月、滋賀県から京都市に移転しているが、これについても、生活を安定させるための移転であっ

て、避難の相当性が認められる。

(4) 一審原告 3 2 - 1 ~ 5 の滋賀県への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

5 (5) 一審原告 3 2 は、平成 2 4 年 3 月頃には、本件事故当時に居住していた施設の賃貸借契約を解除しているが、自ら、定住先を決めるなどの目的をもって積極的に解除をしたものではなく、これをもって、避難を終了したということもできないから、その後の避難に関する損害が、本件事故との因果関係を否定されるものではなく、これを認めるのが相当である。

3 1 一審原告 3 3

10 (1) 一審原告 3 3 - 1 ~ 3 は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、3 3 - 2 ・ 3 は、本件事故当初の時期である平成 2 3 年 3 月 1 8 日に京都府に避難したことが認められ、避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告 3 3 - 1 は、平成 2 3 年 1 2 月以降である平成 2 4 年 1 月 2 4 日、3 3 - 2 ・ 3 と同居するため、京都府に移動したと認められるところ、
15 その時期が平成 2 4 年となって間もなくであったこと、3 3 - 3 が避難時 2 歳と幼かったこと、移動が遅れたのは、仕事をすぐに辞めることができなかったからであると考えられることによれば、3 3 - 1 の京都府への移動についても避難の相当性が認められる。

(3) 一審原告 3 3 - 2 ・ 3 の京都府への避難からおおむね 2 年間については、
20 避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

(4) 一審原告 3 3 - 1 は、福島市で居住していた建物の契約を解除し、平成 2 4 年 1 月に京都府に避難しているが、3 3 - 2 ・ 3 との同居のために避難したものと認められ、その頃に京都府での生活が安定していたものではなく、これをもって避難を終えたということとはできない。

25 3 2 一審原告 3 4

(1) 一審原告 3 4 - 1 ~ 3 は、福島県白河市（県南地域）に居住していたとこ

ろ、34-1・3は、平成23年9月7日に出生した34-4とともに、同年11月に福島県西白河郡q村に転居し、平成24年2月25日、京都市に移動したことが認められる。そして、福島県白河市及びq村は、自主的避難等対象区域外ではあるが、平成23年3月にはq村で一時的とはいえ2.5
5 5 μ Sv/hの空間放射線量が観測され、一審被告東電も県南地域として賠償の対象地域としていたこと（ただし、賠償基準では妊婦及び子どものみを対象としている。）を踏まえると、自主的避難等対象区域と同等と考えるのが相当である。一審原告34-1～4の避難の時期も、平成23年12月以降であるが、34-4の出生時期に照らせば、その避難の時期が遅れることも
10 やむを得ず、その時期のみをもって、34-1・3・4の避難の相当性が否定されるものではない。したがって、一審原告34-1・3・4については、避難の相当性が認められる。

(2) また、一審原告34-2は、平成24年2月24日に京都市に移動しており、妻である34-1及び子である34-3・4と同居するため、ほぼ同時
15 期に避難しているものであるから、34-2についても避難の相当性が認められる。

(3) 一審原告34-1～4の京都府への避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があったものと考えるのが相当である。

3.3 一審原告35

(1) 一審原告35-1～5は、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成23年3月12日から同
20 月16日にかけて京都市に避難したことが認められ、避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告35-3は、平成23年4月には、福島県いわき市に帰還しているが、35-1・2・4・5とともに京都市に移動していることに照らせば、
25 35-3についても避難であると評価できる。もっとも、35-3は、その

後、平成25年4月に、再度京都に移転しているが、大学進学に伴う移動であり、その時期に照らしても、その移動は避難と評価することはできない。

(3) 一審原告35が居住していた建物は、本件地震により損壊したことが認められるが、本件事故当初の時期に京都市への避難を開始していることに照らせば、その避難は、本件地震による被害のためではなく、本件事故による放射線の影響を回避する趣旨によるものといえる。

(4) 一審原告35-1～5の京都府への避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

34 一審原告36

(1) 一審原告36-1・2は、福島県田村郡k1町（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、36-2は、本件事故当初の時期である平成23年3月17日、東京都に避難したことが認められ、避難の相当性が認められる。

(2) もっとも、一審原告36-2は、平成23年6月10日には福島県田村郡k1町に帰還しており、その後の東京都での滞在日数は、同月から平成24年3月までの間で合計7日間にすぎず、この間は、もはや避難をしたということとはできず、36-2の避難期間は、平成23年6月10日に福島県田村郡k1町に帰還するまでの間であったと評価するのが相当である。また、36-2は、平成24年3月6日から同月10日にかけて大阪府に移動したと認められるが、その時期に照らし、避難の相当性を認めることはできない。

(3) 一審原告36-1は、平成24年5月1日、京都市に移動したと認められるが、その移動時期に照らし、避難の相当性を認めることはできない。

35 一審原告37

(1) 一審原告37-1・2は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成23年3月14日から同月21日に同市に帰還するまでの間、福島県会津若松市に避難していたものと認められ、避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告 37-1・2 は、平成 25 年 4 月 26 日、京都市に移動したと認められるが、その時期に照らし、避難の相当性を認めることはできない。

一審原告 37-1・2 は、娘である 25-2 が避難した後に、25-2 の夫である 25-1 を支えるために福島県郡山市に残った旨主張し、食事の準備程度はしていたことがうかがわれるが、その他いかなる必要性があったのか詳らかでなく、その主張はにわかに採用することができない。

3.6 一審原告 38

(1) 一審原告 38 は、福島県大沼郡 n2 町（自主的避難等対象区域外）に居住していたところ、同居していた長男（当時 8 歳）とともに、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 15 日、広島県に移動し、引き続き佐賀県に移動したものと認められる。そして、その居住地は、自主的避難等対象区域外であり、本件原発からは約 134 km の距離があるものの、同月 20 日における n2 町役場のモニタリングポストにおいて空間放射線量 $0.31 \mu\text{Sv/h}$ が観測されていたこと、一審原告 38 が当時 8 歳の長男と同居していたことに照らせば、同年 4 月 5 日に n2 町に帰還するまでの避難はやむを得ないものであったというべきであり、避難の相当性が認められる。

(2) もっとも、一審原告 38 は、一旦福島県大沼郡 n2 町に帰還し、平成 23 年 8 月 27 日、同町から京都府に移動していると認められるが、元々、一審原告 38 が居住する n2 町は自主的避難等対象区域外であること、京都府への移動時期は本件事故当初の時期より後であること、同月時点での n2 町役場のモニタリングポストの空間放射線量は $0.11 \mu\text{Sv/h}$ 程度にまで減少していたと認められること、避難元近隣の土壌においては放射性物質濃度が高い値を示していた場所もあると認められるが、これにより、空間放射線量を離れて、直ちに一審原告 38 に内部被ばく等を生じて、健康に影響を及ぼすおそれがあるとはいえないことなどに鑑みると、同年 8 月 27 日の京都府への移動については、避難の相当性を認めることはできない。

(3) なお、福島県大沼郡 n2 町に近接する α 1 町では、平成 23 年 9 月頃、杉林の落葉等から 5.85 kBq/kg の放射性セシウムが検出されていることが認められるが(甲 D 38 の 9 の 9)、同年頃におけるその周辺における空間線量率は、平均で 0.12 μSv/h 程度であり、また、同年 7 月 9 日の n2 町の α 2 自然観察教育林での空間放射線量も、地上 100 cm で平均 0.17 ~ 0.18 μSv/h 程度であった上(甲 D 38 の 9 の 7)、これら山林の放射線量が住宅地に直接影響するものともいえない。したがって、避難の相当性を検討するに当たり、これらの放射線量を考慮しなければならないとはいえない。

37 一審原告 39

(1) 一審原告 39 は、福島県田村郡 k1 町(自主的避難等対象区域)に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 14 日、k1 町から新潟県に、同月 15 日、新潟県から京都市に移動し、同月 20 日に k1 町に帰還するまで避難していたと認められ、避難の相当性が認められる。

(2) 一審原告 39 は、平成 23 年 4 月 4 日以降、実家のある中国に渡航しているが、本件事故当初の時期であり、避難自体の相当性は認められるものの、本件事故による放射線の影響を回避するために国外に移動することまでは相当であるとはいえない。

(3) また、一審原告 39 は、平成 24 年 5 月 1 日、k1 町から京都市に移転したと認められるが、それまでに、本件事故前である平成 22 年 8 月から中国国内に居住していた長女(当時小学校 3 年生)を中国から連れ帰り、平成 24 年 1 月 15 日から同年 2 月 8 日までの間、k1 町の自宅に滞在させていたことに照らせば、その頃において一審原告 39 において避難の必要性があると認識していたとは考え難く、平成 23 年 12 月に本件事故の収束宣言が出されていたことも併せ考慮すると、平成 24 年 1 月以降については、避難の相当性は認められない。

38 一審原告40

(1) 一審原告40は、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成23年3月15日、長男（当時6歳）及び長女（当時3歳）を連れて栃木県に、同月18日、栃木県から埼玉県に、それぞれ移動し、同年4月1日にいわき市に帰還し、同月23日には、長男及び長女もいわき市に帰還させたものと認められるところ、その時期等に照らし、避難の相当性が認められる。

(2) もっとも、一審原告40は、上記帰還後である平成23年4月23日から、再度いわき市に居住していたところ、平成24年6月26日に至って、長男及び長女とともに京都市に移転していることが認められるが、その移転の時期や、その頃、居宅で火災が発生して住むことができなくなったという事情があったことを考慮すると、京都市への移転が、本件事故による放射線の影響を回避するためのものであったとは考え難く、避難の相当性があるとはいえない。

39 一審原告42

(1) 一審原告42は、福島県田村市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成23年3月14日、福島県大沼郡n3村に避難したものと認められ、その時期等に照らし、避難の相当性が認められる。また、同月19日の新潟県への移転及び同年4月の同県内での移転についても、避難の相当性が認められる。

(2) 福島県大沼郡n3村への避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があったものと考えるのが相当である。一審原告42は、平成25年10月16日、新潟県から京都市に移動したと認められるが、その時期に照らし、避難の相当性を認めることはできない。

40 一審原告43

(1) 一審原告43-1～4は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住してい

たところ、平成23年5月19日、山形県に避難し、平成24年3月に一旦福島市に戻ってはいるものの、同月22日、京都市に避難しており、その避難は、平成23年5月から継続しているものといふことができ、避難の相当性も認められる。

5 (2) なお、一審原告43-1～4は、平成23年5月8日から同月9日にも山形県に赴いているが、短期間であつて避難と評価することはできず、また、同年7月には北海道に移動していることも認められるが、短期間のうちに山形県に戻る前提であつて、放射線の影響を回避するためのものともいえず、避難の相当性は認め難い。

10 (3) 一審原告43-1～4の山形県への避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があつたものと考えるのが相当である。

4 1 一審原告4 4

(1) 一審原告44-1～3は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成23年3月11日、山口県に避難
15 し、同年4月9日には福岡県に移転したと認められ、その時期等に照らし、避難の相当性が認められる。

(2) なお、一審原告44-2は、平成23年4月18日、福岡県から福島市に帰還し、同年5月、福島市から山形県へ移転していることが認められるが、これによつて、44-2の避難の相当性が否定されるものではない。

20 (3) 一審原告44-2は、平成24年4月1日、山形県から徳島県に移転しているが、これについても、避難の性質が否定されるものではない。

(4) 一審原告44-1～3に山口県への避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があつたものと考えるのが相当である。

4 2 一審原告4 5

25 (1) 一審原告45-1～3は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたが、45-2・3は、本件事故当初の時期である平成23年3月20日、

東京都に避難し、同年7月19日、東京都から京都市に移転したと認められ、その避難及び移転には相当性が認められる。

- (2) 一審原告45-2・3の東京都への避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

5 43 一審原告46

- (1) 一審原告46-1～5は、千葉県松戸市（自主的避難等対象区域外）に居住していたが、平成24年2月4日、三重県に避難し、同年8月1日、三重県から愛知県に、平成25年4月8日、愛知県から京都府に、それぞれ移転したものと認められる。

- 10 (2) しかし、一審原告46-1～5が居住していた自宅は、本件原発から約20.5kmも離れている上(乙D46の1)、一審原告46-1～5が避難を開始したのは、本件事故の収束宣言がされた平成23年12月以降であり、かつ、本件事故から約11か月を経過した平成24年2月である。一審原告46-2は、避難がその時期に至った理由として、平成23年11月にジャーナリストの講演会で、汚染の状況がひどいと聞いて避難を考えるようになった旨供述するが、その講演内容の専門性、正確性には疑問がある。また、一審原告46-2は、本件事故から約半年経って品切れ状態であったエアーカーンター(放射線測定器)を入手することができ、これにより計測したところ、生活圏内において高い放射線量を検出したことも避難の理由である旨供述する。しかし、一審原告46-2も、ホームページ等を見て、千葉県松戸市の空間放射線量は0.02～0.04 μ Sv/h程度であると把握していた上(一審原告46-2本人)、自宅近辺の空間放射線量は、平成23年11月1日に約0.25 μ Sv/h(r公園。ただし、地表からの高さ50cm。乙D共212の2)、同月2日に約0.41 μ Sv/h(s公園。同)を観測しているが、避難時期に近い平成24年2月6日には約0.15 μ Sv/h(t保育所。同。乙D46の5)であって、その空間放射線量は特に高いものでは
- 15
- 20
- 25

なく、一審原告４６－２が自ら計測したエアーカーンターによる結果の正確性にも疑問がある。また、農林水産省が平成２３年４月から同年７月までの間に行った農地の土壌調査によれば、千葉県松戸市内の農地で相当程度の濃度の放射性物質が計測されたと認められるが、これにより直ちに一審原告４
5 ６－１～５に内部被ばく等を生じて、健康に影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。

そうすると、一審原告４６－１～５の移動が、客観的にみて本件事故による放射線の影響を回避するためであったとは認め難い。

(3) 一審原告４６－２は、長男である４６－４がかつて急性リンパ性白血病
10 にり患したことがあり、医師からは再発すれば命にかかわると聞かされていたことがあり、子どもらの健康を考えて避難を決断した旨供述する(一審原告４６－２本人)。しかし、４６－４(平成１６年１月２７日生まれ)が急性リンパ性白血病を患ったのは、平成１７年１２月頃であり、平成１９年１２月頃には、化学療法も終了し、平成２０年１月には寛解の維持も確認され、本
15 件事故直後である平成２３年４月１２日にも、寛解は持続し、異常所見は認められないと診断されており(甲Ｄ４６の７の５～９)、その際に、医師に放射線が心配であることも相談したが、その回答は４６－２も覚えていないという程度であり、避難を勧められたこともなく、また医師からレントゲン検査等をできるだけ受けない方がよいなどと言われたこともないというのである
20 から(一審原告４６－２本人)、長男の病歴も、避難の必要性、相当性を基礎づけるものであるとまではいえない。

(4) また、一審原告４６－２は、本件事故後、避難前に、長男及び長女も体調不良を訴えていた旨供述する(一審原告４６－２本人)が、その原因は不明であるというのであり、これらが本件事故と相当因果関係があるものと認める
25 こともできない。

4 4 一審原告４７

(1) 一審原告４７は、長男及び長女とともに、仙台市 u1 区（自主的避難等対象区域外）に居住していたところ、平成２３年９月７日、アメリカに渡航し、同年１１月４日、仙台市 u1 区に帰還したと認められる。

5 しかし、一審原告４７が居住していた自宅のある仙台市 u1 区は自主的避難等対象区域にも指定されておらず、本件原発から約 8.9 km 離れており、自宅周辺の空間放射線量は、平成２３年６月２７日に $0.18 \mu\text{Sv/h}$ （ただし、地表からの高さ 50 cm。）が観測されているが、直ちに健康に影響を与えるものということとはできず、そのことは新聞報道等により周知されていたと認められる。また、仙台市 u1 区は、避難指示等対象区域にも自主的避難
10 等対象区域にも接していない。そうであれば、一審原告４７のアメリカへの渡航に、避難の相当性があるとはいえない。

(2) 一審原告４７は、許容される空間放射線量を 1 mSv/y ($0.114 \mu\text{Sv/h}$) 以下とすべきであり、これを超えることは許されないところ、自ら計測した空間放射線量や近隣の土壌やプールの汚泥の放射性物質濃度も高く、避難の相当性が認められる旨主張する。しかし、そもそも 1 mSv/y
15 を超える空間放射線量による被ばくが直ちに健康影響を与えるものであるとは認められず、これが容認されないというものではないし、 1 mSv/y は $0.23 \mu\text{Sv/h}$ と換算するのが相当であり、そうであれば、 1 mSv/y を上回るものではなく、また、地表からの高さ等その計測方法によっても変動し得るものであるから、これをもって、避難の相当性が認められるとはいえない。
20

 避難元近隣の土壌やプールの汚泥の放射性物質濃度については、比較的高い値を示している場所もあるが、これにより、空間放射線量を離れて、直ちに一審原告４７の内部被ばく等を生じて、健康に影響を及ぼすおそれがある
25 とはいえず、避難の相当性を基礎づけるものとはいえない。

(3) 一審原告４７は、長男が夜中に鼻血を出したり、長女が血液検査で甲状腺

機能の異常を指摘されたことなども指摘するが、これらが本件事故と相当因果関係があるとも認めるに足りず、一審原告４７に、放射線の影響を特に懸念しなければならない特別の事情があったともいえない。

（４）一審原告４７は、平成２４年１月に沖縄県に避難したとも主張するが、これについても、上記のような避難元の状況やその時期に照らすと、避難の相当性があったとはいえない。

（５）したがって、一審原告４７に避難の相当性は認められない。

４５ 一審原告４８

（１）一審原告４８－１～６は、福島県郡山市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、４８－１～３は、本件事故当初の時期である平成２３年３月１５日から同月１８日までの間、福島県会津若松市に避難し、４８－２～４は、同年６月２９日、福島県郡山市から京都市に避難し、４８－１も、４８－２・３と同居するため、同年８月、京都市に避難したものと認められ、これらの避難には相当性が認められる。

（２）これに対して、一審原告４８－５は平成２６年２月１７日、４８－６は平成２７年９月２６日、京都に移動しているものの、その移転時期に照らし、その移動に、避難の相当性は認められない。

４６ 一審原告４９

（１）一審原告４９は、福島市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成２３年３月１７日から同月１８日にかけて、大阪府に避難したと認められ、その避難には相当性が認められる。

（２）また、一審原告４９は、平成２４年３月１５日に大阪府から京都市に移転しているが、これについても、生活を安定させるための移転であるといえ、相当性が認められる。

（３）一審原告４９の大阪府への避難からおおむね２年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

4 7 一審原告 5 0

(1) 一審原告 5 0 は、福島市(自主的避難等対象区域)に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 2 3 年 3 月 1 4 日、新潟県に避難したと認められ、その避難には相当性が認められる。

5 (2) また、一審原告 5 0 は、平成 2 3 年 3 月 1 7 日新潟県から山口県へ、同年 5 月 2 7 日山口県から東京都へ、同年 6 月 2 6 日東京都から京都市へ、それぞれ移転したと認められるところ、これらは生活を安定させるための移転であると認められ、移転の相当性が認められる。

10 (3) 一審原告 5 0 の新潟県への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

4 8 一審原告 5 1

15 (1) 一審原告 5 1 - 1 ~ 3 は、福島市(自主的避難等対象区域)に居住していたところ、5 1 - 2 ・ 3 は、本件事故当初の時期である平成 2 3 年 3 月 1 5 日、福島市から新潟県に避難したものと認められ、その避難には相当性が認められる。

また、5 1 - 1 ~ 3 は、兵庫県を経て、同年 6 月 2 3 日、福島市に帰還し、同年 7 月 2 日、山形県に避難したものと認められ、その避難についても相当性が認められる。

20 (2) 一審原告 5 1 - 2 ・ 3 の新潟県への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。一審原告 5 1 - 2 ・ 3 は、平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日から同月 1 9 日にかけて、山形県から京都市に移転し、5 1 - 1 も同日、福島市から京都市に移動しているが、その移動時期に照らし、これらの移動に避難の相当性は認められない。

25 一審原告 5 1 は、上記の移動は、山形県米沢市が雪深く、一審原告 5 1 - 2 の精神的、肉体的負担が過多になっていたことなどから、不規則、不安定な状況を解消するためである旨主張するが、一般的には、避難から 2 年程度

が経過すれば、避難先での生活も安定し、避難元に帰還するか(避難元の空間放射線量もさほど高いとはいえない。)、避難先での生活を継続するかの判断も可能であるといえ、避難先での生活を継続するとしても、放射線の影響を回避するための避難生活とは評価できず、その後に要する費用についてまで、
5 本件事故と相当因果関係があるとまではいうことができない。

4 9 一審原告 5 2

(1) 一審原告 5 2 - 1 ~ 4 は、茨城県北茨城市(自主的避難等対象区域外)に居住していたところ、平成 2 4 年 1 月 2 7 日、京都市に移転したと認められる。しかし、その移転時期は、平成 2 3 年 1 2 月以降である。そして、一審原告 5 2 が居住していた自宅は、本件原発から約 6 7 k m 程度離れており、自主的避難等対象区域の多くが入る半径 8 0 k m 圏と同程度であって、自主的避難等対象区域である福島県いわき市とも隣接し、その空間放射線量は、本件事故当初こそ最大で $15.8 \mu\text{Sv/h}$ もの高い数値が観測されていたことは認められるが(甲 D 5 2 の 9 の 7)、一審原告 5 2 - 1 ~ 4 が避難をした平成 2 4 年 1 月頃には、その数値も低くなっていたと認められる(約 $0.17 \mu\text{Sv/h}$)。避難元近隣の土壌においては、放射性物質濃度が高い値を示していた場所もあると認められるが、これにより、空間放射線量を離れて、直ちに一審原告 5 2 - 1 ~ 4 に内部被ばく等を生じて、健康に影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。他に、一審原告 5 2 に放射線の影響を特に懸念
10
15
20 しなければならない特別な事情もうかがわれない。

したがって、一審原告 5 2 - 1 ~ 4 の京都への避難については、避難の相当性を欠くといわざるを得ず、その損害は本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

(2) 一審原告 5 2 - 1 ~ 4 は、平成 2 3 年 8 月頃、放射線の影響を回避するため、北海道函館市に保養に赴いたことは認められるが(甲 D 5 2 の 1 の 1、5 2 の 6 の 1)、保養は、生活の本拠を移転する避難とは性質を異にし、その保
25

養の事実から、避難の時期が平成24年1月まで遅れたことの合理性が肯定できるものでもない。

(3) したがって、一審原告52の移転に、避難の相当性があるとはいえない。

50 一審原告53

5 一審原告53は、一審被告東電に対する訴えを取り下げている。また、一審被告国に対する請求は、前述のとおり、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

51 一審原告54

10 (1) 一審原告54-1・2は、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、平成23年5月20日、京都府に避難したと認められ、その避難には相当性が認められる。

(2) 一審原告54-1・2の京都府への避難からおおむね2年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

52 一審原告55

15 (1) 一審原告55は、子（当時0歳）及び夫とともに仙台市u2区（自主的避難等対象区域外）に居住していたところ、平成23年12月16日、子とともに京都市に避難したと認められる。

20 (2) しかし、仙台市u2区は、自主的避難等対象区域とも接しておらず、一審原告55が居住していた自宅は本件原発から約9.5km程度離れている上、近隣の空間放射線量は、平成23年6月において0.09～0.13 μ Sv/h程度であったと認められる。一審原告55は、自宅及びその周辺で自ら計測した空間放射線量は、平成27年7月頃でも高い数値を示していた旨主張するが、一審原告55が自ら計測した数値についてはその正確性に疑問がある上、その数値も、特に高いものであるとはいえない。

25 また、避難元近隣の土壌の放射性物質濃度は比較的高い値を示していた場所もあると認められるが、これにより、空間放射線量を離れて、直ちに一審

原告 55 の内部被ばく等を生じて、健康に影響を与えるものであるとはいえない。

- (3) 他に、一審原告 55 に放射線の影響を、特に懸念しなければならない特別な事情もうかがわれず、そうであれば、一審原告 55 の京都市への避難には相当性があるとはいえない。

5.3 一審原告 56

- (1) 一審原告 56-1 は、栃木県大田原市（自主的避難等対象区域外）に居住していたところ、平成 23 年 3 月 12 日、本件地震に不安を感じて東京都に移転した上、本件事故当初の時期である同月 17 日、東京都から大阪府に移転したと認められる。そして、一審原告 56-1 の自宅は、本件原発から約 100 km 離れているものの、自宅近くの空間放射線量は、平成 23 年 5 月中旬でも、 $0.33 \sim 0.37 \mu\text{Sv/h}$ が測定されていたと認められる。そうであれば、一審原告 56-1 は、一般人から見ても避難をすることもやむを得なかったというべきであり、その避難には相当性が認められる。

- (2) 一審原告 56-2 は、本件事故当時、東京都内に居住しており、平成 23 年 3 月 17 日、56-1 とともに大阪府に移転したものと認められるが、本件事故のため東京都内に居住することができなくなったとはいえず、これをもって、本件事故による放射線の影響を回避するための避難であると評価することはできない。

一審原告 56-2 は、資格取得のため一時的に東京都に居住していたにすぎず、平成 23 年春には栃木県大田原市の自宅に戻る予定であったと主張する。しかし、56-2 は、都立高等学校を卒業後、イギリスやニュージーランドに留学し、帰国後は株式会社を設立して取締役として稼働するとともに、本件事故当時、資格取得のため、東京で学校に通っており（甲 D 56 の 1 の 1・6、46 頁）、本件事故後である平成 23 年 9 月頃にも、再度、東京で学校に通い始めていたというのであって（甲 D 56 の 1 の 1・33 頁）、その生

活の本拠が栃木県大田原市にあったとは認め難い。

- (3) また、一審原告 56-1 は、その亡父を相続したものであるところ、亡父は、栃木県大田原市に居住しており、避難を実行した旨主張するが、亡父は東京都内に住民登録をしており、本件事故時に栃木県大田原市に居住していたと認めるに足る証拠はない。一審原告 56-1 は、亡父が東京都内に住民登録をしていたのは、兄弟の看病のためであったと主張するが、そのためにあえて居住実体のない住民登録をする必要があったとは考え難い。加えて、亡父は、死亡前に東京で死期を迎えたいとの希望を述べていたというのであって、この点からも、栃木県大田原市に居住する意思があったとは考え難い。
- したがって、一審原告 56-1 の上記主張は採用することができない。

5.4 一審原告 57

- (1) 一審原告 57-1 ～ 6 は、福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していたところ、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 14 日、福島県会津若松市に避難し、同月 15 日、会津若松市から新潟県へ、同月 16 日、新潟県から大阪府へ、同月 21 日大阪府から京都市へ、それぞれ移転したことが認められ、その避難及び移転には相当性が認められる。
- (2) 一審原告 57-1 ～ 6 の福島県会津若松市への避難からおおむね 2 年間については、避難継続の相当性があったものとするのが相当である。

5.5 一審原告 58

- (1) 一審原告 58-1 ～ 3 は、千葉県柏市（自主的避難等対象区域外）に居住していたところ、58-2・3 は、本件事故当初の時期である平成 23 年 3 月 14 日、余震を回避するため、58-2 の実家のある京都市に移転し、その後、同年 6 月頃には、放射線による影響を回避するため、千葉県柏市に戻らないことを決意したことが認められる（58-4 は、平成 23 年 9 月 17 日出生。）。
- (2) 一審原告 58 の自宅は、本件原発から約 19.5 km の距離があるが、自宅

付近の空間放射線量は、平成23年3月15日から31日までの間に0.52～0.80 $\mu\text{Sv/h}$ が観測され、同年6月8日にも自宅近くのモニタリングポストで0.30 $\mu\text{Sv/h}$ 、柏市内のその他のモニタリングポストでも0.219～0.439 $\mu\text{Sv/h}$ が観測されていたと認められる。

5 そして、一審原告58-2は、本件事故当時、58-4を妊娠中であり、幼少である58-3も抱えていたことに照らせば、実家のある京都市での滞在を継続し、生活の本拠である千葉県柏市に戻らず避難をすることも相当であるといえる。

10 (3) 一審原告58-2・3が京都市から千葉県柏市に戻らないことを決意した平成23年6月からおおむね2年間については、避難継続の相当性があったものと考えてるのが相当である。

第8節 損害論（総論）

第1 認定事実

1 中間指針の策定

15 (1) 原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法18条1項に基づき、平成23年4月に文部科学省に設置された。同審査会は、同年8月5日、原子力損害の判定等に関する指針として、中間指針を公表した。中間指針においては、損害項目ごとに賠償すべき損害が示されており、その内容は次のとおりである。

ア 検査費用

20 本件事故の発生以降、放射線へのばく露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けるために負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。）

イ 避難費用

25 (ア) 必要かつ合理的な範囲で負担した①対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移転費用、②対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担し

た費用、③避難等対象者が避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

(イ) (ア)①、②については、避難等対象者が現実に負担した実費を損害額とするのが合理的な算定方法であるが、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。③については、原則として後記精神的損害の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者を損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

(ウ) 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

ウ 一時立入費用

警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した、必要かつ合理的な範囲の交通費、家財道具の移動費用及び除染費用等

エ 帰宅費用

対象区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した、必要かつ合理的な範囲の交通費、家財道具の移動費用等

オ 生命・身体的損害

本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し（精神的障害を含む。）、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代及び精神的損害等

本件事故により避難を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断書、治療費及び薬代等

カ 精神的損害

(ア) 本件事故から 6 か月間 (第 1 期)

一人月額 10 万円

ただし、避難所、体育館又は公民館等における避難生活等を余儀なく
された者については一人月額 12 万円

5 (イ) 第 1 期終了から 6 か月間 (第 2 期)

一人月額 5 万円

なお、第 2 期は、中間指針第 2 次追補において、避難指示区域見直し
の時点までに延長された。

(ウ) 第 2 期終了から終期まで (第 3 期)

10 今後の本件事故の収束状況等を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検
討する。

なお、中間指針第 2 次追補において、損害額の算定方法が示された。

キ 就労不能等に伴う損害

15 対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が、避難指示等により、その
就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分
及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用

ク 財物価値の喪失又は減少等

財物 (動産及び不動産) について、現実が発生した以下の損害

20 ① 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内
の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部
が失われたと認められる場合の、現実には価値を喪失し又は減少した部
分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用

25 ② 当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程
度の量の放射性物質にばく露したか、そうではないものの、財物の種
類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準とし
て、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認め

られる場合の、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用

- ③ 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質にばく露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため所有者等が支出した費用

(2) 中間指針追補

原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年12月6日、中間指針追補を公表した。中間指針追補においては、自主的避難等対象者の賠償額の目安が示されており、その内容は次のとおりである。

ア 損害の内容

(ア) 自主的避難を行った場合

- ① 生活費の増加費用
- ② 正常な日常生活が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ③ 移動費用

(イ) 自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合

- ① 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ② 生活費の増加費用

イ 対象者及び賠償額

(ア) 自主的避難等対象者のうち子ども及び妊婦

- ① 本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円
- ② 平成24年1月以降に関しては、今後必要に応じて検討する。

(イ) その他の自主的避難等対象者

本件事故当初の時期（おおむね平成23年4月22日頃まで）の損害

として一人８万円

(ウ) これらの金額は、自主的避難等対象者が避難をした場合と、自主的避難等対象区域に滞在し続けた場合とで、同額とされた。

(3) 中間指針第２次追補

5 原子力損害賠償紛争審査会は、平成２４年３月１６日、中間指針第２次追補を公表した。中間指針第２次追補においては、中間指針の「第２期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第３期」とし、第３期における精神的損害の賠償額（避難費用のうち、通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の目安が示された。その内容は次のとおりである。

ア 居住制限区域については、一人月額１０万円を目安とする。

イ 旧緊急時避難準備区域については、一人月額１０万円とし、中間指針で、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならない「避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用」について「相当期間」は平成２４年８月末までを目安とする。

(4) 中間指針第４次追補

20 原子力損害賠償紛争審査会は、平成２５年１２月２６日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（中間指針第４次追補）を公表した。中間指針第４次追補では、第３期の賠償額の目安が示された。その内容は次のとおりである。

ア 帰還困難区域、a1 町・a2 町の居住制限区域・避難指示解除準備区域以外の地域については、一人月額１０万円

イ 中間指針で、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないこととされた「避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用」に関し、避難指示区域については「相当期間」は１年間を当面の目安とし、個

別の事情も踏まえ柔軟に対応するものとする。

(5) 中間指針第5次追補

原子力損害賠償紛争審査会は、令和4年12月20日、中間指針第5次追補を公表した。中間指針第5次追補では、次のような点が定められた。

5 ア 過酷避難状況による精神的損害

(ア) 対象者

本件事故発生時に避難区域（本件原発から半径20km圏内又は福島第二原発から半径10km圏内）におり、避難等を余儀なくされた者

(イ) 金額

10 本件事故から6か月間（第1期）を対象期間とし、

① 本件原発から半径20km圏内又は福島第二原発から半径8km圏内の区域 一人30万円

② 福島第二原発から半径8～10km圏内で、かつ本件原発から半径20km圏内に含まれない区域 一人15万円

15 イ 生活基盤変容による精神的損害

(ア) 趣旨

生活基盤が本件事故前の状況からかなりの程度毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害を賠償するものである。

20 旧居住制限区域に関しては、新たに生活基盤変容による精神的損害の損害額の目安を定めたものである。また、旧緊急時避難準備区域に関しては、旧居住制限区域に準じて、生活基盤変容による精神的損害を認めるものである。

(イ) 対象者及び金額

① 旧居住制限区域 一人250万円

25 ② 旧緊急時避難準備区域 一人50万円

ウ 自主的避難等対象者について

自主的避難等対象区域内に住居があった者について、賠償額の目安が示された。その内容は次のとおりである。

(ア) 損害の内容

a 避難を行った者

① 生活費の増加費用

② 正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

③ 避難及び帰宅に要した移動費用

b 自主的避難等対象区域内に滞在を続けた者

① 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛

② 生活費増加費用

(イ) その具体的な損害額は、以下の額を目安とする。

a 本件事故発生から平成23年12月末まで

① 子ども及び妊婦については一人40万円（変更なし）

② その他については一人20万円

本件事故発生当初の時期を対象として8万円とされていたものが、平成23年12月末までを対象として20万円と改められた。

b 平成24年1月以降

少なくとも子ども及び妊婦については、個別の事例又は類型ごとに、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。

その場合の具体的な損害額については、本指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。

2 一審被告東電の支払基準

(1) 一審被告東電は、被害者からの直接請求に対応するため、中間指針等に基づいて補償の具体的な算定基準を定めた。このうち、避難、帰宅費用等に関しては、次のような定めがある。(甲D共224)

ア 避難、帰宅費用（交通費）

(ア) 同一都道府県内の移動は、移動手段にかかわらず、一人につき移動1回当たり5000円

(イ) 都道府県を越える移動は、車1台につき、移動1回当たり、「標準交通費一覧表（自家用車）」の該当する標準金額

例：福島～京都 2万8000円

福島～山形 1万3000円

福島～新潟 1万4000円

福島～東京 1万3000円

東京～京都 2万5000円

(ウ) 都道府県を越える移動（自家用車以外の手段による移動）は、一人につき、移動1回当たり「標準交通費一覧表（自家用車以外）」の該当する標準金額

例：福島～京都 2万6000円

福島～大阪 4万0000円

福島～東京 1万4000円

東京～京都 1万9000円

イ 一時立入費用（交通費）

1か月当たり1回までで、避難等の指示が解除された後、合理的な期間まで。1回当たりの金額はアと同額。

(2) 一審被告東電は、上記算定基準に従い、居住制限区域の居住者、旧緊急時避難準備区域の居住者、自主的避難等対象区域の居住者並びに福島県の県南地域（白河市、q 村を含む。）及び宮城県 1 町に居住していた妊婦及び子どもに対し、次のような賠償を行ってきた（乙D 共 23、25～28、34～38）。

5

ア 居住制限区域の居住者

平成 23 年 3 月 11 日から平成 30 年 3 月 31 日まで一人月額 10 万円
（避難所における生活の期間は月額 12 万円）

イ 旧緊急時避難準備区域の居住者

10

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 8 月 31 日まで一人月額 10 万円
（中学生以下は増額）

ウ 自主的避難等対象区域の居住者

（ア）子ども及び妊婦

15

平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日まで一人 40 万円（避難
を実行している場合、一人 20 万円を加算）

平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで一人 8 万円（精神的苦痛
のほか、生活費増加費用や移動費用を含む。）

（イ）その他の者

平成 23 年 3 月 11 日から同年 4 月 22 日まで一人 8 万円

20

（ウ）上記（ア）、（イ）の賠償対象者（本件事故後出生した者を含む。）に対し、追
加費用等に対する賠償として一人 4 万円

エ 県南地域及び宮城県 1 町（乙D 共 35、36）

（ア）子ども及び妊婦

① 平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日まで一人 20 万円

25

② 平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで一人 4 万円（精神的苦
痛のほか、生活費増加費用や移動費用を含む。）

(イ) 上記(ア)の賠償対象者（本件事故後出生した者を含む。）に対し、追加費用等に対する賠償として一人４万円

3 中間指針第５次追補を踏まえた一審被告東電の追加賠償基準

一審被告東電は、令和４年１２月２０日に中間指針第５次追補が公表されたことを受け、令和５年１月３１日、従前の基準を変更し、精神的損害等に関する賠償基準を公表した。その概要は次のとおりである（一審原告らに関連する部分の抜粋。乙Ｄ５０４）。

(1) 旧居住制限区域

一人１１３０万円（中間指針第５次追補前 ８５０万円）

内訳 日常生活阻害慰謝料 ８５０万円（変更なし）
（平成３０年３月末日までの８５か月分）

過酷避難慰謝料 ３０万円（追加）

生活基盤変容慰謝料 ２５０万円（追加）

(2) 旧緊急時避難準備区域

一人２３０万円（中間指針第５次追補前 １８０万円）

内訳 日常生活阻害慰謝料 １８０万円（変更なし）

生活基盤変容慰謝料 ５０万円（追加）

(3) 自主的避難等対象区域

ア 子ども及び妊婦以外の者

一人２０万円（増額改定）

（中間指針第５次追補前１２万円。自主賠償額４万円を含む。）

イ 子ども及び妊婦

一人７２万円（変更なし。自主賠償額４万円を含む。）

(4) 避難指示等対象区域（避難区域、緊急時避難準備区域等）内の住民が、平成２３年４月２３日から同年１２月３１日までの間に避難等対象区域内又は自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の自主的避難等に係る損害

ア 子ども及び妊婦以外の者

一人 20 万円（自主賠償額 10 万円を付加）

（中間指針第 5 次追補前の公表賠償額は追加的費用として 4 万円）

イ 子ども及び妊婦

5 一人 48 万円（変更なし）

(5) 福島県県南地域又は宮城県 1 町における自主的避難等に係る損害（中間指針によらない自主賠償）

ア 子ども及び妊婦以外の者

一人 10 万円（中間指針第 5 次追補前 追加費用 4 万円を含む。）

10 イ 子ども及び妊婦

精神的損害 24 万円、追加的費用等 4 万円（変更なし）

第 2 判断

1 中間指針（第 5 次までの追補を含む。）及び一審被告東電の算定基準の相当性

15 中間指針は、原賠法 18 条 2 項 2 号に依拠して、法学者及び放射線の専門家等の委員で構成された原賠審において、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として、多数の被害者への迅速、公平かつ適正な賠償を行うとの見地から、過去の裁判例並びに慰謝料額の基準も踏まえて定められた基準である。そのような基準は、裁判所の判断を拘束するものではないことはいうまでもないが、関連する地方自治
20 体の首長や有識者等の意見を聴取して、上記のような専門家らによって策定された上、これまでの裁判例を踏まえて修正を加えられたものであることを考慮すると、これを踏まえて一定の上乗せをした一審被告東電の賠償基準も含め、その指針には一定の合理性があるといえる。

25 そして、本件事故と相当因果関係のある損害の発生及び金額は、一審原告らが具体的に主張立証しなければならないが、一審原告らは、本件事故当初の時期を初め、混乱した状況下において避難、移動をしており、立証に要する資料

が散逸し、厳格な立証は困難となっていることも考えられる。中間指針は、そうした事情があることも考慮しつつ、多数の避難者に共通する損害の賠償基準を策定したものといえ、一審被告東電も、一定の資料が確認できた場合には、中間指針を踏まえ、あるいはこれを超える賠償を行ってきたのであり、原賠審
5 及び一審被告東電の賠償基準は、極めて多数の避難者らに対する賠償を迅速に行うという政策的な目的が含まれるとしても、避難者らに対する客観的、合理的な損害賠償という観点からはおおむね妥当であるといえる。

一審原告らは、中間指針（各追補を含む）は、避難者の被害実態を全く調査せず策定され、その結果賠償基準は極めて低額であるし、区域外避難者に、
10 「過酷避難状況による精神的損害」、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」及び「生活基盤喪失・変容による精神的損害」を認めないなど、区域内外に被害実態に見合わない格差を設けた旨主張する。しかし、前記のとおり、中間指針は、地方自治体の首長や有識者等の意見を聴取して定められたものであり、区域に関しても、特に高い空間放
15 射線量が見込まれるため避難指示等により居住や行動が制限された地域とそれ以外の自主的避難等対象区域を対象とし、それ以外の区域についても実情に応じて賠償の対象とすることとしており、その区分には、多数の被災者に対する賠償を実施するための基準として十分な合理性があるといえる。

本件においても、本件事故による損害の発生及び金額については、一審原告
20 らが具体的に主張立証することを原則とするが、これが困難である場合には、中間指針や一審被告東電の賠償基準の考え方を弁論の全趣旨として考慮し、損害の発生及び金額を検討することとする。

2 費目ごとの損害の範囲

上記の観点から、避難の相当性、避難継続の相当性が認められる避難に関し
25 て、一審原告らに生じた各損害については、おおむね次の範囲で、本件事故と相当因果関係のある損害と考えるのが相当である（一審原告らの主張する費目

の区分は必ずしも統一的でないが、以下では、一般的と思われる区分により整理した。)

(1) 避難費用

5 避難が相当であると判断される場合の避難行動そのものにより生じた損害のほか、避難継続の相当性が認められる場合に、その継続が相当と認められる期間内に生じた損害を含む。

ア 避難交通費

本件事故による放射線の影響を避けるための避難に要した交通費については、本件事故と相当因果関係がある損害と認める。

10 その金額については、一審原告らが個別に立証すべきことが原則であるが、一審原告らのうち、多くの者は、本件事故と近接した時期において避難を実行しており、その際に、領収証や請求書等の書面を取得、保管できていないこともやむを得ない面がある。

15 そして、一審被告東電は、迅速かつ十分に賠償を行うため、避難者らから直接請求を受けた際の基準として「補償の具体的な算定基準」(甲D共224)を設け、交通費に関しては、「標準交通費一覧表(自家用車)」及び「標準交通費一覧表(自家用車以外)」を定め、現に多数の避難者との間においてこれによる解決が行われていたと認められ、一定の合理性が推認できる。もっとも、これらの一覧表では、たとえば、同一都道府県内の移動は、移動手段にかかわらず一人につき移動1回当たり5000円と定めて
20 いるところ、近距離の移動であればそのような多額の費用は要しないし、公共交通機関を利用した場合、未就学児は費用を要さず、小学生も大人の半額程度であることが多いことは顕著な事実である。また、公共交通機関を利用した場合、福島から京都まで2万6000円、福島から大阪まで4
25 万円などと定められているところ、これらの金額もその移動に要する実費としては相当高額であるといえ、簡易迅速に賠償を行うため、相当程度に

上乗せされた金額が定められているといえる。そうであれば、一審原告らの避難交通費を「標準交通費一覧表」によって算定することが許容されるとしても、その額は、公共交通機関を利用した場合、大人は「標準交通費一覧表（自家用車以外）」に記載された金額に0.8を、子ども（6歳以上12歳未満）は0.4をそれぞれ乗じた額とし、未就学の幼児については0円とし、自家用車を利用した場合、1台当たり5名まで乗車できる前提で、1台当たり、「標準交通費一覧表（自家用車）」に記載された金額に0.8を乗じた金額とするのが相当である。

一審原告らは、訴訟により認められる交通費が、直接請求により支払われる標準交通費一覧表による賠償額を下回るのは不当である旨主張するが、前記のとおり、標準交通費一覧表を含む「補償の具体的な算定基準」は、一審被告東電が、簡易迅速に多数の避難者に対して、訴訟外で支払うべき額を提示したものにすぎず、その金額が訴訟においても当然に認められるべきものではない。

イ 移転交通費

避難後に、避難先から更に移転をした場合の移転費については、その移転が単に居住場所を変更するというのにとどまらず、生活の安定のためなど本件事故と相当因果関係があるものであれば、その費用についても損害として認める。その金額は、避難交通費に準ずるものとするのが相当である。

ウ 滞在費（宿泊費）

避難のために必要であった滞在費（宿泊費）についても、その宿泊が避難のために必要であった場合には、本件事故と相当因果関係がある損害と認める。

エ 一時帰宅費用

避難先から避難元へ帰宅するための交通費は、避難に伴い生じるもので

あるから、これが本件事故と相当因果関係がある損害であるという余地はある。

もともと、自主的避難等対象区域内への一時帰宅をするか否かは、専ら避難者の意思に委ねられているところ、避難元における放射線の影響を回避するために避難を実行したという関係上、頻繁な一時帰宅はその避難の趣旨に反するものとなる。そうであれば、一時帰宅の必要性が認められるのは、一時帰宅がやむを得ないというべき場合に限られるというべきである。避難により空家となった所有不動産を管理するために一時帰宅するような場合には、その必要性が高く、年4回程度の一時帰宅費用は本件事故と相当因果関係がある損害であるということが出来るが、盆や正月などに帰省したり、親族らが集まって顔を合わせることを目的とするような一時帰宅は、避難との関係で、その必要性を認めることができず、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

オ 面会交流交通費

未成熟子とその親との面会交流は、未成熟子の成長のために必要であるといえ、避難元から避難することにより、親と別居するに至った未成熟子と親との面会交流に要する交通費は、本件事故と相当因果関係がある損害であるというべきである。

もともと、面会交流を実施するか否か、その方法、頻度等は、専ら当該親子の意思や同人らの事情によって定まるものであるが、その面会交流が欠くことができず、一審被告東電が賠償をすべきであるものとして本件事故との相当因果関係が認められるのは、月1回程度とするのが相当である。

そして、その面会交流交通費としては、避難元において生活する別居親が、別居する未成熟子との面会交流を行うために、その避難先を訪問するための交通費として、その実費又は「標準交通費一覧表」記載の金額に0.8を乗じた金額による往復分を認めるのが相当である。

一審原告らが、特に子どもへの放射線の影響を回避するために避難を実行していることに鑑みると、避難を実行した子どもが別居親の住む避難元に赴いて面会交流を行うことは、その避難の趣旨に反するものであり、そのために要した費用は、本件事故と相当因果関係がある損害であるということができない。

また、未成熟子が祖父母や親族と面会する場合や、成人が親族等と面会するための費用は、未成熟子とその親との面会交流とは法的な意味合いを異にし、これに要した交通費を、本件事故と相当因果関係がある損害であるということとはできない。

カ 引越費用及び宿泊費等

避難に伴い必要となった引越費用及び宿泊費等については、それが避難のために合理的なものである限り、本件事故と相当因果関係がある損害であるというべきである。

(2) 生活費増加費用

ア 世帯分離による生活費増加費用

世帯の一部が避難を実行したことにより、世帯分離が生じた場合、水道光熱費等の生活費が増加し、これにより一審原告らに損害が生じていることが推認できる。

その金額については、生活様式や世帯構成等により異なる可能性が高いといえ、避難の前後で、世帯全体に生じた水道光熱費等の額を立証することも、避難の前後の領収証等を対比するなどして不可能ではないとしても、これらの資料を収集整理することは、避難を実行した一審原告らにとって相当困難であるし、その点の立証ができたとしても、そのうち避難により増加した金額を立証することは極めて困難であるといえる。

そうであれば、世帯分離による生活費増加費用については、裁判所が口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定するの

が相当であるというべきであり、避難者らと一審被告東電とのADR手続きでの和解契約成立事例等に鑑みると、その金額は、分離した少ない方の世帯が1名の場合は月額2万円とし、1名増えるごとに1万円を増加することとするのが相当である。もっとも、1か月に満たない短期間の避難に関しては、水道光熱費等が増加したとも断じ難く、増加したとしてもさほどの金額とはならないと考えられるため、弁論の全趣旨によってもこれを認めることはできない。

イ 家財道具購入費用

避難により、避難先で新たな生活を開始するためには、一定の家財道具や生活用品の調達が必要となり、そのために費用を要することは容易に推認することができ、そのために必要な費用は、本件事故と相当因果関係のある損害ということができる。

家具や家電製品等比較的高額な動産に関しては、領収証等により購入の事実を立証することも可能であると考えられ、その立証がされた場合においては、その額を当該一審原告に生じた損害額であるということができるが、避難を実行した一審原告らにおいて、そのような具体的な立証ができなかった場合であっても、家財道具や生活用品の調達を要したことが明らかである以上、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、一定範囲において、一審原告らに相当な損害額を認定すべきである。

そして、避難により世帯分離が生じ、避難先において新たな生活を開始する場合には、避難元の家財道具を搬出することはできない場合も多く、その調達費用は高額になると考えられ、避難者らと一審被告東電とのADR手続きでの和解契約成立事例等に鑑みると、家財道具等購入費用は控えめにみても30万円程度にはなるものと考えられ、30万円を一審原告らの損害と認める。これに対して、世帯全体が避難を実行した場合は、避難元で使用していた家財道具を搬出して避難先において使用することが想定

できるから、世帯分離を生じる場合ほどの費用は要しないと考えられるが、搬出ができない家財道具や、避難先の状況に応じて新たな家財道具を調達する必要もあり、その金額は控えめにみて15万円程度にはなるものと考えられ、15万円を一審原告らの損害と認める。

5 ウ その他の生活費増加費用（賃料、自治会費、学用品購入費等）

避難に伴って支出を要したものについて、個別具体的に検討し、本件事故と相当因果関係がある範囲において損害であると認める。

エ 避難雑費

10 一審原告らは、避難を実行したことにより生活状況に変容が生じ、親族や友人らとも離れて避難生活を送ることになったのであり、一審原告らには、避難元においては不必要又は少額にとどまっていた交通費、通信費、日用品購入費等さまざまな費用の発生、増加が生じたものと推認できる。これらについても、本件事故と相当因果関係のある損害であるといえ、避難者一人当たり月額1万円を認めるのが相当である。

15 なお、1か月に満たない短期間の避難に関しては、水道光熱費等と同様、さほど費用負担が増加したとは断じ難く、これを認めることはできない。

原子力損害賠償紛争解決センターにおける標準的な取扱いにおいては、自主的避難実行者に関しては、平成24年以降について（平成23年分は加算をしない。）、妊婦及び子どもについて月額一人当たり2万円の避難雑費を生活費増加分とすることとされているが（甲D共148・27頁）、その期間及び金額の根拠は明確でなく、上記金額を認めるのが相当である。

20

(3) 就労不能損害及び営業損害

ア 避難指示により避難を実行した場合、これにより就労や営業をすることができなくなるから、本件事故がなければ得られたであろう収入は損害と認める。

25

イ 自主的避難の場合についても、避難の相当性が認められる場合は、避難

によって就労や営業をすることができなくなったことによる損害は、本件事故と相当因果関係があるといえる。

就労不能損害及び営業損害を認めるべき期間は、一般論としては、避難後、当該一審原告が就労し又は就労するのが相当な時期までの期間に、本件事故がなければ得られていた額とし、就労後も従前と同等の収入が得られない場合には、一定期間、その差額を損害として考慮することになる。もともと、各一審原告らには、その経歴や避難後の就労状況、家族の状況等により、就労可能な状況は異なるから、その損害額については、個別に検討を要する。

(4) 不動産損害及び動産損害

ア 不動産損害について

一審原告らは、避難指示等の対象区域外である自主的避難等対象区域等にある不動産について、売却を余儀なくされ、損害を被ったなどと主張するが、本件事故によって本件不動産を売却しなければならなくなったとはいえない。また、その売却価格が、本件事故により下落したと認めるに足りる証拠もない。

イ 動産損害について

一審原告らは、その所有していた動産類が放射線の影響により使用することができなくなったとか、搬出することができず廃棄せざるを得なくなったなどと主張する。

しかし、これらの動産類が、本件事故による放射線の影響を受けて使用ができなくなるほどの放射線による汚染を受けたとは認め難い。また、避難指示区域等と異なり、一審原告らが動産類を搬出する機会が制限されていた事実もない。そうであれば、一審原告らに、動産を廃棄したことによる損害が生じているとしても、これを本件事故と相当因果関係がある損害であるということとはできない。

(5) 放射線検査費用等

一審原告らの避難元においては、一定程度の空間放射線量が観測されており、その数値が直ちに身体への影響を及ぼすほどのものではなかったとしても、本件事故が未曾有の事故であり、放射線が五感の作用によっても覚知し得ず、気づかないうちに生命身体への影響を及ぼすおそれがあるものであることに照らせば、身体への放射線の影響を調べるために検査を受けたり、空間放射線量を計測するためにガイガーカウンター等を購入して費用を支出することにも、合理性があるというべきである。したがって、これらの費用についても、必要な範囲において本件事故と相当因果関係がある損害であるといえる。

(6) 精神的損害（慰謝料）

ア 本件事故により避難を実行した一審原告らのうち、避難の相当性、避難継続の必要性が認められる者については、居住地における平穏な生活を侵害されたといえるから、一審被告東電に対し、その精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の支払を求めることができる。その金額は、上記のとおり一定の合理性が認められる中間指針や一審被告東電の賠償基準等を踏まえた上で算定するのが相当であり、旧居住制限区域の居住者（一審原告 1）及び緊急時避難準備区域の居住者（一審原告 18）については、後に個別に検討するとおりとするのが相当である。自主的避難等対象区域の居住者については、大人は一人当たり 30 万円、放射線への感受性が高いと考えられる妊婦及び子どもは一人当たり 60 万円を基準としつつ、個別の事情によりこれを増減することとするのが相当であり、区域外の居住者については、自主的避難等対象区域の居住者についての慰謝料額を参照しつつ、個別の事情を考慮して算定することとするのが相当である。

イ また、一審原告らの中には、同一世帯の家族は避難したものの、様々な理由から避難をせず居住地にとどまった者もいる。これらの者については、

避難による慰謝料を認める余地はないが、居住地に滞在を続けることにより、放射線による身体侵襲への不安や恐怖感が継続することとなるから、これらの者にも精神的損害が生じたものと考え、避難者と同等の慰謝料を認めるのが相当である。

5 ウ さらに、一審原告には、避難中に、本件事故に起因した疾病により入通院を要した者もいたと認められ、これらの本件事故に起因する入通院により被った精神的苦痛についても、本件事故と相当因果関係のある損害であるというべきである。

10 エ 一審原告らのうち、本件事故当時、胎児であった者の胎児であった期間に関する恐怖や不安は、妊婦に対する慰謝料として評価しているといえるから、その期間については別途慰謝料を認めない。

本件事故後避難の実行までの間に出生した者に対する慰謝料額は、出生後の期間に関し、それぞれの居住区域の子どもについて相当と考えられる慰謝料額の半額を相当と認める。

15 避難の実行後に出生した者については、出生後に放射線に対する恐怖や不安を抱いたとはいえないし、少なくとも自主的避難等対象区域や区域外からの避難者に関する平成24年1月以降の避難継続の相当性は、主として避難先での生活の安定という点から肯定され、その判断は養育者に委ねられている部分が多い。そうであれば、避難後に出生した者に、避難元
20 において生活することができたという利益の侵害を観念し得るとしても、これが本件事故により失われたものと評価することはできない。したがって、避難実行後に出生した者については、慰謝料請求は認められない。

25 オ 一審原告らは、避難による精神的苦痛以外にも、本件事故により地域コミュニティが破壊されたことを理由とする慰謝料の支払を求める。しかし、一審原告らのうち、自主的避難等対象区域及び自主的避難等対象区域外から自主的に避難をした者らについては、その地域の多くの住民は避難をす

ることなく避難元での生活を継続していたのであり、そもそもコミュニティが侵害されたということとはできない。

これに対して、避難指示等対象区域から避難した者（一審原告１、１８）については、避難を命じられるなど、その生活圏に重い制限が課せられたことにより、その平穏な生活の侵害の程度は、自主的避難等対象区域等の居住者らと比してはるかに大きいといえるが、これらの者については、中間指針第５次追補により、生活基盤変容慰謝料として相当額が認められるに至っており、一審原告らが主張するコミュニティ侵害を観念し得るとしても、これらの慰謝料額をもってもなお慰謝されない精神的苦痛を被ったとまではいえない。

カ また、一審原告らは、一審被告東電には、本件事故の発生を予見し、本件事故の発生を回避することができたのに、結果を回避するような手法を取り入れず、一審被告東電には重過失があったから、一審原告らに対して支払う慰謝料額を増額すべきであると主張する。しかし、前記のとおり、一審被告東電が、本件津波の発生を予見し、これを回避することができたとはいえず、一審原告らが主張するような重過失があったともいえない。

３ 弁済の抗弁

（１） 弁済の費目について

一審被告東電は、一審原告らに対し、直接請求を受け、又はＡＤＲ手続による和解を経て、一審原告らの損害に対する支払をしており、これを当該一審原告に生じた損害に、その費目を問わず充当されるべきことを主張し、一審原告らも、ＡＤＲ手続で成立した和解において損害費目ごとに合意によって確認されたものを除き、支払われた費目を問わず、その賠償金を当該一審原告に生じた損害に充当することを争わない。したがって、一審被告東電が、一審原告らのうち、特定の者に対して支払った金額については、ＡＤＲで成立した和解において費目が定められているものを除き、その費目を問わず、

その者に対する弁済として取り扱う。

これに対して、ADR 手続で成立した和解においては、費目及び対象期間を明示して金額が算定され、一部の一审原告らにおいては、当該費目及び期間を超える部分については請求することが妨げられないことなどが定められており、これらの点からも、当該費目の当該期間に関する支払とすることが合意されていたといえ、その弁済金を他の費目に充当することは想定されていないといえる。

(2) 世帯内の弁済充当について

ア 一審被告東電は、概要、世帯内のある者に支払われた金額についても、その者が本件訴訟の当事者でない場合、その者に対して支払われた金額は、同一世帯の本件訴訟の一审原告の損害に充当されるべきであるし、世帯内のある一审原告に支払われた金額がその者に生じた損害額を上回る場合は、その上回る部分については、その者と同一世帯である他の一审原告の損害に充当されるべきである旨主張する。

イ しかし、一審被告東電が作成した直接請求の書式においては、世帯の代表者がその世帯全員分の損害賠償を請求する形式が採られているものの、その請求額は、世帯内の誰が、いくらを支払を求めるのか、その内訳を明らかにすることが求められている。そして、世帯の代表者がまとめて請求をしていたとしても、そのことから、弁済の効果が、世帯の構成員全員に包括的に及ぶことになるものではなく、その効果が帰属するのはその世帯を構成する個々人であるといわざるを得ない。したがって、直接請求により支払われた賠償金については、請求者個々人の損害に充当されるべきものであり、原則として、これを世帯が共通であるという理由から他の者の損害に充当することはできない。

また、直接請求の手続においては、その支払金に、精神的損害の賠償のほか、生活費の増加費用や避難による追加的費用等に対する賠償を含める

こととされ、妊婦や子どもに対しては最大72万円が支払われているものの、その支払額のうち、いくらが名宛人の固有の損害に対する賠償であり、いくらが上記費用に対する賠償の趣旨であるのかが、具体的に明示されているものでもなく、これらを分割して考えることもできない。

5 ウ ADR 手続におけるその和解金の支払についても、その損害を被った主体が世帯内の誰であるのか、必ずしも明示、特定されているものではないが、費目や対象期間が明示され、その損害額を積算して賠償額が定められ、精神的損害についても、一定の基準に従って積算されており、世帯構成員の誰に対していくらが支払われたのか理解することが可能なものもある。

10 そうであれば、ADR に基づく支払額についても、避難交通費等の費用に関してはこれらを現実負担していた者に、就労不能損害に関しては現実就労ができず収入を失った者に、それぞれ支払われたものと解すべきであり、精神的損害に関しても、その積算根拠に応じて、個々人に対する支払がされたものであると理解するのが相当であり、結果として、特定の
15 者に対する支払額が、裁判所の損害認定額を超えた場合であっても、その超過部分を世帯内の他の者に生じた損害に充当することはできないというべきである。

(3) 胎児に関する弁済金の取扱いについて

20 本件事故当時及び避難時に胎児であった者については、慰謝料を認めることができない。一審被告東電は、直接請求の手続において、胎児に関しても賠償金を支払ったこともあったと認められるが、その支払額は、あくまで、その後に出産した胎児であった者への弁済であるといえ、同一世帯の他の者に対する弁済であると考えすることはできない。

(4) 遅延損害金への充当指定について

25 一審原告らのうち、中間指針第5次追補等を踏まえた追加賠償金を受領している者は、これを本件訴訟において賠償を求めている損害に関する遅延損

害金に先に充当すべきである旨主張する。しかし、中間指針第5次追補に基づく一審被告東電への賠償金の請求は、「自主的避難等に係る賠償金ご請求書」を提出するか、所定の様式のウェブページからその支払を請求することとされているところ、これらには、本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった者のうち、自主的避難等対象区域外に自主的に避難又は自主的避難等対象区域に滞在した者における精神的損害等に係る損害に対する賠償として支払うものであるとされており、これが損害金元金に対するものとして支払われる趣旨であることは明示されていたといえ、一審原告らと一審被告東電との間では、支払われる賠償金が損害金元金に充当されるものであることが合意されていたといえる。

第9節 一審原告らの個別的損害

便宜上、各一審原告に関する弁済の抗弁についても併せて判示する。

1 一審原告1

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及びADR手続における和解については、原判決232頁6行目から233頁11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害額

ア 概要

一審原告1は、旧居住制限区域に居住しており、政府の避難指示による避難を実施しているものであるから、その避難に基づく損害を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号1記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費・滞在費

京都市への避難、京都市内における移転に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、交通費は別紙避難経路等一覧表の

原告番号1のとおり5万4890円となり、その他滞在費合計40万1650円（火災保険料7120円（甲D1の8の5・6）を含む。）を要したものと認める。

(イ) 一時帰宅費用

5 避難指示等の区域から家財道具を持ち出すため、平成27年3月15日から同月17日までの間の一時帰宅に要した費用として、別紙避難経路等一覧表の原告番号1記載のとおり一時帰宅交通費（航空運賃）に2万9100円を要し、他にも、宿泊費用等に4万4240円、燃料費に3488円、宅配便費用に3688円、一時帰宅のための放射線防護服等の購入費用に1万5586円をそれぞれ支出したことが認められる（甲D1の3の1～7）。一時帰宅交通費及びそれに関する諸費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるから、別紙損害額等一覧表の原告番号1のとおり、合計9万6102円を本件事故による損害と認める。そして、その頃までに、一審原告1の生活をもって、避難生活
10 ではなくなったと評価すべき事情は見当たらないし、必要最小限の物品を持ち出すための帰宅も一時帰宅として相当性を欠くものではない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

20 避難指示により自宅から退去せざるを得なかったため、家財道具一式の価値を喪失し、そのために要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は245万円と認める（なお、防護服等の購入費用1万5586円（甲D1の3の1の6）は、一時帰宅費用に含む。）。

(イ) 生活費増加費用

25 避難により増加した生活費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計41万0197円と認める。

エ 就労不能損害

(ア) 給与

a 一審原告1の平成22年における収入は1049万3400円であったと認められる。

また、一審原告1は、避難後の平成24年12月25日から平成25年3月31日まで月額15万5000円の収入（賞与なし）を得ていたこと、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで月額26万8500円の収入（賞与なし）を得ていたこと、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで月額21万8000円の収入（賞与なし）を得ていたこと、平成27年4月1日から同年9月30日まで月額12万円の収入（賞与なし）を得ていたこと、平成27年10月1日から平成28年3月31日まで月額15万5000円の収入（賞与なし）を得ていたことが認められる（甲D1の4の1、1の4の3の1～6）。

b 一審原告1は、本件事故当時の年齢が55歳であり、本件事故後に失職し、従前と同程度の収入を得ることは困難であるといえ、少なくとも一審原告1が請求する平成27年8月31日までについて、本件事故がなければ得られたであろう収入と新たに得た収入との差額は、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる。そして、一審原告1は、本件事故後も平成23年3月までは従前どおりの給与額を受領しているから同月については損害がないといえるが、同年4月から平成24年9月までは1574万0100円（1049万3400円÷12×18）を、平成24年10月1日から平成26年6月30日までは1836万3450円（1049万3400円÷12×21）を相当な損害と認める（この期間に関しては、ADR手続において一審原告1の新たな収入は控除せずに支払が合意されている。）。ま

た、平成26年7月1日から平成27年8月31日までは、本件事故がなければ得られたであろう収入1224万2300円（1049万3400円 $\div$ 12 $\times$ 14）から、一審原告1が同期間に得た収入256万2000円（21万8000円 $\times$ 9+12万円 $\times$ 5）を差し引いた、968万0300円を損害と認める。

一審被告東電は、再就職に必要と考えられる期間の賃金相当額のみを損害とすべきである旨主張するが、上記のとおり、一審原告1は、その年齢等に照らし再就職をしても従前と同等の収入を得られる見込みは乏しく、現に再就職後も収入も低額にとどまっているから、少なくとも平成27年8月31日までは従前の収入を基礎とし、平成26年7月以降は、その金額から現に得た収入額を控除した額を就労不能損害額とするのが相当である。

また、一審原告1は、一審原告1が特別の努力により得た収入を、就労不能損害から控除すべきでない旨主張するが、避難先での就労に避難元での就労とは異なる労苦があることを考慮しても、一審原告1が現に収入を得ている以上、少なくとも平成26年7月以降に関しては、その収入額を就労不能損害から控除すべきであり、これを控除することが不当であると解すべき特段の事情もない。

(イ) 退職金差額

- a 一審原告1は、平成14年4月から研究開発の仕事に就いており、その基本給が38万9400円であり、満60歳で定年を迎えていた場合、勤続が13年となり、506万2200円の退職金が支給される予定であった（甲D1の4の2）。しかし、本件事故によって、勤続9年の時点で解雇され、退職金は350万4600円であったのであるから（甲D1の1、弁論の全趣旨）、差額の155万7600円から中間利息（4年間、年5分。ライプニッツ係数0.8227）を控除

した128万1438円(1円未満四捨五入)は、本件事故のために生じた一審原告1の損害である。一審原告1が定年退職までの間に退職する理由は特段認められず、退職する蓋然性は低いから、上記の退職金差額は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

5 b したがって、退職金差額として合計128万1438円を損害と認める。

オ 放射線検査費用・診断書取得費用

放射線検査及び診断書取得に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は放射線検査費用1万0500円、診
10 断書取得費用4500円と認める。

カ 精神的損害（慰謝料）

(ア) 入通院慰謝料

一審原告1は、本件事故によりうつ病を発症して通院したことが認められ、当該通院による慰謝料は、本件事故と相当因果関係のある損害と
15 認められる。かかる損害額は、その通院実日数等に照らし、平成23年3月11日から平成26年6月30日までは161万4666円を相当な損害と認める。

また、一審原告1は、平成26年7月1日から平成27年8月31日まで、服薬治療を継続していたとしても、実通院日数は8日間にとどまっているから(甲D1の7の4、1の7の5)、25万2000円を通院
20 慰謝料として相当と認める。

(イ) 精神的損害（避難・コミュニティ侵害）

一審原告1は、政府の避難指示による避難を実施しており、本件事故による恐怖及び不安並びに長期間自宅を離れて避難生活を余儀なくされた苦痛への慰謝料として、月額10万円を基本として、平成23年3月
25 11日～平成24年9月30日について193万円、平成24年10月

1 日～平成 26 年 6 月 30 日について 210 万円、平成 26 年 7 月 1 日
～平成 27 年 8 月 31 日について 140 万円として、合計 543 万円を
一審原告 1 の請求する平成 27 年 8 月 31 日までの慰謝料として認める。
また、これに加えて中間指針第 5 次追補に鑑み、過酷避難状況による慰
謝料として 30 万円、避難指示により、周囲を含めて長期間にわたり避
難元に帰還することができなかったことにより生活の基盤が変容したこ
とを理由とする生活基盤変容慰謝料として 250 万円を加える。以上の
合計額は 823 万円となる。

一審原告 1 に、コミュニティの侵害を理由として、上記慰謝料額を更
に増額しなければならないほどの精神的苦痛が生じたと認めるに足りる
証拠はない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、ADR 手続において、一審原告 1 に合計 4655 万 05
86 円を支払っている。上記金額には、一審被告東電が通院交通費名目で支
払った 5 万 5120 円が含まれているところ（甲 D1 の 8 の 1）、一審原告 1
はこれを本件訴訟では明示的に請求していないから、その支払についても既
払金から除くのが相当である。したがって既払金のうち 4649 万 5466
円を損害額に充当する。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、256 万 4765 円（120 万 9433 円と ADR 手続分
70 万 8317 円及び 64 万 7015 円の合計額）を相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 1 の認容額
欄記載のとおりである。

2 一審原告 2

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び面会・一時帰宅の経過については、原判決 2

37頁13行目から238頁6行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害額

ア 概要

5 一審原告2－1・3・4の大阪府への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、大阪府へ避難した日を含む月である平成23年3月から平成25年2月までの2年間に生じた損害を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。これに対して、一審原告2－2が平成25年4月にした京都市への移動は、本件事故と相当因果関係が認められない。

10 当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号2のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

一審原告2－1・3・4による福島県郡山市から大阪府への避難に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、
15 大阪府から京都市への移転も、親族方から転居し、生活を安定させるためにしたものであって、その費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。これらの金額は、標準交通費一覧表（自家用車以外）の額を修正し、別紙避難経路等一覧表の原告番号2のとおり、合計7万
20 3600円と認めるのが相当であり、これは一審原告2－2に生じた損害と認められる。

一審原告2は、交通費の算定は、標準交通費一覧表記載の額を修正すべきでない旨主張するが、標準交通費一覧表は、一審被告東電が、訴訟
25 外において避難者らが避難に要した費用を簡易迅速に概算額で計算するために作成したものであって、これによって算定される金額を、一審原告の交通費額と認定することはできない。そして、一審原告2において、

避難に要した交通費の額を具体的に立証しない以上、その金額は控えめな額とせざるを得ず、標準交通費一覧表記載の金額を基礎としてその8割相当額とするのが合理的である。したがって、一審原告2の上記主張は採用することができない。

5 (イ) 一時帰宅費用

平成25年4月までの間、一審原告2-1・3・4と2-2は別居しており、世帯分離が生じていたのであるから、父である2-2が子である2-3・4と面会するため、大阪府を訪れるのに要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、一審原告2-2は、平成24年1月及び同年6月に大阪府を訪れたと認められる（なお、平成25年4月に要した交通費は、避難期間経過後に生じたものであって相当因果関係がある損害とはいえない。）。したがって、その損害額は、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正し、別紙避難経路等一覧表の原告番号2のとおり、合計10万8800円と認めるのが相当である。

10

15

その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(ウ) 避難雑費

一審原告2-1・3・4の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じており、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。そして、平成23年3月から平成25年2月28日までの間、1か月当たり1名につき1万円を限度として、損害と認めるのが相当であり、その合計72万円について2-2に生じた損害と認める。

20

ウ 生活費増加費用

25 (ア) 家財道具購入費用

一審原告2-1・3・4が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、

本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、避難に伴い世帯分離が生じていたから、家財道具購入費用は30万円とし、これを2-2に生じた損害と認める。

一審被告東電は、どの時点で、誰がいかなる理由で支出したのか証拠がない旨主張するが、避難に伴い相当額の家財道具購入費用が生じることとは明らかであって、その子細な内容については不明であっても、転居の時期におおむね30万円程度は要するといえる。そして、一審原告2世帯の収入状況に照らせば、支出したのは一審原告2-2と推認することができる。

(イ) 生活費増加費用

前記のとおり、平成25年4月までの間、世帯分離が生じており、その間の水道光熱費等が二重に要したと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成23年3月から避難の相当性が認められる平成25年2月28日までの間、1か月当たり2万円（合計48万円）を認め、これを一審原告2-2に生じた損害と認める。

エ 活動費

一審原告2-1の活動費は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。一審原告2は、本件訴訟の複雑困難性を主張するが、一審原告らには、別途弁護士費用相当額の賠償が認められることに照らしても、一審原告2-1の活動費を損害として考慮することはできない。

オ 不動産売却損

一審原告2-1・2は、自宅売却により損害を被った旨主張するが、売却によって損害が生じたことを認めるに足りる証拠はない。また、仮に、一審原告2-1・2が自宅を安価で売却し、差損を生じていたとしても、その売却は、本件事故と相当因果関係があるとはいえない2-2の京都市

への避難に伴うものであって、その差損が本件事故と相当因果関係がある損害であるということとはできない。

カ 精神的損害（慰謝料）

5 一審原告 2－1～4 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、2－1・2 は各 30 万円、2－3・4 は各 60 万円が相当である。

一審原告 2－1～4 は、精神的苦痛の甚大さを主張するが、本件事故による放射線の空間線量は、直ちに住民らの健康に影響を及ぼすようなものであったとはいえず、その精神的苦痛を慰謝するに足りる金額としては、
10 中間指針第 5 次追補による金額及び一審被告東電の賠償基準額をもって相当とする。一審原告 2－3・4 は体調の不良を訴えるが、これが本件事故と相当因果関係があると認めるに足りる証拠はない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求の手続により、一審原告 2－1・2 に各 12 万円、2－3・4 に各 72 万円を支払っていることが認められる（乙 D 2 の 4、
15 弁論の全趣旨）。これらをそれぞれの損害額（ただし、2－3・4 は各 60 万円の限度。）に充当するのが相当である。

そうすると、別紙損害額等一覧表の原告番号 2 の既払額欄記載のとおりとなる。

20 (4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 2－1 につき 1 万 8 0 0 0 円を、2－2 につき 1 8 万 6 2 4 0 円をそれぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 2 の認容額
25 欄記載のとおりである。

3 一審原告 3

(1) 世帯の概要、避難の経緯、面会・一時帰宅の経過及びADR手続における和解に関しては、原判決241頁9行目～242頁20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

5 ア 概要

一審原告3-1・2の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成23年3月から平成25年2月28日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一
10 覧表の原告番号3のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額（甲D3の8の1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費・宿泊費

15 a 一審原告3-1・2の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号3のとおり、かかる損害額は2万2340円と認めるのが相当であり、これは3-2に生じた損害と認める。

20 b 一審原告3-1・2の京都市への避難の際に要した宿泊費用は、本件事故と相当因果関係のある損害であるといえ、その損害額は2万3500円とし、3-2に生じた損害と認める。

c 上記合計4万5840円を避難費用（交通費・宿泊費）として、一審原告3-2に生じた損害と認める。

(イ) 引越費用・一時帰宅費用

25 a 一審原告3-1・2の京都市への避難の際に要した引越費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は1万7

320円であり、これは3-2に生じた損害と認める。

b 一審原告3-1が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号3のとおり、6万8766円を本件事故と相当因果関係のある損害とし、これを3-2に生じた損害と認める。その余の一時帰宅費用については、避難雑費に含まれる額を超えて損害が生じたとは認められない。また、避難から2年を超えて一時帰宅費用を認めるべき根拠もない。

c 合計8万6086円を引越費用・一時帰宅費用として、一審原告3-2に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

一審原告3-1・2が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、避難後、平成23年8月から、一審原告3-1・2と一審原告5が別居し、世帯が分離して生活していたことを踏まえると、一審原告5と合わせて30万円を認めるべきであり、そのうち10万円を3-2に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用（食費増加）

一審原告3-1・2が避難生活の際に要した自家消費野菜分の生活費増加は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。かかる損害額は3万2500円とし、3-2に生じた損害と認める。

一審原告3-1の母である一審原告5と世帯が分離することによる食費を含む生活費の増加については、一審原告5において考慮する。

(ウ) 生活費増加費用（駐車場代）

一審原告3-1・2が避難生活の際に要した駐車場代は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その損害額は月額7000円であり、平成23年8月31日までが5万3000円、同年9月1日から

平成25年2月(避難から2年)までが12万6000円(合計17万9000円)となり、これは3-2に生じた損害と認める。その余の費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

5 (エ) 生活費増加費用(ガイガーカウンター購入)

本件事故により支出したガイガーカウンター購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は2万9120円と認めるのが相当であり、これは一審原告3-2に生じた損害と認める。

エ 動産損害

10 一審原告3-1・2は、自宅にある家財道具が、放射性物質による汚染により使いものにならなくなったとして、損害を被った旨主張するが、そのような汚染により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠はない。そうであれば、家財道具購入費用として10万円を超える損害が生じたとはいえない。

15 オ 就労不能損害

(ア) 一審原告3-1について

本件事故前の収入は、27万5298円(平成23年1月分)及び26万9249円(平成23年2月分)であったこと、非常勤職員であり、雇用期間が平成23年3月31日までと定められていたが、その後の契約更新が予定されていたこと、同年5月から平成27年3月まで避難先
20 で就労していたことが認められる(甲D3の1の1、3の4の1)。

そして、平成23年3月16日から同年4月30日までの間については、本件事故による避難を実行したために就労できなかったものと認められるが、それ以降については、特段、賃金の減少等を認めるに足りる
25 証拠はない。そうであれば、平成23年3月16日から同年4月30日までの就労不能損害として、41万7526円を認めるのが相当である。

一審原告３－１は、避難先での就労には厳しい精神的負担を伴っていたなどと主張するが、現に避難前と同程度の収入が得られており、就労するのが特に過酷な環境にあったともいえないのであって、平成２３年５月以降については、就労不能損害が生じたとはいえない。

5 (イ) 一審原告３－２について

本件事故前の収入は、３６万９０８９円（平成２３年１月から同年３月１７日まで。１日当たり４８５６円）であったこと、平成２３年５月に避難先で就職し、その後も転職を繰り返しながらも稼働を続けていたものの、平成２４年７月から平成２５年３月までは失業していたことが認められる（甲Ｄ３の１の１、３の４の２）。

平成２３年３月１８日から同年４月までの間については、本件事故による避難を実行したため就労できなかったものと認められ、その期間の就労不能損害として３６万９０９０円を認めるのが相当である。また、平成２４年７月以降の失業についても、避難先での就業であったことや一審原告３－２の年齢に照らせば、就業しなかったことが不合理であるとはいえず、平成２４年７月から平成２５年２月までの就労不能損害として１１８万０００８円（基礎収入日額４８５６円×２４３日）を認めるのが相当である。以上の合計は、合計１５４万９０９８円である。

15 カ 避難雑費

20 一審原告３－１・２の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じていたことが推認でき、これらは本件事故と相当因果関係があると認められる。したがって、平成２３年３月から平成２５年２月２８日までの間、１か月当たり１名につき１万円の限度において損害と認め、その合計額４８万円を３－２に生じた損害と認める。

25 キ 精神的損害（慰謝料）

一審原告３－１・２は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事

故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各 30 万円を認める。

一審原告 3-1・2 は、代えがたい故郷が放射線によって汚染されたことと自体が耐え難い苦痛である、3-1 の高齢の両親を避難させることに苦悩したなどとして、上記慰謝料額が低額に過ぎる旨主張するが、その居住地は自主的避難等対象区域であり、避難を命じられたものでもなく、一審原告 3-1・2 が指摘するような各事情を考慮しても、上記慰謝料額を増額すべきであるとまではいえない。

一審原告 3-1 は、先天的に白血球の量が少なく、放射線に対する健康上の不安を強く感じていたなどと主張するが、これが健康上特段の留意を必要とするようなものであったとまではいえず、この点についても慰謝料額を増額すべき事情とはいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、ADR 手続における和解に基づいて、①一審原告 3-1・2 に 136 万 8779 円、②一審原告 3-1・2 及び一審原告 5 に 145 万 9599 円（うち 8 万円を控除し、実際には 137 万 9599 円）をそれぞれ支払っていることが認められる（争いがない。）。これら既払金から、3-1 に上記①のうちの 49 万 7526 円（就労不能損害分 41 万 7526 円、精神的損害・追加賠償分計 8 万円の合計）を、3-2 に上記①の残金 87 万 1253 円を、それぞれの損害に充当するのが相当である（②については一審原告 5 に対する弁済と考える。）。

したがって、別紙損害額等一覧表の原告番号 3 の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた損害額に充当する。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 3-1 につき 2 万 2000 円、3-2 につき 23 万 2906 円（19 万 3039 円と ADR 手続分 3 万 9867 円の合計額）

を相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号3の認容額欄記載のとおりである。

5 4 一審原告4

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及びADR手続における和解については、原判決247頁4行目から248頁2行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

10 ア 概要

一審原告4-1・2の京都市への避難は相当であり、京都市へ避難した日を含む月である平成23年7月から平成25年6月30日までの2年間に生じた損害を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号4記載の15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613

4－2に生じた損害と認める。

c したがって、引越費用を含む交通費として、合計9万8800円を
一審原告4－2に生じた損害と認める。

(イ) 一時帰宅費用

5 一審原告4－1・2が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等
一覧表原告番号4記載のとおり、16万6400円の限度で、本件事故
と相当因果関係のある損害とし、4－2に生じた損害と認める。その余
の一時帰宅費用については、本件事故と相当因果関係のある損害である
とはいえない。

10 ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係
のある損害といえる。そして、世帯全体で避難したことを踏まえると、
その損害額は15万円とし、一審原告4－2に生じた損害と認める。

15 (イ) 避難雑費

一審原告4－1・2の避難に伴い、帰省費用の増加等、さまざまな支
出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められる
から、避難していた平成23年7月から平成25年6月30日までの間、
1か月当たり1名につき1万円の限度において、損害と認めるのが相当
20 である。避難雑費合計48万円について、一審原告4－2に生じた損害
と認める。

エ 就労不能損害

(ア) 一審原告4－1について

25 本件事故当時、歯科助手として働いており、平成23年1月から6月
までに97万9700円（月額16万3283円）の収入があったが、
避難時に退職したこと、同年9月から平成24年3月までは避難先にて

契約社員として就労していたこと、同年４月頃に妊娠していることが判明し、それ以降就労していないことが認められる（甲Ｄ４の１、４の４の２）。

避難先において就労していた間は、避難以前と比して収入が減少したと認めるに足りる証拠はなく、平成２４年４月以降の就労不能は、妊娠、
5 出産及び子の養育のためであると考えられ、本件事故と相当因果関係があるとは認められない。しかし、平成２３年７月から同年８月までの間は、避難に伴い就労が困難となっていたものと認められるから、避難前の基礎収入（月額１６万３２８３円）を基準として、合計３２万６５６
10 ６円（＝１６万３２８３円×２か月）の就労不能損害を認める。

一審原告４－１は、避難後、慣れない環境下で精神的負担を伴いながら稼働したのであるから、その収入を就労不能損害から控除すべきでない旨主張するが、４－１が現に稼働して収入を得ている以上、その収入額は就労不能損害から控除すべきであり、これを控除することが不当で
15 であると解すべき特段の事情もない。また、平成２４年４月以降の不就労についても、実家からの支援が受けられないため就労を断念した旨主張するが、長男の出生（平成２４年１１月１９日）よりも相当早期に退職するに至っていることを考慮すると、実家の支援が得られないために退職したとは認め難い。

20 (イ) 一審原告４－２について

本件事故当時、福島市の所有する施設の管理等を行う会社に勤めており、平成２３年１月から７月までに２５１万４８２２円（月額３５万９
260円）の収入があったが、避難時に退職したこと、平成２３年９月から平成２４年３月までは避難先にて契約社員として就労していたこと、
25 職業訓練にも通い、平成２５年６月から再就職したことが認められる（甲Ｄ４の１、４の４の１）。

避難後から平成24年1月31日までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職のため合計107万5740円（89万6450円＋17万9290円）の損害が生じたと認める。また、平成24年4月から平成25年5月31日までの間は、避難に伴い就労していないが、年齢等や土地勘のない避難先での就労であり、避難元での就労とは異なる労苦があることを考慮しても、不就労期間の不就労全てが本件事故と相当性があるとは認められない。そこで、避難前の基礎収入（月額35万9260円）を基準として、半年間は不就労分全額、その後は不就労分半額について相当性があると認め、359万2600円（＝35万9260円×6＋35万9260円÷2×8）の就労不能損害を認める。

以上によれば、就労不能損害は、合計466万8340円となる。

オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告4－1・2は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各30万円が相当である。

一審原告4－1・2は、避難先で労苦や福島市での生活の喪失等を指摘し、上記慰謝料額が低額に過ぎる旨主張するが、自主的避難等対象区域である福島市の居住者であって、避難を命じられたものでもなく、4－1・2が指摘するような各事情を考慮しても、上記慰謝料額を増額すべきであるとまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告4－1・2に対して、ADR手続において、221万5468円を支払っているところ（争いがない。）、その合計額から、4－1に12万円、4－2に209万5468円を、その損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表の原告番号４の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた損害額に充当する。

(4) 弁護士費用

5 弁護士費用は、一審原告４－１につき５万０６５７円、４－２につき４４万１３３５円（３７万６８０７円とＡＤＲ手続分６万４５２８円の合計額）と認めるのが相当である。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号４の認容額欄記載のとおりである。

10 5 一審原告５

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及びＡＤＲ手続における和解については、原判決２５１頁１４行目から２５２頁１２行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

15 ア 概要

一審原告５の京都市への避難は相当であり、京都市へ避難した日を含む月である平成２３年３月から平成２５年２月２８日までの２年間に生じた損害を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号５記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ＡＤＲ手続における和解額（甲Ｄ５の８）を根拠とした認定である。

20 イ 避難費用

(ア) 交通費・宿泊費

25 京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、別紙避難経路等一覧表の原告番号５記載のと

おり、かかる損害額は、避難に際して要した宿泊費も含めて5万9030円と認める。

(イ) 引越関連・一時立入費用

5 一審原告5は、兄の葬儀に参列するなどの目的で一時帰宅をした等主張するが、その時期は避難から2年を経過した後である平成25年11月以降である。また、冠婚葬祭目的での帰還は、避難がなければ本来支出しなければならなかった額よりも増額したであろう事情を踏まえても、避難雑費に含めて損害として認めるのが相当であるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

10 引越関連費用についても、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

15 避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。一審原告5は、平成23年3月に一審原告3-1・2とともに避難したが、同年8月からは一審原告3-1・2と別居しており、世帯が分離して生活することになったことを踏まえれば、家財道具購入費用として、3-1・2と合わせて30万円とし、一審原告5にかかる損害額は20万円と認めるのが相当である。

20 (イ) 生活費増加費用（食費増加）

避難生活の際に要した自家消費野菜を補うために支出した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、かかる損害額は16万5750円と認める。

(ウ) 生活費増加費用（二重生活）

25 前記のとおり、一審原告5は、避難後、平成23年8月から3-1・2との間で世帯分離が生じ、水道光熱費等の生活費が増加したものと認

められ、当該費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

かかる損害額は62万円と認める。

(エ) 生活費増加費用（漏水損害、ヘルパー代）

避難生活の際に要した、漏水損害及びヘルパー代金の生活費増加は、
5 本件事故と相当因果関係のある損害といえ、かかる損害額は13万23
06円と認める。

エ 動産損害

一審原告5は、自宅にある家財道具が、放射性物質による汚染により使
いものにならなくなったとして、損害を被った旨主張するが、そのような
10 汚染により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠は
ない。

オ 避難雑費

一審原告5の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざ
まな支出が生じており、これらの支出についても本件事故と相当因果関係
15 があると認められる。避難期間である平成23年3月から平成25年2月
28日までの間、1か月当たり1万円の限度において、損害と認めるのが
相当である（合計24万円）。

一審被告東電は、避難雑費の内容は、家財道具購入費用や生活費増加と
重複する旨主張するが、避難に伴い、避難者らには、個別の支出には必ず
20 しも包含されない一定の支出の増加があることは明らかであるから、これ
らの支出の増加を、避難雑費として一括して評価するのが相当である。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告5は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による
恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として30万円が相当で
25 ある。

一審原告5は、認知症となった夫の介護を要する状態となったことや8

0 年以上生活してきたが福島のコミュニティが破壊されたことなどを指摘する。しかし、一審原告 5 の夫の認知症が本件事故と相当因果関係があったとはいえないし、一審原告 5 は、自主的避難等対象区域である福島県郡山市の居住者であって、避難を命じられたものでもなく、その他一審原告 5 が指摘するような各事情を考慮しても、上記慰謝料額を増額すべきであるとまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告 5 に、直接請求により 1 2 万円を支払い、また、一審原告 5 及び一審原告 3－1・2 に、ADR 手続において合計 1 4 5 万 9 5 9 9 円（うち 8 万円は既払として控除され、1 3 7 万 9 5 9 9 円）を支払っている（争いがない。）。このうち、上記 1 3 7 万 9 5 9 9 円は、その支払の内容からして、全で一審原告 5 への支払とみることができるから、上記 1 2 万円を加えた合計 1 4 9 万 9 5 9 9 円を、一審原告 5 に生じた損害額に充当する

(4) 弁護士費用

弁護士費用は 6 万 4 2 6 2 円（2 万 1 7 4 9 円と ADR 手続分 4 万 2 5 1 3 円の合計額）を相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 5 の認容額欄記載のとおりである。

6 一審原告 6

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及び ADR 手続における和解については、原判決 2 5 5 頁 4 行目から 2 5 6 頁 6 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 6－1・2 の避難は相当であるところ、避難を開始した日を含む月である平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号 6 記載のとおりである。
5 なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（甲 D 6 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

（ア）交通費

10 埼玉県への避難交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、埼玉県内における移転は、避難当初、叔母宅に滞在しており、その後叔母宅に長居はできないとして埼玉県内で移転したものであり、埼玉県から京都市への移転についても、埼玉県内の移転先は家賃の支払を要する貸家であったことから、家賃の負担のない京都市の居宅
15 へ移転したものであると認められる。そうすると、いずれの移転についても、生活を安定させるために必要と認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、別紙避難経路等一覧表の原告番号 6 記載のとおり、かかる損害額は 3 万 4 6 0 0 円であり、これを
一審原告 6－1 に生じた損害と認める。

20 一審原告 6－1・2 は、一審被告東電が認めていた金額を下回る旨主張するが、一審被告東電が訴訟手続において上記金額を上回る金額を認めているとはいえず、一審原告 6－1・2 が交通費として要した具体的な金額を立証しておらず、標準交通費一覧表記載の金額も、必ずしも移動のために現実には要する金額と合致するものではなく、同表による金額
25 の約 8 割に相当する金額を交通費として認定するのが合理的である。

（イ）住居費

避難生活の際に要した住居費(埼玉県での家賃3か月分)は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その損害額9万円を一審原告6-1に生じた損害と認める。

(ウ) 引越関連費用

5 避難及び移転の際に要した引越等の費用は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その損害額14万1112円を一審原告6-1に生じた損害と認める。

(エ) 一時立入費用

10 一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号6記載のとおり、12万1400円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。その余の一時帰宅費用については、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

15 避難生活の際、避難元に残置した家財道具の滅失等は認められないが、新たに購入するのに要した費用の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、世帯全体で避難していることを踏まえれば、かかる損害額は15万円と認めるのが相当であり、これを一審原告6-1に生じた損害と認める。

20 一審原告6-1・2は、上記金額は低額に失する旨主張するが、購入を要した家財道具の具体的内容及び金額が立証されていない以上(たとえ領収証等を残していなくても、購入先に問い合わせるなどして、相当程度の資料の収集は可能であると考えられる。)、上記金額とするのが合理的である。

25 (イ) 生活費増加費用(自家消費野菜米)

避難生活の際、自家消費野菜や米を補うために支出した費用は、本件

事故と相当因果関係のある損害といえる。そして、その損害額は合計 1 2 万 6 0 0 0 円とし、一審原告 6－1 に生じた損害と認める。

一審原告 6－1・2 は、月額 1 万 4 6 6 6 円相当を認定すべきである旨主張するが、具体的な立証がない。

5

(ウ) 避難雑費

10

一審原告 6－1～3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じており、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。一審原告 6－1～3 が避難していた平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の割合による合計額 72 万円について、一審原告 6－2 に生じた損害と認める。

15

一審原告 6－1・2 は、一審被告東電に対する直接請求等の時点よりも低額であって不合理である旨主張するが、避難雑費は、その性質上、個別具体的な主張立証になじまず、包括的かつ謙抑的な認定とせざるを得ない。

20

エ 動産損害

25

一審原告 6－2 は、自動車を避難に伴い廃車したことにより損害を被った旨主張するが、同自動車は、一時抹消登録とされており(甲 D 6 の 7 の 2 の 1)、第三者に譲渡されたことがうかがわれる。また、その対価として受領した金額も不明であり、その金額と当該自動車の経済的価値との間に齟齬があったと認めるに足る証拠もない。したがって、同自動車を処分したことによって、一審原告 6－2 に損害が生じたとは認められない。

オ 検査費用

一審原告 6－1～3 が要した検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その検査費用は合計 1 万 7 4 4 0 円と認められ、これは 6－1 に生じた損害と認める。

5 一審原告 6－1～3 は、検査費用として 2 万 3 2 8 0 円が認められるべきである旨主張する。しかし、一審原告 6－1～3 が提出する請求書兼領収証等(甲 D 6 の 7 の 3 の 1～7)の作成者、作成日は、検査結果(甲 D 6 の 7 の 4～8)の医療機関や作成時期とも必ずしも一致せず、これらが検査費用として支出を要したものとまでは認められない。そうであれば、検査
10 費用としては、一審被告東電が支払った 1 万 7 4 4 0 円を超えては認められない。

カ 就労不能損害

(ア) 一審原告 6－1 について

一審原告 6－1 は、避難前、有料老人ホームにて勤務していたが、避難に伴い退職したこと、平成 23 年 10 月に避難先で再就職したことが
15 認められる(甲 D 6 の 1)。避難後から同年 12 月 31 日までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少があったといえ、175 万 8 1 9 2 円の損害が生じたと認める。

(イ) 一審原告 6－2 について

20 一審原告 6－2 は、避難前、歯科衛生士として歯科医院に勤務していたが、避難に伴い退職したこと、その後、平成 23 年 10 月に一審原告 6－3 を出産したこともあり、就労していないことが認められる(甲 D 6 の 1)。出産後は、子の養育等の理由もあり、就労不能が本件事故と相当因果関係があるとはいえないが、避難後から平成 23 年 10 月 31 日
25 までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難による収入減少があったといえ、135 万 6 0 2 0 円の損害が生じたと認める。

キ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 6－1・2 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事
故による慰謝料としては、6－1 については 30 万円、6－2 については
60 万円が相当である。6－3 は、本件事故当時胎児で、避難後出生した
子であるから、慰謝料は認められない。

一審原告 6－3 は、本件事故当時胎児であったことから慰謝料を認定し
ないのは不当である旨主張するが、避難時までの放射線に対する不安や恐
怖は、母である 6－2 に対する慰謝料として評価されており、避難先で出
生したことによって、精神的苦痛を被ったとも評価し難い。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 6－1 に 12 万円、6－2 に
64 万円、6－3 に 72 万円を支払っており、ADR 手続において、493
万 3457 円（うち 128 万円（6－1 に対する 8 万円、6－2・3 に対す
る各 60 万円）は既払として控除。）を支払っており（争いがない。）、これら
既払金合計 513 万 3457 円から、6－3 に対する支払額 72 万円を控除
し、6－1 に 241 万 7437 円、6－2 に 199 万 6020 円を、それぞ
れの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 6－1 につき 17 万 5824 円（3 万 2131 円
と ADR 手続分 14 万 3693 円）を、6－2 につき 6 万 8000 円を、6
－3 につき 0 円をそれぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 6 の認容額
欄記載のとおりである。

7 一審原告 7

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅・面会交流の経過については、原判

決 260 頁 3 行目から 261 頁 8 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

5 一審原告 7-1 の神奈川県及び京都市への避難、7-2・3 の神奈川県、
秋田県及び京都市への各避難、7-4・5 の神奈川県及び秋田県への各避難は相当であるといえ、平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの
2 年間に生じた損害を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号
10 7 記載のとおりである。

イ 移動交通費

(ア) 避難交通費関係

a 一審原告 7-1 ～ 3 の神奈川県及び京都市への避難並びに 7-2・3 の秋田県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その損害額は、標準交通費一覧表（自家用車）
15 の額を修正した額又は実額によることとして、別紙避難経路等一覧表の原告番号 7 記載のとおり、合計 5 万 6 8 0 0 円（3 万 2 8 0 0 円＋1 万 2 0 0 0 円＋1 万 2 0 0 0 円）と認めるのが相当であって（甲 D 7 の 3 の 1 ～ 3）、これは 7-1 に生じた損害と認める。

20 b 一審原告 7-4 の神奈川県及び秋田県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その損害額は、実額により、別紙避難経路等一覧表の原告番号 7 記載のとおり、6 8 0 0 円と認めるのが相当である（甲 D 7 の 3 の 1 ・ 2）。

25 c 一審原告 7-5・6 の神奈川県及び秋田県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その損害額は、実額により、別紙避難経路等一覧表の原告番号 7 記載のとおり、合計

1万0200円(6800円+3400円)と認めるのが相当であつて(甲D7の3の1・2)、これは7-5に生じた損害と認める。

(イ) 面会交流交通費関係

5 一審原告7-1～3が面会交流や一時帰宅に要した費用については、標準交通費一覧表(自家用車以外)の額を修正した額によることとして、別紙避難経路等一覧表の原告番号7記載のとおり、平成23年7月から平成24年2月頃までの間に、母である一審原告7-1が、子であり秋田県への避難中である7-2・3に面会するために要したと認められる10万8800円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当であつて、これは7-1に生じた損害と認める。

その余の一時帰宅費用については、一審原告7-1～6に損害が生じたとは認められないか、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

(ウ) 小括

15 したがって、移動交通費(面会交流交通費を含む。)としては、一審原告7-1に16万5600円(5万6800円+10万8800円)、7-4に6800円、7-5に1万0200円の各損害が生じたと認める。

ウ 動産損害

(ア) 一審原告7-1～4について

20 一審原告7-1は、本件事故当時、夫と婚姻関係にあり、福島県いわき市内の自宅において夫及び7-2～4と同居していたが、平成23年3月17日、7-2～4とともに神奈川県に避難しており、夫と世帯分離を生じたものと認められる。そのため、新たに家財道具を購入する必要性があったものと推認でき、その費用は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額としては30万円を相当とし、7-1の損害として認める。

25

一審被告東電は、家財道具購入に係る具体的な立証がない旨主張するが、世帯を分離して避難生活を開始するに当たっては、相当程度の家財道具が必要となるものと推認でき、その購入費用としては上記金額が相当である。

5 (イ) 一審原告 7-5・6 について

一審原告 7-5・6 は、世帯全体で避難したことが認められるから、家財道具購入費用として 15 万円を 7-5 の損害として認める。

エ 生活費増加費用

(ア) 二重生活に伴う生活費増加分

10 a 一審原告 7-1～4 は、平成 23 年 3 月 26 日、神奈川県から福島県いわき市に帰還したものの、7-2～4 は、同年 6 月 8 日から、秋田県に避難したため、同日から平成 24 年 2 月まで世帯分離が生じ、水道光熱費等の生活費が増加したものと推認できる(神奈川県への避難期間は 10 日間にとどまるので考慮しない。)。同期間の生活費増加分としては、分離した少ない方の世帯が 2 名であるから月額 3 万円を
15 相当とする(合計 27 万円)。

そして、一審原告 7-2・3 の平成 23 年 6 月から平成 24 年 2 月までの秋田県への避難については、7-4～6 も同行しており、その費用負担者を考慮すると、生活費増加分 27 万円の 3 分の 2 (18 万円)を 7-1 の、3 分の 1 (9 万円)を 7-4 の各損害として算定するのが相当である。

20 b 一審原告 7-2・3 は、平成 24 年 2 月、秋田県からいわき市に帰還した後、同年 3 月 29 日から、7-1 とともに京都市に避難しており、7-1～3 と夫との世帯分離が生じたから、この期間についても
25 水道光熱費等の生活費が増加したものと推認できる。

生活費増加分として、平成 24 年 2 月から平成 25 年 2 月まで(当

初避難から2年)、分離した少ない方の世帯が1名であるから月額2万円を相当とし(合計24万円)、これは7-1の損害として算定するのが相当である。

c そうすると、一審原告7-1の生活費増加分としての損害は、合計42万円(18万円+24万円)となる。

d また、一審原告7-4は、平成24年2月に7-2・3がいわき市に帰還してからは、7-1～3との同居を解消し、娘である7-5及び孫である7-6と同居するようになったものと評価することができるから、世帯分離による生活費増加費用に関しては、上記9万円の限度で認めるのが相当である。

(イ) 避難雑費

a 避難生活に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じていることが推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められるから、1か月当たり1名につき1万円を損害と認める(神奈川県への避難期間は短期間であるのでこれを認めない。)。

b 一審原告7-2・3に関する平成23年6月から平成24年2月までの避難(合計18万円)及び7-1～3に関する同年3月から平成25年2月(当初の避難から2年)までの避難(合計36万円)を7-1に生じた損害と認める(合計54万円)。

c 一審原告7-4に関する平成23年6月から平成25年2月までの間の避難雑費合計21万円についても、一審原告7の主張に従い、一審原告7-1の損害と認める。

d 一審原告7-5・6に関する平成23年6月から平成25年2月までの間の避難雑費合計42万円を7-5に生じた損害と認める。

オ 就労不能損害

一審原告 7-1 の稼働状況や収入を認めるに足る証拠はなく(少なくとも所得証明書や課税証明書等を取得して提出することは可能であると考えられる。)、7-1 が避難により就労不能損害を被ったとは認められない。

5 カ 精神的損害(慰謝料)

一審原告 7-1～6 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、大人である 7-1・4・5 について各 30 万円、子どもである 7-2・3・6 について各 60 万円が相当であると認める。

10 一審原告 7-1 は、夫との離婚を余儀なくされたと主張するが、これが本件事故と相当因果関係があったとは認められない。

また、一審原告 7-2 は、統合失調症の診断を受け、入院を要するなど重大な影響を受けたと主張するが、心身の不調を訴えたのは平成 27 年 9 月に至ってからであって(甲 D 7 の 10)、これが本件事故と相当因果関係
15 があるものとは認められない。

一審原告 7-1～6 は、他にも慰謝料を増額すべき事情があると主張するが、いずれも採用することはできない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 7-1 に 12 万円、7-2 に
20 72 万円、7-3 に 72 万円、7-4 に 12 万円、7-5 に 12 万円、7-6 に 72 万円をそれぞれ支払っている(争いがない)。

これらをそれぞれの損害額に充当するのが相当である(ただし、一審原告 7-2・3・6 は各 60 万円の限度。)

(4) 弁護士費用

25 弁護士費用は、一審原告 7-1 に 18 万 1 5 6 0 円、7-2 に 0 円、7-3 に 0 円、7-4 に 2 万 7 6 8 0 円、7-5 に 7 万 6 0 2 0 円、7-6 に 0

円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号7の認容額欄記載のとおりである。

5 8 一審原告8

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及びADR手続における和解については、原判決265頁10行目から266頁9行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

10 ア 概要

一審原告8-1～3の避難は相当であり、平成23年10月から平成25年9月30日までの2年間に生じた損害を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号8記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額（甲D8の8）を根拠とした認定である。

15

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告8-1～3の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号8記載のとおり、その損害額は8808円とし、これを8-1に生じた損害と認められる。

20

(イ) 引越関連費用

一審原告8-1～3の避難の際に要した引越等の費用は、本件事故と相当因果関係のある損害であるといえ、その損害額5万2851円を8-1に生じた損害と認める。

25

(ウ) 一時帰宅費用

一審原告 8-1～3 が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号 8 記載のとおり、平成 23 年 10 月から同年 12 月頃までの間に要したと認められる 9 万 3 7 7 7 円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害とし、これを 8-1 に生じた損害と認める。

(エ) 避難雑費

一審原告 8-1～3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められるから、8-1～3 が避難していた平成 23 年 10 月から平成 25 年 9 月 30 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度において、損害と認めるのが相当である。その合計 72 万円について、8-1 に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用（家財道具購入費用）

一審原告 8-1～3 が、避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、かかる損害額は 15 万円と認めるのが相当であり、これを 8-1 に生じた損害と認める。

エ 動産（家財道具）価値損失損害

本件事故により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠はない。

オ 営業損害

一審原告 8-1 は、本件事故前、お好み焼き店を経営し、月額平均 19 万 7 5 8 8 円程度の営業利益を得ていたが、平成 23 年 10 月に避難するに当たって同店の営業に関する権利を第三者に譲渡し、避難後は平成 24 年 2 月に避難先で就職し、トラック運転手などとして稼働していたものの、同年 11 月には就職した会社の統合に伴って退社し、平成 25 年 4 月に再

就職した事実が認められる（甲D8の1、8の8、原告8－1本人）。

5 以上によれば、一審原告8－1は、平成23年10月から平成24年1月までの間、避難のため、経営していたお好み焼き店を廃業して収入を失ったものと認められ、これについては一審原告8－1の損失と認めるのが相当である。また、一審原告8－1は、避難先においていったん就職した後にも、平成24年12月から平成25年3月までは無職であったと認められるところ、避難から未だ1年程度しか経過しておらず、なお安定した就業状況にあったとはいえないこと、退職から再就職までの期間も、再就職のために必要な期間として不相当であるともいえないことなどに照らせば、上記無職の期間に収入を得ることができなかったことについても、
10 本件事故と相当因果関係のある損害であるというべきである。

そうすると、一審原告8－1には、平成23年10月から平成24年1月31日までの間及び平成24年12月から平成25年3月31日までの間の就労不能損害として、合計158万0704円（19万7588円
15 ×8か月）を認めるのが相当である。

一審原告8－1が避難先において就労していた期間については、特段、避難前と比して収入の減少等を認めるに足りる証拠はなく、これを営業損害として認めることはできない。

一審原告8－1は、避難先での就労による稼得を損害認定において考慮すべきでない旨主張するが、8－1が現に稼働して収入を得ている以上、
20 その収入額は営業損害から控除すべきであり、これを控除することが不当であると解すべき特段の事情もない。

カ 廃業損害

一審原告8－1が経営していたお好み焼き店の営業の客観的な経済的価値を認めるに足りる証拠はない上、その譲渡価格が時価を下回るものであることや、そのような時価を下回る価格で譲渡せざるを得なくなったのが
25

本件事故によるものであると認めるに足る証拠はない。

したがって、この点に関する一審原告 8-1 の主張は採用することができない。

キ 精神的損害（慰謝料）

5 一審原告 8-1～3 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による慰謝料としては、8-1・2 は各 30 万円、8-3 は 60 万円が相当である。

一審原告 8-1～3 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な主張をするが、いずれも慰謝料額を増額すべき事情であるとまではいえない。

10 (3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求に基づいて、一審原告 8-1・2 に各 12 万円、8-3 に 72 万円を支払い、さらに、ADR 手続における和解に基づいて、8-1～3 に対して 164 万 3662 円（うち 76 万円（8-1・2 に対する各 8 万円、8-3 に対する 60 万円）は既払金として控除され、88 万 3662 円のみ支払われている。）を支払っている（争いがない。）。

これらの既払金合計 184 万 3662 円から、8-1 に 100 万 3662 円、8-2 に 12 万円、8-3 に 72 万円（ただし 60 万円の限度。）を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

20 弁護士費用は、一審原告 8-1 に 23 万 8122 円（19 万 0248 円と ADR 手続分 4 万 7874 円の合計）、8-2 に 1 万 8000 円、8-3 に 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

25 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 8 の認容額欄記載のとおりである。

9 一審原告 9

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過については、原判決 269 頁 15 行目から 270 頁 12 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

5 ア 概要

一審原告 9－1・3・4 の福島県内における一時避難及び京都市への避難は相当であり、平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表の原告番号 9 記載のとおりである。

10 イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 9－1・3・4 の福島県会津若松市及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その損害額は、標準交通費一覧表（自家用車以外）の額を修正した額によることとし、別紙避難経路等一覧表の原告番号 9 記載のとおり、合計 8 万 6 4 0 0 円（各 2 万 8 8 0 0 円）と認めるのが相当であって、これは 9－1 に生じた損害と認める。

(イ) 引越費用

20 一審原告 9－1・3・4 の避難の際に要した引越費用は、これを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 一時立入費用

一審原告 9－1・3・4 が冠婚葬祭等のため一時帰宅に要した費用は、避難雑費に含まれる額を超えて損害が生じたとは認められないか、又は本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

25 (エ) 避難雑費

一審原告 9－1・3・4 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められるから、その避難期間中である平成 23 年 8 月から平成 25 年 2 月 28 日（当初の避難から 2 年）までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度において損害と認めるのが相当である（平成 23 年 3 月の避難は短期間であるから認めない。）。もっとも、一審原告 9－3 は、平成 24 年 4 月から、大学進学のため別居していることが認められるから、同人に関しては同年 3 月までの期間、避難雑費を認める。その合計額 46 万円（1 万円×2×19 か月＋1 万円×8 か月）について、これを一審原告 9－1 に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

（ア）家財道具購入費用

一審原告 9－1・3・4 は、9－1 の両親と同居していたが、本件事故による避難によって世帯分離が生じたため、新たに家財道具を購入する必要が生じたと認められる。したがって、家財道具購入費用として 30 万円を要したものと認め、これを 9－1 に生じた損害と認める。

一審被告東電は、一審原告 9－1 は両親が所有していた家財道具を使用していた旨主張するが、仮にそうであったとしても、一審原告 9－1 が、世帯分離により新たに家財道具を購入する必要が生じることには変わりがない。したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

（イ）生活費増加費用

一審原告 9－1・3・4 は、同居していた世帯を 3 名と 2 名で分離して生活することとなり、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。世帯分離による生活費増加費用として、平成 23 年 8 月から平成

25年2月28日までの間、1か月当たり3万円の増加を相当因果関係のある損害と認め、合計57万円について9-1に生じた損害と認める(平成24年4月以降は9-2が別世帯となるが、金額を変ずる必要は見当たらない。)。

5 なお、このことは、一審原告9-1が、本件事故当時、両親から生活費の支援を受けていたか否かによって異なるものではない。

エ 就労不能損害

10 一審原告9-1は、避難前に月額平均17万3136円の収入を得ていたが、避難時に退職したこと、平成23年9月10日に避難先において就職したことが認められる(甲D9の1、9の4の1、原告9-1本人)。同年8月3日から同年9月9日までの間については、本件事故による避難を
15 実行したために、就労できなかったものと認められ、それ以降については、特段、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はないことを踏まえると、9-1の主張する範囲内で、就労期間1か月余に当たる20万円の就労不能損害を認めるのが相当である。

オ 放射線検査費用

20 一審原告9-3・4は、いずれも、自主的避難等対象区域に居住しており、本件事故によって放射線への恐怖にさらされたといえ、そのことによって放射線検査を受けることは相当であるといえるから、放射線検査費用は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。検査を受けたこと及びその費用
25 については、9-1作成の陳述書(甲D9の1)しか証拠提出されていないが、避難者が避難先で検査を受けるのは自然で合理的な行動であるし、検査機関の名(Zクリニック)や検査結果も明らかにされている上、他の原告らの事例からしても、検査費用が不当とはいえず、上記陳述書は信用することができる。したがって、同陳述書により、9-3に4240円、9-4に4920円を、それぞれ損害と認める。9-2については、本件事故と相当因

果関係のある損害と認めることはできない。

カ 精神的損害（慰謝料）

5 一審原告 9－1・3・4 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、9－1 は 30 万円、9－3・4 は各 60 万円が相当である。

9－2 は、自主的避難等対象区域外の居住者であり、その避難は自主的避難区域の居住者の避難の場合と同等又は準じる場合ともいえないから避難に伴う精神的損害は認められない。

(3) 既払金の充当

10 一審被告東電は、一審原告 9－1 に 12 万円、9－3・4 に各 72 万円を支払っている（争いが無い。）。これらをそれぞれの損害額（ただし、9－3・4 についてはそれぞれの損害額の限度。）に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

15 弁護士費用は、一審原告 9－1 に 17 万 9 千 6 百 40 円、9－2～4 に 0 円をそれぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 9 の認容額欄記載のとおりである。

10 一審原告 10

20 (1) 世帯の概要、避難の経緯及び面会交流の経過については、原判決 273 頁 25 行目から 274 頁 24 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

25 一審原告 10－1・3 の千葉県、長野県及び京都市への避難は相当であり、平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間に生じた損害

を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号１０記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

5 一審原告１０－１・３の平成２３年３月の千葉県及び同年４月の長野
 県への避難に交通費を要したことは明らかであり、その交通費は、本件
 事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、同年１１月の京都
 市への移転も、家賃の負担がない住居の提供を受けることにより、住居
 費を抑えて生活の安定を図るためといえ、その移転に要した費用も特に
10 高額なものでもなく、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。
 その金額は、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正
 し、別紙避難経路等一覧表の原告番号１０記載のとおりとするのが相当
 であり、その合計は７万５６００円（５万５２００円＋２万０４００円）
 となり、これは１０－１に生じた損害と認める。

15 (イ) 面会交流交通費

 一審原告１０－１～３が面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路
 等一覧表の原告番号１０記載のとおり、平成２３年４月から平成２５年
 ２月頃までの間に、１０－２が１０－３に面会するために要したと認め
 られるものについては、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）
20 の額を修正した額で、平成２５年２月までの２３回分合計８８万１６０
 ０円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを１０
 －２に生じた損害と認める。その余の面会交流交通費については、損害
 が生じたとは認められないか、本件事故と相当因果関係のある損害であ
 るとはいえない。

25 (ウ) 避難雑費

 一審原告１０－１・３の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定

し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められるから、その避難期間中である平成23年3月から平成25年2月28日(当初の避難から2年)までの間、1か月当たり1名につき1万円の限度において損害と認めるのが相当である。避難雑費合計48万円について、10-2に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

一審原告10-1・3が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、10-2とは別居して世帯分離が生じていることを踏まえると、その損害額は30万円と認めるのが相当であり、これを10-1に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用(二重生活)

一審原告10-1・3は、平成23年3月から10-2と長期間世帯分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、避難雑費と同様に、世帯分離していた同月から平成25年2月28日までの間、1か月当たり2万円を認め、合計48万円について10-2に生じた損害と認める。

エ 甲状腺検査関連費用

一審原告10-1～3は、被ばくの身体への影響を検査するため、平成24年10月26日、検査費用として1万8740円を支出したことが認められる(甲D10の7の1～3)。本件事故当時に自主的避難等対象区域に居住していた10-1～3が、避難後も身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用1万8740円は、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、10-2に生じ

た損害と認める。また、10-3は、平成26年6月23日にも検査を受け、6420円を要したものと認められ(甲D10の7の4)、これについても10-2に生じた損害と認める(合計2万5160円)。

5 一審原告らは、検査を受けるために宿泊費を要した旨主張するが、そのような必要性があったとは認め難い。また、検査のために要する交通費は少額であり、避難雑費に含むものとするのが相当である。

オ 精神的損害(慰謝料)

一審原告10-1~3は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件
10 事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、10-1・2は各30万円、10-3は60万円が相当である。

一審原告10-1~3は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれも上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告10-1・2に各12万円、10-3に72万
15 円を支払っている(争いがない。)。これら既払金から、10-1に14万0400円(10-3の避難費用相当額2万0400円を含む。)、10-2に12万円、10-3に69万9600円(ただし、60万円の限度。)を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表の原告番号10の既払額欄記載のとおり、
20 各原告に生じた各損害額に充当する。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告10-1に5万3520円、10-2に20万4676円、10-3に0円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

25 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号10の認容額欄記載のとおりである。

1 1 一審原告 1 2

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過については、原判決 2 8 3 頁 1 8 行目から 2 8 4 頁 1 3 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。なお、一審原告 1 2 - 2 は訴えを取り下げている。

5 (2) 損害

ア 概要

一審原告 1 2 - 1 の京都市への避難は、いずれも避難の相当性が認められる。そして、平成 2 3 年 3 月 1 4 日から同年 4 月 5 日に福島市に帰還するまで及び再度京都市へ避難した同年 9 月から平成 2 5 年 2 月 2 8 日まで(当初の避難から 2 年間)に生じた損害を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 1 2 記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

15 一審原告 1 2 - 1 ・ 2、長男及び二男が、平成 2 3 年 3 月から同年 4 月にかけて京都市に避難するために要した交通費、並びに、1 2 - 1 及び二男が、同年 9 月 2 5 日に京都市に避難するために要した交通費は、いずれも本件事故と相当因果関係のある損害であるといえる。そして、その額は、標準交通費一覧表（自家用車以外）の額を修正して算定した別紙避難経路等一覧表の原告番号 1 2 記載のとおり、合計 1 8 万 8 8 0 0 円（＝6 万 4 0 0 0 円＋4 万 1 6 0 0 円×3）と認めるのが相当であり、これは 1 2 - 1 に生じた損害と認める。

20 一審原告 1 2 - 1 は、平成 2 3 年 3 月に、福島市から直接京都市に移動することができなかったため、新潟空港を経由して飛行機で大阪に行くという手段を使ったため、多額の費用を要した旨主張するが、具体的な支出額について主張立証はなく、上記基準による金額の範囲で認定す

25

るのが相当である。

なお、長男が京都市から北海道へ移転するための費用については、本来、京都市から福島市の自宅へ戻るところを、直接、北海道へ移転したのであるから、その費用のうち、福島市へ帰宅するのに要する費用の限度で本件事故と相当因果関係がある損害と認める。

一審原告 12-1 は、平成 23 年 7 月 27 日から同年 8 月 18 日までの間にも京都市に避難した旨主張し、陳述書（甲 D 12 の 1 の 2）にもその旨の記載があるが、夏休み期間中の 12-1 の実家への短期間の滞在であり、これをもって避難と評価することはできない。

(イ) 一時立入（面会）交通費

一審原告 12-1 は、平成 23 年 9 月 25 日に京都市に避難した後、二男とともに、年 3 回、福島市に帰省している旨主張し、その費用相当額を損害と主張する。しかし、12-1 が、定期的に不動産の維持管理を要するなど福島市に帰省しなければならない事情は見当たらず、その帰宅費用は、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

なお、仮に、一審原告 12-2 が、二男との面会交流のため、京都市を訪問し、その費用を要したのであれば、面会交流交通費と考える余地はあるが、そうであれば、その費用は特段の事情がない限り、12-2 が負担したと考えるのが相当であり、12-1 の損害とは考え難い。

(ウ) 引越費用

一審原告 12-1 が、引越費用を要したと認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

一審原告 12-1 及び二男が、避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、12-1 及び二男が 12-2 と別居し、世帯分離が生じていたことを踏まえ

ると、かかる損害額は30万円と認め、これを12-1に生じた損害と認める。

(イ) 家賃

平成26年7月以降に、大阪府において要した家賃については、その時期に照らし、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

(ウ) 世帯分離に伴う生活費の増加

一審原告12-1と二男が避難したことにより、平成23年9月以降、12-1及び二男と12-2は世帯分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、避難雑費と同様に、世帯分離していた平成23年9月から平成25年2月28日までの間（当初の避難から2年間）、1か月当たり2万円を認め、合計36万円について12-1に生じた損害と認める。

エ 就労不能損害

一審原告12-1は、平成23年9月に避難するまでパート勤務をしており、同年1月から9月までに62万2735円の収入があったが、平成23年9月に京都市へ避難する際に退職したこと、避難後は、同年12月から正社員として就労し、パート勤務時よりも多額の収入を得ていることが認められる（甲D12の1、12の4、12の1の4、原告12-1本人）。そうであれば、同年10月及び11月については避難のため稼働することができず、避難前の基礎収入（月額6万9193円）を基準として、2か月分である13万8386円の範囲で就労不能損害が認められる。一審原告12-1は、避難後の勤務先で給与の支給を受けたのは平成24年1月である旨主張するが、避難のため稼働できなかったのは2か月間であると認められるから、その損害は、上記金額と認めるのが相当である。

また、一審原告12-1は、無理をして子どもとの時間を犠牲にして働

いているのであるから、就労不能損害から再就職後の給与収入を控除することは不当である旨主張するが、現に稼働して収入を得ている以上、その収入額は就労不能損害から控除すべきであり、これを控除することが不当であると解すべき特段の事情もない。

5 オ 避難雑費

一審原告 12-1 及び二男の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じていると推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められるから、12-1 及び二男が避難していた平成 23 年 9 月から平成 25 年 2 月 28 日までの間(当初の
10 避難から 2 年)、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度で損害と認める。避難雑費合計 36 万円について、12-1 に生じた損害と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

一審原告 12-1 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては 30 万円
15 が相当である。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告 12-1 に対して 12 万円を支払っていることが認められる(乙 D 12 の 3、弁論の全趣旨)から、これを 12-1 に生じた損害額に充当する。

20 一審被告東電は、長男及び二男に各 72 万円を支払っており、このうち、長男及び二男の固有の慰謝料額各 48 万円を超える部分(各 24 万円)については、一審原告 12-1 の損害に充当されるべきである旨主張する(合計 60 万円)。しかし、長男及び二男に支払われた各 72 万円については、避難のための交通費等その賠償すべき費目が明示されているものではなく、訴訟
25 手続外の長男及び二男に生じる固有の慰謝料等の損害を認定できるものでもないから、長男及び二男に支払われた金額のうち一審原告 12-1 の損害に

充当すべき金額も確定することができないというほかない。したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は15万2719円を相当と認める。

5 (5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号12の認容額欄記載のとおりである。

12 一審原告13

一審原告13-1～3については、いずれも避難の相当性が認められない。

10 また、居住していたのは、自主的避難等対象区域外であり、自主的避難等対象区域と同等又はこれに準じるような事情も見当たらない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、その請求はいずれも理由がない。

13 一審原告14

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過については、原判決288頁

15 21行目から289頁11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告14-1・2・4の京都市への避難は相当であると認められる。

20 避難に伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成23年5月から平成25年4月30日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号14記載のとおりである。

イ 避難費用

25 (ア) 交通費

一審原告14-1～4は、親族に面会する等の目的で福島県郡山市に

一時帰宅に要した費用を、本件事故と相当因果関係がある損害として、避難費用（交通費）名目で損害として計上する。しかし、祖父母や親類縁者との面会交流は、親と未成熟子との面会交流とは法的な意味合いが異なり、その費用が、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

5 (イ) 避難費用（避難交通費用）

別紙避難経路等一覧表の原告番号14記載のとおり、一審原告14-1については、標準交通費一覧表（自家用車）の金額を修正した2万2400円、14-2については、標準交通費一覧表（自家用車以外）の金額を修正した2万0800円を避難交通費用として認めるのが相当である。14-4は、避難時1歳であり、交通費を要したとは認められない。

(ウ) 避難雑費

一審原告14-1・2・4の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められるから、避難がされた平成23年5月から平成25年4月30日までの間（当初の避難から2年）、1か月当たり1名につき1万円の限度で損害と認める。避難雑費合計72万円について、14-1に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用（家財道具購入費用）

20 一審原告14-1・2・4が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、かかる損害額は15万円と認めるのが相当である。これは14-1に生じた損害と認める。

エ 精神的損害（慰謝料）

25 一審原告14-1・2・4は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、1

4－1は30万円、14－2・4は各60万円が相当である。14－3は、
本件事故当時及び避難時に胎児であったから、慰謝料の請求は認めない。

5 一審原告14－1～4は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情
を主張するが、一審原告14－1のうつ病については本件事故と相当因果
関係があるとまでは認められず、その他の事情も本件事故と相当因果関係
があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

一審被告東電は、一審原告14－1は、14－2・4の避難に同伴した
にすぎない旨主張するが、14－1についても、自主的避難等対象区域か
らの避難であって、その避難には相当性が認められ、単なる同伴であると
10 はいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告14－1に12万円、14－2に64万円、1
4－3・4に各72万円を、それぞれ支払っている（合計220万円。争い
がない。）。これら既払金を、それぞれに生じた各損害額に充当するのが相当
15 である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告14－1に10万7240円、14－2～4に各
0円をそれぞれ相当と認める。

(5) まとめ

20 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号14の認容
額欄記載のとおりである。

14 一審原告15

一審原告15－1～4については、いずれも避難の相当性が認められない。
また、居住していたのは、自主的避難等対象区域外であり、自主的避難等対象
25 区域と同等又はこれに準じるような事情も見当たらない。したがって、その余
の点について判断するまでもなく、その請求はいずれも理由がない。

1 5 一審原告 1 6

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及びADR 手続における和解については、原判決 2 9 4 頁 8 行目から 2 9 5 頁 1 4 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

5 (2) 損害

ア 概要

一審原告 1 6 - 1 ・ 2 の平成 2 3 年 3 月の新潟県への避難及び同年 1 1 月の京都市への避難は相当であると認められる。避難に伴う損害のうち、新潟県への避難に要した交通費及び新潟県への避難期間が短期間であったことに鑑みて、京都市に避難した平成 2 3 年 1 1 月から平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 1 6 記載のとおりである。

イ 避難費用

15 (ア) 移動費用（交通費）

一審原告 1 6 - 1 ・ 2 が平成 2 3 年 3 月に一時避難場所である福島市（1 6 - 1 の実家）から新潟県に避難するために要した交通費及び同年 1 1 月に京都市への避難に要した交通費は、いずれも本件事故と相当因果関係のある損害であるといえる。そして、その額は、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正して算出した別紙避難経路等一覧表の原告番号 1 6 記載のとおり、合計 4 万 4 8 0 0 円と認めるのが相当であり、これは 1 6 - 1 に生じた損害と認める。

一審原告 1 6 - 1 ・ 2 は、上記のほか、平成 2 3 年 5 月から同年 1 0 月までの間、東京都、佐賀県及び青森県等にも避難をしていたから、これらも損害として認めるべきである旨主張するが、これらは新潟県への避難とは異なり、本件事故当初の時期にされたものではなく、また、い

ずれも短期間にとどまる保養や転居の下見の趣旨であったといえ、これらを避難と評価することはできない。したがってこれらの移動に要した交通費や宿泊費等を本件事故と相当因果関係のある損害であると評価することはできない。

5 (イ) 移動費用（宿泊費）

一審原告 16-1・2 の新潟県への避難の際、宿泊費として 1 万 5 0 0 0 円を要したことが認められる（甲 D 16 の 3 の 1）。これは本件事故と相当因果関係のある損害といえ、16-1 に生じたと認める。その余の宿泊費は、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

10 (ウ) 引越関連費用

一審原告 16-1・2 は、京都市へ避難する際、引越代金 4 万 5 4 5 0 円を要したことが認められる（甲 D 16 の 6 の 1～3）。これは本件事故と相当因果関係のある損害といえ、16-1 に生じた損害と認める。

16-1 は、引越費用は合計 4 万 9 4 0 6 円であると主張し、上記のほか書証（甲 D 16 の 6 の 4・5）を提出するが、これらはいずれも 16-1 の京都市への避難とは時期を異にする平成 26 年以降のものであり、これを引越関連費用とみることはできない。

(エ) 一時立入費用

一審原告 16-1・2 が帰省等のため、平成 25 年 8 月（避難開始から 2 年以内）までの間に一時帰宅に要した 3 1 万 2 0 0 0 円は、一審原告 16-1 が所有する福島県伊達市所在の不動産の管理等のために必要であったといえ、本件事故と相当因果関係のある損害として、16-1 に生じた損害と認める。

一審原告 16-1 は、その費用合計額は 7 0 万 5 5 0 0 円であると主張するが、これを認めるに足る証拠はない。

(オ) 家財道具喪失損害

一審原告 16-1 は、福島県伊達市所在の陶芸工房の設備及び道具が、その価値を喪失し、損害を被った旨主張するが、陶芸工房付近での空間放射線量が、その使用を妨げるほどのものであると認めるに足りる証拠はなく、本件事故によりその価値が減少又は喪失したとはいえない。

5 (カ) 避難雑費

一審原告 16-1・2 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。したがって、16-1・2 が京都市に避難していた期間のうち、平成 23 年 11 月から平成 25 年 10 月 31 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度において、損害と認めるのが相当であり、合計 48 万円について、16-1 に生じた損害と認める。

ウ 就労不能損害

一審原告 16-1 は、陶芸教室や作陶により、平成 22 年に 39 万 7055 円（月額平均 3 万 3088 円）の収入を得ていたが（甲 D 16 の 4 の 6）、平成 23 年 11 月に京都市に避難してからその収入が失われたものと認められる。もっとも、一審原告 16-1 は、平成 25 年 8 月以降、これを上回る収入を得ていると認められるから、就労不能損害を認める期間としては、平成 23 年 11 月から平成 25 年 7 月までの 1 年 9 か月間とするのが相当である。

また、一審原告 16-1 は、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで陶工高等技術専門学校で学ぶ選択をしている上、就職活動を開始して約 2 か月後には、本件事故前の収入を上回る収入を得ているのであるから、就労不能損害が発生するとしても、平成 23 年 11 月から平成 25 年 7 月までの間について、従前の収入の半額の損害と認めるのが相当である。その金額は、34 万 7424 円（＝3 万 3088 円÷2×21 か月）となる。

一審被告東電は、就業不能損害が認められるのは、再就職に必要と考えられる数か月から１年程度と解すべきである旨主張するが、避難者らが避難先で生活を安定させるには、避難を継続するか否かの判断を含め、相当期間を要するものと解される上、一審原告１６－１のような特殊な職種に従事していた者については、特に就業が困難であると考えられるから、そのような短期間に限定することが相当とはいえない。

エ 検査費用

一審原告１６－１・２は、被ばく検査を受け、その費用を要したものと認められる（甲Ｄ１６の７の１～７）。その検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害であるといえ、１６－１の主張する６４６０円の限度で、１６－１に生じた損害と認める。

オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告１６－１・２は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、１６－１は３０万円、１６－２は６０万円が相当である。

一審原告１６－１・２は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告１６－１に１２万円、１６－２に７２万円を支払い、ＡＤＲ手続において、１６－１・２及び１６－１の父母に合計２００万０１１６円（うち８４万円（１６－１への８万円、１６－２への６０万円、１６－１の父母への各８万円）は既払金として控除）を支払っている（争いがない。）。これらの既払金合計２００万０１１６円（１２万円＋７２万円＋１１６万０１１６円）のうち１６万円は、１６－１・２以外の者に対する支払の趣旨であることが明らかであるから、これを控除し、

その余の 184 万 0116 円から、16-1 に 112 万 0116 円、16-2 に 72 万円（ただし、60 万円の限度。）を、それぞれの損害に充当するのが相当である。

5 なお、一審原告 16-1 の父母は、中間指針第 5 次追補に基づいて、一審被告東電から、それぞれ合計 20 万円の支払を受けたことが認められるが（弁論の全趣旨）、これらが一審原告 16-1・2 の支払に充当されると考える余地はない。

(4) 弁護士費用

10 弁護士費用は一審原告 16-1 につき 10 万 1358 円（4 万 3102 円と ADR 手続分 5 万 8256 円の合計額）を、16-2 につき 0 円をそれぞれ相当と認める。

(5) まとめ

 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 16 記載の認容額欄記載のとおりである。

15 16 一審原告 18

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及び ADR 手続における和解については、原判決 304 頁 3 行目から 305 頁 3 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

20 ア 概要

 一審原告 18、長女及び二女は、後に緊急時避難準備区域に指定された区域から避難しており、その避難は相当と認められる。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 18 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載
25 のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（甲 D18 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 移動交通費

5 一審原告 18 の福島市及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号 18 記載のとおり、かかる損害額は合計 4 万 6 0 0 0 円と認めるのが相当である。

(イ) 家財道具移動費用

10 一審原告 18 の避難生活の際に要した家財道具移動費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は 18 万 1 2 6 0 円と認めるのが相当である。

(ウ) 一時立入費用

一審原告 18 が一時立入りに要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は 7 万 9 0 0 0 円と認めるのが相当である。

(エ) 家財道具価値喪失損害

15 一審原告 18 が居住していた緊急時避難準備区域は、本件事故から約半年後である平成 23 年 9 月 30 日に解除されていることからすれば、自宅に残した家財道具について、価値減少や喪失を認めることはできない。

20 一審原告 18 は、家財道具を搬出できるまで放置せざるを得ず、保管状況もよくなく、放射性物質付着のおそれもある旨主張するが、これらが家財道具の価値を喪失させるほどのものであるとは認めるに足りない。

ウ 生活費増加費用

25 一審原告 18 が避難生活の際に要した生活費増加費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。避難雑費としての生活費増加費用は、1 か月当たり一人 1 万円を相当とするところ、平成 23 年 3 月から平成 2

5 年 9 月までの避難期間における一審原告 18 並びに長女及び二女の避難雑費は合計 93 万円とするのが相当であり、これを一審原告 18 の損害とする。

エ 就労不能損害

5 一審原告 18 は、避難前である平成 22 年に 281 万 5717 円の給与収入があったと認められる（甲 D 18 の 4 の 1）。

一審原告 18 は、平成 23 年 3 月から平成 24 年 6 月 30 日までの間は、本件事故による避難のため、就労困難又は転職による収入減少が認められ、その額は 314 万 6582 円と認めるのが相当である。

10 また、平成 24 年 7 月以降も、本件事故前に比べて収入が下がったことが認められ、その転職による収入減少は、本件事故と相当因果関係のあるものと認められる。そして、一審原告 18 は、その期間中、月額 20 万円程度の収入を得ていると主張するところ、その金額は不合理なものとはいえない。そうであれば、平成 24 年 7 月から緊急時避難準備区域の解除から
15 2 年後である平成 25 年 9 月までの 15 か月分である 51 万 9646 円（ $(281\text{万}5717\text{円} \div 12 - 20\text{万円}) \times 15$ ）について、就労不能損害を認めるのが相当である。

以上の合計は 366 万 6228 円である。

オ 通勤交通費増加分・放射線検査費用

20 一審原告 18 が避難生活の際に要した通勤交通費増加分及び放射線検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は通勤交通費増加分 7 万 9200 円、放射線検査費用 6 万 8000 円と認めるのが相当である。

カ 精神的損害（慰謝料）

25 一審原告 18 は、緊急時避難準備区域に居住していた者であり、避難所において生活していた時期があることも踏まえると、本件事故による恐怖

及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、本件事故から平成24年6月30日までについては、ADR手続において合意された212万円を認めるのが相当である。また、同年7月1日以降に関しては、中間指針第2次追補において、旧緊急時避難準備区域内に住居があった者について、賠償の対象とされた「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」を平成24年8月末までを目安とすることとされていること（乙D共5）に照らせば、同月までの2か月分として20万円を認めるのが相当である。さらに、中間指針第5次追補では、旧緊急時避難準備区域の住民らについては、生活基盤変容慰謝料として50万円を認めるのが相当とされており、これについても、一審原告18の精神的苦痛を慰謝するものとして相当であるといえる。以上の合計額は282万円となる。

一審原告18は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、ADR手続において、658万2933円（うち130万円は直接請求時の既払金として控除されている。）を支払っていることが認められるところ（甲D18の8の1、弁論の全趣旨）、これを一審原告18に生じた損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、32万0412円（12万8676円とADR手続分19万1736円の合計額）を相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号18の認容額欄記載のとおりである。

17 一審原告19

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及びADR手続における和解については、原判決307頁22行目から308頁20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

5 ア 概要

一審原告19-1・3・4の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成23年4月から平成25年3月31日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。一審原告19-2の避難は、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一
10 覧表の原告番号19記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額（甲D19の8）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

15 (ア) 移動費用

一審原告19-1・3・4の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害であるが、避難には無料のバスを利用したことが認められるから（甲D19の1）、別紙避難経路等一覧表の原告番号19記載のとおり、その損害額は0円である。

20 (イ) 避難費用（面会交通費）

一審原告19-1～4が面会に要したとして主張する費用のうち、19-1・3・4が避難先の京都市から避難元である福島県郡山市に帰還する費用については、避難の必要性を主張する者が避難元に戻る費用を損害と認めることとなり、相当でないから、損害としては認められない。
25 しかし、子である19-3・4が、父である19-2と面会交流する利益はあり、19-2が福島県郡山市から京都市を訪問するために要した

費用は、平成25年3月までのものについて、本件事故と相当因果関係がある損害であるといえる。その費用は、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した額により、別紙避難経路等一覧表の原告番号19記載のとおり合計25万4400円であると認められ、同額が、これを負担した19-1に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められないか、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

(ウ) 避難費用（一時帰宅費用）

一審原告19-1・3・4が、一時帰宅に要した費用のうち、37万7600円は、本件事故と相当因果関係があるものと認め、これを19-1に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 二重生活に伴う生活費増加費用（一般）

一審原告19-1・3・4と19-2は、平成23年4月から別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等を含む生活費が増加したものと認められる。世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成23年4月以降の合計81万円について、19-1に生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費

一審原告19-1・3・4が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、19-2との世帯分離を生じていたことを踏まえると、その損害額は30万円と認めるのが相当であり、これは19-1に生じた損害と認める。

(ウ) 生活費増加費用（食費増加分）・携帯電話増加代

前記の二重生活に伴う生活費増加費用の損害を超えて、本件事故による避難によって、食費や携帯電話通話料金が増加したと認めるに足りる

証拠はない。

(エ) 生活費増加費用（避難雑費）

一審原告 19-1・3・4 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出について本件事故と相当因果関係があると認められる。その総額は 108 万円と認めるのが相当であり、これを 19-1 に生じた損害と認める。

(オ) 生活費増加費用（自治会費）

一審原告 19-1・3・4 が避難生活の際に、新たに要した自治会費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は 3 万 3 9 0 0 円と認めるのが相当である。

(カ) 家賃差額・引越の際の礼金

一審原告 19-1・3・4 は、平成 26 年 8 月から賃貸マンションに移転し、19-2 の転居に伴い、別の賃貸マンションに移転したため、福島県郡山市で居住していた際と家賃差額が生じ、礼金が新たに要した旨主張している。しかし、これらは、平成 25 年 4 月以降に生じた損害であるから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(キ) ダクト交換費用

一審原告 19-2 は、避難する際に経営していた店舗を閉店して引き渡すに当たって、ダクト交換をする必要があった旨主張するが、ダクト交換の必要性を認めるに足る証拠はなく、また、これが本件事故と相当因果関係があるものとも認められない。

エ 就労不能損害

一審原告 19-1 が、避難前、19-2 の経営する飲食店において働いていたことはうかがわれるが（甲 D 19 の 1、原告 19-1 本人）、収入があったことを認めるに足る証拠はなく、就労不能損害は認められない。

オ 検査費用・検査交通費

一審原告 19-1～4 が、被ばくの身体への影響を検査するため、平成 25 年 12 月から平成 26 年 4 月までの間に、検査費用として 1700 円を支出し、そのための交通費として 5880 円を支出したことが認められる（甲 D 19 の 1）。本件事故当時に自主的避難等対象区域に居住していた 19-1～4 が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用及び交通費は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 19-1～4 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、19-1・2 は各 30 万円、19-3・4 は各 60 万円が相当である。

一審原告 19-1～4 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 19-1・2 に各 12 万円、19-3・4 に各 72 万円を支払い、ADR 手続において、19-1～4 に 399 万 2980 円（うち 136 万円は控除され 263 万 2980 円のみ支払われている。）を支払っている（争いが無い）。これらの既払金合計 431 万 2980 円から、19-1 に 275 万 2980 円、19-2 に 12 万円、19-3・4 に各 72 万円（ただし、60 万円の限度。）を、それぞれに生じた損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 19-1 に 15 万 7350 円（4 万 1050 円と ADR 手続分 11 万 6300 円）、19-2 に 1 万 8000 円、19-3・4

に0円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号19の認容額欄記載のとおりである。

5 18 一審原告20

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及びADR手続きにおける和解については、原判決312頁21行目から314頁3行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

10 ア 概要

一審原告20-1・3～6の埼玉県への避難については、避難の相当性が認められ、埼玉県への避難にかかる避難交通費及び避難又は滞在に関する慰謝料は、本件事故と相当因果関係がある損害と認めるが、平成24年1月にした京都市への避難については、避難の相当性が認められず、これ
15 に関する支出は、本件事故と相当因果関係がある損害とはいえない（一審被告東電との間で和解が成立しているものを除く。）。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号20記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR手続きにおける和解額（甲D20の8の1）を根拠
20 とした認定である。

イ 平成23年分生活費増加費用及び移動費用

一審原告20-1・3～6が避難に要した費用のうち、平成23年12月31日までに生じた生活費増加費用及び移動費用は、本件事故と相当因果関係があると認められ、かかる損害額は合計172万円と認めるのが相当であり、20-1に164万円、20-7・8に各4万円生じた損害と
25 認める。

ウ 避難費用

(ア) 避難交通費

一審原告 20-1・3～6 の埼玉県への避難に要した交通費は、前記平成 23 年分生活費増加費用及び移動費用に含まれる。

5 京都市への避難に要した交通費については、その金額を 6 万 2 4 0 0 円として一審被告東電との間で和解が成立しており、これを本件事故と相当因果関係のある損害とし、20-1 に生じた損害と認める。上記金額を超えて、本件事故と相当因果関係がある避難交通費が生じたと認めるに足りる証拠はない。

10 (イ) 面会交通費

京都市への避難に伴い、平成 24 年 3 月から平成 27 年 3 月までに、一審原告 20-1～6 及び 20-1 の母が一時帰宅や面会に要した費用については、その金額を 99 万 2 3 7 8 円として一審被告東電との間で和解が成立しており、これを本件事故と相当因果関係のある損害として、
15 20-1 に生じた損害と認める。上記金額を超えて、本件事故と相当因果関係がある面会交通費が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 避難雑費

京都市への避難に伴い、平成 24 年 1 月 1 日から同年 6 月 12 日までに、一審原告 20-1・4～6 に生じた避難雑費については、その金額
20 を 213 万円として一審被告東電との間で和解が成立しており、これを本件事故と相当因果関係のある損害として、20-1 に生じた損害と認める。上記金額を超えて、本件事故と相当因果関係がある避難雑費が生じたと認めるに足りる証拠はない。

エ 生活費増加費用

25 (ア) 家財道具購入費用

一審原告 20-1・4～6 が京都市への避難の際に要した家財道具購

入費用については、その金額を30万円として一審被告東電との間で和解が成立しており、これを本件事故と相当因果関係のある損害として、20-1に生じた損害と認める。上記金額を超えて、本件事故と相当因果関係がある家財道具購入費用が生じたと認めるに足りる証拠はない。

5 (イ) 生活費増加費用（二重生活に伴う）

一審原告20-1・3～6が、平成24年1月1日から平成27年3月末までに、京都市に避難することにより生じた生活費増加費用については、その金額を117万円として一審被告東電との間で和解が成立しており、これを本件事故と相当因果関係のある損害として、20-1に生じた損害と認める。上記金額を超えて、本件事故と相当因果関係がある生活費増加費用が生じたと認めるに足りる証拠はない。

オ 就労不能損害

一審原告20-1は、生命保険会社において営業職をして、本件事故前には98万2384円（平成23年分、月額8万1865円）の収入を得ていたが、平成23年12月に退職したことが認められる。一審原告20-1と一審被告東電との間では、平成24年1月1日から同年6月12日までを対象期間とし、就労不能損害を44万0194円とする和解が成立しており、これを20-1に生じた損害と認める。上記金額を超えて、20-1に本件事故と相当因果関係がある就労不能損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告20-1・3～8は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、20-1・7・8は各30万円、20-3～6は各60万円が相当である。

一審原告20-1～8は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められない

か、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

20-2は、本件事故当時中国に単身赴任中であり、帰国が平成26年3月であるから、自主的避難等対象区域の居住者とはいえず、慰謝料は認められない。

5 (3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告20-1・7・8に各12万円、20-3～6に各72万円を支払っていることが認められ、また、ADR手続において、20-1～8に合計796万7021円（うち264万円（20-1・7・8への各8万円、20-3～6への各60万円の合計額）
10 が既払金として控除され、532万7021円が支払われている。）を支払っている（争いがない）。これら既払金合計856万7021円から、20-1に536万7021円、20-3～6に各72万円（ただし各60万円の限度）、20-7・8に各16万円を、それぞれに生じた損害額に充当するのが相当である。

15 (4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告20-1に39万8844円（16万6795円とADR手続分23万2049円の合計額）、20-2～6に各0円、20-7・8に各1万8000円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

20 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号20の認容額欄記載のとおりである。

19 一審原告21

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅・面会交流の経過については、原判決317頁18行目から318頁12行目までに記載のとおりであるから、
25 これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 21-1・3・4 の神奈川県への避難及び 21-1～4 の京都市への避難は、いずれも本件事故と相当因果関係があると認められるところ、それに伴う損害のうち、神奈川県への避難にかかる避難交通費及び 21-1・3・4 が当初避難をした日を含む月である平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 21 記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

一審原告 21-1・3・4 の神奈川県への避難及び 21-1～4 の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表の原告番号 21 記載のとおり、合計 8 万 0 8 0 0 円（4 万 6 4 0 0 円＋2 万 2 4 0 0 円＋1 万 2 0 0 0 円の合計額）と認めるのが相当である。これを 21-2 に生じた損害と認める。

一審原告 21 は、標準交通費一覧表の額から減額する理由はない旨主張するが、避難に要した交通費の額を具体的に立証しない以上、その金額は控えめな額とせざるを得ず、標準交通費一覧表記載の金額を基礎としてその 8 割相当額とするのが合理的である。

(イ) 引越費用

a 一審原告 21-1・3・4 が京都市へ避難する際、物品の運送費として 1 万 5 0 0 0 円を要したことが認められる（甲 D 21 の 6 の 1～3、弁論の全趣旨）。これについても、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、21-1 に生じた損害と認める。

b 一審原告 21-2 が京都市へ避難する際、引越代金 16 万円を要し

たことが認められる（甲D 2 1 の 6 の 9）。これについても、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、2 1－2 に生じた損害と認める。

(ウ) 一時立入費用・祖母交通費

5 一時立入（帰宅）費用・祖母交通費については、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

10 一審原告 2 1 は、平成 2 3 年 1 2 月には、祖母の葬儀出席のための帰宅であり、本件事故と相当因果関係がある旨主張するが、そうであったとしても、冠婚葬祭や帰省のための帰宅費用は、帰宅の目的が様々な趣旨を含んでいることが多いと考えられ、そのような帰宅費用を、本件事故と相当因果がある損害であるとはいえない。

また、平成 2 4 年 7 月に、一審原告 2 1－1 の実母が京都に赴いた交通費、宿泊費（5 万 6 0 0 0 円）についても、本件事故と相当因果関係のある支出であるとはいえない。

15 一審原告 2 1－1・2 は、福島県二本松市内に所有する不動産を、平成 2 5 年 7 月 1 0 日に売却していることが認められるが（甲D 2 1 の 3 の 2）、平成 2 4 年 7 月に 2 1－2 が京都市に避難した後も、当該不動産の管理を行い、売却手続にも関与する必要があったものといえ、平成 2 4 年 8 月、同年 1 0 月及び平成 2 5 年 7 月にそれぞれ公共交通機関を利用して一時帰宅することも合理的であるといえる。したがって、これら
20 に要した帰宅費用については、本件事故と相当因果関係がある損害であると認める。その金額は、標準交通費一覧表（自家用車以外）の金額を修正した 2 万 0 8 0 0 円が相当であり、3 往復分の 1 2 万 4 8 0 0 円を認め、これを 2 1－1 の損害と認める。

25 (エ) 面会交通費

一審原告 2 1－2 が、2 1－3・4 との面会交流に要した費用のうち、

別紙避難経路等一覧表の原告番号 21 記載のとおり、平成 23 年 6 月から平成 24 年 6 月頃までの間に要したと認められる合計 58 万 2400 円は、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを 21-2 に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、損害が生じたとはいえないか、本件事故と相当因果関係がある損害であるであるとはいえない。

(オ) 避難雑費

一審原告 21-1～4 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。そして、一審原告 21-1～4 の避難期間である平成 23 年 3 月（21-2 については平成 24 年 7 月）から平成 25 年 2 月 28 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度において、損害と認めるのが相当である。したがって、上記合計 80 万円を避難雑費として認め、これを 21-1 に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

一審原告 21-1～4 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり世帯分離していたことも踏まえると、かかる損害額は 30 万円と認めるのが相当であり、これは 21-1 に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用（二重生活）

平成 23 年 3 月から一審原告 21-2 が避難した平成 24 年 7 月までの間、21-1・3・4 と 21-2 は別居しており、世帯分離により水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、平成 23 年 3 月から平成 24 年 7 月 3

1日までの間、1か月当たり2万円を認め、合計34万円について、21-1に生じた損害と認める。

(ウ) 生活費増加費用（賃料）

5 一審原告21-1は、本件事故による避難に際し、賃料を支出した旨主張するが、避難後2年間は賃料が免除され、平成25年5月以降に支出したものであること（甲D21の1の1）からすれば、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

エ 就労不能損害

(ア) 一審原告21-1について

10 一審原告21-1は、パートとして稼働し、本件事故前の年収は91万6200円（平成22年分。月額7万6350円）であったと認められる（甲D21の4の1）。そして、平成24年7月には、21-2も京都に避難し、その後は京都市での生活が予定されており、もはや一時的な避難とはいいい難い状況であったことに鑑みると、10件以上の求人面接を受けたが断られたこと（甲D21の1の1）を考慮しても、その全
15 期間について、全額を就労不能損害として評価することはできない。そして、これらの事情を考慮し、平成23年3月から同年8月までの6か月は全額の就労不能損害を認め、同年9月から平成25年2月までの18か月間は半額の就労不能損害を認めるのが相当である。したがって、
20 就労不能損害としては、114万5250円（7万6350円×6＋7万6350円÷2×18）を認めるのが相当である。

(イ) 一審原告21-2について

一審原告21-2は、プロパンガスの販売に従事し、本件事故前の年収は358万6928円（平成22年分。月額29万8911円）であ
25 ったと認められる（甲D21の4の2）。そして、避難後である平成25年4月からは、木製ストーブの販売及び設置の仕事に従事したことが認

められ（甲D 2 1 の 1 の 1）、それまでの間も、就労できなかった期間があることはうかがわれるものの、その期間は1か月を除いて不明であり、また、就労していた期間については、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はない。そうすると、1か月間の就労不能損害として、29万8911円を認めるのが相当である。

オ 放射線検査費用

一審原告21-1は、周囲の放射線量を検査するため、ガイガーカウンター購入費用として4万9500円を支出したことが認められる（甲D 2 1 の 7 の 1）。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた21-1が、周囲の放射線量を測定し、身体への影響等の不安を解消するために検査することは相当であるから、前記購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。これを返品に至ったと認めるに足りる証拠はない。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告21-1～4は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、21-1・2は各30万円、21-3・4は各60万円が相当である。

一審原告21-1～4は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告21-1・2に各12万円、21-3・4に各72万円を支払っているところ（争いがない。）、これら既払金をそれぞれの損害額（ただし、21-3・4は60万円の限度。）に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 21-1 に 29 万 5 千 455 円、21-2 に 13 万 0 千 211 円、21-3・4 に各 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 21 の認容額欄記載のとおりである。

20 一審原告 22

(1) 世帯の概要、避難の経緯、面会交流の経過及び ADR 手続における和解については、原判決 322 頁 24 行目から 324 頁 4 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。なお、一審原告 22-1・3 は、平成 26 年 6 月に福島県郡山市に帰還した。

(2) 損害額

ア 概要

一審原告 22-1・2 の茨城県への避難及び 22-1・3 の京都市への避難はいずれも避難の相当性が認められるところ、それに伴う損害のうち、茨城県への避難にかかる交通費及び 22-3 の出産のために避難が遅れることもやむを得なかったといえることに鑑み、京都市への避難の日を含む月から 2 年間である平成 26 年 1 月 31 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 22 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（甲 D 22 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 22-1・2 の茨城県への避難及び 22-1・3 の京都市への避難に要した各交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。このうち、京都市への避難に要した費用は、別紙避難経路等一

覧表の原告番号 22 記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した合計 3 万 1 2 0 0 円と認めるのが相当であり、これは 22-1 に生じた損害と認められる。平成 23 年 3 月の茨城県への避難費用は、後記の平成 23 年生活費増加費用及び移動費用（84 万円）の範囲内であって、これを超える損害は認められない。

(イ) 滞在費（宿泊費）

一審原告 22-1・2 の茨城県への避難の際、親族方に滞在した謝礼として 2 万 4 0 0 0 円を要したことが認められる（甲 D 22 の 1 の 1）。これについても、後記平成 23 年生活費増加費用及び移動費用に含まれていると解され、これを超える損害は認められない。

(ウ) 面会交通費

一審原告 22-1～3 が一時帰宅や面会に要した費用については、別紙避難経路等一覧表の原告番号 22 記載のとおり、54 万 0 8 0 0 円の限度で本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、22-1 に生じた損害と認める。その余の一時帰宅・面会交通費については、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(エ) 平成 23 年分生活費増加費用及び移動費用

一審原告 22-1・2 が避難に要した費用のうち、平成 23 年 12 月 31 日までに生じた生活費増加費用及び移動費用は、本件事故と相当因果関係があり、その額は合計 84 万円と認めるのが相当であって、これを 22-1 に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

一審原告 22-1・3 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、22-1・3 と 22-2 に世帯分離していたことも踏まえると、かかる損害額は 30 万円と認

めるのが相当であり、これを 22-1 に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用（二重生活）

平成 24 年 2 月から一審原告 22-1・3 と 22-2 は別居しており、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。世帯分離による生活費増加費用として、平成 24 年 2 月から平成 26 年 1 月 31 日までの間、1 か月あたり 2 万円とし、合計 48 万円について 22-1 に生じた損害と認める。

(ウ) 生活費増加費用（共益費及び住居関連費用）

一審原告 22-1・3 が避難生活の際に要した共益費及び除草代は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その合計額は 1 万 8 800 円であり、これは 22-1 に生じた損害と認める。

エ 就労不能損害

一審原告 22-1 は、避難前、会社員として勤務し、本件事故当時は産前・産後休暇、育児休業を経て、平成 24 年 6 月頃に復職する予定であったところ、本件事故による避難によって就労が困難となったものと認められるから、就労不能損害として、合計 106 万 3242 円を認める。

オ 避難雑費

一審原告 22-1・3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。避難雑費としては、一審原告 22-1・3 の避難期間である平成 24 年 2 月から平成 26 年 1 月末までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度で損害と認めるのが相当である。その合計額 48 万円を避難雑費として認め、これを 22-1 に生じた損害と認める。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 22-1・2 は、本件事故当時、自主的避難等対象区域の居住

者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、２２－１は本件事故当時に妊婦であったことから６０万円、２２－２は３０万円、２２－３は本件事故当時胎児であり出生後避難した者であったことから３０万円が相当である。

5 一審原告２２－１～３は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告２２－１に６４万円、２２－
10 ２に１２万円、２２－３に７２万円を、ＡＤＲ手続において、２２－１～３に４１０万５５２０円（うち１２８万円（２２－１・３への各６０万円、２２－２への８万円の合計額）は既払いとして控除されているため、２８２万
５５２０円）を支払っているところ（甲Ｄ２２の８の１、乙Ｄ２２の４、弁論の全趣旨）、これら既払金合計４３０万５５２０円から、２２－１に３４６
15 万５５２０円、２２－２に１２万円、２２－３に７２万円（ただし、３０万円の限度。）を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、２２－１に２０万８４３０円（８万８８５２円とＡＤＲ手
続分１１万９５７８円の合計額）、２２－２に１万８０００円、２２－３に０
20 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号２２の認容
額欄記載のとおりである。

2 1 一審原告２３

25 (1) 世帯の概要、避難の経緯、面会交流の経過及びＡＤＲ手続における和解については、原判決３２７頁１８行目から３２８頁２５行目までに記載のとお

りであるから、これを引用する。

なお、一審原告 23-2 は死亡し、子である 23-3 が同人を相続し、その訴訟手続を承継している。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 23-1～3・5 の京都市への避難は相当性が認められ、京都市へ避難した日を含む月である平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 23 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（甲 D 23 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 23-1～3・5 が京都市への避難に要した交通費（23-2・3 の福島県いわき市への帰宅費用を含む。）は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号 23 記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した額等により合計 7 万 2 8 0 0 円（5 万 0 4 0 0 円と 2 万 2 4 0 0 円の合計額）を 23-1 に生じた損害と認める。なお、平成 24 年 5 月に要した交通費 2 万 2 4 0 0 円は、面会交流交通費ではなく、避難費用としての交通費に含める。

(イ) 滞在費（宿泊費）

一審原告 23-1～3・5 が避難生活の際に要した宿泊費のうち 6 万 4 5 0 0 円は、本件事故と相当因果関係のある損害として、これを 23-1 に生じた損害と認める。その余の費用については、損害が生じたと

認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 面会交通費

一審原告 23-1・3・5 が一時帰宅や面会に要した費用については、別紙避難経路等一覧表の原告番号 23 記載のとおり、65 万 4400 円の限度で本件事故と相当因果関係のあるものとして、23-1 に生じた損害と認める。その余の一時帰宅・面会交通費については、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

一審原告 23-1・2・5 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、23-3 と 23-1・2・5 が別居して世帯分離が生じていたことを踏まえると、その損害額は 30 万円と認めるのが相当であり、これは 23-1 に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用一般

平成 23 年 3 月から、一審原告 23-3 と 23-1・2・5 の世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの間、1 か月当たり 2 万円(ただし平成 24 年 6 月まで月額 3 万円)の割合による合計 64 万円(3 万円×16 か月+2 万円×8 か月)について 23-1 に生じた損害と認める。

(ウ) 住居関連費用(駐車場代及び共益費)

一審原告 23-1・2・5 が避難生活の際に要した駐車場代及び共益費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、駐車場代 5 万 3500 円及び共益費 7800 円の合計 6 万 1300 円について、23-

1に生じた損害と認める。その余の費用について、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

エ 介護施設利用料

5 一審原告23-2の介護施設利用料は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、その費用24万4125円を23-1に生じた損害と認める。

オ 避難雑費

10 一審原告23-1・2・5の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。避難雑費としては、23-1・2・5の3名が避難していた平成23年3月から平成24年5月31日までの間及び23-1・5の2名が避難していた同年6月から平成25年2月28日までの間、1か月当たり1名につき1万円の限度で損害と認めるのが相当であり、合計63万円（3万円×15か月＋2万円×15
15 9か月）について、23-1に生じた損害と認める。

カ 精神的損害（慰謝料）

20 一審原告23-1～5は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、23-1～3は各30万円、23-5は60万円が相当である。23-4は、進学のため居住地から移動しており、本件事故による恐怖及び不安を感じたのは、移動をした平成23年3月28日までであり、避難生活の苦痛も認められないことから、避難時18歳の子どもであることを考えても、その慰謝料は20万円が相当である。

25 一審原告23-1～5は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 23-1～3 に各 12 万円、
23-4 に 64 万円、23-5 に 72 万円を支払い、ADR 手続においても、
23-1～5 に 295 万 0667 円（うち 144 万円（23-1～3 に対す
5 る各 8 万円、23-4・5 に対する各 60 万円の合計額）は既払いとして控
除され、151 万 0667 円のみ支払われている。）を支払っている（争いが
ない。）。これら既払金合計 323 万 0667 円のうち、23-1 に 163 万
0667 円、23-2・3 に各 12 万円、23-4 に 64 万円（ただし 20
万円の限度）、23-5 に 72 万円（ただし 60 万円の限度。）を、それぞれ
10 の損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 23-1 に 21 万 9588 円（13 万 3646 円
と ADR 手続分 8 万 5942 円）、23-2・3 に各 1 万 8000 円、23-
4・5 に 0 円を、それぞれ相当と認める。

15 (5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 23 の認容
額欄記載のとおりである。

一審原告 23-2 は死亡し、23-3 が 23-2 を相続しているから、2
3-3 の認容額は、23-2 及び 23-3 の各認容額欄に記載の金額の合計
20 額となる。

22 一審原告 24

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続にお
ける和解については、原判決 332 頁 18 行目から 333 頁 23 行目までに
記載のとおりであるから、これを引用する。

25 (2) 損害

ア 概要

一審原告 24-1～4 の新潟県及び京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、新潟県への避難にかかる避難交通費及び 24-2～4 が京都市へ避難した日を含む月である平成 23 年 7 月から平成 25 年 6 月 30 日までの 2 年間に生じた損害を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 24 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（乙 D 24 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

（ア）交通費

一審原告 24-1～4 が新潟県及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号 24 記載のとおり、その損害額は合計 30 万 6 千 6 百 85 円となり、これは 24-1 に生じた損害と認める。

（イ）滞在費（宿泊費）

一審原告 24-2・3 が避難生活の際に要した宿泊費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、その損害額は合計 18 万 5 千 9 百 44 円として、これは 24-1 に生じた損害と認める。

（ウ）一時帰宅（立入）費用

一審原告 24-1～4 が避難生活の際に要した一時帰宅（立入）費用は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 24 記載の範囲で本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その合計額 61 万 9 千 200 円は 24-1 に生じた損害と認める。その余の一時帰宅（立入）費用については損害が生じたとは認められない。

（エ）面会交通費

一審原告 24-1～4 が面会に要した費用は、別紙避難経路等一覧表

の原告番号 24 記載の範囲で本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その合計額 54 万 0800 円は 24-1 に生じた損害と認める。その余の面会交通費については損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 二重生活に伴う生活費増加費用

一審原告 24-2～4 が京都市に避難した平成 23 年 7 月から、24-1 が京都市へ避難した平成 24 年 10 月までの間、24-1 と 24-2～4 が別居し、世帯分離が生じたことにより、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。世帯分離による生活費増加費用として、合計 48 万円を 24-1 に生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

一審原告 24-2～4 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯が分離したことを踏まえると、その損害額は 30 万円とするのが相当であり、24-1 に生じた損害と認める。

(ウ) 避難雑費

一審原告 24-1～4 は、避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。24-1～4 が避難していた間（24-1 は平成 24 年 10 月以降に限る。）、避難雑費合計 149 万円について、24-1 に生じた損害と認める。

エ 就労不能損害

一審原告 24-1 は、平成 23 年に年収 434 万 7023 円（月額 36 万 2252 円）を得ていたが（甲 D 24 の 1、24 の 4 の 1、24 の 4 の 2 の 1・2）、避難時に退職し、避難先においては、平成 25 年 9 月に就労したことが認められる。平成 24 年 10 月から避難の期間として認める平

成25年6月30日までの間のうち、当初の6か月間である同年3月までは、避難前の収入を基礎として、その全額を就労不能損害と認め、同年4月から同年6月までは、その半額を就労不能損害と認める。その額は、271万6890円（36万2252円×6か月＋36万2252円÷2×3か月）となる。

5

オ 検査費用

一審原告24-3・4は、被ばくの身体への影響について検査を受け、検査費用として合計4030円を支出したことが認められる（甲D24の7）。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた24-3及び胎児であってその後出生した24-4が、これらの検査を受けることは相当であり、その検査費用の支出は、本件事故と相当因果関係のあるものとして、24-1に生じた損害と認める。

10

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告24-1～3は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、24-1は30万円、24-2・3は各60万円、24-4は本件事故当時胎児であり、出生後に避難した者であるから30万円が相当である。

15

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、24-1に12万円、24-2に64万円、24-3・4に各72万円を支払っており、ADR手続においても、24-1～4に705万9446円（うち188万円（24-1に対する8万円、24-2～4に対する各60万円）は既払金として控除され517万9446円のみ支払われている。）を支払っている（争いがない。）。これら既払金合計737万9446円から本件では請求されていない駐車場代分11万5260円を控除し、残額726万4186円のうち、24-1に518万4186円、24-2に64万円（ただし、60万円の限度。）、24-3

20

25

に 72 万円（ただし、60 万円の限度。）、24-4 に 72 万円（ただし、30 万円の限度。）を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

5 弁護士費用は、一審原告 24-1 に 38 万 1 千 5 百 5 1 円（17 万 5 千 9 百 3 6 円と ADR 手続分 20 万 5 千 6 百 1 5 円の合計額）、24-2～4 に各 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 24 の認容額欄記載のとおりである。

10 23 一審原告 25

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続における和解については、原判決 337 頁 14 行目から 338 頁 19 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害額

15 ア 概要

一審原告 25-1～5 の福島県会津若松市への避難及び京都市への避難は、いずれも相当であると認められるところ、これらに伴う損害のうち、福島県会津若松市への避難交通費及び 25-2～5 が京都市へ避難した日を含む月である平成 23 年 7 月から平成 25 年 6 月 30 日までの 2 年間に生じた損害は、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 25 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（甲 D 25 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

25 イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 25-1 は、平成 25 年 3 月に 25-1 が京都市への避難に要した交通費を損害であると主張するところ、当該避難は相当性が認められ、その交通費は本件事故と相当因果関係のある損害といえる。その金額は、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正し、別紙避難経路等
5 一覧表の原告番号 25 記載のとおり合計 2 万 2 4 0 0 円とし、これは 25-1 に生じた損害と認める。

(イ) 引越費用

一審原告 25-1 の京都市への避難は、本件事故と相当因果関係があるが、一審原告 25-1 が主張する引越費用は、避難とは時期を異にし、
10 平成 25 年 7 月以降に支出されたものであり（甲 D 25 の 7 の 1）、本件事故による損害と認めることはできない。

(ウ) 面会交通費

一審原告 25-1 が、平成 23 年 7 月から平成 25 年 3 月までの間に、25-3～5 との面会交流のために要した費用のうち、別紙避難経路等
15 一覧表の原告番号 25 に記載のものについては、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。これらのうち、平成 23 年に生じたものについては、下記平成 23 年分生活費増加費用及び移動費用に含まれる分を超えて損害が生じているとは認められない。平成 24 年 1 月から平成 25 年 3 月までに生じたものについては、標準交通費一覧表（自家用車以外）
20 の額を修正した額により、合計 5 4 万 0 8 0 0 円の限度で 25-1 に生じた損害と認める。なお、一審原告 25-1 は、多くは高速バスを利用し、その運賃は上記一覧表から減額した金額よりも更に安価（往復で 2 万 0 1 8 0 円程度）であったと認められ（甲 D 25 の 3 の 9～18・21～23。）、新幹線を利用した場合であっても、その運賃等の額は上記
25 一覧表から減額した金額を下回ることがうかがわれるが（甲 D 25-3-19・20）、他の一審原告らとの衡平から、標準交通費一覧表（自家

用車以外)の額を修正した額により損害を認める。その余の面会交通費については、損害が生じたとは認められない。

(エ) 避難雑費

5 一審原告 25-2~5 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じており、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。25-2~5 が避難していた期間のうち平成 23 年分については、後記平成 23 年分生活費増加費用及び移動費用に含まれる分を超えて損害が生じているとは認められないが、平成 24 年 1 月から平成 25 年 6 月末日までの間 (25-1 は平成 25 年 3 月以降)、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度において、損害と認めるのが相当であり、合計 76 万円 (4 万円×14+5 万×4) について 25-1 に生じた損害と認める。

(オ) 動産損害

15 一審原告 25-1~5 は、避難により自宅が狭小になったため家財道具を廃棄した旨主張するが、その内容は詳らかでなく、損害が発生したとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具運搬費用

20 一審原告 25-2~5 が避難生活の際に要した家財道具運搬費用を補うために支出した費用 1200 円は、本件事故と相当因果関係のあるものとして、25-1 に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用 (二重生活)

25 一審原告 25-2~5 の避難により、平成 23 年 7 月から 25-1 と別居し、世帯分離が生じ、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。平成 23 年 7 月から 12 月については、後記平成 23 年分生活費増加費用及び移動費用に含まれる分を超えて損害が生じているとは認

められないが、平成24年1月以降について合計36万円を25-1に生じた損害と認める。

(ウ) 家財道具購入費用

5 一審原告25-2～5が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、
本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり世帯分離
が生じていたことを踏まえると、その額は30万円として、25-1に
生じた損害と認められる。一審原告25-1は、家財道具の購入に關する
領収書等を提出するが(甲D25の7の2～25の7の26)、いずれ
も平成27年の転居に伴うものであり、これらを本件事故と相当因果関
10 係がある損害であるとはいうことはできない。

(エ) 検査費用

一審原告25-1～5は、被ばくの身体への影響を検査するため、検査
費用として3万5560円を支出したことが認められる(甲D25の
7の45～57)。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた
15 一審原告25-1～5が放射線による身体への影響を不安に思い、検査
を受けることは相当であり、その検査費用は本件事故と相当因果関係が
あるものとして、25-1に生じた損害と認める。

エ 平成23年分避難費用及び生活費増加費用

一審原告25-1～5が避難に要した費用のうち、平成23年12月3
20 1日までに生じた生活費増加費用及び移動費用は本件事故と相当因果関
係があるものといえ、その損害額合計128万円を25-1に生じた損害
と認める。

オ 就労不能損害

一審原告25-2は公立学校教員として勤務しており、平成22年の年
25 収は432万3423円(月額36万0285円)であったこと、本件事
故当時は育児休業を取得しており、育児休業の期間は平成24年3月31

日までを予定していたこと、その後育児休業の期間を平成25年6月30日まで延長したこと、育児休業中の平成23年7月頃まで育児休業手当金を受給していたこと、平成25年3月31日に退職したことが認められる（甲D25の4の1～6）。これらの事実によれば、25-2は、平成24年4月1日に復職する予定であったが、本件事故による避難に伴って復職が困難になり、退職したものと認められる。そして、公立学校教員として育児休業中であるから、兼業禁止の点からして、他の仕事に従事することも困難であったと推測されるから、平成24年4月から平成25年6月30日までの間は、避難に伴い就労が困難となっていたものといえることができ、避難前の基礎収入（月額36万0285円）を基準として、540万4275円（＝36万0285円×15）の就労不能損害が認められる。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告25-1～5は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、25-1・2は各30万円、25-3～5は各60万円が相当である。

一審原告25-1～5は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告25-1・2に各12万円、25-3～5に各72万円を支払い、ADR手続においても、25-1～5に586万4311円（うち196万円（25-1・2への各8万円、25-3～5への各60万円）は直接請求により既払いとして控除され、390万4311円のみ支払われている。）を支払っていることが認められる（甲D25の8の1、乙D25の3、弁論の全趣旨）。これら既払金合計630万4311円は、25-1に170万1205円、25-2に244万3106

円（就労不能損害弁済分 232 万 3106 円と 12 万円）、25－3～5 に各 72 万円（ただし、各 60 万円の限度。）を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

5 弁護士費用は、一審原告 25－1 に 36 万 0681 円（18 万 9876 円と ADR 手続分 17 万 0805 円）、25－2 に 32 万 6117 円、25－3～5 に各 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

10 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 25 の認容額欄記載のとおりである。

24 一審原告 26

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続における和解については、原判決 343 頁 12 行目から 344 頁 17 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

15 (2) 損害

ア 概要

20 一審原告 26－1～5 の神奈川県への避難及び京都市への避難は、いずれも避難の相当性が認められるところ、それに伴う損害のうち、神奈川県への避難にかかる避難交通費及び京都市へ避難した日を含む月である平成 23 年 6 月から平成 25 年 5 月 31 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 26 記載のとおりである。なお、下記で定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（甲 D 26 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

25 イ 避難費用

(ア) 交通費

5 一審原告 26-1～5 の神奈川県への避難及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正した額により、別紙避難経路等一覧表の原告番号 26 記載のとおり合計 7 万 8 4 0 0 円（4 万 4 8 0 0 円と 3 万 3 6 0 0 円の合計額）と認め、これを 26-1 に生じた損害と認める。

一審原告 26-1～5 は、標準交通費一覧表から減額すべきでなく、かつ神奈川県への避難は新潟県を経由せざるを得なかったのであるから、その経路に沿った計算をすべきである旨主張するが、避難費用として標準交通費一覧表記載の金額を要したと認めるに足りる証拠はない。

10 (イ) 避難先滞在謝礼

避難先滞在謝礼については、損害の発生的事实が認められず、仮に支払の事実があったとしても、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

(ウ) 引越費、手伝親族交通費

15 一審原告 26-2～5 が京都市へ避難する際、引越代金 2 万 6 7 5 0 円を要したことが認められ（甲 D 26 の 6 の 2）、これを 26-1 に生じた損害と認める。その余の引越費、手伝親族交通費については、損害発生的事实を認めるに足りる証拠がない。

(エ) 一時立入・家族面会費用

20 一審原告 26-1～5 が要した一時帰宅、面会交流のために要した交通費のうち、26-3～5 が福島県郡山市に帰還するために要した費用については、本件事故と相当因果関係がある損害とは認められない。これに対して、26-2 が 26-3～5 の避難先である京都市へ訪問するのに要する費用については、1 か月に 1 回程度の割合の範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と認める。以上を踏まえて、標準交通費一覧表（自家用車以外）の額を修正した額により、別紙避難経路等一覧表の

25

原告番号 26 記載のとおり、合計 45 万 7 6 0 0 円を 26-2 に生じた損害と認める。その余の一時帰宅・面会交通費については、損害が生じたとは認められないか、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

5 ウ 生活費増加費用

 (ア) 生活費増加費用（二重生活）

 平成 23 年 6 月に一審原告 26-2～5 と 26-1 が別居し、世帯分離が生じたことにより、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。世帯分離していた平成 23 年 6 月から平成 25 年 5 月 31 日までの間、1 か月当たり 2 万円を二重生活による生活費の増加分として認め、その合計額 48 万円について、26-2 に生じた損害と認める。

 (イ) 生活費増加費用（自治会費）

 一審原告 26-2～5 が避難生活の際に要した自治会費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、6865 円を 26-2 に生じた損害と認める。

 (ウ) 避難雑費

 一審原告 26-1～5 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。そして、避難期間である平成 23 年 6 月から平成 25 年 5 月 31 日までの間（26-1 は同月分のみ）、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の割合により、合計 97 万円を 26-2 の損害と認める。

エ 精神的損害（慰謝料）

 一審原告 26-1～5 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、26-1・2 は各 30 万円、26-3～5 は各 60 万円が相当である。

一審原告 26-1～5 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、いずれの事情も、本件事故と相当因果関係が認められないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

5 一審被告東電は、直接請求により、一審原告 26-1・2 に各 12 万円、
26-3～5 に各 67 万円を支払っており、ADR 手続においても、26-
1～5 に 60 万 5198 円を支払っているところ（争いが無い。）、これら既
払金合計 285 万 5198 円から、26-1 に 12 万円、26-2 に 72 万
5198 円、26-3～5 に各 67 万円（ただし、各 60 万円の限度。）を、
10 それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 26-1 に 2 万 8515 円、26-2 に 16 万 6
554 円（14 万 8927 円と ADR 手続分 1 万 7627 円の合計額）、26
-3～5 に各 0 円をそれぞれ相当と認める。

15 (5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 26 の認容
額欄記載のとおりである。

25 25 一審原告 27

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続にお
ける和解については、原判決 347 頁 23 行目から 348 頁 25 行目までに
20 記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 27-1～4 の京都市への避難は、いずれも相当であると認め
25 られるところ、それに伴う損害のうち 27-2～4 が京都市へ避難した日
を含む月である平成 23 年 8 月から平成 25 年 7 月 31 日までの 2 年間

に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 27 記載のとおりである。なお、下記で定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（乙 D 27 の 1）を根拠とした認定である。

5

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 27-2～4 が平成 23 年 8 月に、27-1 が平成 24 年 8 月に、それぞれ京都に避難した際の交通費は、いずれも本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その合計額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 27 記載のとおり合計 25 万 0400 円とし、これは 27-1 に生じた損害と認める。

10

一審原告 27-1～4 は、平成 23 年 5 月から同年 8 月までの避難についても、本件事故と相当因果関係のある損害と認めるべきである旨主張するが、これらはごく短期間であったり、生活の拠点を移動するものでもなく、これらをもって、本件事故と相当因果関係のある避難であると評価することはできない。

15

また、27-1 の平成 24 年 8 月の京都市への避難についても、金沢市を経由することを要した事情は見当たらず、標準交通費一覧表（自家用車）の金額を修正した 2 万 2400 円と認定するのが相当である。

20

(イ) 滞在費（宿泊費）

一審原告 27-1～4 の避難生活の際に要した滞在費は合計 1 万 4100 円と認められ、これは本件事故と相当因果関係のある支出として 27-1 に生じた損害と認める。

25

(ウ) 引越関連費用

一審原告 27-1～4 の避難生活の際に要した引越関連費用は合計 5

0万6180円と認められ、これは本件事故と相当因果関係のある支出として27-1に生じた損害と認める。

(エ) 面会交通費

5 一審原告27-1が27-3・4との面会交流に要した費用については、別紙避難経路等一覧表の原告番号27記載の合計54万0800円の限度で本件事故と相当因果関係のあるものと認め、これは27-1に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。

(オ) 一時帰宅費用

10 一審原告27-2～4が避難生活の際に要した一時帰宅費用は、別紙避難経路等一覧表の原告番号27記載の合計2万2400円の限度で本件事故と相当因果関係のあるものと認め、これは27-1に生じた損害と認める。

(カ) 避難雑費

15 一審原告27-1～4の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。そして、避難期間である平成23年8月から平成25年7月31日までの間（27-1は平成24年8月から平成25年7月まで）、1か月当たり1名につき1万円
20 円の割合により、合計84万円（3万円×12＋4万円×12）を27-1の損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

25 一審原告27-1～4が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。27-1と27-2～4に世帯分離が生じていたことを踏まえると、その損害額は30万円

とし、27-1に生じた損害と認めるのが相当である。

(イ) 家財道具価値喪失費用

5 一審原告27-1は、避難の際に自宅にある家財道具を廃棄し、損害を被った旨主張するが、家財道具購入費用として新たに購入する費用を認めていることに加え、廃棄した家財道具の詳細も詳らかでなく、これをもって本件事故と相当因果関係のある損害が生じたと認めることはできない。

(ウ) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分一般）

10 平成23年8月から平成24年8月までの間、一審原告27-1と27-2～4に世帯分離が生じており、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。上記期間について、生活費増加分として合計39万円を認め、これを27-1に生じた損害と認める。

(エ) 生活費増加費用（自治会費）

15 一審原告27-1は、平成23年8月以降、自治会費として月額1200円を支払っていたことが認められる（甲D27の1の1、27の6の1）。平成25年7月までの合計2万8800円は、本件事故と相当因果関係のある支出とし、これを27-1の損害と認める。

(オ) 生活費増加費用（賃料）

20 平成26年5月以降に生じた賃料月額2万円（甲D27の6の2）については、平成25年8月以降に生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 不動産損害

25 一審原告27-1は、自宅売却までの間に支払い続けたローンの合計額154万円について、本件事故のために買い手が見つくのが遅れたことによる損害である旨主張する。しかし、ローンの支払自体は本件事故の有無にかかわらず一審原告27-1が行わなければならないものである上、そも

そも、本件事故により売却が遅れたと認めるに足る証拠はない。また、自主的避難をした場合であっても、自宅を資産として持ち続けることは可能であり、27-1について自宅売却を余儀なくされたというべき特段の事情も認めるに足りないから、仮に27-1に損害が生じたという余地があったとしても、その損害を本件事故と相当因果関係のある損害ということとはできない。

オ 就労不能損害

(ア) 一審原告27-1について

一審原告27-1は、父が経営する洋服店に勤務し、系列会社の役員にもなっており、平成21年に470万円の収入を得ていたが、平成22年及び23年は各270万円となり、平成24年1月から9月までにしても202万5000円（月額22万5000円）の収入を得ていたものと認められる。

しかし、27-1は、避難後である平成24年9月に退職したものの、避難先で就職し、平成24年9月から12月までに87万0904円（月額21万7726円）とほぼ同等の収入を得ていることが認められるから（甲D27の1の1、27の4の1～3）、27-1について、本件事故による避難に伴う減収があったとまでは認められない。

27-1は、平成21年に470万円の収入があり、平成22年以降は、貸付金の返済の名目により、実質的には給与の支払を受けていたのであるから、過失金返済名目の金額についても給与と評価すべきである旨主張するが、そのような事実を認めるに足る証拠はない。

(イ) 一審原告27-2について

一審原告27-2は、27-1と同じ洋服店で就労し、平成22年には139万8153円の給与収入を得ていたが、避難のために退職したことが認められる（甲D27の1の1、27の4の4）。もっとも、平成

24年2月以降は稼働しており、相当額の収入があるものと推認できるから、平成23年8月から平成24年2月までの就労不能損害として、64万0820円を認めるのが相当である。

カ 精神的損害（慰謝料）

5 一審原告27-1～4は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、27-1・2は各30万円、27-3・4は各60万円が相当である。

10 一審原告27-1～4は、27-3がPTSDの症状に悩まれ通学や就業も困難な状況にあること、27-1がうつ病に罹患して仕事を失ったこと、27-3・4にのう胞が見つかったことなど、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとまではいえず、その他の事情についても、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

15 一審被告東電は、直接請求により、一審原告27-1・2に各12万円、27-3・4に各72万円を支払い、ADR手続においても、27-1～4に354万5569円（うち136万円（27-1・2に対する各8万円、27-3・4に対する各60万円の合計額）は直接請求により既払いとして控除され、218万5569円のみ支払われている。）を支払っていることが
20 認められる（乙D27の1・7、弁論の全趣旨）。これら既払金合計386万5569円から、27-1に166万4749円、27-2に76万0820円、27-3・4に各72万円（ただし、各60万円の限度。）を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

25 弁護士費用は、一審原告27-1に25万6062円（15万2793円とADR手続分10万3269円の合計額）、27-2に1万8000円、2

7-3・4に各0円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号27の認容額欄記載のとおりである。

5 26 一審原告28

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅・面会交流の経過については、原判決353頁20行目から354頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

10 ア 概要

一審原告28の京都府への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、28が京都府へ避難した日を含む月である平成23年3月から平成25年2月28日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号28記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告28の京都府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号28記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正した2万2400円を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

一審原告28が、平成27年9月30日に新潟県に移転した費用は、京都府への避難時及び本件事故から4年以上経過したものであり、高齢となり、独力での生活が困難になったために生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

(イ) 一時立入費用

一審原告２８は、平成２３年４月、持ち家を片付ける目的で一時帰還をしており、そのために要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。その金額は、標準交通費一覧表（自家用車以外）の額を修正した４万１４００円と認める。

5 ウ 生活費増加費用（医療費・看護費用）

一審原告２８は、平成２７年４月、左上肢壊死性筋膜炎等を発症し、入院費等の治療費や看護者のための家賃を要した旨主張し、上記疾病の発症及びその治療のための入院費等の支出を要した事実は認められる（甲２８の７の２（診断書）・３）。しかし、同診断書によっても、その原因は不明とされており、左上肢壊死性筋膜炎等が本件事故によるものであるとは認められない。したがって、これらの支出を、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

エ 家財道具喪失損害

一審原告２８は、家財道具喪失損害を請求するところ、避難に伴う家財道具購入費用について、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。一審原告２８が本件事故前に単身で居住し、避難も単身であったことを踏まえると、本件事故と相当因果関係のある損害としては、１５万円と認めるのが相当である。

一審原告２８は、自宅が高濃度に汚染されており、家具の使いまわしもできなかつたと主張するが、家具類について使用の継続ができないほど放射線による汚染がされていたとまでは認められない。

オ 就労不能損害

一審原告２８は、平成６年頃から、福島市で助産所を開設して助産師等として稼働していたことが認められ、平成２１年には２４９万３５００円の事業収入があったが、本件事故による避難後は、避難先の京都から福島県や山形県に出張したものの、事業収入は激減したことがうかがわれる

(甲D 28の1の1、28の4の1～5)。しかし、避難前の一審原告28の収入を証する書面としては、自ら作成した帳簿(甲D 28の4の1)しか見当たらず、その帳簿も、その記載の体裁に照らせば逐一作成していたものとは考え難く、事後的に作成されたものであると推認でき、その記載の正確性には疑問がある。また、記載された金額は、顧客から受領した金額が記載されているにとどまり、そのために要した経費等の記載もない。そうであれば、上記帳簿に記載の金額をもって、就労不能損害と認めることはできない。もっとも、一審原告28は、当初から就労不能損害として96万2500円と主張しており(甲D 28の1の1)、避難の相当性が認められる2年間の就労不能損害としては、上記金額程度が生じていたとしても不自然ではなく、平成23年3月から平成25年2月までの就労不能損害として96万2500円を認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

一審原告28は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、30万円が相当である。

一審原告28は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告28に対して12万円を支払っており(争いが無い。)、これを損害額に充当する。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、13万5630円を相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号28の認容

額欄記載のとおりである。

27 一審原告29

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅・面会交流の経過については、原判決356頁16行目から357頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告29-1・2の平成23年3月の東京都への避難及び同年7月の京都市への避難はいずれも相当性が認められ、それに伴う損害のうち、29-1・2が東京都へ避難した交通費及び京都市へ避難した日を含む月である平成23年7月から平成25年6月30日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号29記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費、一時帰宅費用

一審原告29-1・2の東京都及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号29記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した額により合計4万1600円とし、これを29-1に生じた損害と認める。

29-2は、京都市への避難時に満4歳であり、福島県いわき市から京都市への移動であることを考慮しても、公共交通機関による交通費を要するものとするのが相当とはいえない。

(イ) 引越費用

一審原告29-1・2は、平成23年7月23日、京都市β1区のボランティア方で間借りをする形で避難をしていたところ、同年9月、京

都市●に移転したものと認められる（甲D 2 9 の 1）。そして、これらの避難及び移転時には、引越費用として、福島県いわき市からの 9 万 8 9 9 6 円を要したと認められるところ（甲D 2 9 の 7 の 2 ・ 3）、これらの避難及び移転も、生活の安定を図るために相当なものといえる。したがって、前記引越代金は、いずれも本件事故と相当因果関係のあるものとして、2 9 - 1 に生じた損害と認める。

5 (ウ) 面会交通費

一審原告 2 9 - 2 と 2 9 - 1 の両親（祖父母）や叔母との面会は、別居する未成熟子と両親との面会とは性質を異にし、そのために要した費用の支出は、本件事故と相当因果関係がある損害とはいえない。

10 (エ) 避難雑費

一審原告 2 9 - 1 ・ 2 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。その金額は、2 9 - 1 ・ 2 の避難期間として相当と認める平成 2 3 年 7 月から平成 2 5 年 6 月 3 0 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の割合より損害と認めるのが相当である。その合計 4 8 万円は、2 9 - 1 に生じた損害と認める。

15 ウ 生活費増加費用

20 (ア) 賃料

一審原告 2 9 - 1 ・ 2 は、京都市に避難した際、平成 2 3 年 7 月 2 3 日から同年 9 月 2 3 日まで、ホームステイ先で月額 3 万円の家賃を支払ったこと、平成 2 4 年 4 月から平成 2 7 年 2 月まで月額 7 万 2 3 0 0 円の家賃を支払ったこと、平成 2 7 年 3 月以降は月額 6 万 9 0 0 0 円の家賃を支払っていることが認められる（甲D 2 9 の 1、2 9 の 6 の 4 の 1 ～ 4、原告 2 9 - 1 本人）。ホームステイ先に対する月額 3 万円の支払に

ついて、客観的な資料は見当たらないが、ホームステイに要する費用として不相当なものではなく、これらの家賃等は、いずれも本件事故による避難のために支出を要した費用と認める。そして、避難の相当性が認められる平成23年7月から平成25年6月までの間に支出した合計1
5 17万4500円（3万円×3＋7万2300円×15）を、本件事故と相当因果関係のあるものとして、これを29-1の損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

一審原告29-1・2が避難の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、避難に伴い29-1の父ら
10 との世帯分離が生じていることを踏まえると、その金額は30万円とするのが相当であり、これを29-1に生じた損害と認める。

(ウ) 食費・水道光熱費

一審原告29-1・2の避難により世帯分離が生じたことにより、その避難期間中、食費及び水道光熱費（甲D29の6の1の1～9、29
15 の6の2の1～20、29の6の3の1～18）を含む生活費が増加したものと推認できる。そして、世帯分離による生活費増加費用として、平成23年7月から平成25年6月30日までの間、1か月当たり3万円の割合を認めるのが相当であり、その合計72万円を29-1に生じた損害と認める。

20 エ 精神的損害（慰謝料）

一審原告29-1・2は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、29-1は30万円、29-2は60万円が相当である。

一審原告29-1・2は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。
25

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告 29-1 に 12 万円、29-2 に 72 万円を支払っている（争いがない。）。これら既払金は、それぞれに生じた損害額（ただし、29-2 については 60 万円の限度。）に充当するのが相当である。

5 (4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 29-1 に 29 万 9 千 510 円、29-2 に 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

10 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 29 の認容額欄記載のとおりである。

28 一審原告 30

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続きにおける和解については、原判決 360 頁 6 行目から 361 頁 15 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

15 (2) 損害

ア 概要

20 一審原告 30-1～3 の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、平成 23 年 3 月の福島市から京都市への避難にかかる避難交通費及び 30-2・3 が京都市へ避難した同年 7 月から平成 25 年 6 月 30 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 30 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続きにおける和解額（甲 D 30 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

25 イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 30-1～3 の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号 30 記載のとおり合計 29 万 4600 円を 30-1 に生じた損害と認める。

5 (イ) 滞在費（宿泊費）・引越費用・避難費用（共益費）

一審原告 30-1～3 の避難生活の際に要した滞在費（宿泊費）、引越費用及び避難費用（共益費）は、いずれも本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、滞在費（宿泊費）については 5 万 6400 円、引越費用については 18 万 2000 円、避難費用（共益費）については 8 万
10 8800 円を 30-1 に生じた損害と認める。

(ウ) 面会交通費

一審原告 30-1～3 が一時帰宅、面会交流のために要した交通費のうち、30-2・3 が福島市に帰還するために要した費用については、本件事故と相当因果関係がある損害とは認められない。これに対して、
15 30-1 が 30-2・3 の避難先である京都市へ訪問するのに要する費用については、1 か月に 1 回程度の割合の範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と認める。以上を踏まえて、標準交通費一覧表（自家用車以外）の額を修正した額により、別紙避難経路等一覧表の原告番号 30 記載のとおり合計 71 万 3600 円を 30-1 に生じた損害と認める。
20 その余の一時帰宅・面会交通費については、損害が生じたとは認められないか、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

(エ) 避難雑費

一審原告 30-2・3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じており、これらの支出についても本件事故
25 と相当因果関係があると認められる。そして、30-2・3 の避難期間である平成 23 年 7 月から平成 25 年 6 月 30 日までの間、1 か月当た

り 1 名につき 1 万円の割合により、合計 4 8 万円を 3 0－1 の損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

5 一審原告 3 0－2・3 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、
本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、避難に伴い 3 0－1 と
3 0－2・3 に世帯分離が生じていたことを踏まえると、その金額は 3
0 万円とするのが相当であり、これを 3 0－1 に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用（二重生活）

10 平成 2 3 年 7 月から平成 2 5 年 6 月 3 0 日までの間、一審原告 3 0－
1 と 3 0－2・3 に世帯分離が生じており、水道光熱費等の生活費が増
加したものと認められる。上記期間について、生活費増加分として、1
か月当たり 2 万円の割合による合計 4 8 万円を 3 0－1 に生じた損害と
認める。

15 (ウ) 生活費増加費用（教育費）

一審原告 3 0－2・3 が避難生活の際に要した生活費増加費用（教育
費）は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その損害額は 6 0
0 0 円として、これを 3 0－1 に生じた損害と認める。

エ 就労不能損害

20 一審原告 3 0－2 は、避難前にガス検針員のアルバイトをしており、平
成 2 2 年は 5 4 万 7 4 7 6 円（月額 4 万 5 6 2 3 円）の収入があったこと、
避難後は、平成 2 3 年 1 0 月末から平成 2 5 年 3 月まで、時給 8 0 0 円、
勤務時間 1 日 4 時間、週 5 日の条件で学校図書館運営補助の仕事をしてい
たこと、その後平成 2 6 年 4 月から再就職したことが認められる（甲 D 3
25 0 の 1、3 0 の 4 の 1・2）。

以上によれば、一審原告 3 0－2 は、避難のため、避難期間のうち、平

成 23 年 8 月から同年 10 月 31 日まで及び平成 25 年 4 月から同年 6 月 30 日までの間、就労することができず、27 万 3 738 円（4 万 5 623 円×6）の就労不能損害が生じたと認められる。

オ 精神的損害（慰謝料）

5 一審原告 30-1～3 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、30-1・2 は各 30 万円、30-3 は 60 万円が相当である。

一審原告 30-1～3 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

10

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 30-1・2 に各 12 万円、30-3 及び 30-1・2 の長男に各 72 万円をそれぞれ支払い、ADR 手続においても、30-1～3 及び上記長男に対して 320 万 7807 円（うち 136 万円（30-1・2 に対する各 8 万円、30-3 及び上記長男に対する各 60 万円の合計額）は既払金として控除され、184 万 7807 円のみ支払われている。）を支払っていることが認められるところ（甲 D30 の 8 の 1、乙 D30 の 3、弁論の全趣旨）、これら既払金合計 352 万 7807 円から、上記長男分 83 万 1400 円（交通費 8 万 3200 円、滞在費（宿泊費）2 万 8200 円、直接請求分 72 万円）を除いた 269 万 6407 円について、30-3 の損害額に 72 万円（ただし、60 万円の限度。）を充当し、その余の既払金を、費用を負担している 30-1 に 158 万 2669 円、30-2 に 39 万 3738 円を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

15

20

なお、一審原告 30-1 の長女は、中間指針第 5 次追補に基づき、一審被告東電から 20 万円の支払を受けた事実が認められるが（弁論の全趣旨）、これが、30-1～3 の損害金に充当されると考えるべき根拠はない。

25

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 30-1 に 22 万 5 304 円（13 万 1 873 円及び ADR 手続分 9 万 3 431 円の合計額）、30-2 に 1 万 8 000 円、30-3 に 0 円を、それぞれ相当と認める。

5 (5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 30 の認容額欄記載のとおりである。

29 一審原告 31

10 (1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続における和解については、原判決 365 頁 12 行目から 366 頁 17 行目に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

15 一審原告 31-2・3 の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成 23 年 8 月から平成 25 年 7 月 31 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 31 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における
20 和解額（乙 D 31 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

25 一審原告 31-2・3 が、京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号 31 記載のとおり、その額は 2 万 6 400 円として、これを 31-1 に生じた損害と認める。

(イ) 引越関連費用

一審原告 31-2・3 が避難のために要した引越関連費用は、本件事
故と相当因果関係のある損害と認められ、その額は 2 万 8 0 0 0 円とし
て、これを 31-1 に生じた損害と認める。

5

(ウ) 面会交通費

一審原告 31-1 が、31-3 との面会交流のために要した費用のう
ち、別紙避難経路等一覧表の原告番号 31 記載のものについては、本件
事故と相当因果関係のある損害と認め、これを 31-1 に生じた損害と
認める。その余の面会交通費については、損害が生じたとは認められな
い。

10

(エ) 一時立入費用

一審原告 31-2・3 が避難生活の際に要した一時立入費用のうち、
合計 8 万 9 6 0 0 円は、本件事故と相当因果関係がある損害であると認
め、これを 31-1 に生じた損害と認める。

15

(オ) 避難雑費

一審原告 31-2・3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定
し難いさまざまな支出が生じており、これらの支出についても本件事故
と相当因果関係があると認められる。そして、31-2・3 の避難期間
である平成 23 年 8 月から平成 25 年 7 月 31 日までの間、1 か月当た
り 1 名につき 1 万円の割合により、合計 48 万円を 30-1 の損害と認
める。

20

ウ 生活費増加費用

(ア) 二重生活に伴う生活費増加

平成 23 年 8 月に、避難に伴い 31-2・3 と 31-1 が別居し、世
帯分離が生じており、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められ
る。世帯分離による生活費増加費用として、平成 23 年 8 月から平成 2

25

5年7月までの合計69万円を31-1に生じた損害と認める。

(イ) 学用品増加費用

一審原告31-2・3が避難生活の際に要した学用品増加費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、その金額は3万8300円として、これを31-1に生じた損害と認める。

(ウ) 家財道具購入費用

一審原告31-2・3が避難に伴い要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯分離が生じていたことを踏まえると、その金額は30万円と認めるのが相当であり、これを31-1に生じた損害と認める。

エ 就労不能損害

一審原告31-2は、避難前、パートで就労して月額8万円程度の収入を得ていたが、避難に伴い平成23年7月31日に退職し、収入が得られなくなったこと、避難後である平成24年4月から内職をしているものの、その金額は1か月1000円程度にすぎないことが認められる（甲D31の1の1）。そして、31-2が、避難時に4歳である31-3とともに、慣れない土地に避難し、親族等の手助けを得ることもできなかったことに照らせば、その避難期間の全部について、就労不能損害を認めるのが相当である。その金額は、月額8万円の割合により合計192万円となる。

オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告31-1～3は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、31-1・2は各30万円、31-3は60万円が相当である。

一審原告31-1～3は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 31-1・2 に各 12 万円、
31-3 に 72 万円をそれぞれ支払い、ADR 手続においても、31-1～
3 に 325 万 8619 円（うち 76 万円（31-1・2 に対する各 8 万円、
5 31-3 に対する 60 万円の合計額）は既払金として控除され、249 万 8
619 円のみ支払われている。）を支払っている（争いがない。）。これらの既
払金合計 345 万 8619 円から、31-1 に 212 万 3211 円、31-
2 に 61 万 5408 円（直接請求 12 万円の支払と ADR 手続における就労
不能損害 49 万 5408 円の支払の合計額）、31-3 に 72 万円（ただし、
10 60 万円の限度。）を、それぞれに生じた損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 31-1 に 18 万 5340 円（9 万 0429 円と
ADR 手続分 9 万 4911 円の合計額）、31-2 に 16 万 0459 円、31-
3 に 0 円を、それぞれ相当と認める。

15 (5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 31 の認容
額欄記載のとおりである。

30 一審原告 32

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続にお
ける和解については、原判決 370 頁 4 行目から 371 頁 8 行目までに記載
20 のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 32-1～5 の滋賀県への避難、32-1・3～5 の滋賀県か
25 ら京都市への移動及び一審原告 32-2 の滋賀県から千葉県への移動は、
いずれも相当性があるところ、それに伴う損害のうち、滋賀県及び千葉県

へ避難した日を含む月である平成23年3月から平成25年2月28日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号32記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額（甲D32の8の1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 避難移動費用

一審原告32-1～5が、福島県いわき市から滋賀県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、32-2の滋賀県から千葉県への移転は、32-2の仕事の関係もあって実家に移ったものであって相当性が認められ、32-1・3～5の滋賀県から京都市への移転についても、他人の家の一室を借りていたため、家賃の負担がない住居が提供されていた京都へ移転したものであり、いずれも生活の安定を図るための移動であって、これらの各移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その損害額の合計は、別紙避難経路等一覧表の原告番号32記載のとおり合計6万7200円と認めるのが相当であり、32-1・2に3万3600円ずつ生じた損害と認める。

(イ) 面会交通費

一審原告32-2が、32-3～5との面会交流に要した費用については、別紙避難経路等一覧表の原告番号32記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した額により、35万5200円の限度で本件事故と相当因果関係のあるものとし、32-1・2に各17万7600円ずつ損害が生じたと認める。

その余の面会交流費用については、本件事故と相当因果関係があると

はいえないか、損害が生じたとは認められない。

(ウ) 一時帰宅費用

一審原告 32-1・2 が避難生活の際に要した一時帰宅費用のうち合計 85 万 9200 円は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、
5 32-1・2 に各 42 万 9600 円ずつ損害が生じたと認める。その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(エ) 軽自動車購入費用

一審原告 32-2 は、従前使用していた軽自動車の車検費用を工面できな
10 きないため、平成 24 年 4 月、避難生活を送るために必要であるとして中古の軽自動車を購入し、その費用を要した旨主張する。しかし、従前使用していた軽自動車が車検を受ける必要があったことや、そのために費用を要することは、本件事故と相当因果関係が認められず、新たな自動車を購入する費用も、本件事故と相当因果関係があるとは認められ
15 ない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 一般

一審原告 32-1～5 は、滋賀県に避難していたが、平成 23 年 4 月末に 32-2 が千葉県に転居することにより、32-1・3～5 と 32
20 -2 に世帯分離が生じたと認められる。当該世帯分離は、本件事故及び 32-2 の仕事の関係でやむを得ず生じたものであって、本件事故と相当因果関係が認められる。そして、世帯分離によって、水道光熱費等を含む生活費が増加したものと認められるから、その増加額合計 63 万円について、32-1・2 に各 31 万 5000 円ずつ生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

一審原告 32-1～5 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、

本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯分離が生じていたことも踏まえると、その金額は30万円と認めるのが相当であり、32-1に生じた損害と認める。

(ウ) 食費増加分

5 一審原告32-1～5は、避難前、自家栽培した野菜等を消費していたが、避難生活においては、野菜等の購入費用を要するようになったのであるから、増加した食費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額は、20万9000円と認めるのが相当であり、32-1・2に各10万4500円ずつ生じた損害と認める。

10 (エ) 避難雑費

一審原告32-1～5の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。そして、31-2・3の避難期間である平成23年3月から平成25年2月28日までの間、
15 1か月当たり1名につき1万円の割合により、損害と認めるのが相当である。その合計120万円は、32-1・2に各60万円ずつ生じた損害と認める。

(オ) 賃料

一審原告32-2は、平成26年10月以降の家賃について、避難により支出した費用である旨主張するが、その時期に照らし、本件事故と
20 相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 逸失利益（農業損害）

一審原告32-1・2は、平成16年4月から本件事故当時までブルーベリー農園を経営し、30アールの農園でブルーベリーを栽培していたが、
25 放射性物質の飛散による土壌等の汚染があったこと、福島県産の農作物が値下がりしたこと、再開するためには莫大な費用が必要となり、廃業せざる

るを得なかったこと、ブルーベリーは植付けから7～8年程度で成木となり、本格的に果実を収穫できるようになること、年間の利益が少なくとも226万6923円であることが認められる(甲32の1の1)。ところが、本件事故によってブルーベリー農園における収穫ができなくなったから、
5 本件事故と相当因果関係のある損害として、680万0769円の逸失利益を認め、32-1に340万0384円、32-2に340万0385円を、それぞれに生じた損害と認める。

オ 逸失利益(事業損害)

一審原告32-1・2は、ブルーベリー農園の経営とともに、農作物を使
10 った料理教室や摘み取り体験教室を開催するなどして、年間134万円程度の事業収入があったが(甲32の1の1)、本件事故によって、農作物を使った体験教室を開いて収益を得ることができなくなったと認められるから、本件事故と相当因果関係のある損害として241万2000円の逸失利益を認め、32-1・2にそれぞれ120万6000円ずつ生じた
15 損害と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

一審原告32-1～5は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件
事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、32-
1・2は各30万円、32-3～5は各60万円が相当である。

20 一審原告32-1～5は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告32-1・2に各12万円、
25 32-3～5に各72万円をそれぞれ支払い、ADR手続においても、32-1～5に合計1341万4483円(うち196万円(32-1・2への

各 8 万円、3 2－3～5 への各 6 0 万円の合計額)は既払金として控除され、
1 1 4 5 万 4 4 8 3 円のみ支払われている。)を支払っていることが認めら
れるところ(甲 D 3 2 の 8 の 1、乙 D 3 2 の 6、弁論の全趣旨)、これら既払
金合計 1 3 8 5 万 4 4 8 3 円については、3 2－3～5 に各 7 2 万円(ただ
5 し、各 6 0 万円の限度。)を、その余の 1 1 6 9 万 4 4 8 3 円は、損害額に応
じて、3 2－1 に 5 9 7 万 7 8 2 4 円、3 2－2 に 5 7 1 万 6 6 5 9 円、を、
それぞれに生じた損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 3 2－1 に 2 8 万 4 2 4 3 円(8 万 8 8 8 6 円と
10 ADR 手続分 1 9 万 5 3 5 7 円の合計額)、3 2－2 に 2 8 万 0 3 6 0 円(8
万 5 0 0 3 円と ADR 手続分 1 9 万 5 3 5 7 円の合計額)、3 2－3～5 に
各 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 3 2 の認容
15 額欄記載のとおりである。

3 1 一審原告 3 3

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及び ADR 手続にお
ける和解については、原判決 3 7 5 頁 2 5 行目から 3 7 7 頁 2 行目までに記
載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 3 3－1～3 の京都府への避難は相当であると認められるとこ
ろ、それに伴う損害のうち、3 3－2・3 が避難した日を含む月である平
成 2 3 年 3 月から平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの 2 年間に生じた損害を相
25 当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別
紙損害額等一覧表の原告番号 3 3 記載のとおりである。なお、下記で、定

額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（乙 D 3 3 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

5 一審原告 3 3 - 1 ～ 3 の京都府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 3 3 記載のとおり合計 4 万 6 8 0 0 円と認めるのが相当であり、3 3 - 1 に 2 万 0 8 0 0 円、3 3 - 2 に 2 万 6 0 0 0 円の損害が生じたものと認める。

10 (イ) 滞在費（宿泊費）

一審原告 3 3 - 1 は、実家に避難して、その滞在中に滞在費（宿泊費）を要した旨主張するが、親族方における滞在であり、現実に関これを生じたと認めるに足る証拠はない。

(ウ) 引越費用

15 一審原告 3 3 - 1 ～ 3 が、避難生活の際に要した引越費用は、本件事故と相当因果関係のある費用であり、その金額は 1 4 万 1 4 5 0 円と認めるのが相当であり、これは 3 3 - 2 に生じた損害と認める。

(エ) 面会交流交通費

20 一審原告 3 3 - 1 が 3 3 - 3 との面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号 3 3 記載のとおり、平成 2 3 年 3 月から同年 1 2 月までの間に要した合計 1 6 万 1 2 0 0 円を、本件事故と相当因果関係のあるものとして、これを 3 3 - 1 に生じた損害と認める。

(オ) 一時立入交通費

25 一審原告 3 3 - 1 ～ 3 が避難生活の間に要した一時立入費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号 3 3 記載のとおり、平成 2 3 年 3 月から平成 2 4 年 9 月までに要した合計 2 0 万 8 0 0 0 円は、本件事故と相

当因果関係のあるものとして、これを 33-2 に生じた損害と認める。
その余の一時立入費用については、その支出や本件事故との相当因果関係を認めるに足りる証拠がない。

(カ) 避難雑費

5 一審原告 33-1 ～ 3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。避難雑費としては、平成 23 年 3 月（33-1 については平成 24 年 1 月）から平成 25 年 2 月 28 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の割合により合計
10 62 万円を要したものと認め、33-1・2 に各 31 万円の損害が生じたと認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 通勤費増加分

 一審原告 33-1 は、避難によって、自宅より通勤距離が長くなった
15 ため、通勤費が増加した旨主張するが、その具体的な損害額を認めるに足りる証拠はない。

(イ) 増築費用

 一審原告 33-1 ～ 3 が避難生活の際に要した増築費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額としては 6 万 4 6 8
20 2 円と認めるのが相当であり、これは 33-2 に生じた損害と認められる。

(ウ) 二重生活

 平成 23 年 3 月から一審原告 33-1 が避難した平成 24 年 1 月までの間、33-2・3 と 33-1 が別居し、世帯分離が生じたことにより、
25 水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。世帯分離が生じていた期間の合計 33 万円について、33-2 に生じた損害と認める。

(エ) 医療費

一審原告 33-2 は、本件事故によって、急性扁桃炎になったとして、治療費や入通院交通費等の請求をしているが、前記疾病と本件事故との間に相当因果関係を認めるに足りる証拠はない。

5 エ 就労不能損害

一審原告 33-1 は、避難するまで、鉄鋼を扱う会社の営業職として勤務しており、492万9720円の年収（平成23年、月額41万0810円）を得ていたが、平成24年1月31日に避難のため退職したこと、同年6月から避難先で就労し、平成24年は272万3474円の収入（うち、30万4000円は前職によるもの）があったこと、平成25年は532万8102円の収入があったことが認められる（甲D33の1、33の4の1～4）。そうであれば、平成25年には収入減少が認められないが、平成24年2月から同年12月31日までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められるから、避難
10 前の基礎収入（月額41万0810円）を基準として、209万9436円（＝41万0810円×11－（272万3474円－30万4000円））の就労不能損害が認められる。
15

オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 33-1～3 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件
20 事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、33-1・2 は各30万円、33-3 は60万円が相当である。

一審原告 33-1～3 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

25 (3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、33-1・2 に各12万円、33-3

に72万円をそれぞれ支払い、ADR手続においても、33-1～3に35
8万8130円（うち76万円（33-1・2に対する各8万円、33-3
に対する60万円の合計額）は既払金として控除され、282万8130円
のみ支払われている。）を支払っているところ（争いがない。）、これら既払金
5 合計378万8130円から、33-1に208万7998円、33-2に
98万0132円、33-3に72万円（ただし、60万円の限度。）を、そ
れぞれに生じた損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告33-1に18万4853円（8万0344円と
10 ADR手続分10万4509円の合計額）、33-2に4万0000円、33
-3に0円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号33の認容
額欄記載のとおりである。

32 一審原告34

(1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅・面会交流の経過及びADR手続にお
ける和解については、原判決380頁24行目から381頁25行目までに
記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告34-1～4の京都市への避難には相当性があると認められる
ところ、それに伴う損害のうち、34-1～4が避難した日を含む月であ
る平成24年2月から平成26年1月31日までの2年間に生じた損害
を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、
25 別紙損害額等一覧表の原告番号34記載のとおりである。なお、下記で、
定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、

ADR 手続における和解額（甲 D 3 4 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

5 一審原告 3 4 - 1 ～ 4 が京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 3 4 記載のとおり 6 万 4 0 0 0 円と認められ、これは 3 4 - 2 に生じた損害と認める。

(イ) 引越費用

10 一審原告 3 4 - 1 ～ 4 が避難の際に要した引越費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額は 9 万 2 6 5 0 円と認められ、これは 3 4 - 2 に生じた損害と認める。

(ウ) 一時帰宅費用

15 一審原告 3 4 - 1 ～ 4 が避難生活の際に要した一時帰宅費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 3 4 記載のとおり 3 3 万 2 8 0 0 円と認められ、これは 3 4 - 2 に生じた損害と認める。

20 一審原告 3 4 - 1 ～ 4 は、ADR 手続において合意された平成 2 5 年 3 月までの一時帰宅費用のみならず、同年 4 月以降の一時帰宅費用も損害として認めるべきである旨主張するが、所有する不動産の管理等一時帰宅の必要性を認めるに足る証拠はなく、その一時帰宅費用は本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

(エ) 一審原告 3 4 - 1 の両親の面会及び看病のための交通費

25 一審原告 3 4 - 1 ～ 4 は、3 4 - 1 の両親が、福島県から京都市に、3 4 - 1 ～ 4 との面会や看病のために赴いたことによる交通費も、本件事故と相当因果関係のある損害である旨主張するが、3 4 - 1 の両親において京都市に赴かなければならないような必要性があったとまではい

えず、そのような支出をもって本件事故と相当因果関係がある損害であるということとはできない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

5 一審原告 34-1～4 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、
本件事故と相当因果関係のある支出であるといえ、世帯全員で避難した
ことに鑑みれば、その金額は 15 万円と認めるのが相当であり、これを
34-2 に生じた損害と認める。

(イ) 避難雑費

10 一審原告 34-1～4 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定
し難いさまざまな支出が生じており、これらの支出についても本件事故
と相当因果関係があると認められる。避難雑費としては、平成 24 年 2
月から平成 26 年 1 月 31 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円
の割合により合計 96 万円を要したものと認め、これを 34-2 に生じ
15 た損害と認める。

(ウ) 賃料

 一審原告 34-2 は、平成 27 年 4 月以降の生活において要した家賃
等について、本件事故による損害である旨主張するが、避難をしてから
相当期間が経過した平成 26 年 2 月以降に生じた損害であり、本件事故
20 と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

エ 検査関連費用

 一審原告 34-1～4 が受けた検査関連費用は、本件事故と相当因果関
係のある損害と認められる。その額は、ADR 手続において合意された 1
万 7850 円に加え、平成 26 年 4 月以降に要した 1 万 1230 円(甲 D
25 34 の 7 の 2～6)も含むものとするのが相当であり、これは 34-2 に
生じた損害と認める。

オ 就労不能損害

一審原告 34-2 は、避難前、クリーニング店に勤務しており、平成 23 年の年収は 293 万 0800 円 (月額 24 万 4233 円) であったが、避難時に退職し、避難後は、平成 24 年 4 月に 4 日程度稼働し、同年 7 月 2 日から同年 12 月 20 日まで稼働し、平成 25 年 1 月末からは就職先が安定し始め、平成 25 年の年収は 256 万 2000 円 (月額 21 万 3500 円) となり、平成 26 年以降は避難前の年収を超える収入があることが認められる (甲 34 の 1、34 の 4、34 の 4 の 2～5)。したがって、平成 24 年 3 月から平成 25 年 1 月までの間については、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められるが、安定しなかった就職先での収入が明らかではないから、上記 11 か月間について、避難前の収入額を基準として、その約 3 分の 2 に相当する 179 万円 (≒ 24 万 4233 円 × 11 か月 × 2/3) を就労不能損害と認める (一審原告 34-2 は、当審において就労不能損害を 187 万 4084 円と主張している。)。

カ 精神的損害 (慰謝料)

一審原告 34-1～4 は、自主的避難等対象区域外の居住者であるが、その避難は、自主的避難等対象区域からの平成 24 年 4 月 1 日までの避難と同等の避難とみることができるから、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、34-2 は 30 万円、34-1・3 は各 60 万円、34-4 は、本件事故当時胎児であり、本件事故後出生し、その後避難しているから、30 万円がそれぞれ相当である。

一審原告 34-1～4 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 34-1 に 24 万円、34-2 に 4 万円、34-3・4 に各 28 万円をそれぞれ支払い、ADR 手続においても、34-1～4 に 204 万 3718 円を支払っていることが認められるところ（甲 D 34 の 8 の 1、弁論の全趣旨）、これら既払金合計 288 万 3718 円から、34-1 に 24 万円、34-2 に 208 万 3718 円、34-3・4 に各 28 万円を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 34-1 につき 3 万 6000 円、34-2 に 22 万 3007 円（16 万 3481 円及び ADR 手続分 5 万 9526 円の合計額）、34-3 に 3 万 2000 円、34-4 に 2000 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 34 の認容額欄記載のとおりである。

33 一審原告 35

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅・面会交流の経過については、原判決 385 頁 8 行目から 386 頁 1 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 35-1～5 の平成 23 年 3 月の京都市への避難は、避難の相当性があるところ、それに伴う損害のうち、35-1～5 が避難した日を含む月である平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 35 記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 35-1～5 が平成 23 年 3 月に京都市への避難に要した交通費及び 35-3 が同年 4 月に福島県いわき市へ帰還した交通費（一時立入費用として請求されているが、茨城県の高等学校へ通学するために帰還する費用の一部と解される。）は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その損害額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 35 記載のとおり 35-1 が主張する 4 万 2 0 0 0 円の限度で認めるのが相当である。

(イ) 滞在費（宿泊費等）

滞在費（宿泊費等）については、これを要したと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 一時立入費用

自宅の整理のための一時立入費用は、大人 1 名の 1 回の往復分は本件事故と相当因果関係のあるものと認める。また、35-3 が平成 23 年 4 月から学生寮に居住して茨城県内の高等学校に進学していたことに照らせば、子である 35-3 の学校行事に参加するために、親である 35-1・2 が茨城県の同校や栃木県に赴くことも、面会交流の趣旨に照らして相当であるから（避難元を訪れることを目的とするものではなく、避難の趣旨にも反しない。）、そのために要した費用は、本件事故と相当因果関係がある損害であるというべきである。

当該費用の合計は、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した額の合計の範囲内であり、かつ、35-1 が主張する 20 万円の限度で、これを 35-1 の損害と認める。

その余の一時立入費用については、本件事故と相当因果関係がある損害であると認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具喪失費用

一審原告 35-1 は、京都市への避難によって家財道具を処分せざるを得なかった旨主張するが、新たな家財道具購入費用を損害として認めていることに加えて、その処分が本件事故と相当因果関係のあるものとはいえず、本件事故による損害と認めることはできない。

(イ) 家財道具購入費用

一審原告 35-1 ～ 5 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。そして、35-1 ～ 5 は 35-3 を除く世帯全体で避難しており（35-3 は茨城県に移転し、学校の寮から通学しており、家財道具の購入が必要な別居とは認められない。）、これによる損害額は 15 万円とするのが相当であり、これを 35-1 に生じた損害と認める。一審原告 35-1 は、15 万円は低額に過ぎる旨主張するが、上記金額を超えて本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

エ 避難雑費

一審原告 35-1 ・ 2 ・ 4 ・ 5 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出が生じているものと推認でき、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。避難雑費としては、平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの間、35-1 が求める 36 万 4000 円の限度で、これを 35-1 に生じた損害と認める。

オ 就労不能損害

(ア) 一審原告 35-1 について

避難前はフェンス工の仕事をしており、286 万 5000 円の収入（平成 22 年）を得ていたが、避難時に退職し、避難先で就職したのは避難から 3 年後のことであって、その間は生活保護を受給し、定期的にハローワークに通い、ヘルパー 2 級の資格を取るなどしていたことが認めら

れる（甲D 3 5 の 1 の 1、3 5 の 4 の 1）。そして、避難直後である平成 2 3 年 3 月から相当期間は避難に伴い、就労が困難又はその可能性が低くなっていたというべきであるが、相当期間が経過した後は就業することも可能であったと考えられる。そうであれば、平成 2 3 年 3 月から同年 8 月までの 6 か月間は、避難前の収入額（月額 2 3 万 8 7 5 0 円）の全額を就労不能損害として認めるが、その後は、就労可能性を考慮して、その半額を就労不能損害と認める。その額は、3 5 8 万 1 2 5 0 円（2 3 万 8 7 5 0 円×6 か月＋2 3 万 8 7 5 0 円÷2×1 8 か月）となる。

（イ） 一審原告 3 5 － 2 について

避難前はデイサービスセンターで福祉支援員として働いており、月額 5 万円程度の収入があったが、避難時に退職し、避難先では就労していなかったことが認められる（甲D 3 5 の 1 の 1、3 5 の 4 の 2）。そして、避難直後である平成 2 3 年 3 月から同年 8 月までの 6 か月間は、避難前の収入額（月額 5 万円）の全額を就労不能損害として認めるが、その後は、就労可能性を考慮して、その半額を就労不能損害と認める。その額は合計 7 5 万円（5 万円×6 か月＋5 万円÷2×1 8 か月）となり、平成 2 3 年 3 月中の避難前の収入 4 万 9 2 9 0 円を控除した 7 0 万 0 7 1 0 円が 3 5 － 2 の就労不能損害となる。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 3 5 － 1 ～ 5 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、3 3 － 1 ・ 2 は各 3 0 万円、3 3 － 3 ～ 5 は各 6 0 万円が相当である。

一審原告 3 5 － 1 ～ 5 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

（3） 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 35-1・2 に各 20 万円、
35-3～5 に各 72 万円をそれぞれ支払っているところ（乙 D 35 の 4、
弁論の全趣旨）、これらの既払金を、それぞれの損害金に充当するのが相当で
ある（ただし、35-3～5 については各 60 万円の限度。）。

5 (4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 35-1 に 44 万 3725 円、35-2 に 8 万 0
071 円、35-3～5 に各 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

10 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 35 の認容
額欄記載のとおりである。

34 一審原告 36

(1) 世帯の概要

15 一審原告 36-1 は、昭和 20 年 2 月 21 日生まれの男性、36-2 は昭
和 23 年 8 月 1 日生まれの女性であり、36-1・2 は夫婦である。本件事
故当時、36-1・2 は、36-2 の母とともに、福島県田村郡 k1 町におい
て自宅（持ち家）に居住していた。なお、36-2 の母は、平成 27 年 10
月 27 日、死亡した。（甲 D 36 の 1、36 の 2 の 1、一審原告 36-2 本人）

(2) 避難の経緯

20 ア 一審原告 36-2 は、平成 23 年 3 月 17 日、福島県田村郡 k1 町から東
京都へ避難したが、同年 6 月 10 日には福島県田村郡 k1 町へ帰還した。3
6-2 は、その後、平成 23 年 12 月を超えて、平成 24 年 3 月までの間、
福島県田村郡 k1 町において生活しており、その後の東京都、大阪府を經由
して京都市へ避難した。

25 イ 一審原告 36-1 は、36-2 が東京都に避難した後も福島県田村郡 k1
町の自宅に居住し、平成 23 年 12 月を超えて平成 24 年 5 月 1 日に至っ
て、京都市へ避難した。

(3) ADR 手続における和解

一審原告 36-1・2 と一審被告東電との間では、平成 28 年 8 月 4 日、
本件事故に関する損害の一部について、一審被告東電が 33 万 0 4 2 4 円の
支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金 16 万円を除いた
5 残額の 17 万 0 4 2 4 円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。
なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に
何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目について
は、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途
損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。(乙 D 36 の 1)

(4) 損害額

ア 概要

一審原告 36-2 の東京都への避難は相当であると認められる。これに
対して、36-2 の大阪府への避難及び京都市への移転並びに 36-1 の
京都市への避難にかかる損害は、本件事故と相当因果関係のある損害とは
15 認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表
の原告番号 36 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定では
ないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続におけ
る和解額 (乙 D 36 の 1) を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 避難費用

一審原告 36-2 の東京都への避難に要した交通費は、別紙避難経路
等一覧表の原告番号 36 記載のとおり、1 万 5 2 0 0 円の範囲で本件事
20 故と相当因果関係のあるものとして、これを 36-2 に生じた損害と認
める。

(イ) 面会交通費用

一審原告 36-2 が面会交流に要した費用は、別紙避難経路等一覧表

の原告番号 36 記載のとおり、3 万 3 6 0 0 円の範囲で本件事故と相当因果関係のあるものとして、これを 36-2 に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

5 ウ 生活費増加費用

 (ア) 家財道具購入費用

 一審原告 36-2 が、東京都への避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そして、36-2 の避難に伴い、36-1 との世帯分離が生じていることから、その金額は 30 万円とし、36-2 に生じた損害と認める。

 (イ) 二重生活に伴う生活費増加費用（一般）

 一審原告 36-1・2 は、36-2 の避難に伴い、平成 23 年 3 月 17 日から 6 月 10 日までの間、世帯分離が生じており、水道光熱費等の生活費が増加したものと推認できる。世帯分離による生活費増加費用としては、世帯分離していた上記期間につき、合計 9 万円を 36-2 に生じた損害と認める。

 (ウ) 生活費増加費用（食費増加分）

 食費の増加分については、上記二重生活に伴う生活費増加費用に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

20 (エ) 共益費

 一審原告 36-1・2 が、平成 24 年 5 月以降、避難先において支払った共益費は、避難の相当性が認められない大阪府及び京都市への避難に伴うものであるから、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

25 エ 避難雑費

 一審原告 36-2 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難い

さまざまな支出が生じており、これらの支出についても本件事故と相当因果関係があると認められる。36-2が避難していた平成23年3月から同年6月30日までの間、1か月当たり1万円の割合による合計4万円を36-2に生じた損害と認める。

5 オ 放射線検査費用・検査交通費

一審原告36-2は、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として6792円を、検査のための交通費（Zクリニックへの往復費用）として2640円を、それぞれ支出したことが認められる（甲D36の7の6・8・11）。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた36-2が、身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用及び検査交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、36-2に生じた損害と認める。

カ 精神的損害（慰謝料）

一審原告36-1・2は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各30万円が相当である。

一審原告36-1・2は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

20 (5) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告36-1・2に各12万円を支払っていること、ADR手続において、36-1・2に対して33万0424円（うち16万円（36-1・2に対する各8万円）は既払金として控除され、17万0424円のみ支払われている。）を支払っていることが認められるところ（乙D36の1・4・7、弁論の全趣旨）、これらの既払金合計41万0424円から、36-1に12万円、36-2に29万0424円

を、それぞれの損害額に充当するのが相当である。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 36-1 につき 1 万 8 0 0 0 円、36-2 につき、
5 万 9 4 0 5 円（4 万 9 7 8 1 円と ADR 手続分 9 6 2 4 円の合計額）をそ
れぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 36 の認容
額欄記載のとおりである。

35 一審原告 37

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過は、原判決 393 頁 25 行目
から 394 頁 17 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 37-1・2 の平成 23 年 3 月の福島県会津若松市への避難は
避難の相当性が認められるが、同年 12 月を超えて平成 25 年 4 月にした
京都市への避難は、避難の相当性を欠く。したがって、避難に伴う損害の
うち、福島県会津若松市への避難にかかる交通費については、相当因果関
係のある損害と認めるが、その余の損害は本件事故と相当因果関係のある
ものとは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額
等一覧表の原告番号 37 記載のとおりである。

イ 交通費

一審原告 37-1・2 の福島県会津若松市への避難に要した交通費は、
本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額は、別紙避難
経路等一覧表の原告番号 37 記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車）
の額を修正した合計 1 万 6 0 0 0 円とし、これを 37-1 に生じた損害と
認める。

ウ 避難した娘家族との面会費用

一審原告 37-1・2 は、自らの避難とは関係なく、娘である一審原告 25-2 の家族の避難の手伝いや育児の援助のために要した費用を損害と主張するが、子や孫に対する援助であって、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 逸失利益

一審原告 37-1・2 は、37-1 が本件事故前から営んでいた有限会社（観光業）の売上げが本件事故によって減少し、平成 26 年 5 月に廃業のやむなきに至ったとして、同年 4 月以降の役員報酬相当額を損害と主張している。しかし、上記有限会社は、平成 26 年 3 月 31 日に旅行業の登録期間が終了している上、37-1 は当時 70 歳に達していた一方で（甲 D 37 の 1、一審原告 37-1 本人）、福島県の観光客入込数は、平成 24 年から平成 27 年にかけて回復してきていたことも認められるから（乙 D 共 144 の 1～3）、本件事故と上記有限会社の廃業との間に相当因果関係があるとまでは認められない。したがって、平成 26 年 4 月以降の役員報酬相当額が、本件事故と相当因果関係のある逸失利益であると認めることもできない。

オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 37-1・2 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料としては、各 30 万円が相当である。

一審原告 37-1・2 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告 37-1 に 210 万 9285 円を支払っており

(争いがない。)、これは損害額を上回るから、未払額はないこととなる。また、一審被告東電は、37-2に合計20万円を支払っており(争いがない。)、その残余额は10万円となる。37-1への支払額は、37-1の被った損害を賠償するためのものであり、37-2が被った精神的損害を賠償する趣旨は含まれないから、これを37-2の精神的損害に充当すべき根拠はない。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告37-1について0円、37-2について1万円を相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号37の認容額欄記載のとおりである。

36 一審原告38

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過については、原判決396頁14行目から397頁12行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害額

ア 概要

一審原告38の平成23年3月の広島県及び引き続いての佐賀県への避難は相当であるが、同年8月の京都市への避難は、本件事故と相当因果関係のある避難ではない。したがって、広島県及び佐賀県への避難にかかる損害は相当因果関係のある損害と認めるが、その余の損害は本件事故と相当因果関係のあるものとは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号38記載のとおりである。

イ 避難費用（移動交通費）

一審原告38の広島県への避難に要した交通費（福島県大沼郡n2町への帰宅費用も含む。）は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

また、飛行機の都合等により、一旦広島県の友人宅で避難生活をしていましたが、その後親戚の家があり、当初の避難目的地であった佐賀県へ移転したことは、避難の一環ともいうことができるので、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 38 記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車、
5 自家用車以外）の額を修正した合計 9 万 0 4 0 0 円と認める。一審原告 38 において、これを超える金額を要したと認めるに足りる証拠はない。

ウ ガイガーカウンター購入費用

一審原告 38 は、平成 23 年 7 月頃、被ばくによる身体への影響を懸念し、周囲の空間線量を計測するため、ガイガーカウンターを購入し、その
10 費用として 4 万 9 8 0 0 円を支出したことが認められる（甲 D 38 の 6 の 2）。38 が、本件事故の直後、放射性物質が飛散する等の恐怖にさらされたことを踏まえると、周囲の空間線量を確かめる行動をとるのは合理的といえるから、当該費用は本件事故と相当因果関係のある損害と認める。なお、38 は、平成 25 年 1 2 月頃にもガイガーカウンターを購入したことが認められるが（上記証拠）、同年 4 月、イギリスに移転した後であり、新たにガイガーカウンターを購入する必要性は認められないから、当該購入
15 費用は本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 38 について、広島県及び佐賀県への避難は相当であるが、京都市への避難は相当といえない。そして、一審原告 38 は、自主的避難等対象区域外の居住者ではあるが、その避難元の当初の空間線量がやや高く、子どもを伴っていたため、自主的避難等対象区域の居住者に準じて本件事故当初の避難は相当と認められることからすれば、平穏な生活が害された
20 というべきであり、その精神的苦痛を慰謝する金額としては 10 万円が相当であると認める。
25

一審原告３８は、上記金額があまりに低額であるとして、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

5 (3) 弁護士費用

弁護士費用は、２万４０２０円を相当と認める。

(4) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号３８の認容額欄記載のとおりである。

10 37 一審原告３９

(1) 世帯の概要については、原判決３９９頁２行目から１１行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 避難の経緯

15 一審原告３９は、平成２３年３月１３日、知人から、自衛隊に勤務する親戚から子どもを連れて逃げるよう言われたと聞いたため、インターネット等で本件事故のことなどを調べて放射線への恐怖を抱き、同月１４日、中国の退避勧告を知り、新潟の中国大使館まで避難することを決意し、新潟県へ避難し、翌１５日、京都市へ移転したが、同月２０日、福島県田村郡k1町の自宅へ戻った。その後、平成２３年４月４日から同月１９日まで中国にある実家を訪れ、いったん帰国したが、同年５月７日からオーストラリアを経由して再度中国に渡航していた。

20 一審原告３９は、平成２４年１月１５日、長女とともに帰国し、自宅において生活し、長女も、小学校に通学していたが、同年２月８日、長女を中国に連れて行き、同年３月２日、単身で帰国した。

25 一審原告３９は、平成２４年４月頃、夫と離婚し、同年５月１日、単身で京都市に移転し、同年９月以降は、帰国した長女と生活をしている。

(甲D 39の1・1の2、39の2の1～4、39の7の5、一審原告39
本人)

(3) 損害

ア 概要

5 一審原告39の平成23年3月の新潟県及び京都市への避難は相当であ
ると認められ、避難交通費については相当因果関係のある損害と認める。
また、同年4月から平成24年1月までの中国への渡航に関連して生じた
損害のうち、中国への交通費は本件事故と相当因果関係のある損害とはい
えないが、避難のために生じたと考えられるその他の損害については、本
10 件事故と相当因果関係のある損害と認める。その後の移転等に伴う損害は、
本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。当裁判所が
認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号39記載のと
おりである。

イ 避難費用

15 (ア) 避難交通費用

一審原告39の平成23年3月の新潟県への避難及びそれに続く京都
市への移転に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認
められる。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号39記載のと
おり標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した合計
20 5万3600円と認める。

一審原告39が、平成23年4月4日から同月19日まで及び同年5
月7日から平成24年1月15日までの間に中国に渡航しているところ、
これらについて、避難自体の相当性は認められるとしても、中国への渡
航が必要であったとはいえず、その渡航費用は本件事故と相当因果関係
25 がある支出であるとはいえない。

また、一審原告39は、平成24年1月15日に帰国する際、本件事

故前である平成２２年８月から中国国内に居住していた長女を連れ帰り、同年２月８日までの間、福島県内に滞在させており、その頃において放射線の被ばくを回避するために避難をしなければならないという必要性を認識していたとは考え難く、その頃には本件事故の収束が宣言されていたことも併せ考慮すると、平成２４年１月に帰国してから一審原告３
５ ９に生じた損害については、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。したがって、平成２４年５月に要した福島県田村郡ｋ１町から京都市への移転についても、避難の相当性は認められず、その費用の支出は本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

10 (イ) 面会交通費

一審原告３９が主張する面会交流や一時帰宅に関する交通費は、いずれも平成２４年３月以降のものであり、本件事故と相当因果関係のある支出であるとはいえない。

(ウ) 家財宅配費用

15 一審原告３９が主張する家財宅配費用は、平成２４年５月の京都への移転に関連して生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

ウ 生活費増加費用

(ア) パソコン及びまくら等購入費用

20 一審原告３９が購入したパソコン及びまくら等の家財道具購入費用（甲３９の６の２の１～４）は、平成２６年１月から平成２７年１２月に支出されたものであって、本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。

(イ) 生活費増加費用（共益費）

25 平成２４年５月以降の京都市への移転に関連する支出であり、本件事故と相当因果関係のある損害であるであるとは認められない。

エ 避難雑費

一審原告 39 は、避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらの支出のうち、避難の相当性が認められる平成 23 年 3 月から平成 24 年 1 月までの 11 か月間について、月額 1 万円の限度(合計 11 万円)で損害と認める。

オ 就労不能損害

一審原告 39 は、平成 23 年 3 月まで契約社員として稼働し、平成 22 年には 210 万 7692 円の給与収入(月額 17 万 5641 円)があったものと認められる。同月中については、収入の減少があったとは認められないが、同年 4 月以降については、契約更新の可能性がある、避難の相当性が認められる平成 24 年 1 月までについて、就労不能損害を認める。その金額は、175 万 6410 円(17 万 5641 円×10 か月)となる。

カ 精神的損害(慰謝料)

一審原告 39 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、30 万円が相当である。

一審原告 39 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(4) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告 39 に対して 12 万円を支払っていることが認められ(乙 D 39 の 5、弁論の全趣旨)、この既払金を上記損害額に充当するのが相当である。

なお、一審原告 39 は、その夫(当時)やその母とともに、長女の生活の本拠が中国にあったのに、本件事故当時、長女が福島県田村郡 k1 町に居住していたかのように装って損害賠償を請求し、一審被告東電の長女に対する賠

償金として、一審原告 39 が 72 万円を受領していると認められる(一審原告 39 本人)。しかし、これは長女に対して支払われたものであり、その請求が不当なものであって、一審原告 39 又は長女が一審被告東電に返還又は賠償すべきものであるとしても、本手続において 39 に生じた損害から控除することは相当でない。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、21 万 000 1 円を相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 39 の認容額欄記載のとおりである。

38 一審原告 40

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過については、原判決 403 頁 14 行目から 404 頁 7 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 40 並びに長男及び長女の平成 23 年 3 月から同年 4 月にかけての栃木県への避難及び埼玉県への移転は相当であるが、平成 24 年 6 月の京都市への避難は本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。したがって、栃木県への避難及び埼玉県への移転にかかる損害を相当因果関係のある損害と認め、その余の損害は本件事故と相当因果関係のあるものとは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 40 記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告 40 の栃木県への避難に要した交通費(帰還費用も含む。)は、

本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、埼玉県への移転は、妹の友人宅で避難生活をしていたことから、アパートを借りて住むために埼玉県へ移動したものであるから、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号40記載のとおり標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正した額による合計3万9200円と認めるのが相当である。なお、長男及び長女の埼玉県からの帰還は、一審原告40が迎えに行っているが、長男及び長女が年少者であることを考慮し、その費用も一審原告40の上記損害額に含める。

(イ) 住居費、引越費用及び家財道具購入費用

栃木県への避難及び埼玉県への移転は短期間であり、住居費、引越費用及び家財道具購入費用について損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 一時立入費用

一審原告40は、平成24年6月の京都市への避難以降に生じた一時立入費用を請求しているが、同避難は、避難の相当性があるものではないから、本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 避難雑費

一審原告40は、避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらの支出のうち、避難の相当性が認められる平成23年3月から同年4月までの2か月間（一審原告40は3月分のみ。）について、一人月額1万円の限度（合計5万円）で一審原告40の損害と認める。

一審被告東電は、長男及び長女に対して生活費増加分を含めて各60万円を支払っているから、長男及び長女の避難に伴って生じた費用を一

審原告４０の損害と認定する余地はない旨主張する。しかし、長男及び長女に支払われた各６０万円に、一審原告４０が支出を要したと推認できる避難雑費等に関する賠償が含まれていたと断ずることはできない。

(イ) ガイガーカウンター購入費用

5 一審原告４０が、ガイガーカウンター購入費用を支出したと認めるに足る証拠はない。

エ 精神的損害（慰謝料）

一審原告４０は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、３０万円が相当である。

一審原告４０は、長女がパニック障害を発症していることなど様々な事情を慰謝料額の増額事由として主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではない。

15 (3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告４０並びに長男及び長女に対して、合計１５６万円を支払っているところ、そのうち、長男及び長女への支払額が各７２万円であり、一審原告４０への支払額は１２万円であると認められるから（乙D４０の７）、これを一審原告４０の損害額に充当するのが相当である。一審被告東電が、一審原告４０の長男及び長女に対して支払った各７２万円を、一審原告４０に生じた上記損害に充当すべき理由はない。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、２万６９２０円を相当と認める。

(5) まとめ

25 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号４０の認容額欄記載のとおりである。

39 一審原告42

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時立入りの経過については、原判決406
頁11行目から407頁6行目までに記載のとおりであるから、これを引用
する。ただし、一審原告42(被承継人)は、令和3年5月15日死亡し、そ
5 の子が同人を相続している。

(2) 損害

ア 概要

一審原告42の平成23年3月14日の福島県大沼郡 n3 村への避難及
び同月19日の新潟県への移転及び同年4月1日の新潟県内での移転は
10 いずれも相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、福島県
大沼郡 n3 村へ避難した日を含む月である平成23年3月から平成25年
2月28日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認め
る。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号
42記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告42の福島県大沼郡 n3 村への避難に加え、同村から新潟県
への移転及び同県内での移転は、いずれも避難直後であり、生活の安定
を図るためといえ、これらに要した費用は、本件事故と相当因果関係の
20 ある損害と認められる。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号
42記載のとおり標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額によ
り合計1万9200円とし、これを42に生じた損害と認める。その余
の避難、移転費用については、本件事故と相当因果関係のある損害とは
認められない。

(イ) 滞在費(宿泊費)、引越費用、一時立入交通費及び一時立入滞在費

一審原告42の主張する滞在費(宿泊費)、引越費用及び一審原告42

が仕事等のため一時帰宅に要した費用は、いずれも平成25年3月以降に生じたものであり、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

5 一審原告42は、自ら理事長を務めるNPO法人の引継ぎ等のため遠方への避難ができず、平成25年10月に本格的に避難に至ったものである旨主張するが、平成23年12月には本件事故の収束が宣言されていたことなどを踏まえると、平成25年10月に至ってからの避難は避難の相当性を欠く。

ウ 生活費増加費用

10 (ア) 家財道具購入費用及び家賃差額

家財道具購入費用及び家賃差額の損害については、いずれも、京都市に移転してからの費用支出であり（甲D42の3の4）、平成25年3月以降に生じた損害であることからすれば、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

15 (イ) 放射線量検査費

一審原告42は、全身放射能測定費用として6000円、食品等の測定費用として1万円及びガイガーカウンター購入費用として27万8000円を支出した旨主張し、全身放射能測定検査及び食品等の検査（甲D42の7の2・3）を行った事実は認められるが、これらに要した費用については証拠がなく、また、ガイガーカウンターを購入した事実についても証拠がないから、これらの損害を認めることはできない。

(ウ) 医療費（診断書料）

一審原告42が、医療費（診断書料）として4200円を支出した事実は認められるが（甲D42の7の1）、これは入院費の還付を受けるためのものであって、本件事故との相当因果関係のある損害とは認められない。また、これが、平成25年3月以降に生じた損害であり、その点

からも本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 避難雑費

一審原告 4 2 は、福島県大沼郡 n3 村又は新潟県での避難生活のため、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認
5 でき、これらの支出のうち、避難の相当性が認められる平成 2 3 年 3 月から平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの間、1 か月当たり 1 万円の限度(合計 2 4 万円)で損害と認める。

オ 精神的損害(慰謝料)

一審原告 4 2 は、自主的避難等対象区域の居住者であるが、全身性の障害であるビタミン D 抵抗性くる病に罹患し、1 種 1 級の障害等級認定を受け、介護度 4 の状態であって、日常生活においては、車いすを利用しており、避難生活の中では、微熱、吐き気、下痢などの体調不良となったり、急激な体重の減少(30 kg から 27 kg へ。最低は 23 kg。)により、救急車で病院に運ばれたりしており、避難生活の負担及び苦痛は、健常者に比較
10 してもはるかに大きいといわざるを得ない。
15

したがって、慰謝料を増額すべき特段の事情が認められるから、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、40 万円を認める。

一審原告 4 2 が、慰謝料増額の根拠として主張するその他の事由は、本
20 件事故と相当因果関係が認められないか、慰謝料を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告 4 2 に 12 万円を支払っていることが認められ
(乙 D 4 2 の 7、弁論の全趣旨)、この既払金を原告に生じた損害額に充当する
25 ののが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、5万3920円を相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号42の認容額欄記載のとおりである。

5 40 一審原告43

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時立入りの経過については、原判決409頁24行目から410頁20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

10 ア 概要

一審原告43-1～4の山形県及び京都市への各避難は相当であるといえ、山形県への避難をした平成23年5月から平成25年4月30日までの損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号43記載のとおりである。

15 イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告43-1～4の山形県及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号43記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正した額により合計4万3200円とし、これを43-1に生じた損害と認める。

20

北海道への移動は、短期間の保養を目的としており、避難とはいえず、これに要した費用は、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

25 (イ) 引越費用

一審原告43-1～4は、京都市へ避難した際、引越代金合計19万

7300円を要しているが（甲D43の7の1、43の7の2）、17万2000円を東日本大震災復興支援財団から受領し、前記引越代金の損害に補填したため、その残額は2万5300円であることが認められる。当該避難は相当であるから、引越代金の損害残額も本件事故と相当因果関係のある損害として、これを43-1に生じた損害と認める。

5 (ウ) 一時立入費用

一審原告43-1～4が帰省等のため、一時帰宅に要した費用については、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(エ) 家財道具価値喪失損害

10 一審原告43-1は、放射性物質による被ばくによって、家財道具の価値が喪失した旨主張するが、そのような価値の滅失を認めるに足りる証拠はない。ただし、43-1～4が世帯全体で避難したことにより要した家財道具購入費用については、15万円の限度で本件事故と相当因果関係のあるものとし、これは43-1に生じた損害と認める。

15 (オ) 避難雑費

一審原告43-1～4は、避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらの支出のうち、避難の相当性が認められる平成23年5月から平成25年4月までの2年間、一人月額1万円（合計96万円）の限度で43-1の損害と認める。

20 ウ 生活費増加費用（放課後預かり）

一審原告43-1は、避難に伴い、祖父母の援助がなくなったため、障害のある43-3を預かってもらう必要があったとして、その預かり費用を支出した旨主張する。そして、43-3の障害程度などを踏まえれば、その必要性は認められるが、支出があることが明らかであるのは、避難継続の相当性が認められない平成25年12月以降であって（甲D43の6の1）、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 就労不能損害

5 一審原告４３－１は、避難前、介護職員として勤務しており、月額２６万１３４０円（日額８７１１円、平成２３年４月）の収入があったが、平成２４年２月２９日に退職し、同年３月２３日から避難先において就労していることが認められる（甲Ｄ４３の１、４３の４の１）。したがって、平成２４年３月１日から同月２２日までの２２日間について、避難に伴い就労が困難となっていたものと認められるから、避難前の基礎収入（日額８
7 1 1 円）を基準として、１９万１６４２円（＝８７１１円×２２）の就労不能損害が認められる。

10 オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告４３－１～４は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、４３－１・２は各３０万円、４３－４は６０万円が相当である。４３－３は重度の障害を抱えており、環境への順応に時間を要すること、転居の際には受
15 入先の状況の確認を要するなど、避難が困難となる特別の事情があるといえ、その精神的苦痛を慰謝する額としては７０万円が相当である。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告４３－１・２に各８万円、４３－３・４に各６
20 ０万円を、それぞれ支払っているところ（争いがない。）、これらの既払金を各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告４３－１に１５万９０１４円、４３－２に２万２
0 0 0 円、４３－３に１万円、４３－４に０円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

25 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号４３の認容額欄記載のとおりである。

4 1 一審原告 4 4

- (1) 世帯の概要、避難の経緯、面会交流の経過及びADR 手続における和解については、原判決 4 1 3 頁 1 5 行目から 4 1 5 頁 1 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

5 (2) 損害

ア 概要

一審原告 4 4 - 1 ~ 3 の山口県への避難、4 4 - 2 のその後の福島市への帰還、その後の山形県への移転及びその後の徳島県への移転は相当であるところ、避難に伴う損害のうち、山口県へ避難した日を含む月である平成 2 3 年 3 月から平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 4 4 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額（甲 D 4 4 の 8 の 8）を根拠とした認定である。

15 イ 避難費用

(ア) 避難交通費

一審原告 4 4 - 1 ~ 3 の平成 2 3 年 3 月の山口県への避難は相当性が認められ、同年 4 月の山口県から福岡県への移転についても、一時的な避難から長期的な避難を見据えての移動であって相当性が認められる。

また、一審原告 4 4 - 2 は、平成 2 3 年 4 月に福岡県から福島市に帰還し、同年 5 月に山形県に移転した後、平成 2 4 年 4 月に徳島県に移転したと認められるが、これについても本件事故と相当因果関係があるといえる。したがって、これらの避難及び移転に要した費用は、本件事故と相当因果関係のあるものといえ、別紙避難経路等一覧表の原告番号 4 4 記載のとおり、合計 2 3 万 5 7 6 8 円を 4 4 - 2 に生じた損害と認める。

(イ) 面会交通費

一審原告 44-2 が 44-3 との面会交流に要した費用は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 44 に記載の 195 万 2540 円の範囲で本件事故と相当因果関係があるといえ、これを 44-2 に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(ウ) 宿泊費

一審原告 44-1 ～ 3 が避難に要した宿泊費は、4 万 3053 円の範囲で本件事故と相当因果関係があるといえ、これを 44-2 に生じた損害と認める。その余の宿泊費については、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(エ) 引越関連費用

一審原告 44-1 ～ 3 の避難生活の際に要した引越関連費用は、36 万 8932 円の範囲で本件事故と相当因果関係があるといえ、これを 44-2 に生じた損害と認める。その余の費用については、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(オ) 自動車に要した費用

一審原告 44-2 が自動車に要した費用（一審原告 44-2 が、通勤での被ばくを避け、余震などによる次の危機的状況が来た場合の備えのために、新たに自動車を購入した費用等）は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(カ) 避難雑費

一審原告 44-1 ～ 3 は、避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらの支出のうち、避難の相当性が認められる平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度(合計 72 万円)で、44

－２に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 二重生活に伴う生活費増加費用

一審原告４４－１・３と４４－２は、平成２３年４月から、避難のため世帯を分離して生活することになり、水道光熱費等の生活費が増加したものと推認できる。世帯分離していた期間の生活費増加費用として合計７０万５０００円を、４４－２に生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

一審原告４４－１・３が避難の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、４４－２と世帯分離したことを踏まえると、その損害額は３０万円と認めるのが相当であり、これを４４－２に生じた損害と認める。

(ウ) 住居費

一審原告４４－１・３及び４４－２が、それぞれ避難生活のために要した住居費は、本件事故と相当因果関係のある支出であると認められる。その金額は合計３９万８９００円であり、これを４４－２に生じた損害と認める。

(エ) 共益費

一審原告４４－１・３が避難生活の際に要した共益費の支出は、本件事故と相当因果関係があり、その金額１万４０００円は４４－２に生じた損害と認める。

(オ) 謝礼

一審原告４４－１・３が避難生活の際に滞在先にした謝礼の支出は、本件事故と相当因果関係があり、その金額１０万円は、４４－２に生じた損害と認める。

(カ) 交通費

一審原告４４－２が、福島市から山形市に避難したことにより増加した通勤交通費は、本件事故と相当因果関係のある支出であり、その金額８万９９００円は４４－２に生じた損害と認める。

エ 除染費用

5 一審原告４４－１～３が購入した除染道具の購入費用は、本件事故と相当因果関係のある支出と認められ、その金額１万５０００円は４４－２に生じた損害と認める。上記金額を超えて除染道具を購入する必要があったとは認められない。

オ 精神的損害（慰謝料）

10 一審原告４４－１～３は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、４４－１・２は各３０万円、４４－３は６０万円が相当である。

一審原告４４－１～３が、慰謝料増額の根拠として主張するその他の事由は、本件事故と相当因果関係が認められないか、慰謝料を増額すべき事情とまではいえない。

15

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、４４－１・２に各１２万円、４４－３に７２万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、４４－１～３に４９４万７１８６円（うち７６万円（４４－１・２に対する各８万円、
20 ４４－３に対する６０万円の合計額）は既払金として控除され、４１８万７１８６円のみ支払われている。）を支払っていることが認められるところ（甲D４４の８の８、乙D４４の６、弁論の全趣旨）、これら既払金合計５１４万
7186円から、４４－１に１２万円、４４－２に４３０万７１８６円、４
4－３に７２万円（ただし、６０万円の限度。）を、それぞれの損害額に充当
25 するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告４４－１に１万８０００円、４４－２に２３万７
６８４円（９万３５９１円とＡＤＲ手続分１４万４０９３円の合計額）、４４
－３に０円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

5 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号４４の認容
額欄記載のとおりである。

4 2 一審原告４５

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び面会交流の経過は、原判決４１８頁２４行目
から４１９頁１５行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

10 (2) 損害

ア 概要

一審原告４５－２・３の平成２３年３月の東京都への避難及び同年７月
の京都市への移転はいずれも相当であると認められるところ、避難に伴う
損害のうち、東京都へ避難した日を含む月である平成２３年３月から平成
15 ２５年２月２８日までの２年間に生じた損害を本件事故と相当因果関係
のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等
一覧表の原告番号４５記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

20 a 避難交通費

一審原告４５－２・３の東京都への避難及び京都市への移転に要し
た交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避
難経路等一覧表の原告番号４５記載のとおり、標準交通費一覧表（自
家用車以外）の額を修正した額により合計２万６４００円とし、これ
25 を４５－１に生じた損害と認める。

b 面会交流交通費

一審原告４５－１と４５－３との面会交流に要した費用は、平成２５年２月までの間のものについて本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号４５記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正した額により、

５ １３回分合計４８万１６００円とし、これを４５－１に生じた損害と認める。平成２４年８月の面会交流については主張立証がない。また、その余の面会交通費については、本件事故と相当因果関係がある損害とはいえない。

ｃ したがって、交通費として合計５０万８０００円を一審原告４５－

１０ １に生じた損害と認める。

（イ）家財道具移動費用

一審原告４５－２・３が京都市へ移転するに際して、平成２３年７月１７日に、家財道具移動費用として１万７４４０円を要したことが認められる（甲Ｄ４５の６の１０）。４５－２・３の京都市への移転に際して

１５ 家財を移動させる費用も、本件事故と相当因果関係のあるものとして、これを４５－１に生じた損害と認める。その余の家財道具移動費用について、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

（ア）家財道具購入費用

一審原告４５－２・３が避難生活の際に購入した家財道具の購入費用として支出したと主張する５万１８７９円（甲Ｄ４５の６の１～９、弁論の全趣旨）は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、全額を４

２０ ５－１に生じた損害と認める。

（イ）生活費増加費用（二重生活）

一審原告４５－１と４５－２・３は、平成２３年３月から、避難のため世帯を分離して生活することになり、水道光熱費等の生活費が増加し

２５

たものと推認できる。世帯分離していた期間の生活費増加費用として、
1 か月当たり 2 万円を認め、合計 4 8 万円を 4 5 - 1 に生じた損害と認める。

(ウ) 駐車場代

5 一審原告 4 5 - 2 ・ 3 の避難に伴い駐車場代の支出を要したと認める
に足りる証拠はない。

エ 就労不能損害

一審原告 4 5 - 1 は、本件事故前、行政のイベントを企画運営する会社
に就労しており、平成 1 3 年の年収は 3 6 9 万 9 1 0 0 円であったが、平
10 成 2 3 年 6 月整理解雇された事実が認められる(甲 D 4 5 の 1、4 5 の 4
の 1)。しかし、一審原告 4 5 - 1 が勤務していたのは行政のイベントを企
画運営する会社であり、その経営状態は、本件事故がなくても、震災や津
波により多大な影響を受けたことが推認でき、4 5 - 1 が整理解雇された
原因が、本件事故によるものであるとまでは認められない。また、4 5 -
15 1 が提出する本件事故前の給与所得の源泉徴収票は、平成 1 3 年のもの
だけであり、これをもって本件事故当時の収入を証するものということも
できない(収入額は、源泉徴収票によらずとも、所得証明書、課税証明書等
により容易に立証可能であったはずである。)。そうすると、一審原告 4 5
- 1 に、本件事故による減収があったとは認めるに足りない。

20 オ 避難雑費

一審原告 4 5 - 2 ・ 3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し
難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらの支出のうち、避難
の相当性が認められる平成 2 3 年 3 月から平成 2 5 年 2 月までの 2 年間、
一人月額 1 万円(合計 4 8 万円)の限度で 4 5 - 1 の損害と認める。

25 カ 精神的損害(慰謝料)

一審原告 4 5 - 1 ～ 3 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件

事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、４５－１・２は各３０万円、４５－３は６０万円が相当である

一審原告４５－１～３は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告４５－１に１８万３７３２円、４５－２に３万円、４５－３に６万円を、それぞれ相当と認める。

(4) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号４５の認容額欄記載のとおりである。

４３ 一審原告４６

(1) 一審原告４６－１～５が居住していた地域は、自主的避難等対象区域にも指定されておらず、近隣の空間放射線量もさほど高くなく、避難の相当性は認められない。また、本件原発からの距離や空間放射線量等に照らし、客観的にみて、本件事故により、平穏な生活という法的利益を侵害されたと評価することもできず、慰謝料請求も理由がない。

(2) したがって、その余の点について判断するまでもなく、別紙損害額等一覧表の原告番号４６記載のとおり、その請求は理由がない。

４４ 一審原告４７

(1) 一審原告４７が居住していた仙台市 u1 区は、自主的避難等対象区域にも指定されておらず、本件原発までの距離は約８９kmあり、避難指示等対象区域や自主的避難等対象区域とも近接しておらず、観測された空間放射線量もさほど高いとはいえず、避難の相当性が認められない。

したがって、その避難のために要した支出は、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

(2) また、一審原告 47 は、長男及び長女の被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用を支出したことが認められるが（甲 D 47 の 7 の 1～4）、本件原発までの距離や空間放射線量等の状況を踏まえれば、その必要性があったとはいえず、検査費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

(3) 一審原告 47 において、その居住地等に照らし、客観的にみて、本件事故により平穏な生活という法的利益を侵害されたと評価することはできず、一審原告 47 の慰謝料請求も理由がない。

(4) したがって、その余の点について判断するまでもなく、別紙損害額等一覧表の原告番号 47 記載のとおり、その請求は理由がない。

45 一審原告 48

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅・面会交流の経過は、原判決 428 頁 3 行目から 429 頁 7 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告 48-1～3 の平成 23 年 3 月の福島県会津若松市への避難及び 48-1～4 の京都市への避難（48-2～4 は同年 6 月、48-1 は同年 8 月）は、いずれも相当性が認められるが、48-5・6 の京都市への避難（48-5 は平成 26 年 2 月、48-6 は平成 27 年 9 月）は、避難の相当性が認められず、本件事故と相当因果関係のあるものではない。

48-1～4 の避難に伴う損害のうち、福島県会津若松市への避難交通費及び 48-2～4 が京都市へ避難した日を含む月である平成 23 年 6 月から平成 25 年 5 月 31 日までの 2 年間に生じた損害を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 48 記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

a 避難交通費

5 一審原告４８－１～３の福島県会津若松市への避難及び４８－１～４の京都市への避難に要した交通費は、本件において請求されていない。

４８－５・６の避難交通費は、その避難時期に照らし、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

b 面会交流交通費

10 一審原告４８－３の父母である４８－１・２は４８－３とともに避難しており、４８－５・６と４８－３は親子の関係にもない。また、４８－３以外の者はいずれも成人している。したがって、面会交流のための費用は本件事故と相当因果関係がある損害とはいえない。

c 一時帰宅費用

15 一審原告４８－１～４の福島県郡山市への一時帰宅、一時立入りは、自宅の管理のための一時帰宅などと評価することはできない。したがって、これらについて、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

(イ) 引越費用

20 一審原告４８－５・６の引越費用（甲Ｄ４８の７の１）については、その避難の相当性は認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

25 一審原告４８－１～４が避難生活のために要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、４８－１～４と４８－

５・６が別居して世帯分離が生じていることを踏まえると、その損害額は３０万円とするのが相当であり、これを４８－１に生じた損害と認める。

(イ) 二重生活

５ 平成２３年３月の福島県会津若松市への避難は短期間で終わっているが、同年６月からは、避難が継続し、世帯分離により水道光熱費等の生活費が増加したものと推認できる。生活費増加費用として、世帯分離していた平成２３年６月から平成２５年５月３１日までの間、１か月当たり２万円を認め、合計４８万円を４８－６に生じた損害と認める。

10 (ウ) 避難雑費

一審原告４８－１～４の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、平成２３年６月から平成２５年５月３１日までの間（４８－１については平成２３年８月以降）、１か月当たり１名につき１万円の限度において、損害と認める。その合計９４万円（２４万円×３＋２２万円）を４８－１に生じた損害と認める。

15 一審被告東電は、一審原告４８－１・２・４は、専ら４８－３の付添いとして避難に同行したにすぎない旨主張する。しかし、父母である４８－１・２や同居の親族である４８－４が、幼少の子である４８－３と同居することとして避難を選択することに不合理な点はなく、また自らの避難という側面があることも明らかである。したがって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。また、従前同居していた一審原告４８－５が平成２６年２月まで、４８－６が平成２７年９月まで、
20 福島県郡山市に居住を継続しており、４８－１～４についても、平成２５年５月３１日頃までの間に、京都への定住を決断していたと断じるべき証拠もないから、４８－１～４について、同月まで避難の相当性を認
25

める。

(エ) 家賃・共益費及び生活用動産保険

一審原告４８－６の避難に伴うこれらの費用(甲Ｄ４８の６の１・２)については、その避難が相当と認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 精神的損害(慰謝料)

一審原告４８－１～６は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、４８－１・２・４は各３０万円、４８－３は６０万円、４８－５・６は本件事故による恐怖及び不安並びに行動の自由の制限についての苦痛への慰謝料として、各３０万円がそれぞれ相当である。

一審原告４８－１～６は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告４８－１・４・５・６に各１２万円、４８－２に２０万円、４８－３に７２万円を、それぞれ支払っているところ(争いが無い)、これらをそれぞれに生じた損害額(ただし、４８－３については６０万円の限度)に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告４８－１に１４万２０００円、４８－２に１万円、４８－３に０円、４８－４に１万８０００円、４８－５に１万８０００円、４８－６に６万６０００円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号４８の認容額欄記載のとおりである。

4 6 一審原告 4 9

- (1) 世帯の概要、避難の経緯、一時帰宅の経過及びADR 手続における和解については、原判決 4 3 1 頁 2 6 行目から 4 3 2 頁 2 5 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

5 (2) 損害

ア 概要

一審原告 4 9 の大阪府への避難及びその後の京都市への移転は相当と認められるところ、避難に伴う損害のうち、大阪府へ避難した日を含む月である平成 2 3 年 3 月から平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 4 9 記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、直接請求による支払額若しくは ADR 手続における和解額又はそれらの合算額（甲 D 4 9 の 8 の 1）を根拠とした認定である。

15 イ 避難費用

(ア) 移動費用

一審原告 4 9 の大阪府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、4 9 の大阪府から京都市への移転についても、生活の安定のための移転であるから、その費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

これに対して、4 9 の京都市から福島市への移転は、大阪府への避難から 4 年以上が経過しており、生活が安定した後の移転であるから、本件事故と相当因果関係がある損害と認められない。

したがって、別紙避難経路等一覧表の原告番号 4 9 記載のとおり、その金額は合計 3 万 6 0 0 0 円とし、これを 4 9 に生じた損害と認める。

(イ) 滞在費

一審原告 49 が大阪府への避難の際に要した滞在費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、その損害額は 7600 円と認める。

(ウ) 引越費用

一審原告 49 が引越費用を要したことを認めるに足りる証拠はない。

5

一審原告 49 が、ADR 手続（甲 D 49 の 8 の 1）において、一審被告東電との間でその支払を合意した事実も認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

10

一審原告 49 が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。49 が、本件事故当時、単身で居住しており、避難したことを踏まえると、その損害額は 15 万円と認めるのが相当である。

(イ) 一時立入費用（移動費用・滞在費）

15

一審原告 49 が避難生活の際に要した一時立入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その損害額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 49 記載のとおり、移動費用が 18 万 2400 円、滞在費が 1 万 2800 円と認めるのが相当である。

(ウ) 賃料

20

一審原告 49 は、平成 24 年 3 月以降、民間賃貸物件を賃借し、月額 7 万円の賃料を支払った旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。また、一審原告 49 は、平成 26 年 4 月 23 日には、京都市 β3 区内の賃貸物件を賃借した事実は認められるが（甲 D 49 の 6 の 1・2）、その賃借期間については避難の相当性を認めることができず、その賃料相当額を本件事故と相当因果関係がある損害であると認めることはできない。

25

エ 営業損害（逸失利益）

一審原告４９は、本件事故当時、自宅においてお菓子教室を開いており、その事業等による収入があったこと、避難時にお菓子教室を閉鎖したこと、避難後は平成２３年６月から就労していたが、その後転職を繰り返して、平成２５年５月以降は定職に就いていないことが認められる（甲４９の１の１）。この間の営業損害については、合計１４３万９６４７円（直接請求で認められた９９万６３８５円（甲Ｄ４９の３）及びＡＤＲ手続における和解で認められた４４万３２６２円の合計額）は認められるが、これを超えて、一審原告４９に営業損害を生じたと認めるに足りる証拠はない。

一審原告４９は、直接請求及びＡＤＲ手続における和解で認められたのは、平成２３年３月から同年９月までの分であるとして、同年１０月以降、月額３５万１６５１円の割合による営業損害を主張する。しかし、これを認めるに足りる証拠はなく、仮に営業損害があるとしても、一審原告４９は、平成２３年６月以降平成２４年１０月までに、手取り額で合計４０４万４５９３円（１９０万２４４５円及び２１４万２１４８円の合計額。乙Ｄ４９の３）の収入を得ており、平成２５年にも一定の収入があったことがうかがわれるから（乙Ｄ４９の３）、いずれにしても、一審原告４９に、直接請求及びＡＤＲ手続における和解で認められた営業損害の額を超える損害があったとまでは断ずることができない。

オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告４９は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、３０万円が相当である。

一審原告４９は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

5

一審被告東電は、一審原告49に、直接請求により111万6385円、ADR手続において89万3280円(うち8万円は既払金として控除され、81万3280円のみ支払われている。)を支払っており、これら既払金の合計192万9665円を一審原告49に生じた損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、4万5896円(1万9878円及びADR手続分2万6018円の合計額)を相当と認める。

(5) まとめ

10

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号49の認容額欄記載のとおりである。

47 一審原告50

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過については、原判決436頁4行目から22行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

15

(2) 損害

ア 概要

20

一審原告50の新潟県への避難並びにその後の山口県、東京都及び京都市への移転は、相当性が認められ、避難に伴う損害のうち、新潟県へ避難した日を含む月である平成23年3月から平成25年2月28日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号50記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

25

一審原告50の新潟県への避難は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その後の山口県、東京都及び京都市への移転について

も、実兄宅や従兄弟宅を転々とするものであり、生活を安定させるために必要な移転であるといえ、これらの移転に要した交通費についても、本件事故と相当因果関係のある損害と認める（ただし、京都市への移転については東京都からの移転費用に限る。）。その合計額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号５０記載のとおり合計７万８４００円とし、これを一審原告５０に生じたものと認める。

(イ) 一時帰宅交通費

一審原告５０は、実母との面会等のため、複数回にわたり福島市に一時帰宅しており、これに要した費用についても、本件事故と相当因果関係がある損害であると主張するが、一審原告５０は成人であり、その実母との面会交流のために要する費用が、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

一審原告５０が避難の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。一審原告５０が実母と同居していたが、避難に伴い世帯分離が生じたことを踏まえると、その損害額は３０万円として、一審原告５０に生じた損害と認める。

(イ) 二重生活

一審原告５０は、平成２３年６月下旬から実母と世帯分離して生活するようになり、水道光熱費等の生活費が増加したものと推認できる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成２３年６月から平成２５年２月２８日までの間、１か月当たり２万円を認め、その合計４２万円について一審原告５０の損害と認める。

(ウ) 二重生活に伴う通信費

前記世帯分離による生活費増加費用を超えて、避難により通信費を要

したと認めるに足りる証拠はない。

(エ) 生活費増加費用（賃料等）

一審原告５０は、平成２４年１２月以降、避難先において月額２００
０円の共益費を要したことが認められる（甲５０の１・２。住民票上、
市営住宅入居は、平成２４年１２月１４日である。）。したがって、平成
２４年１２月から平成２５年２月２８日までの共益費合計６０００円
（２０００円×３か月）を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

エ 就労不能損害

一審原告５０は、平成２０年４月から平成２３年２月まで、福島市役所
において臨時職員として勤務しており、平成２２年には１１８万２４０４
円（平均月額９万８５３４円）を得ており、その後も、月額１０万円程度
の給与で飲食店において稼働する予定であったが、避難により稼働するこ
とができなくなったことが認められる（甲Ｄ５０の１・４の１）。

もともと、一審原告５０は、平成２３年９月に、避難先において就職し、
平成２５年３月までに合計２５４万６１３３円の収入（平均月額１３万４
００７円）を得たことが認められ（甲Ｄ５０の４の３～２０）、平成２３年
３月から同年８月までの間は、本件事故による避難のため稼働できず、就
労不能損害を生じたというべきであるが、同年９月以降については、収入
の減少等があったとはいいい難い。したがって、一審原告５０には、避難前
の基礎収入（月額９万８５３４円）を基準として、合計５０万円の就労不
能損害を認める（同年３月については就労予定日数が不明である。）。

オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告５０は、自主的避難等対象区域の居住者であり、また脳腫瘍の
入院治療で医療被ばくを受けており、医師から相当高い量の放射線を浴び
ているとの説明を受けていたことから、本件事故による恐怖及び不安は、
同区域の通常の居住者に比べて、より大きいとみる特段の事情がある。し

たがって、その恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、40万円が相当と認める。

(3) 既払金の充当

5 一審被告東電は、一審原告50に20万円を支払っており(争いがない。)、この既払金を一審原告50に生じた損害額に充当する。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、15万0440円を相当と認める。

(5) まとめ

10 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号50の認容額欄記載のとおりである。

48 一審原告51

(1) 世帯の概要、避難の経緯、面会交流の経過及びADR手続における和解については、原判決439頁15行目から440頁17行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

15 (2) 損害

ア 概要

20 一審原告51-2・3の新潟県及び山形県への各避難並びに兵庫県への移転は、避難の相当性が認められ、新潟県へ避難した日を含む月である平成23年3月から平成25年2月28日までの2年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号51記載のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額(甲D51の8の1)を根拠とした認定である。

イ 避難費用

25 (ア) 移動交通費

一審原告51-2・3の新潟県及び山形県への各避難並びに新潟県か

ら兵庫県への移転に要した交通費及び平成２３年６月の福島市への帰還費用は、本件事故と相当因果関係のある損害といえる。その費用は、別紙避難経路等一覧表の原告番号５１記載のとおり合計８万４４００円とし、これは５１－１に生じた損害と認める。

5 一審原告５１－１は、５１－２・３が、富山県へ避難した旨述べるが（甲Ｄ５１の１の１）、滞在日数が１日にとどまり、独立した避難であるとは評価することができない。福島市へ帰還するための経由地にすぎず、福島市への帰還とは別に避難したとは評価できない。

10 また、一審原告５１－２・３の山形県から京都市に移転及び５１－１の福島県から京都市への移転は、平成２５年１１月１８日であり、山形県への当初の避難から２年以上経過しており、本件事故と相当因果関係があると評価することはできないから、その移転に要した交通費は、損害と認められない。

(イ) 宿泊費及び謝礼

15 一審原告５１－２・３が避難の際に要した宿泊費及び謝礼は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その金額７万５７００円を５１－１に生じた損害と認める。

(ウ) 引越関連費用

20 一審原告５１－２・３の避難生活の際に要した引越関連費用は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、その金額１５万２９００円を５１－１に生じた損害と認める。

(エ) 面会交通費

25 一審原告５１－１が、子である５１－３との面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号５１記載の１２６万３２００円は、本件事故と相当因果関係のある損害であるといえ、５１－１に生じた損害と認める。一審原告５１－１が主張するその余の面会交通費につ

いては、その支出が認めるに足りないか、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

(オ) 立入交通費

5 一審原告 5 1 - 3 が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号 5 1 記載の 8 万 3 2 0 0 円については、本件事故と相当因果関係がある損害であるものとして、5 1 - 1 に生じた損害と認める。その余の一時帰宅交通費については、その支出が認めるに足りないか、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

ウ 二重生活に伴う生活費増加費用（光熱費、通信費、被服費、食費）

10 一審原告 5 1 - 2 ・ 3 の避難に伴い、平成 2 3 年 3 月から 5 1 - 1 と別居することにより世帯分離が生じ、光熱費、通信費等の生活費が増加したものと推認できる。世帯分離による生活費増加費用として合計 9 1 万 5 0 0 0 円を認め、5 1 - 1 に生じた損害と認める。一審原告 5 1 にこれを超えた損害を認めるに足りる証拠はない。

15 エ 家財道具購入費用

一審原告 5 1 - 2 ・ 3 が、避難生活に際して支出した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯分離が生じていたことを踏まえると、その金額は 3 0 万円とするのが相当であり、これを 5 1 - 1 に生じた損害と認める。また、これを超える支出があったとしても、その全部が本件事故と相当因果関係のある損害であるとまではいえないし、複数回の移転があったからといって、その金額を増額する理由は見
20 当たらない。

オ 賃料、仲介料及び住宅保険料等

25 一審原告 5 1 - 2 ・ 3 の兵庫県への移転後の生活及び山形県における避難生活の際に要した賃料、仲介料及び住宅保険料等は、本件事故と相当因果関係のあるものといえる。そして、その金額は、賃料等 1 8 万 8 0 7 0

円、仲介料及び住宅保険料 8 万 5 3 5 0 円、家賃 2 3 万 3 6 6 6 円と認めるのが相当であり、これらは 5 1 - 1 に生じた損害と認める。

カ 駐車料及び管理料並びに車のナンバー変更に関する費用

5 一審原告 5 1 - 2 ・ 3 が避難生活の際に要した駐車料及び管理料並びに車のナンバー変更に関する費用のうち、駐車料及び管理料 3 3 万 6 0 0 0 円並びに車のナンバー変更に関する費用 3 6 5 0 円(甲 D 5 1 の 8)は、本件事故と相当因果関係のあるものとして、5 1 - 1 に生じた損害と認める。その余の金額については、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

10 キ 検査費用(医療費)

一審原告 5 1 - 1 ～ 3 が、被ばくの身体への影響を検査するために要した検査費用 3 1 5 0 円は、本件事故と相当因果関係のあるものといえ、5 1 - 1 の損害と認める。

ク ガイガーカウンター購入費用・高圧洗浄機購入費用

15 本件事故により、ガイガーカウンター及び除染のための高圧洗浄機を購入する費用は、本件事故と相当因果関係があるといえ、ガイガーカウンター購入費用 4 0 0 0 円、高圧洗浄機購入費用 4 万 5 8 0 0 円は、いずれも一審原告 5 1 - 1 に生じた損害と認める。

ケ 避難雑費

20 一審原告 5 1 - 2 ・ 3 の避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、平成 2 3 年 3 月から平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度において、損害と認める。その合計 4 8 万円(2 4 万円×2)を 5 1 - 1 に生じた損害と認める。
25 一審原告 5 1 - 1 ～ 3 にこれを超える避難雑費が生じたと認めるに足りる証拠はない。

コ 町内会費

一審原告 51-1～3 において、町内会費を支出したと認めるに足りる証拠はない。また、仮にその支出があったとしても、平成 25 年 11 月以降であり、本件事故と相当因果関係がある損害とは認められない。

5 サ 精神的損害（慰謝料）

一審原告 51-1～3 は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、51-1・2 は各 30 万円、51-3 は 60 万円が相当である。

一審原告 51-1～3 は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、直接請求により、一審原告 51-1 に 12 万円、51-2 に 12 万円、51-3 に 72 万円を、それぞれ支払い、ADR 手続きにおいても、51-1～3 に 462 万 8908 円（うち 76 万円（51-1・2 に対する各 8 万円、51-3 に対する 60 万円の合計額）は既払金として控除され、386 万 8908 円のみ支払われている。）を支払うなど、一審原告 51 に合計 1293 万 6823 円を支払っているところ（争いが無い。）、これら既払金から、51-1 に 1209 万 6823 円（ただし、468 万 8908 円の限度。）、51-2 に 12 万円、51-3 に 72 万円（ただし、60 万円の限度。）を、それぞれに生じた損害額に充当するのが相当である。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 51-1 に 0 円（ADR 手続きにおいて合意された 13 万 4822 円についても支払済みである。）、51-2 に 1 万 8000 円、51-3 に 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 5 1 の認容額欄記載のとおりである。

4 9 一審原告 5 2

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び面会交流の経過は、原判決 4 4 4 頁 2 5 行目から 4 4 5 頁 2 0 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 一審原告 5 2 - 1 ~ 4 は、平成 2 4 年 1 月 2 7 日、茨城県北茨城市から京都市に避難しているところ、その時期は、本件事故の収束宣言がされた平成 2 3 年 1 2 月を超えており、避難の相当性が認められない。したがって、避難に要した費用に関する請求は理由がない。

(3) 損害

ア 概要

上記のとおり、一審原告 5 2 - 1 ~ 4 に避難の相当性は認められないから、避難に関する損害賠償は認められないが、居住地の状況を踏まえると、自主的避難等対象区域の住民と同等と考えるのが相当である。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 5 2 記載のとおりである。

イ 避難費用（保養費用）

一審原告 5 2 - 1 ~ 4 は、平成 2 3 年 8 月頃、5 2 - 1 の夫とともに、北海道函館市に保養に赴いた事実は認められる。しかし、保養は、生活の拠点を変更する避難とはその性質を異にし、これをもって避難と同視することはできない。

この点を措くとしても、その保養のために要した交通費は、船か新幹線を利用すれば負担する必要がなかったにもかかわらず、飛行機を利用したために負担を要したというのであって(甲 D 5 2 の 1 の 1)、その交通費は本件事故と相当因果関係があったとはいえない。また、一審原告 5 2 - 1 は、食費と電気代は負担したというものの、その金額は 3 万 2 5 0 0 円に

すぎず(甲D 5 2の6の6)、保養のために特に出費が増えたということもできない。

以上によれば、一審原告5 2－1～4が主張する保養費用は、本件事故と相当因果関係のある損害であるということとはできない。

5 ウ 検診料

一審原告5 2－1～4は、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として合計4万5 5 6 0円を支出したことが認められる（甲D 5 2の7の1～2 0）。本件原発に比較的近い場所に居住していた5 2－1～4が、身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用は、本件事故と相当因果関係のあるものとして、5 2－1に生じた損害と認める。

10

エ 精神的損害(慰謝料)

一審原告5 2－1～4の居住する茨城県北茨城市は、自主的避難等対象区域等の範囲外である。しかし、その自宅は、本件原発から約6 7 k m程度に位置しており(乙D 5 2の1)、自主的避難等対象区域の多くが入る半径8 0 k m圏内にあるといえる。また、同市内においては、平成2 3年3月1 6日に、一時的とはいえ、平常時の3 0 0倍という $15.8 \mu\text{Sv/h}$ もの高い空間放射線量が観測されており(甲D 5 2の9の7)、これらの事情を考慮すると、その居住地域は、自主的避難等対象区域と同等の状況にあったというべきである。したがって、5 2－1～4が本件事故による恐怖及び不安は、本件事故と相当因果関係のある損害であるといえることができる。

15

20

そして、本件事故による恐怖及び不安への慰謝料としては、5 2－1は3 0万円、5 2－2～4は各6 0万円が相当である。

一審原告5 2－1～4は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

25

ないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 5 2 - 1 に 3 万 4 5 5 6 円、5 2 - 2 ～ 4 に各 6 万円をそれぞれ相当と認める。

5 (5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 5 2 の認容額欄記載のとおりである。

5 0 一審原告 5 4

10 (1) 世帯の概要、避難の経緯及び面会交流の経過は、原判決 4 5 1 頁 4 行目から 2 3 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

15 一審原告 5 4 - 1 ・ 2 の京都府への避難は、相当と認められるところ、避難に伴う損害のうち、京都府へ避難した日を含む月である平成 2 3 年 5 月から平成 2 5 年 4 月 3 0 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 5 4 記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

20 一審原告 5 4 - 1 ・ 2 の京都府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表の原告番号 5 4 記載のとおり、その金額は標準交通費一覧表(自家用車)の金額を修正した 2 万 2 4 0 0 円とし、これを 5 4 - 1 に生じた損害と認める。

(イ) 面会交通費

25 一審原告 5 4 - 1 ・ 2 の一時帰宅が、不動産の管理等のために必要であったとは認められず、また 5 4 - 2 の母が京都府を訪れることによる

面会交流の費用については、５４－１・２がいずれも成人であることに照らし、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

ウ 生活費増加費用（家財道具購入費用）

5 一審原告５４－１・２が避難の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、その損害額は１５万円と認めるのが相当であり、これを５４－１に生じた損害と認める。

エ 逸失利益（作付けにかかる損害）

10 一審原告５４－１・２は、平成２２年５月頃、福島県いわき市に転居し、その頃から農業研修を受けて白ネギの作付けをしており、平成２３年３月下旬頃収穫する予定であったが、本件事故によりその収穫ができなくなり、また、福島県産農作物の価格の下落も見込まれたことから、その後の農業の継続も断念したことが認められる（甲Ｄ５４の１の１、一審原告５４－１本人）。しかし、作付けをした白ネギの数量やその見込み価格、本件事故15 のために使用することができなくなった農業用資材の内容やその価格の作付けのために作付けしたネギの量やそのための費用の額などについて、一審原告５４－１の供述内容を裏付ける証拠がなく（５４－２は、農業研修に関していわき市から給付金を受領していたものと認められる。）、５４－１・２に損害が生じたと認めることはできない。

20 オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告５４－１・２は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各３０万円が相当である。

25 一審原告５４－１・２は、慰謝料額を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、上記慰謝料額を増額すべき事情とまではいえない。

(3) 既払金の充当

一審被告東電は、一審原告 5 4－1・2 に各 1 2 万円を支払っており（争いがない。）、これら既払金を各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

5 (4) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 5 4－1 に 3 万 5 2 4 0 円、5 4－2 に 1 万 8 0 0 0 円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

10 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 5 4 の認容額欄記載のとおりである。

5 1 一審原告 5 5

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅・面会交流の経過については、原判決 4 5 3 頁 2 0 行目から 4 5 4 頁 1 1 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

15 (2) 損害

ア 一審原告 5 5 が主張する損害は、その発生が認められないか、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

イ 避難費用及び生活費増加費用(生活費増加)

20 一審原告 5 5 が居住していた仙台市 u2 区は、自主的避難等対象区域にも指定されておらず、本件原発までの距離は約 9 5 km あり、避難指示等対象区域や自主的避難等対象区域とも近接しておらず、観測された空間放射線量もさほど高いとはいえず、避難の相当性が認められない。

したがって、その避難のために要した支出は、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

25 ウ 放射線検査費用

一審原告 5 5 は、平成 2 6 年 3 月 1 7 日及び平成 2 7 年 6 月 8 日、長男

に、甲状腺の検査を受けさせたことが認められるが（甲D55の7の1）、一審原告55や長男が居住していた自宅から本件原発までの距離や自宅周辺の空間放射線量等の状況に加え、その検査の時期を踏まえれば、検査の必要性があったということはできず、そのために要した費用を本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

5

エ 精神的損害

一審原告55は、その居住地等に照らし、客観的にみて、本件事故により平穏な生活という法的利益を侵害されたと評価することはできず、一審原告55の慰謝料請求も理由がない。

10

一審原告55は、慰謝料請求を認めるべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情も、慰謝料請求を基礎づける事情とはいえない。

(3) したがって、別紙損害額等一覧表の原告番号55欄記載のとおり、一審原告55の請求は理由がない。

5 2 一審原告56

15

(1) 世帯の概要

20

一審原告56-1は、昭和37年8月26日生まれ的女性、56-2は昭和63年7月8日生まれ的女性である。本件事故当時、56-1は、栃木県大田原市において、父の所有する建物を自宅として居住していた。56-2は、都立高等学校を卒業し、その後、イギリスやニュージーランドに留学し、会社を設立してその取締役役に就任するなどしていた。56-2は、遅くとも平成23年1月頃からは東京都内に居住しており、資格取得のために学校に通っていた。

25

56-1の父(以下、一審原告56-1・2の関係では「亡父」という。)は、本件事故当時、東京都内に居住していたが、平成24年9月9日死亡し、56-1が相続した。(甲D56の1の1、一審原告56-1本人)

(2) 避難の経緯

5

ア 一審原告５６－１は、平成２３年３月１４日、仕事のため、成田空港から中国に出国する予定であり、同月１２日、盲導犬候補として預かっていた犬を連れて自動車で東京都に向かった。その後、東京都内から、成田空港に向かう途中で、中国への航空便が欠航となったことを知り、関西空港から出国することとして、同月１７日頃、大阪府に向かった。また、一審原告５６－２は、東京都に居住していたが、５６－１とともに、盲導犬候補の犬を連れて自動車で大阪府に向かった。（甲５６の１の１・９頁）

10

イ 一審原告５６－１・２は、大阪府内の盲導犬協会の施設等で生活した後、平成２３年４月１日頃、大阪府豊中市の市営住宅で生活をするようになった（甲Ｄ５６の１の１・１２頁）。

15

ウ 亡父は、本件事故当時、東京都内に居住していたが、平成２３年４月末から５月初旬頃、一審原告５６－１・２と同居を開始した。しかし、同年９月頃には東京都に戻り、同年１２月頃には、東京都荒川区内にマンションを借りて居住するようになった。その後、体調の悪化により、兵庫県内の病院に入院したが、最期を東京都で迎えたいという希望により、東京都内の病院に転院し、平成２４年９月９日死亡した。（甲Ｄ５６の１の１・３３～３９頁）

20

エ 一審原告５６－２は、平成２３年８月頃から、東京都内で生活をし、資格を取得するために学校に通うなどするようになり、平成２４年に婚姻して、東京で生活をしている（甲Ｄ５６の１の１・２９頁）。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

一審原告５６－１・２は、平成２３年８月から平成２８年１２月までの間、面会交流のために東京都等を訪問したり、栃木県大田原市へ一時帰宅したりした（甲Ｄ５６の１の１）。

25

(4) 損害

ア 概要

栃木県大田原市に居住していた一審原告 56-1 の避難は相当であり、避難に伴う損害のうち、避難をした日を含む月である平成 23 年 3 月から平成 25 年 2 月 28 日までの 2 年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。これに対し、本件事故当時東京都内に居住していた 56-2 及び 56-1 の亡父による避難には相当性が認められず、その避難に伴う支出が本件事故と相当因果関係があるとはいえない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号 56 記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

一審原告 56-1 は、平成 23 年 3 月 14 日、仕事のため、成田空港から中国に出国する予定であったが、搭乗する予定であった航空便が欠航となったため、関西空港から出国することとして、大阪府に向かったというのであり、本件事故がなくても大阪府に移動し、そのために支出を要したものであるといえる。したがって、56-1 の大阪府への移動に要した費用の支出は、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

これに対して、56-1 の大阪府から京都市への移転は、避難直後であり、生活の安定を図るためといえ、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 56 記載のとおり 7200 円と認め、これを 56-1 に生じた損害と認める。

一審原告 56-1 は、その後も移転を繰り返し、移転費用を要した旨述べるが、これらの移転は、多数回に上り、全国各地に移転するものであり、その目的も明らかでなく、生活の安定を図るためという目的を超えろといわざるを得ず、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

一審原告５６－１・２は、化学物質過敏症や電磁波過敏症のため、居住できる場所が限られるなどと主張し、それぞれ、平成２０年１２月３日、本態性化学物質不耐(化学物質過敏)との診察を受けていることが認められる(甲Ｄ５６の７の２の１・２)。しかし、５６－１は、平成２２年３月まではアメリカで生活し、平成２３年３月には中国への渡航が予定され、さらに、本件事故後には、北海道から沖縄に至るまで、各地に赴いていると認められるが、これらの移動や滞在に関して、化学物質過敏や電磁波過敏症を発症し、生活に具体的に支障が生じていたような事実はいかなるものでもない。そして、上記の診察以外に、化学物質過敏症や電磁波過敏症により、日常生活にいかなる支障を生じるものであるのかを認めるに足りる証拠もなく、５６－１が避難先として提供された住居に居住できなかった理由についても、これを客観的に明らかにする資料はない。そうであれば、５６－１が化学物質過敏症や電磁波過敏症のために複数の移転を要したと認めることはできず、そのための移転費用についても、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

(イ) 一時帰宅

一審原告５６－１は、大阪府へ避難した後、平成２４年１月までに２度、一時帰宅しており、自宅の片付け等のためと認められるから、大人１名分の帰宅費用の限度で認める。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号５６記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車、自家用車以外）の額を修正し、合計５万４４００円とし、５６－１に生じた損害と認める。

(ウ) 部屋探し

部屋探しのための費用は、避難後に更に移転先を探すための費用であると思われるが、一審原告５６－１が、京都市から他所に移転することについて、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

一審原告 56-1・2 は、化学物質過敏症や電磁波過敏症のため転居先探しに苦勞していた旨主張するが、上記のとおり、これらの症状のために頻繁な移転を要するとまでは認められず、生活の安定を図るためという目的に沿うものということもできないから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(エ) 面会交流

未成熟の子と親以外の親族の面会交流に要する費用については、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。また、一審原告 56-1 と亡父、56-1・2 は、いずれも親子であるが、いずれも成人であり、その面会交流のための費用も本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

(オ) 滞在費

滞在費についても、移転自体、生活の安定を図るためという目的を超えるといわざるを得ず、その支出をもって、本件事故と相当因果関係がある損害であるとはいえない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 清掃作業・リフォーム等

本件事故による避難のため、清掃費用が必要となったと認めるに足りる証拠はないし、自宅のリフォームについて、本件事故により価値が減少又は滅失したとは認められないから、これらに要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

(イ) 家財道具購入費用

一審原告 56-1 が避難の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害といえ、世帯全体で避難したことを踏まえると、その損害額は 15 万円とし、これを 56-1 に生じた損害と認める。

(ウ) 引越費用

一審原告５６－１の大阪府から京都市への移転は、相当性が認められるから、その費用のうち引越費用２３万２０５０円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める（甲５６の６の１の１～３、５６の６の２の３）。

5 (エ) 入居初期費用・家賃等

一審原告５６－１の大阪府から京都市への移転は相当であるから、京都市での家賃等住居にかかる費用として、６万４０００円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める（甲５６の６の３の２・３）。
敷金９万６０００円（甲Ｄ５６の６の３の１）については、返還が予定されているものであり、損害とは認めない。

10 (オ) 重複光熱費

一審原告５６－１の避難は、世帯全体で行っており、自宅における光熱費の支出を免れているのであるから、光熱費が重複して必要となったと認められない。

15 エ 処分家財等

一審原告５６－１は、自宅にある家財道具等が、空き巣により盗難に遭い、また、放射性物質による汚染により使いものにならなくなったとして、損害を被った旨主張するが、空き巣による被害は本件事故と因果関係は認められないし、放射性物質による汚染により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠はない。

20 オ 精神的損害（慰謝料）

一審原告５６－１は、自主的避難等対象区域外の居住者であるが、大阪府への避難は、自主的避難等対象区域からの避難に準じると評価することができるから、慰謝料を認めるのが相当である。そして、本件原発からの距離や、自宅周辺の空間放射線量等を考慮すると、その慰謝料としては１
0万円を認めるのが相当である。

一審原告５６－１は、慰謝料の増額を認めるべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、本件事故と相当因果関係があるとはいえないか、慰謝料の増額を基礎づける事情とはいえない。

なお、一審原告５６－２及び亡父は、本件事故当時、東京都内に居住していたと認められ、その避難には相当性が認められず、また、本件事故によって放射線への恐怖にさらされたといえるような特段の事情もないから、これらの者に慰謝料は認められない。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告５６－１に６万０７６５円を相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号５６の認容額欄記載のとおりである。

５３ 一審原告５７

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び一時帰宅の経過については、原判決４６０頁１行目から２３行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

一審原告５７－１～６の福島県会津若松市への避難は相当であり、避難に伴う損害のうち、福島県会津若松市へ避難した日を含む月である平成２３年３月から平成２５年２月２８日までの２年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表の原告番号５７記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

一審原告５７－１～６の福島県会津若松市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。また、５７－１～６の福

島県会津若松市から新潟県への移転、新潟県から大阪府への移転及び大阪府から京都市への移転は、いずれも避難直後であり、生活の安定を図るためのものであったといえ、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。その金額は、別紙避難経路等一覧表の原告番号 5 7 記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正した額により合計 4 万 5 6 0 0 円とし、これを 5 7－2 に生じた損害と認める。

(イ) 一時帰宅費用

一時帰宅費用については、自宅の整理等のための立入りとして、年に 4 回程度、大人 1 名の 1 回の往復分を本件事故と相当因果関係のあるものと認める。もっとも、一審原告 5 7－1～6 の自宅は、借家であったことから、自宅の維持等の管理は不要であり、自宅の整理や家財の運搬は、3 回程度で足りるものと考えられるから、別紙避難経路等一覧表の原告番号 5 7 記載のとおり、標準交通費一覧表（自家用車）の額を修正した額で 3 往復分として、1 3 万 4 4 0 0 円を 5 7－2 に生じた損害と認める。その余については、本件事故と相当因果関係があるとはいえない。

(ウ) 避難雑費

一審原告 5 7－1～6 は、避難に伴い、個別具体的な費目としては算定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、平成 2 3 年 3 月から平成 2 5 年 2 月 2 8 日までの間、1 か月当たり 1 名につき 1 万円の限度において、損害と認める。その合計 1 4 4 万円（2 4 万円×6 人）を 5 7－2 に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

故による避難のために退職し、避難中である平成24年2月から3月までは三重県に単身赴任して工場に勤務していたこと、同年5月から平成25年2月までは京都市で契約社員として勤務していたことが認められる（甲57の1の1、57の4の1～5）。以上によれば、平成23年4月から平成24年1月までの間及び平成24年4月については、本件事故による避難を実行したために、就労できなかったものと認められる。これに対して、避難後に就労していた期間については、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はない。そうすると、57-2の就労不能による損害(事業損害)は、避難前の基礎収入（月額19万0833円）を基準として、209万9163円（＝19万0833円×11）を認めるのが相当である。

才 就勞不能損害（農業損害）

一審原告５７－２は、２．５反の田を借りて、稲作をする予定であったとして、農業損害を主張するが、５７－２は、稲作の経験がなかったところ、平成２３年５月に初めて田植えをすることとしたものであり、その収穫量や出来栄を推認することはできない上、稲作に要する経費額も不明であって、５７－２の主張するような収穫や売上げが見込まれるとはいえない。

力 精神的損害（慰謝料）

一審原告５７－１～６は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、５７－１・２は各３０万円、５７－３～６は各６０万円が相当である。

なお、一審原告 57 は、同地区に移住してきた他の 5 世帯も避難し、地区の小学校も閉校になった旨主張するが、これは、移住してきた各世帯がいずれも自主的な避難を選択したことによるものであって、住民らが避難を命じられた居住制限区域のように、そのコミュニティが本件事故により直接破壊されたような場合と同視することはできない。

一審原告５７－１～６は、慰謝料の増額を認めるべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情は、慰謝料の増額を基礎づける事情といえない。

(3) 既払金の充当

5 一審被告東電は、一審原告５７－１・２に各１２万円、５７－３～６に各
7 2 万円を支払っているところ（争いがない。）、これらの既払金は、それぞ
れの損害額（ただし、５７－３～６は各６０万円の限度。）に充当するのが相
当である。

(4) 弁護士費用

10 弁護士費用は、一審原告５７－１に１万８０００円、５７－２に４１万２
9 1 6 円、５７－３～６に各０円を、それぞれ相当と認める。

(5) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号５７の認容
額欄記載のとおりである。

15 5 4 一審原告５８

(1) 世帯の概要、避難の経緯及び面会交流の経過は、原判決４６４頁９行目か
ら４６５頁９行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 損害

ア 概要

20 一審原告５８－２・３が、平成２３年３月に京都市に移動したことは、
本件事故と相当因果関係が認められないが、同年６月以降、放射線による
影響を回避するため千葉県柏市に戻ることを断念することは相当と認め
られるから、千葉県柏市への帰還を断念した平成２３年６月から平成２５
年５月３１日までの２年間に生じた損害を、本件事故と相当因果関係のあ
る５８－１～４の損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別
25 紙損害額等一覧表の原告番号５８記載のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

a 避難交通費

一審原告５８－２・３は、妊婦である５８－２に悪阻があり、余震を避けるため、平成２３年３月１４日、５８－２の実家のある京都市に移動していたところ、５８－１は、同年６月頃に至って被ばくの危険を認識し、５８－２・３の帰還を断念したと認められ（甲Ｄ５８の１）、そうであれば、５８－２・３の移動は、放射線による影響を回避するためのものであったとはいえず、京都への移動に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

b 面会交流交通費

一審原告５８－１が、子である５８－３・４との面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表の原告番号５８記載のとおり、平成２３年６月から平成２５年５月までにした面会交流のうち、１か月に１回の割合による合計２４回に要したものは、本件事故と相当因果関係があると認める。１回当たりの金額は、標準交通費一覧表（自家用車以外）の額を修正した１万６８００円（片道）とし、２４回分の合計８０万６４００円は、本件事故と相当因果関係があるものとして、５８－１に生じた損害と認める。その余の面会交流交通費については、本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいえない。

c したがって、避難費用（交通費）については、面会交流交通費８０万６４００円を５８－１に生じた損害と認める。

(イ) 引越費用

一審原告５８－２・３は、平成２３年６月に京都市内にある５８－２の実家から同市内で転居し、平成２４年５月にも同市内で転居し、同月の転居の際には引越費用として１２万７０５０円を要したと認められる

(甲D 5 8 の 7)。これらの 2 回の移転は、5 8－4 の出生や生活を安定させるためのものといえることができるから、上記引越費用も本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

ウ 生活費増加費用

(ア) 二重生活

一審原告 5 8－1 と 5 8－2・3 は、平成 2 3 年 3 月から別居していたところ、5 8－2・3 は、同年 6 月、放射線の影響を回避するため千葉県松戸市への帰還を断念し、実家からも転居して新たに生活を開始したと認められる。そうであれば、同月以降の世帯分離に関して生じる水道光熱費等の生活費の増加については、本件事故と相当因果関係がある損害であるといえる。そして、世帯分離による生活費増加費用としては、世帯分離が生じた平成 2 3 年 6 月から平成 2 5 年 5 月 3 1 日までの間、1 か月当たり 2 万円と評価するのが相当であり、その合計 4 8 万円を 5 8－1 に生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

一審原告 5 8－2・3 が、平成 2 3 年 6 月以降の避難生活のために要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。そのために要した費用は、世帯分離が生じていたことに鑑みると 3 0 万円と認めるのが相当であり、これを 5 8－1 に生じた損害と認める。

なお、5 8－1 が家財道具購入のために要した額は、3 0 万円を超えるものと認められるが(甲D 5 8 の 6 の 1～1 6)、購入した家財道具の中には、高価なものや避難とは直接関係ない家財道具も含まれるから、3 0 万円の限度で相当な損害と認める。

(ウ) 避難雑費

一審原告 5 8－2～4 は、避難に伴い、個別具体的な費目としては算

定し難いさまざまな支出を要したものと推認でき、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、平成23年6月（58-4は同年9月）から平成25年5月31日までの間、1か月当たり1名につき1万円の限度で損害と認める。その合計69万円（1万円×2名×24か月＋1万円×1名×21か月）を58-2に生じた損害と認める。

エ 精神的損害（慰謝料）

一審原告58-1～4は、自主的避難等対象区域外の居住者であるが、58-2・3については、京都市から千葉県柏市への帰還を断念したことによる避難が、自主的避難等対象区域からの避難に準じる避難と評価することができるから、慰謝料を認めるのが相当である。そして、その額は、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として各30万円を認めるのが相当である。

58-4は、本件事故当時胎児で、避難後出生の子であるから、慰謝料は認められない。

58-1は、避難せずに千葉県柏市に居住し続けているところ、同市は自主的避難等対象区域にも指定されておらず、本件原発から自宅までの距離が約19.5kmあり、58-1が避難の必要性を認識した平成23年6月頃には、同市内の空間放射線量も相当程度低下しており、妊婦及び幼児である58-2・3の避難の相当性は認められるとしても、妊婦でない大人である58-1が避難せざるを得なかったとはいえ、避難を要した58-2・3に加えて、現に避難をしていない58-1にも金銭をもって慰謝しなければならないほどの精神的苦痛が生じたとはいえない。

一審原告58-1～4は、慰謝料請求を認めるべき事情及び慰謝料を増額すべき事情として様々な事情を主張するが、これらの事情を考慮しても、58-1・4の慰謝料請求を認め、58-2・3の慰謝料を増額すべきであるとはいえない。

(3) 弁護士費用

弁護士費用は、一審原告 58-1 に 17 万 1345 円、58-2 に 9 万 9000 円、58-3 に 3 万円、58-4 に 0 円を、それぞれ相当と認める。

(4) まとめ

5 以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表の原告番号 58 の認容額欄記載のとおりである。

第 10 節 弁済の抗弁

前記一審原告らの個別的損害において説示したとおりである。

第 11 節 時機に後れた攻撃防御方法であるとの申立てについて

10 第 1 一審原告らの申立て

一審原告らは、最終弁論期日においてされた一審被告東電がした次の主張及び証拠の申出について、時機に後れた攻撃防御方法の提出であるから却下すべきであると申し立てた。

1 主張

15 (1) 1 審被告東京電力共通準備書面 (34)

ア 第 2・5 「短半減期ヨウ素の存在について」(12 頁)

イ 第 3・3 「もっと高い被ばくがあった可能性があるとの指摘について」
(23 頁)

ウ 第 3・4 「1080 人調査に関する指摘について」(26 頁)

20 エ 第 3・5 「福島県県民健康調査に関する指摘について」のうち、(1)「過剰診断説は明確に否定されているとの指摘について」(27 頁) 及び(2)「チェルノブイリ原発事故との比較に関する指摘について」(30 頁)

(2) 1 審被告東京電力共通準備書面 (35)

25 ア 第 2・2 「BEIR-VII 報告後の疫学研究 (JNCI モノグラフ) に基づく主張の誤り」のうち(2)「メタ解析・メタアナリシスの有効性と限界」(8 頁) 及び(3)「放射線リスクの評価に関するメタアナリシスの例」(9

頁)

イ 第2・3「ICRP2020年勧告に基づく主張の誤り」のうち(2)「ICRP2020年勧告の位置づけ」(12頁)

(3) 1審被告東京電力共通準備書面(36)

5 第2・4「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償における1審被告東京電力と追加賠償受領者との間の合意の内容」のうち(3)「WEB方式」(9頁)

(4) 1審被告東京電力共通準備書面(37)

10 ア 第3「中間指針第五次追補に関する高等裁判所の判断・説示の内容について」(4頁)

イ 第4「仙台高判令和6年1月17日(令和2年(ネ)第27号、乙D共567)について」(7頁)

(5) 1審被告東京電力共通準備書面(38)

15 ア 第6・1「弁済の抗弁に関する考え方」の(2)「一部請求の場合の弁済の抗弁の判断について」のオ「財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって認定額への充当を認めた裁判例」のうち、(エ)「神戸地判令和6年3月21日」(52頁)

20 イ 第6・2「少なくとも1審原告らが本件事故と相当因果関係のある避難及び当該避難の継続に伴い生じた損害により被った損害については、1審被告東京電力が避難及び当該避難の継続に対し実施した賠償の全額について弁済の抗弁が認められるべきこと」(59頁)

2 証拠の申出

乙D共552、555～570

第2 判断

25 1 1審被告東京電力共通準備書面(34)記載の主張は、一審原告が提出したY教授の尋問調書に関する証拠評価の主張であり、新たな主張をするものでは

なく、改めて一審原告らの反論を要するようなものでもなく、これにより訴訟の完結を遅延させることになるとはいえない。

2 1 審被告東京電力共通準備書面（35）記載の主張は、低線量被ばくに関する科学的知見に関する一審原告らの主張に対する反論及び一審原告らの主張の根拠となった文献に関する証拠評価の主張であって、新たな主張をするものではなく、改めて一審原告らの反論を要するようなものでもなく、これにより訴訟の完結を遅延させることになるとはいえない。

3 1 審被告東京電力共通準備書面（36）記載の主張は、一審被告東電の既払金の充当に関する主張であるが、書面による請求のほかWEB方式による請求もあることを示したにすぎず、一審原告らも知る事情に関し、従前の主張を補充するものにすぎないのであって、新たな主張であるとはいえず、改めて一審原告らの反論を要するようなものでもなく、これにより訴訟の完結を遅延させることになるとはいえない。

4 1 審被告東京電力共通準備書面（37）及び（38）記載の主張は、類似事件の裁判例を説明するものにすぎず、新たな主張であるとはいえず、一審原告らの反論を要するようなものでもなく、これにより訴訟の完結を遅延させることになるとはいえない。

5 また、証拠の申出に関しても、乙D共552～563の1・2は、一審被告東電の従前の主張を裏付け、Y教授の尋問調書の証拠価値を減殺するものにすぎず、乙D共564は、用語の解説にすぎず、乙D共565、566も、従前の一審被告東電の主張を補足するものにすぎない。乙D567、569、570は、本件に関連する裁判例にすぎず、一審原告らの証拠評価を要するようなものではなく、乙D共568の1・2についても、書面によらないWEB方式での直接請求の方法を明らかにするものであるが、一審原告らにおいても認識していたものといえ、これについての証拠評価を要するものではない。そうであれば、これらの証拠の申出についても、訴訟の完結を遅延させることになる

ものとはいえない。

- 6 したがって、一審原告らの時機に後れた攻撃防御方法の提出であるとの申立ては、いずれも採用することができない。

第4章 結論

- 5 以上の次第で、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。なお、一審被告東電の仮執行開始時期の猶予の申立てについては相当でないからこれを付与しない。

大阪高等裁判所第12民事部

10 裁判長裁判官 牧 賢 二

裁判官 島 戸 真

15 裁判官 内 田 貴 文

(別紙省略)